

新宿区民会議

～中間発表会～

**わたしたちの新宿の未来は、
わたしたちで創りたい！**

2006. 2. 19

会場：牛込箒笥区民ホール



2005年6月に、基本構想の見直しと新しい基本計画・都市マスタープランを策定するための「新宿区民会議」が発足しました。以来、各テーマ別6つの分科会に各々参画した区民会議メンバーは、本年6月の区長への提言書提出に向けて、議論と検証を度重ねてまいりました。

本中間発表会を機に、各テーマ別に更に深めなくてはならないポイントを整理検証し、さらに視野を広げて、分科会の区分を超えた複合的なテーマの取り組みへとつなげて参りたいと思います。

<わたしたち区民のまち「新宿」の、よりよい未来>を実現するために、お一人でも多くの区民の方々とともに考え、区民の視点に立った有意義な提言書を作成することが必要です。そのためにも、今日の中間発表の内容についてのご意見・ご感想を、皆様から頂戴し、今後の議論の参考にさせていただきたいと思っておりますので、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

新宿区民会議 メンバー一同

**私たちの新宿の未来は、
私たちが創りたい！！**

**私たちの声を
区政に届けたい！！**



第1分科会

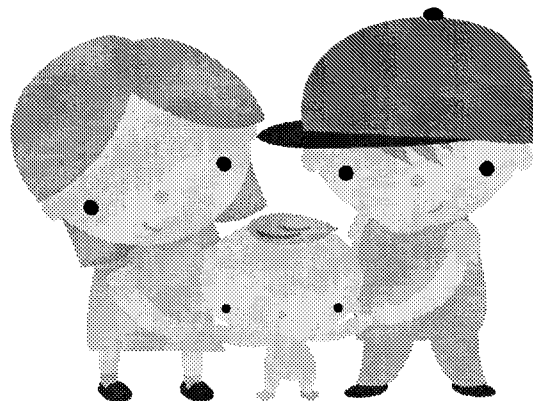


《検討分野》

子育て 教育 青少年

目 次

I	はじめに	1- 1
II	親への支援	1-13
III	子育てを核とした地域再生	1-16
IV	子育て・教育をめぐる環境	1-19
V	子どもの生きる力と豊かな心を育てる	1-23
VI	社会を担える青少年の育成	1-26
VII	おわりに	1-28
VIII	第1分科会活動記録	1-30



I はじめに

1 まず共通の認識をもつ

昔に比べ、子育てしにくい社会になりつつあることは多くの人々が認識しています。現実に、少子化が進行し、人口減少社会に突入しています。(資料1参照)

- ◆ 国際的に見ても、先進国では少子化が進行しています。
しかし、日本の出生率低下の速度は特に急速であり、下げ止まりも見える国が多い中、日本はまだ下げ止まったとはいえない状況にあります。(資料2参照)
- ◆ 新宿区においても、合計特殊出生率は全国の都道府県で最も低い東京都の中でも、さらに低い値で推移しています。(資料3参照)
- ◆ ただし、新宿は単身世帯が多いという特徴があります。(資料4参照) 新宿区内で生まれる子どもの数は、約20年の間に3分の1に減っています。(資料5参照)

昔に比べ、なぜ若者が「子どもを産まない」のか、「子育てをする能力が落ちているように見える」のか、「健全に子どもが育たないように見える」のかを、認識しなくては、子ども・子育てについての議論は始まりません。

厚生労働省では、出生率低下の社会的背景として様々な社会変化が原因としています。(資料6参照)

①働き方の見直しに関する取り組みについて

- ◆ まず、男性の家事・育児時間は国際的に見ても極端に低い水準です。先進国では、男性の育児時間が長いほど出生率が高いという比例関係にあることが指摘されています。(資料7参照)
- ◆ 一方、昔よりも、ゆとりある暮らしや男性の育児に対する関心は高くなっているにもかかわらず、30歳代男性の4人に1人は週60時間以上の残業をしており、男性の労働時間は増えています。(資料8参照)
- ◆ また、育児休業制度などは、制度がつくられてもそれを活用できない「職場の雰囲気」があることも指摘されています。(資料9参照)

②子育て支援サービスについて

- ◆ 国は二期にわたるエンゼルプラン、平成14年からの「待機児ゼロ作戦」で保育サービスの充実を図ってきました。新宿区でも、保育園利用児童数は増えています。(資料10参照)
- ◆ 新宿区でも0歳児から2歳までの子どもの7割が、自宅で過ごしていることが判っています。(資料11参照)
- ◆ 一方、保育園を利用しない主に専業主婦の子育てに対する負担感が大きいことが、指摘されはじめました。(資料12参照)

- ◆ 全国的には、専業主婦の負担感が高いという調査結果がありますが、新宿区では共働き家庭の保護者のほうが、負担感がやや高いという調査結果になっています。しかし、「子育てしやすいと思う人」の割合では、母親が就労しているほうが「子育てしやすい」と思っているようです。(資料13参照)
- ◆ 地域協同体の機能が失われていく中、子育てが孤独に感じ、負担感が大きくなっていることが指摘されています。(資料14参照)
- ◆ 子育ての負担感や孤独感は、児童虐待にも繋がっていることは、容易に想像できます。相談窓口が整備され虐待や育児不安の相談件数が増えています。(資料15、16参照)
- ◆ 命の大切さや家庭の役割等についての理解を深めること、子育ての支えあいと連帯の重要性が子育てに関する意識調査の結果からも読み取れます。(資料17参照)
- ◆ 子育ての支えあいと連帯の重要性は、現在子育て中の親だけでなく、将来子育てをする子ども達にも影響することがわかりました。(資料18参照)
- ◆ 新宿区の調査でも、子どもと触れ合う機会の多い中学生ほど、将来の自分に肯定的なイメージを持っていることが明らかになっています。(資料19参照)

③若者の社会的自立が難しい環境について

- ◆ 若年層の自立は厳しい環境が続いています。(資料21参照)
- ◆ 経済的な自立ができないと、家庭を築くことが難しいのは言うまでもありません。(資料21参照)

つまり、昔に比べ「子育てをする能力が落ちている」という議論をする前に、豊かな時代になり、家事負担は減ったものの、治安の悪化や、核家族化、地域協同体機能の低下などにより、育児が孤独化し、母親だけに負担がかかっている現実が明らかになりました。

そして、社会状況の変化が、これから子育てをする若い世代の子育てに対する考え方にも影響していることや、若者の自立が厳しい環境であることが「子どもを産まない」要因になっていることも見逃せない現実です。他にも、様々な目に見えない要因の積み重ねが、「子育てしにくい社会」をつくり出しており、子育ての問題を母親だけの問題では語れないことを共通認識として持つことが重要であることがわかりました。

2 新宿で育つ子ども達、子育てをしている親の目線に立ち、耳を傾けること

そこで、第1分科会では、「子どもの立場」「現在子育てをしている親の立場」に立って、子育ての問題を考えることを心がけながら議論しました。

第1分科会では・・・

また、障がいを持つ子どもや、不登校児、外国籍の子ども、ひとり親など、すべての子どもについて考えることも心がけました。

3 まちづくり＝人材づくり＝人づくり

社会を担う人材づくりを進め、まず、子ども自身の参画の権利を尊重する

4 新宿という様々な特色を持った都市を、将来どのようにしたいかというビジョン(目指すべき社会)を明確にする

これまでの討議で、出てきたキーワードを繋ぎ合わせると第1分科会で理想とするビジョンが見えつつあります。

新宿区次世代育成支援計画に明記されている目標

- 目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます
- 目標2 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします
- 目標3 子育てと仕事の両立しやすい環境づくりを進めます
- 目標4 家庭・地域の子育て力・教育力をアップします
- 目標5 安心して子育てできる都市環境をつくります

次世代育成支援計画に追加すべきと第1分科会で考えた項目

- 目標6 子ども自身も社会の一員として「参画」できるまちづくりをします
- 目標7 行政と市民(citizen)が共に成長していくしくみをつくります
- 目標8 未来の子ども達に伝統と知恵と住みやすい環境を伝承していきます
- 目標9 誰もが愛着を持てる地域コミュニティの再生をします

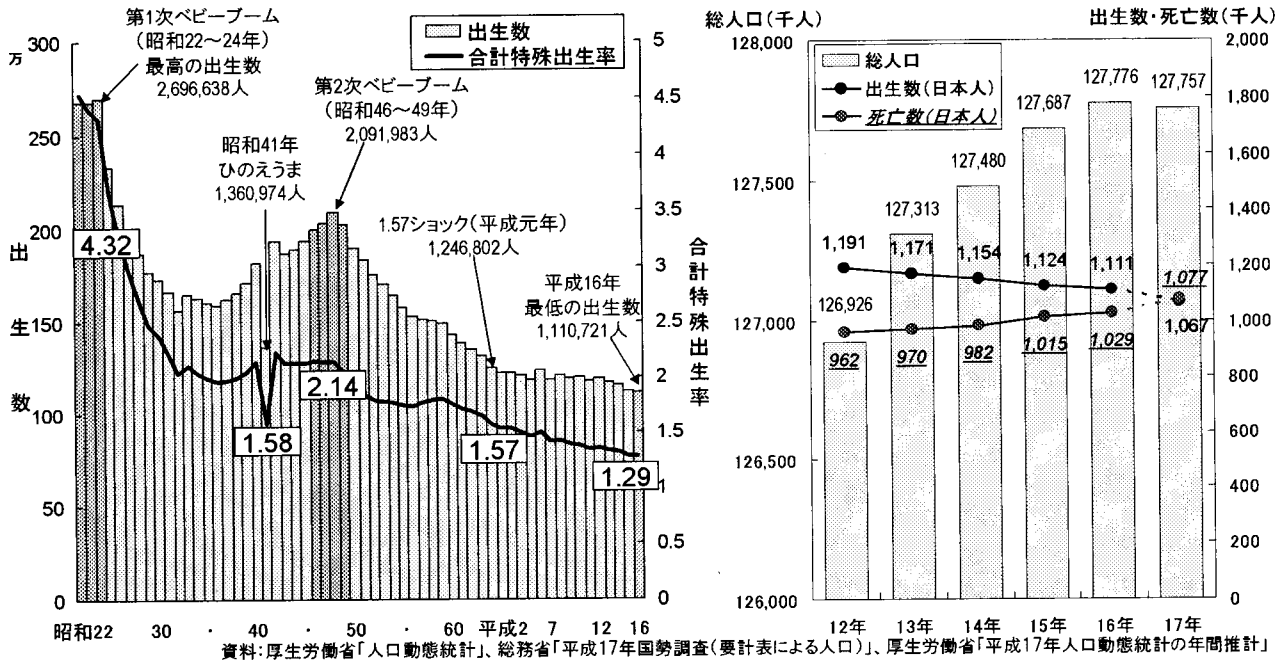
5 ビジョンを現実のものにするために、どのような施策を誰がどこで実践するか

中間発表までの前半は、「乳幼児」「小・中学生」「青少年」「親への支援」「地域の中での子育て」「子育てのための環境」の6つのグループに分かれて討議しました。後半は、「乳幼児・小学生」「中学生・青少年」「親への支援」の3つのグループで討議しました。

資料1

少子化の進行と人口減少社会の到来

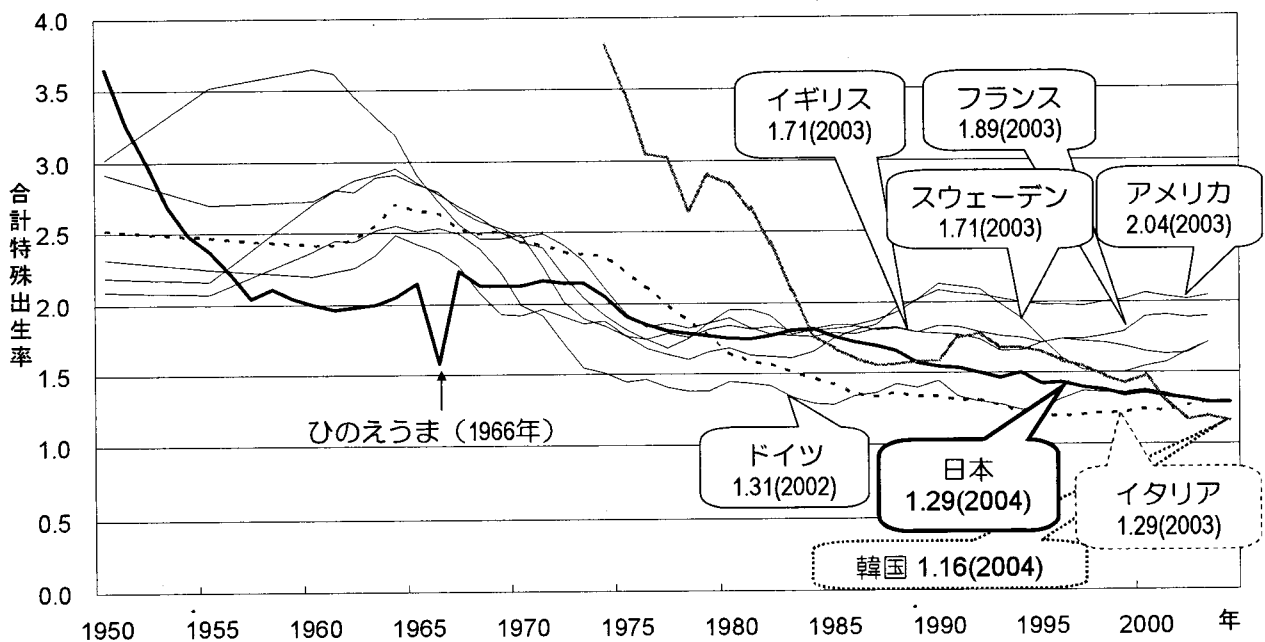
- 現在我が国においては急速に少子化が進行。平成16年の合計特殊出生率は、過去最低の水準を更新した平成15年と同率の1.29となった。
- 人口動態統計(年間推計)、国勢調査では、総人口、自然増加数とも平成17年にはマイナスとなり、我が国の人口は減少局面に入りつつあるとみられる。



資料2

諸外国の合計特殊出生率の推移

- 我が国の出生率を諸外国と比較すると、ドイツや南欧・東欧諸国、アジアNIES とともに、国際的にみて最低の水準。また、低下の一途をたどっていることが特徴。

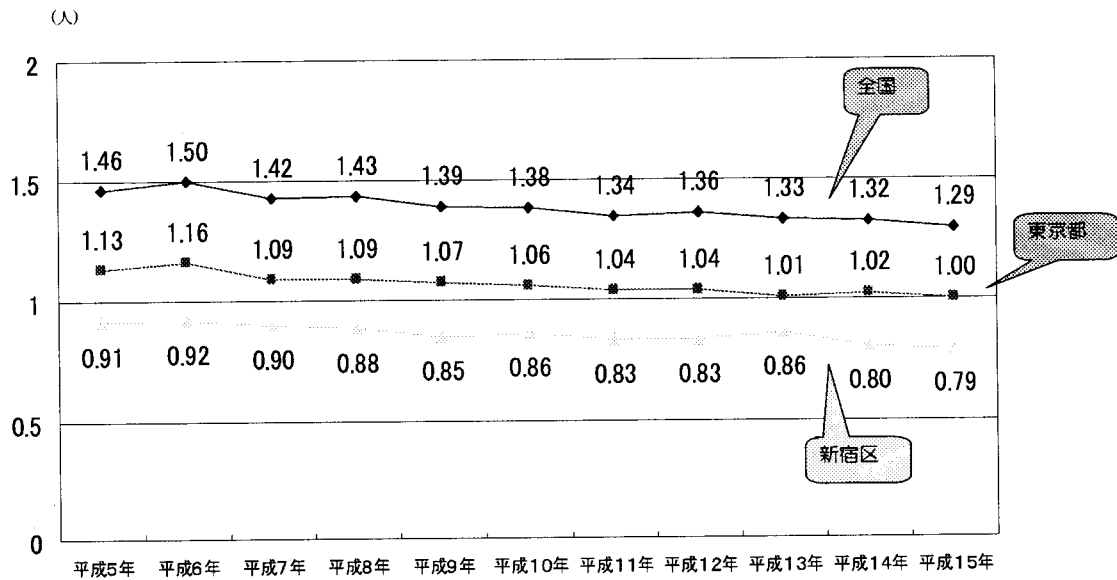


資料: Council of Europe: Recent demographic developments in Europe 2004, US Department of Health and Human Services: National Vital Statistics Reports Vol53 Num9, 厚生労働省: 人口動態統計等から作成。(なお、1960年前はUN: Demographic yearbookによる。1991年前のドイツのデータは西ドイツのもの。)

資料3

新宿の合計特殊出生率

○ 新宿区の合計特殊出生率は、全国の都道府県で最も低い東京都の中でも、さらに低い値で推移しています。

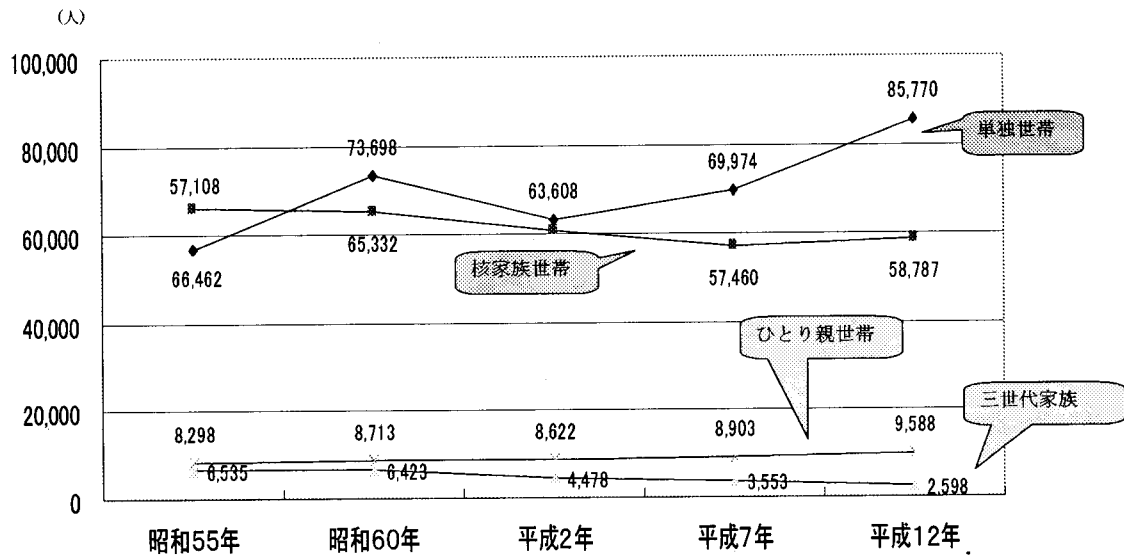


資料: (「厚生労働省人口動態統計」「東京都衛生年報」)

資料4

新宿区の世帯数

○ (新宿区)世帯の半数以上は単独世帯であり、平成2年以降大きく増加しています。また、ひとり親世帯も増加傾向にあります。

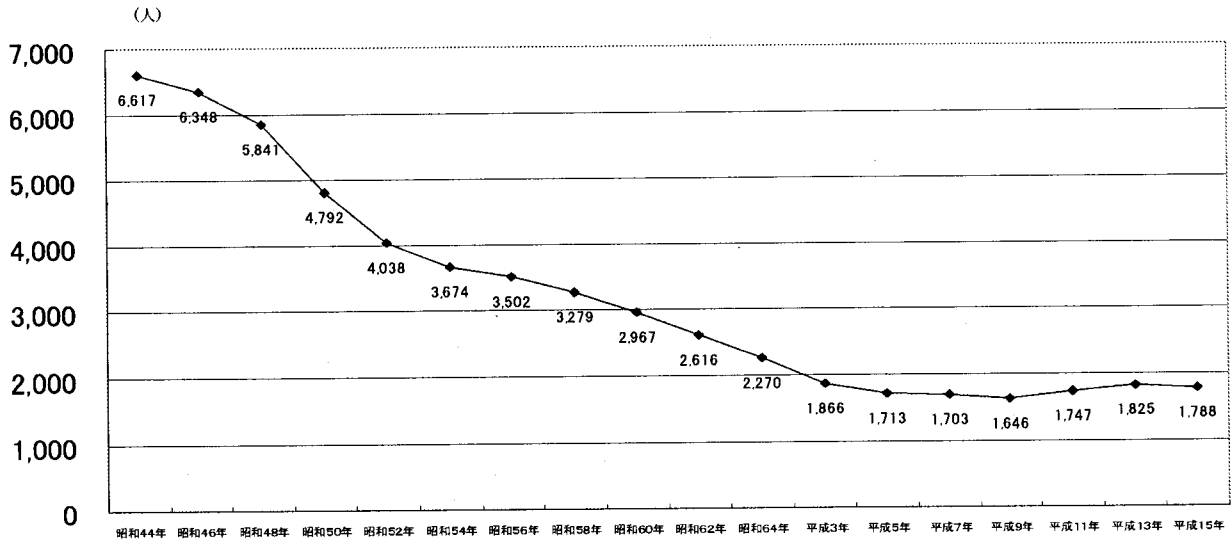


資料: (国勢調査)

資料5

新宿区の出生数の推移

○ 昭和44年に生まれた子どもの数は6,617人でした。その後減少を続け平成3年に2,000人を割りました。その後は低い値のまま推移する傾向を示しています。



資料:(企画部企画課資料)

資料6

出生率低下の社会的背景

資料:(厚生労働省)

○ (厚生労働省は)これまで様々な角度から対策を進めてきたものの、様々な社会の変化に対して、対策が十分に追いついておらず、出生率が依然低下傾向。

①働き方の見直しに関する取組が進んでいない

- 子育て期にある30歳代男性の4人に1人は週60時間以上就業しており、子どもと向き合う時間が奪われている。
- 男性の家事・育児に費やす時間は世界的にみても最低の水準であり、その負担は女性に集中。
- このような「職場の雰囲気」から育児休業制度も十分に活用されていない。

②子育て支援サービスがどこでも十分に行き渡っている状況にはなっていない

- 二期にわたるエンゼルプラン、平成14年度からの「待機児童ゼロ作戦」で保育サービスの拡充を図るものの、保育ニーズの増加により、待機児童はまだ多数存在。
- 地域協同体の機能が失われていく中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、保育所を利用していない家庭(専業主婦家庭)の子育ての負担感が増大。

③若者が社会的に自立することが難しい社会経済状況

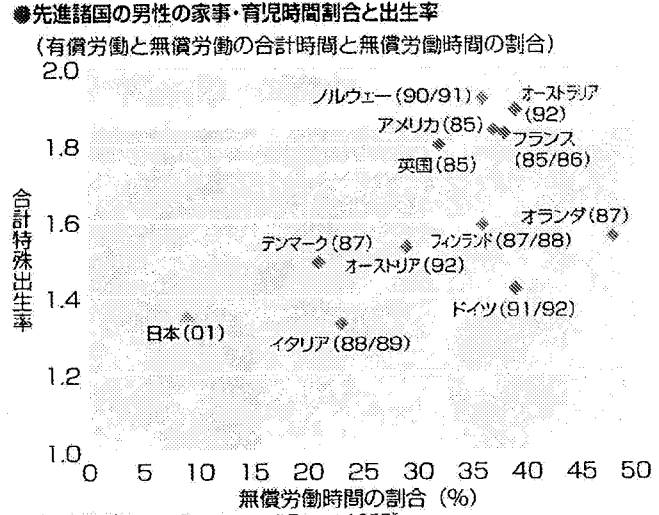
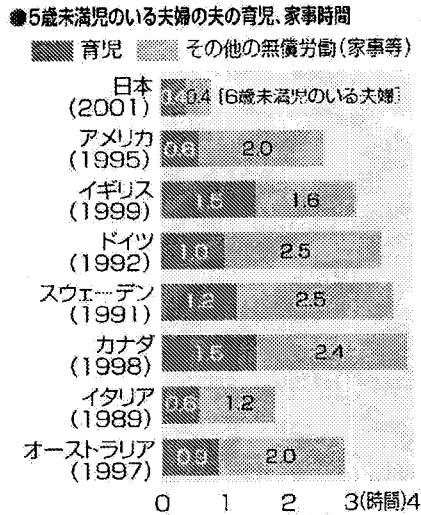
- 若年者の失業率は厳しい状況が続いており、特に24歳以下は、近年急速に上昇。
- 雇用の不安定な若者は社会的、経済的に自立できず、家庭を築くことが難しい。

資料7

男性の家事・育児時間

- 我が国の男性の家事・育児に費やす時間は世界的にみても最低の水準。
- このため、子育ての負担は女性に集中。

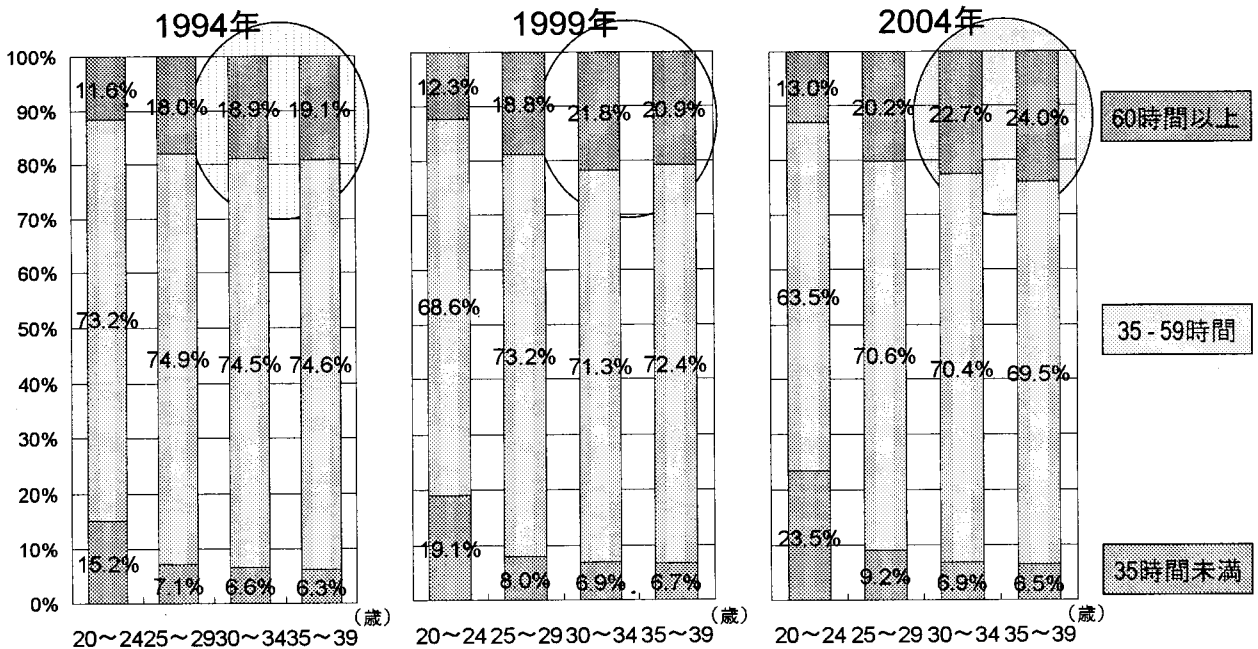
図4 男性の家事・育児時間



資料8

年齢階級別雇用者の1週間の就業時間(男性)

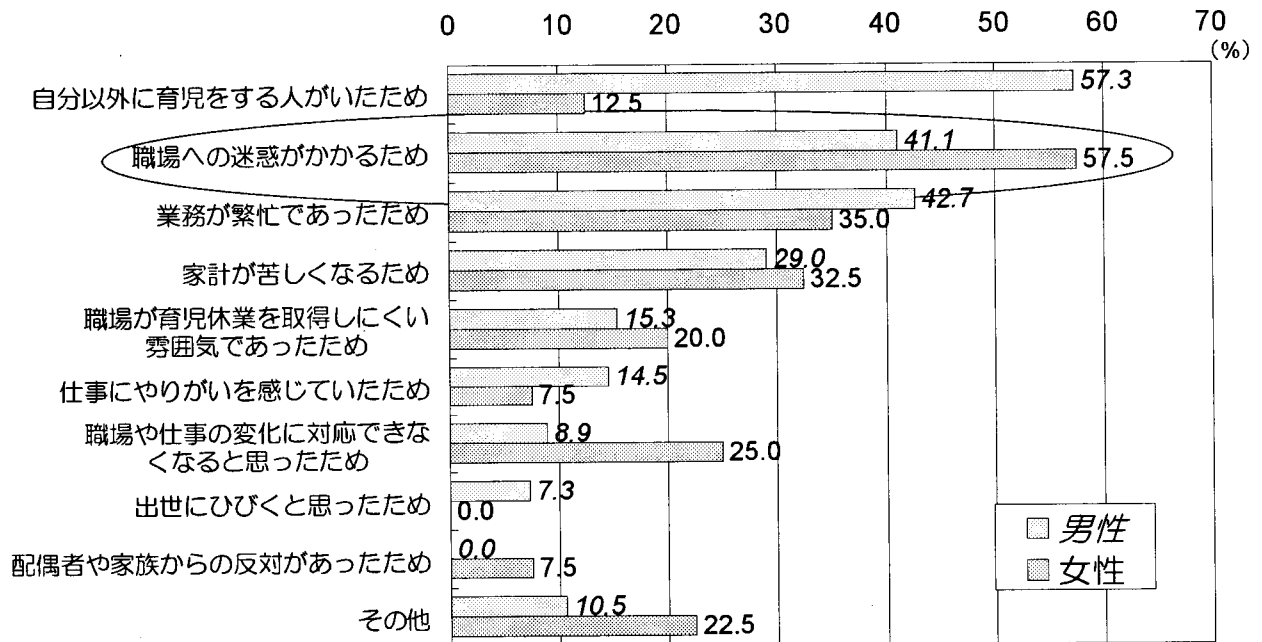
- 子育て期にある30歳代男性の約4人に1人は週60時間以上就業。長時間就業者割合も増加。
- 奪われる「子どもと向き合う時間」



資料9

育児休業を利用できたのに取得しなかった理由

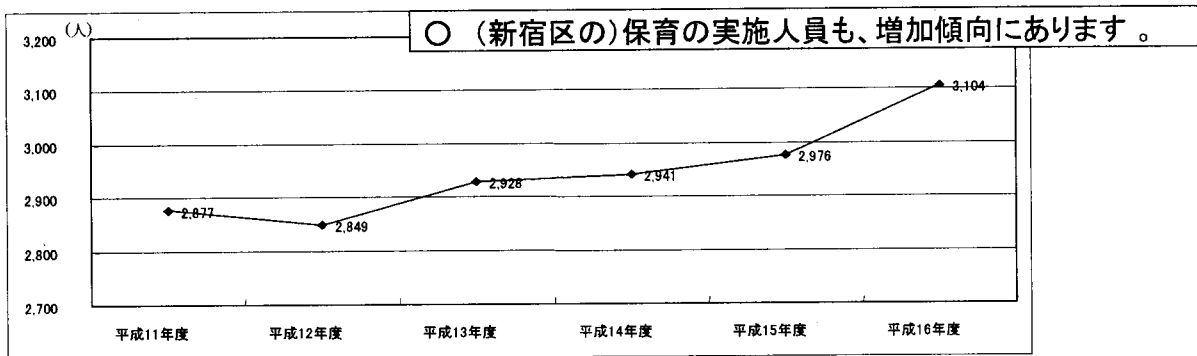
○ 女性が育児休業を利用しなかった最大の理由は「職場への迷惑」
 → 制度が十分に活用されるためには、職場優先の風潮、長時間労働環境の見直しが必要



(注) 1 複数回答 2 6歳未満の子を持つ配偶者のいる20歳以上40歳未満の雇用者（女性は非就業も含む）に聞いたもの
 (資料)ニッセイ基礎研究所「男性の育児休業取得に関する研究会報告書」(平成15年)

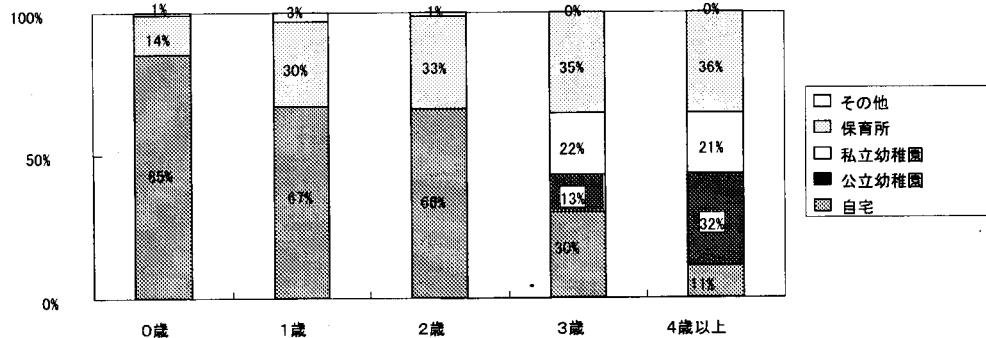
資料10

新宿区の保育実施数・保育状況



○ (新宿区の)0歳から2歳までの子どもの7割以上が自宅で過ごしています。

資料11



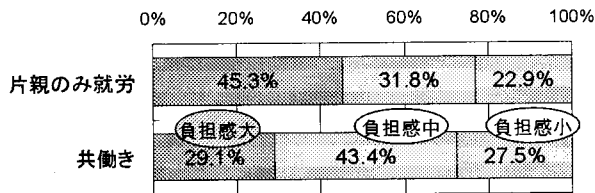
資料: (福祉部保育課資料) - (「平成10年新宿区子育て支援に関する実態調査」・「平成15年新宿区次世代育成支援に関する調査」)

資料12

子育ての負担感

全国

○子育ての負担感（女性）（平成13年調査）



専業主婦の方が子育ての負担感を強く感じている

資料：(厚生労働省)

○全国的には、専業主婦の負担感が高い調査結果がありますが、新宿区では共働き家庭の保護者の負担感の方がやや高いという結果になっています。一方、「子育てしやすいと思う人」の割合は、母親が就労しているほうが多くなっています。

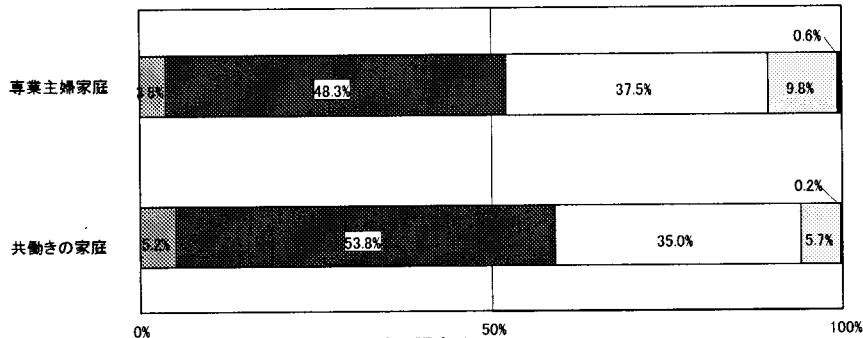
新宿区が「子育てしやすいと思う人」の割合

母親の状況	就労	無職
未就学児童	約61%	約20%
小学生	約23%	約14%

資料13

新宿区

子育てのつらさ(親の就労状況別)



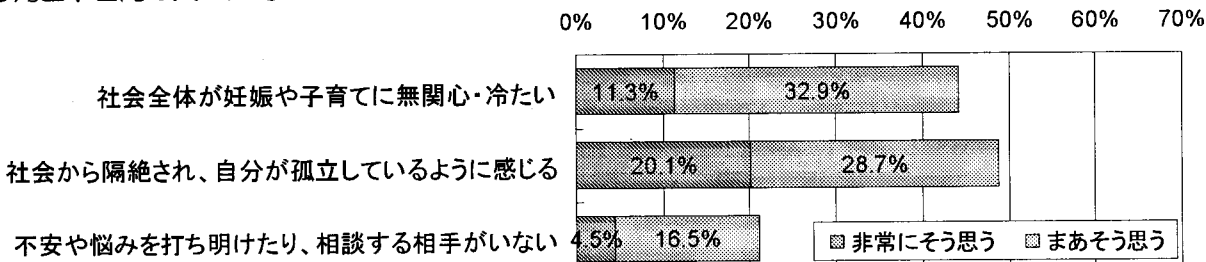
資料：(「平成15年新宿区次世代育成支援に関する調査」)

資料14

子育ての負担感

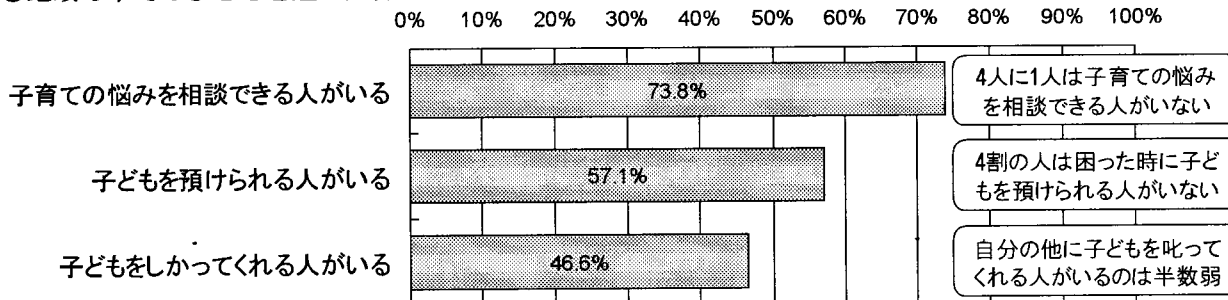
○地域協同体の機能が失われていく中で、相談相手や自分に代わって短時間子どもを預けられる人が得られず、子育てが孤立化し、負担感が大きくなっている。

○周囲や世間の人々に対してどのように感じているか（妊娠中又は3歳未満の子どもを育てている母親）



資料：財団法人子ども未来財団「子育て中の母親の外出時等に関するアンケート調査結果」(2004年)

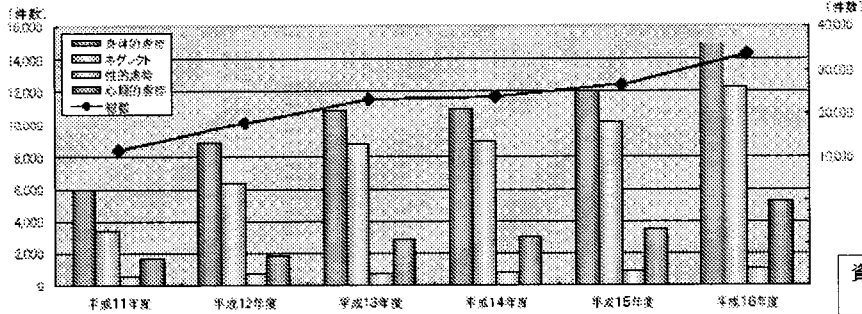
○地域の中での子どもを通じた付き合い（未就学児の母親）



資料：(株)UFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託(2003年))

資料15

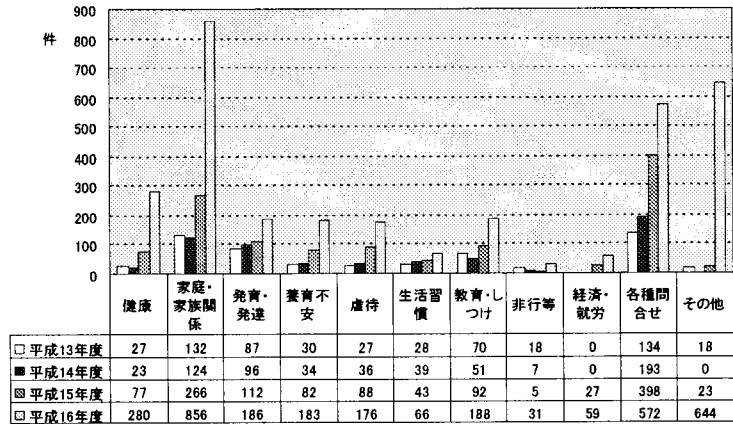
児童虐待の相談件数



資料: (厚生労働省)

資料16

- 各種問合せ以外は、継続相談となることも多く、特に家庭・家族関係の相談については、長期間にわたっての相談の場もあります。
- また、平成16年度より、ファミリーサポート事業の相談を開始したため、その他の相談が大幅に増えています。



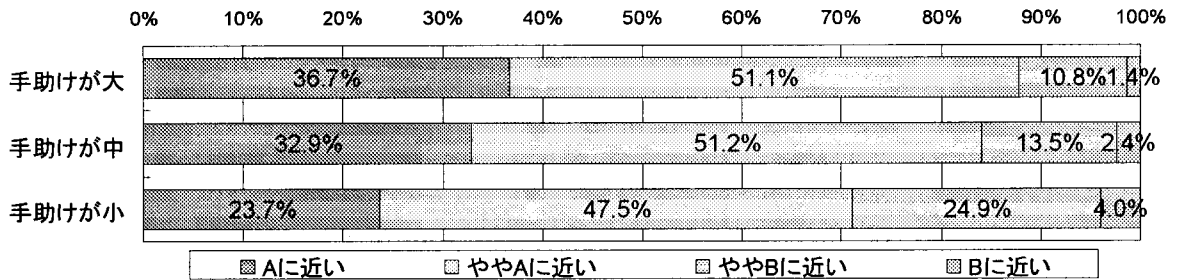
資料: (「平成15年新宿区次世代育成支援に関する調査」)

資料17 周囲からの手助け状況と子育てに対するイメージ

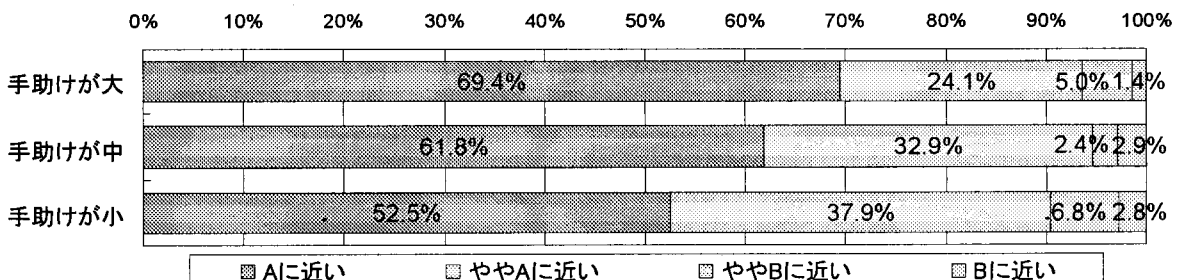
- 親族や友人・知人、近所の人からの手助けが小さい層で「子育てを辛い」と感じる傾向が高く、逆に手助けが大きい層で「子どもを持つことで親も成長する」というイメージを持ちやすい。

○子育て層(女性)の子育てに対するイメージ

※ A: 子育ては楽しい、B: 子育ては辛い



※ A: 子どもを持つことで親も成長する、B: 子どもを持つことで親は可能性を制約される

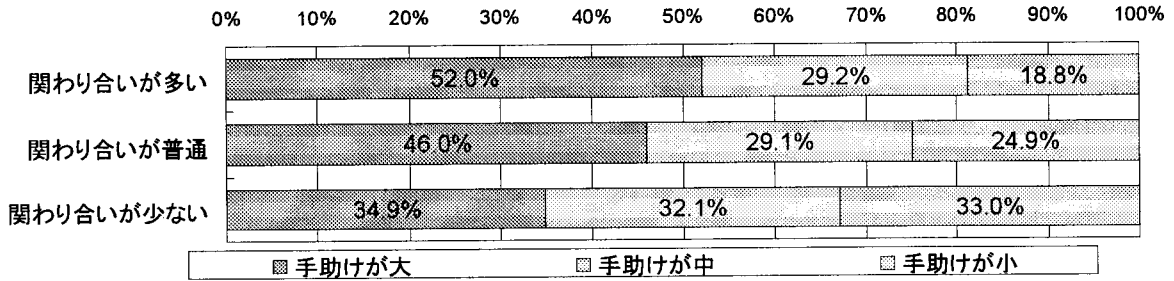


資料: 財団法人子ども未来財団「子育てに関する意識調査」(2004年)

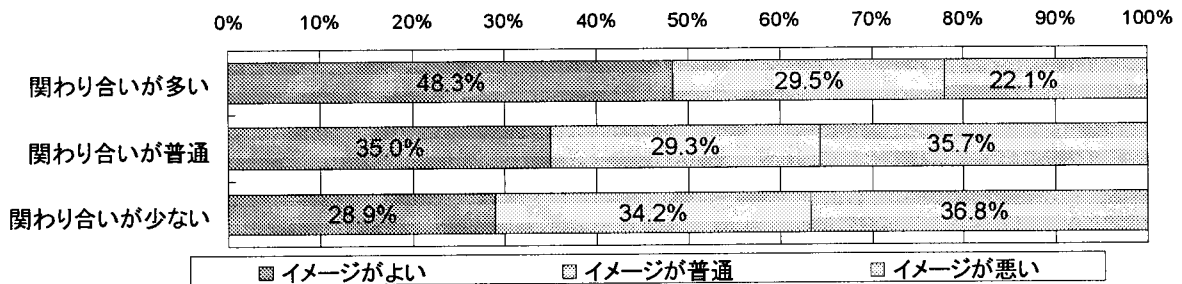
資料18 子どもの頃の近所との大人との関わり合い

- 子どもの頃に近所の大人との関わり合いが多かった人ほど、周囲の手助けを多く得ている。
- 近所の大人との関わり合いの多い中高校生は、子育てに対するイメージがよい。

○子どもの頃の近所の大人との関わり合いと子育てにおける周囲の手助けの現状（子育て層）



○近所の大人との関わり合いと子育てに対するイメージ（中高校生）



資料：財団法人子ども未来財団「子育てに関する意識調査」(2004年)

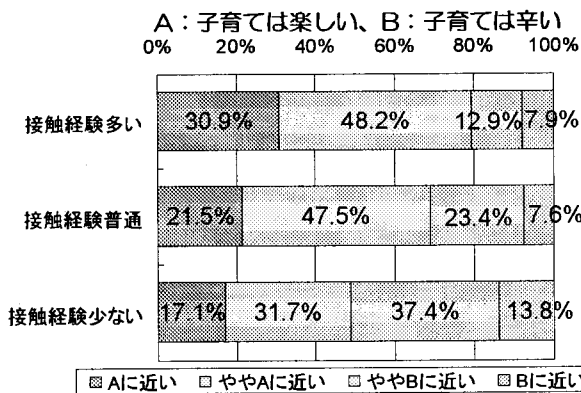
資料19 Ⅲ 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

全国

○中高校生が小さい子どもと触れあう機会（平成15年調査）

触れあう機会がない 66.1%

○子どもとの接触経験と子育てに対するイメージ（平成16年調査）

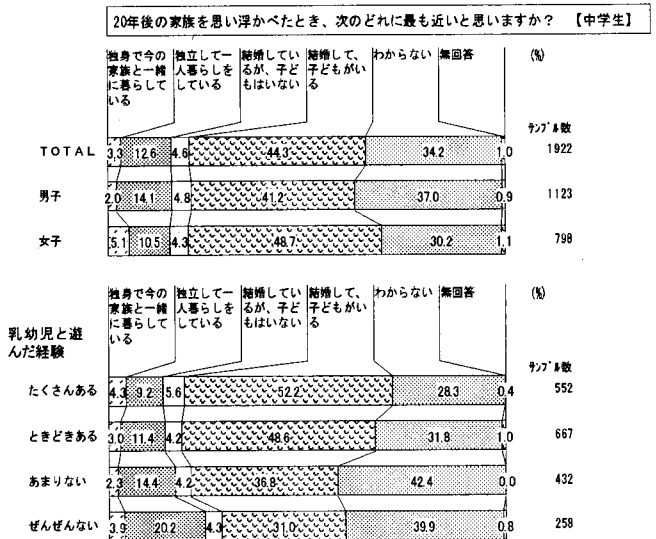


小さい子どもとのふれあい経験が多い方が子育てに肯定的なイメージを持ちやすい

資料：(厚生労働省)

新宿区

○新宿区の子ども達も、乳幼児に触れ合う機会の多い子どものほうが将来のイメージが良い結果が出ています。



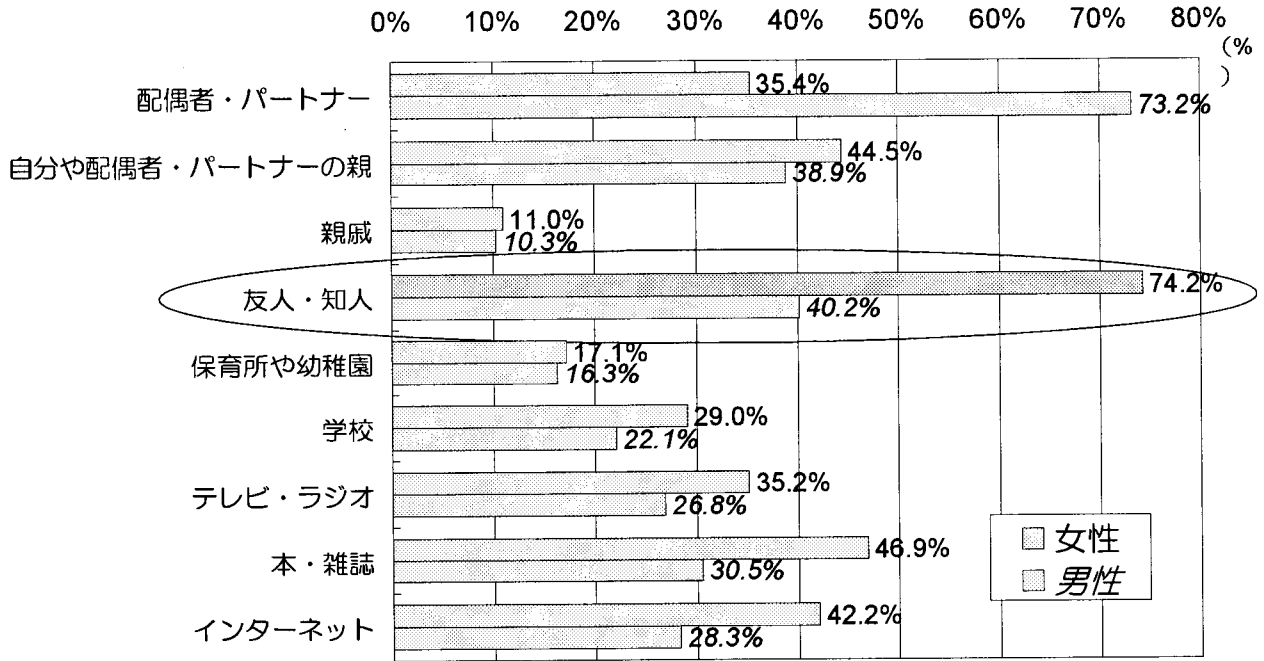
資料：「平成15年新宿区次世代育成支援に関する調査」

資料20

子育てに関する情報源

○子育て層の女性の最大の子育てに関する情報源は「友人・知人」

○子育てに関する情報や知識を何から得ているか（複数回答、主な回答を抜粋）



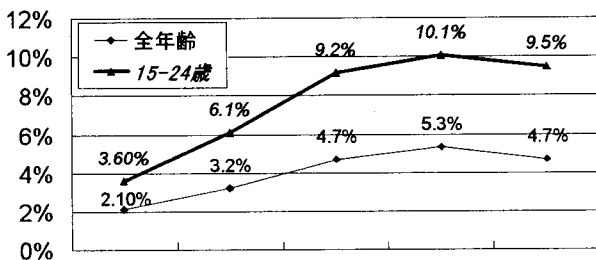
資料：財団法人こども未来財団「子育てに関する意識調査」(2004年)

資料21

若年失業率、フリーターの増加

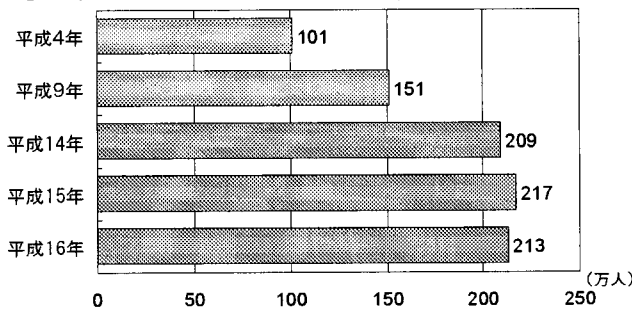
- 若年者の失業率は厳しい状況が続いており、特に24歳以下は、近年急速に上昇。
- 雇用の不安定な若者は社会的、経済的に自立できず、家庭を築くことが難しい。

○失業率の推移



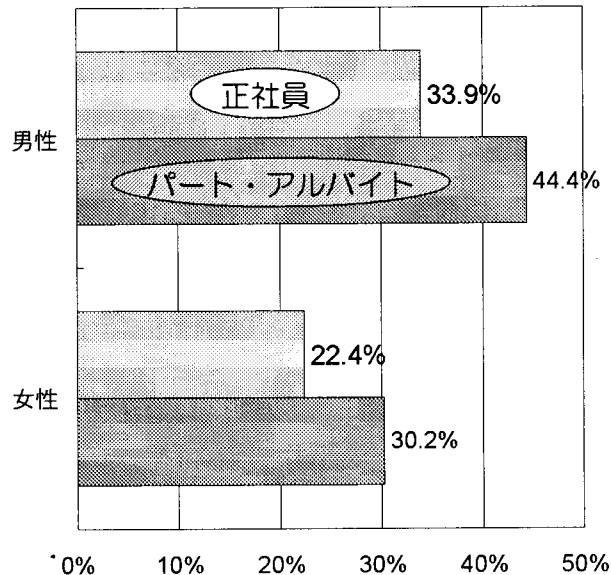
資料：総務省統計局「労働力調査」

○フリーター数の推移



資料：総務省統計局「就業構造基本調査」、「労働力調査詳細集計」を基に作成

○未婚の理由として「金銭的に余裕がないから」をあげる者の割合



資料：内閣府「国民生活白書」(平成15年版)より引用。内閣府「若年層の意識実態調査」により作成され、回答者は全国の学生を除く20~34歳の男女880人。

II 親への支援

「いまだきの親は…」が、最初の一步だったかもしれません。

なぜ、いまだきの親は・・・と言われてしまったのか。

- 子どもの人格を認めないしつけ
- 人の話を聞かない親がいる
- 親になりきれない親
- 近隣とのつながりが薄い

その中で、子どもの人権が守られていないことが問題となった。

～子どもの権利の4つの権利～

- ①生きる権利…防げる病気などで命を失わないこと。病気やけがをしたら治療をうけられること
- ②育つ権利…教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること。
- ③守られる権利…あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られること
- ④参加する権利…自由に意見を表したり、集まってグループをつくって自由な活動したりできること。

でも、実際、それだけではなかった・・・。

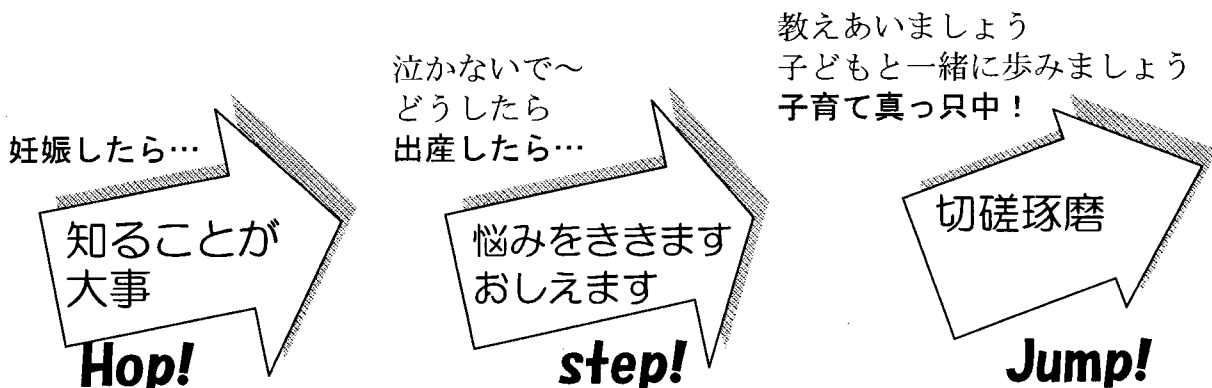
だからこそ、どうしたら、子育てしやすい環境を守れるのか。どうやったら、子育て支援をしたいと考える地域の人たちや行政と、実際に子育てしている「親」が繋がるのか。子どもたちの権利が保障されるのか。そんなことを考えました。

目指す解決策

親となり、いろいろな問題に直面したときに、悩みを抱え込んでしまわないように

- ①核家族・孤育てが増えて、子育ての先輩から意見を聞く機会がないなら、・・・チャンスをつくろう！
- ②様々な困難を抱えている家庭を早期に発見し、様々な援助を開始すれば、虐待等深刻なケースに至ることを避けることができるのでは？また地域の中に、子育て家庭の居場所をつくっていく。
- ③支えられるだけではなく、相互支援の関係も築く。
- ④親育ちする権利を保障する。

まずは、妊娠から育児までの親としての成長にあわせ、
ホップ・ステップ・ジャンプと段階ごとに支援の方法を考えてみました。



Hop!

テーマ：「はじめの一步」～知ることが大切～

★現状と課題

核家族・孤育てが増えて、子育ての先輩から意見を聞く機会がない。知らないために、つらくなることもある。その反面、おせっかいを焼きたい人たちが大勢いる。そのおせっかいを無理なく、親に子育てに活かしてもらいたい。

外国籍の方の相談・問合せ先などが分かりづらい。

★どのような取組みが必要か

- ① 地域ボランティアで「母と子の保健バック」を見やすく、活用してもらいやすいように工夫する。例えばクリアファイルに整理し、その中には、地域の顔が見えるようなチラシなども入れておく。その他、どこに問合せると良いかなどのアドバイスも入れる。外国人向けも作成する。地域の顔となった人などがプレ両親学級に参加・交流をする。
- ② おせっかいを集める。そのおせっかいな内容を、無理なく、嫌味なく、気軽に受け止めてもらえるような手段として、おせっかい本の発行。

★区民等と行政の役割

行政：本発行の助成金・広報、クリアファイルへの助成

地域：地域ごとに、クリアファイルの整理をするためのボランティアを行う。

区民：おせっかい隊の実行委員会を発足。親のステップアップのための冊子の発行。

★達成された姿はどのような状態か

おせっかい本は、母子手帳とともに配布してもらいたい。初年度は、幼稚園までの保護者に配布。子育てのお母さんたちがほのぼのと読めるような『育児・マナー・食育・慣習・しつけ等』を通して、研修会にでられなくても、子育ての勉強ができる。

妊婦のうちから、地域の顔がわかることにより、安心をして出産に望める。

step!

テーマ：妊娠・出産・育児を支える

★現状と課題

区内では年間 1800 人ほどの新生児が生まれている。その中で様々な困難を抱えている家庭を早期に発見し、様々な援助を開始すれば、虐待等深刻なケースに至ることを避けることができる。また地域の中に、子育て家庭の居場所をつくっていく。

★どのような取組みが必要か

妊娠したら (母子手帳をつくる・プレ親教室などで)・・・

- ・配布物は、多言語とし外国籍の保護者にも分かりやすくする。
- ・母子手帳の配布時に、主任児童委員・子育て関連施設の職員の顔を知らせるパンフレットを入れる。
- ・上記配布の中に現在保健センターで実施している新生児検診(28日検診)の訪問予定日・下記に述べるヘルパー派遣希望の有無についての返信はがきを入れ、返信の有無により、リスクのある家庭発見の第一次スクリーニングの効果もねらう。(多言語を用意)
- ・プレ親学級で主任児童委員・子育て関連施設職員、また支援をしてくれる地域住民を紹介し、活動に加わってもらおう。また、地域の中で訪問や気軽な集まりを実施していく。

出産したら

- ・新生児検診の保健師派遣に、地域の子育て施設職員・研修を受けた地域ボランティア(仮称)「はじめの一步助っ人」がついていき、地域の中の情報とお手伝いすることを伝える。また現在の産後2ヶ月までのヘルパー派遣の期間を延ばし、利用料は取らない。(無料にすることでどんな家庭にも入り易くなる)ヘルパー派遣とともに育児の相談相手も入り、リスクの高い家庭へのサポートを始める。

★区民等と行政の役割

行政：「はじめの一步助っ人」の研修育成、産後ヘルパーの賃金、保健センター保健師との連携

親と地域：地域の中で「はじめの一步」助っ人に参加。

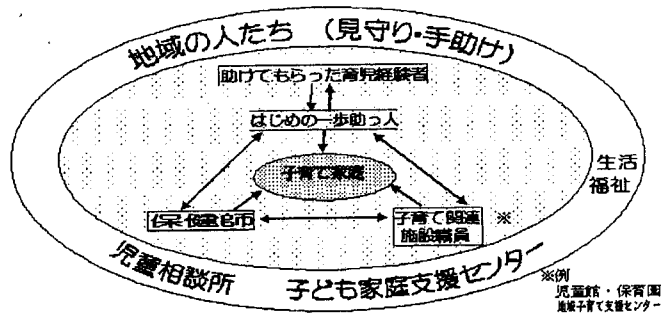
助けてもらった人が次の助ける人になっていくようなサイクルづくり。

★達成された姿はどのような状態か

妊娠した時点で、「プレ親教室」などを子育て関連施設等地域で実施することで、職員や「はじめの一步の助っ人」・主任児童委員と知り合い、出産前から地域で孤立するリスクを避ける。

出産後は、産後支援ヘルパー制度を紹介するなどキッカケとして、家庭への援助を開始。2歳ごろまで定期的に訪問。地域の中で、子育て家庭の居場所をつくっていく。リスクの高い家庭には、関連機関・地域民生委員・地域協力者などが連携して、早い段階からサポートチームが入る。

「はじめの一步助っ人」は、行政が研修等を実施し人材を育てるとともに、助っ人にお世話になった人の中から、次に助っ人になる人を育てられるような、サイクルをつくる。



Jump!

テーマ：「地域で考えよう」～子育て・親育ちのためのワークショップ～

★現状と課題

親となり、いろいろな問題に直面したときに、悩みを抱え込んでしまう。

区立幼稚園では、家庭教育学級等が充実しているが、保育園では子育て支援の研修会や家庭教育学級等がない。また、低年齢層の勉強会などが少ない。とくに身近で参加しやすいものが少ない。働く親や父親も参加できるようなシステムが必要。

★どのような取り組みが必要か

同じような年頃の子育て中の保護者同士が遊び場も企画し、親子で楽しんだあと、子育て研修会に参加し、意見交換・経験交流をたくさんの親に体験してもらいたい。子どものことを第一に考えて、親としての役割を再認識しながら、ほかの保護者と子育ての経験を教えあったり、講習会や勉強会を行う。両親ともに参加できることがのぞましく、父親参加の糸口ともなる。保護者が企画する遊びを持ち寄ることにより、交流が深まる。

また家庭で子どもとだけ過ごすことが多い母親たちが、率直に自分たちの悩みを出し合い、解決していける機会・場を作っていく。

★区民等と行政の役割

行政：子育て・親育ちのためのワークショップに於ける資金的助成・講師料金・場所の提供・広報

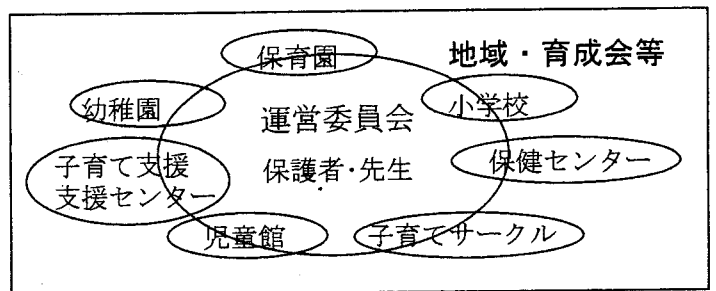
親と地域：地域のネットワークで、運営委員会を立ち上げ。特に、当事者となる保育園・子育て支援センターの会員や幼稚園・児童館・学童の保護者会などの保護者も含めての懇談会等を行い、実施計画をたてる。

★達成された姿はどのような状態か

子育て世代の保護者に研修会や座談会などの参加しやすい環境を整える。

地域とのお年寄りなども講師にお招きし、交流が深まる。

企業などにも協力を仰ぐ。



Ⅲ 子育てを核とした地域再生

テーマ:子育てを核とした地域再生

乳幼児は妊娠前～出産～就学までの短い期間に関わらず、施策は様々な管轄や機関に渡り複雑である。それぞれの施策についても議論してきた。全部を紹介することができないが、これまで出てきたキーワードを繋いでいくと、地域再生が重要なポイントであることが見えてきた。

★ 現状と課題

新宿区の子育て支援の施策はすでにたくさんあるが、必要な人に必要な情報やサービスが届いていない。また、乳幼児期の子どもは親が就労している(保育園)かしていない(幼稚園)かで、分かれてしまっている。

① 行政(新宿区)の子育て支援

(子ども家庭支援センター1ヶ所、児童センター1ヶ所、乳幼児親子専用または優先スペースのある児童館6ヶ所、保育園28園、幼稚園25園、保健センター4ヶ所、子ども発達センター1ヶ所 etc.)

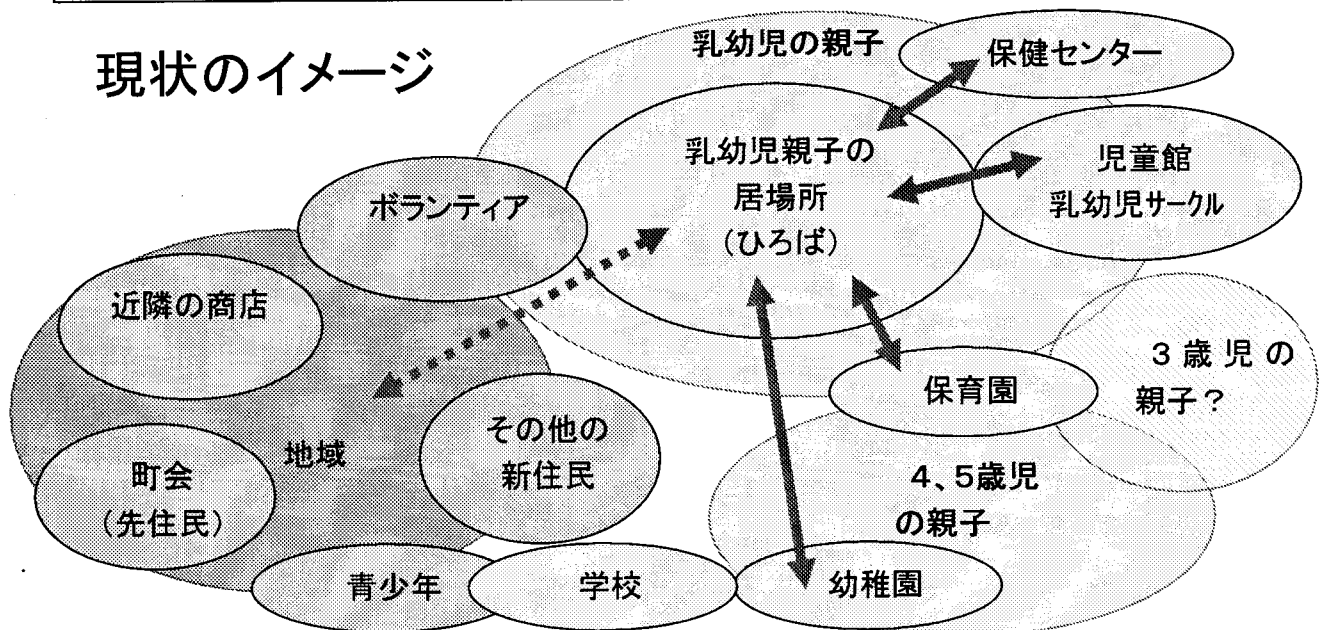
- ・ 専門職員が配置されている
- ・ 最も情報を持っている
- ・ 縦割りの施策である
- ・ 地域の人が入りづらい
- ・ サービスの提供(行政)と利用者という一方通行の支援

② 民間(委託等と独自事業)の子育て支援

(地域子育て支援センター二葉、地域子育て支援センター原町みゆき、ゆったりーの、私立保育園、認証保育所、家庭福祉員、私立幼稚園、ファミリーサポートセンター etc.)

- ・ 素早く柔軟な対応が可能
- ・ 社会やニーズの変化に合わせ事業内容も変化させられる
- ・ 他の機関との連携が柔軟
- ・ 縦割りの行政を横に繋ぐ役目を秘めている
- ・ 地域に開放しやすいが、利用者以外の地域住民との繋がりが薄い
- ・ 専門職員の配置が厳しい
- ・ 安定的な運営が厳しい

現状のイメージ



★どのような取組みが必要か

- ①子育ての連続性・多様性に対応・・・縦割りや画一的な対応では利用できない
(年齢制限や飲食禁止など、制約が多いと使えない)
- ②親の子育て力・社会性 UP・・・親を支援の受け手にするだけではいけない
(支援された人が、いつか支援者になるような循環)
- ③子どもの育ちの場・・・異年齢の交流、家族以外の大人とのふれあい
- ④子育ての知恵の伝承・・・様々な世代の世代間交流
(子育ての先輩が後輩へ知恵を伝承する)
- ⑤子育ての社会化・・・地域住民や子育てとは無縁の人たちも巻き込む
(子育てを社会で支え、母親も社会に貢献する)

これらを実現するにはどうしたらいいか？そこで見えてきた解決策が、地域の再生である。

必要な人(親子)に必要な情報やサービスが届くためには・・・

- ・ベビーカーで行動する距離(つまり地域ごと)に子育て情報の拠点があること。
- ・そこは、誰もがいつでも行きやすい場所であること。
- ・そこは、行くと顔見知りの誰かが居て、話しかけてくれること。
- ・そこでは、〇〇ちゃんのママや〇〇さんの奥さんではなく、自分に戻れること。
- ・そこへ行くと、子どもも楽しめて、育つ上で貴重な経験ができること。
- ・そこへ通ううちに、愛着が湧いて、自分も何か貢献したいと思えること。
- ・そこは、子どもにとっても親にとっても、地域社会の入り口であること。

・・・こんな場所があちこちにあること。

手法は、ひろば、サロン、自主保育、一時保育、講座・・・いろいろなものが考えられる。

★区民等と行政の役割

区: ・空き施設(幼稚園の空教室など)を含め、路地裏・公園・商店街の一角などあらゆる場所が拠点になりうると認識し、売却や賃貸ではなく、区民が運営母体となるような利用方法に発想転換する。

- ・利用する人たちが主体的に関われるような運営方法を学ぶ
- ・様々な活動をする区民や団体をコーディネートするしくみをつくる。

区民: ・新宿を将来どのようにしたいかというビジョンを共有する。

- ・必要なものを行政に考えてつくってもらうのではなく、区民が主体的に提案していくように、発想転換する。
- ・子どもも大人も、新宿の区民の一員として、まちづくりに参画する。

★達成された姿はどのような状態か

地域ごとに、地域の特性を生かした、いろいろな居場所ができること。

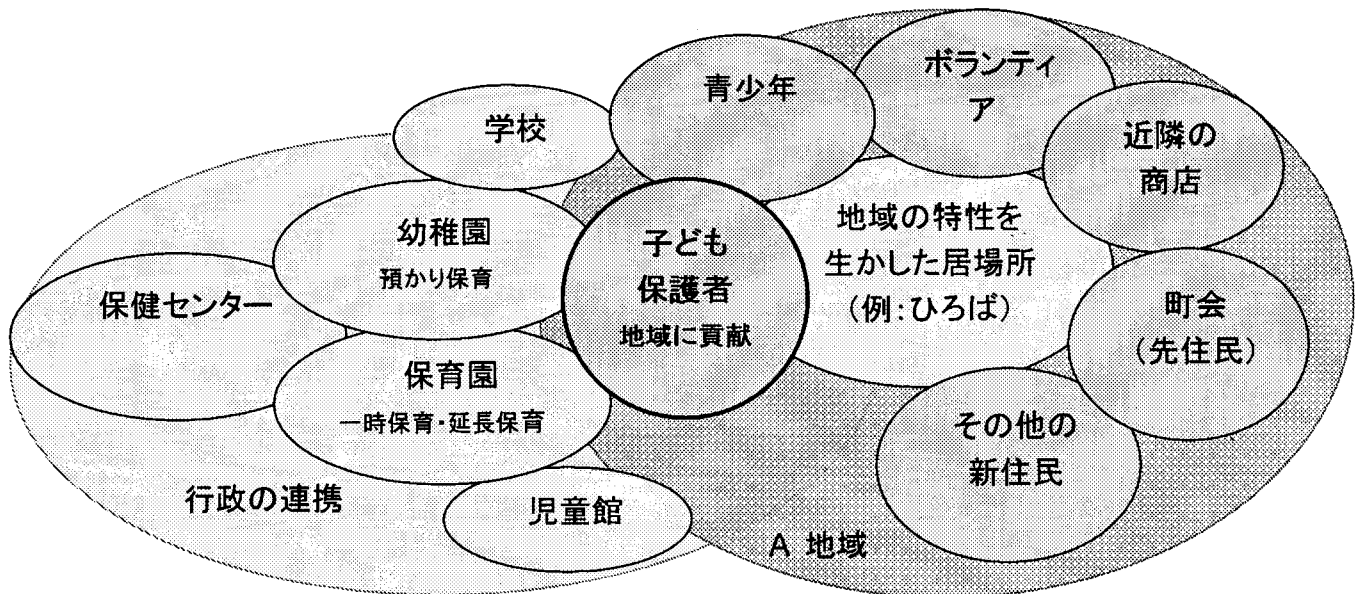
次世代を担う子ども達をみんなが温かい目で見守るような、地域の拠点が理想である。

例

- | | | | |
|------|---------------|--------------|----------|
| 場所： | ・区の施設の跡地 | ・学校などの空き教室 | ・公園 |
| | ・商店街の一角 | ・個人住宅の一室 | ・路地 etc. |
| 内容： | ・ひろば 遊び場 | ・サロン 居場所 | |
| | ・図書館 おもちゃ館 | ・おばちゃんち 縁側 | |
| | ・自主保育 託児所 | ・サークル 趣味の教室 | |
| | ・カフェ 茶屋 | ・プレーパーク etc. | |
| 担い手： | ・区の職員 | ・NPO NGO | ・企業 |
| | ・地域住民による運営委員会 | ・ボランティア | ・学生 |

※これらを繋ぐネットワークとコーディネーターが重要と考え、その具体的な仕組みづくりを今後詰めていきたいと考えている。

達成された姿のイメージ



IV 子育て・教育をめぐる環境

テーマ 1 「持続可能社会」にむけての子育て・教育

次世代にとって夢や希望が持てるような明確な未来社会ビジョンを掲げ(持続可能社会)、それを実現し担う人材を育てることを、次世代教育・子育ての目的、方向性とする。

持続可能社会——現世代のみならず、将来世代も安定的に生活の質を維持できる世界環境問題、貧困、人権、平和、福祉、健康、多文化共生等社会の様々な問題が解決された、公正で心豊かな社会である。

★現状と課題

- ① 今日本にかつての「欧米なみの豊かさ」に変わる明確な未来社会ビジョンがない。
- ② 世の中が経済至上主義的価値観で動いており、人間や社会・文化・環境についての関心が薄く、社会に大きなひずみや、危機が訪れている。若者が未来に希望が持てない。
- ③ 結婚、子づくりに意義を感じない人の増加。それが少子化を助長している。
- ④ 持続可能社会のモデルが何処にもないため、望ましい未来社会像が明確にならない。

★どのような取り組みが必要か

目指すべき「持続可能社会」の具体的イメージを掲げ、基本コンセプトをつくる

(仮)「新江戸環境都市構想」の制定

目指す「持続可能社会」の具体的イメージをつくるため高い文化水準を維持しながらも、完全リサイクルのエコロジー都市であった「江戸社会・都市」をモチーフとし日本古来の「共生」と「循環」の思想をコンセプトに掲げ活動の展開の基準にする。

(成功例ドイツ フライブルグ環境都市宣言)

「新江戸環境国際都市」の意味

都市の中の、日本古来の美しい景観や自然・建築・様式・町並みを保存再生、リファインしその中で、人々が、「循環」「共生」の日本の伝統文化からヒントを得て環境に対し低負荷型の生活を送り、物質的豊かさより精神的豊かさ比重をおいた生活を送るような社会を目指す。

★達成された姿はどのような状態か

- ① (具体的で身近な)「江戸の文化や都市」を再評価することにより「持続可能社会」を具体的イメージとして見だし、人々に対し説得力が増し、共感や賛同が得やすい。
- ② このコンセプトで都市整備を行っていくと都市に日本独自の雰囲気と日本古来の美しい景観が再生し国際的にもアピールし評価が上がる。都市が魅力的なものになる。
- ③ 都市住民としてのアイデンティティが生まれ住民意識も高まる。
「住むことに誇りを持てる街」「歴史文化が身近に感じられる街」「歩きたくなる街」となる。

テーマ2 社会づくりへの「子どもの参画」

「持続可能社会」という社会ビジョンをいかに広めるか。それに貢献し担う人材として次世代をいかに育てるか。

よりよい社会づくりに「子どもを参画」させる事により、未来社会を担う自覚と、生きる力、豊かな心を育てる。

★現状と課題

- ① 現在、持続可能社会実現のための活動、取り組みが様々行われているが、それが一般の人々に認知され人々の価値観が変わり政策に反映され、社会が変化するまでには至っていない。
- ② 子ども達がバーチャルリアリティー漬けになり読書体験や「仲間との外遊び」をしない。
現実社会や他の人間との関わりを避けたがる。積極的に社会参加しない。
- ③ 地域社会と子どもの接点がなく、学校以外に「子どもの居場所」——がない。
(地域社会と子どもが関わる仕組み、地域社会の教育力を高め子どもの居場所を地域内につくる)
- ④ 「子どものための活動」が必ずしも近隣で行われていないため、子ども自身の意思だけで参加が困難(子どもの活動範囲の近隣地域内に直接子どもにコーディネートする機関が必要)

★どのような取り組みが必要か

「持続可能社会」達成の為の組織や、地域社会づくりへの「子どもの参画」のための仕組みを近隣地域社会ごとに住民主体でつくる。(仮)「地域環境コミュニティ再生実行委員会」

- ① 「持続可能社会」のビジョンを広め地域コミュニティ再生強化・様々な活動を展開するための組織仕組みを、近隣地域ごとにつくり、子どもから高齢者まで、世代を越えて活動に参加し地域の問題に対処する。(例 ボーイスカウトに大人が加わった様な組織)
- ② 合わせて上記の組織を近隣地域に形成するための、中間支援組織を新宿区全体で行政と協働で組織する。(仮称)「地域コミュニティ再生プラットフォーム」
- ③ この機関の母体となる人材は、区民会議参加メンバーを中心に組織する。社会に関し問題意識をもった人々が連帯し継続して活動することにより、より良い社会づくりの新たなムーブメントになることが期待できる。
- ④ 色々な団体や、人々が連帯しネットワークを結ぶことにより、有用な情報やノウハウが得られ近隣地域で新たな活動を始める時、おおいに役だつ。

★達成された姿はどのような状態か

- ① 区の基本構想等が具体的な活動として施策提案されたり、実行される。
- ② 住民の問題意識が高まり、社会参加が活発になる。
- ③ あらゆる情報が、区民の隅々まで浸透する。区民の様々なニーズが掘り起こされる。
- ④ 「子どもの参画」により子ども達に地域帰属意識が芽生え地域社会を担う自覚が湧くと同時により良い社会づくりが推進される。地域社会で子育て教育が行われるようになる。
- ⑤ 世代間交流が行われ、地域の伝統、習慣などが伝承される。

テーマ3 地縁的コミュニティの再生

地域社会のコミュニケーションが自然に生まれ、発展する仕組みや場所を近隣地域につくる。地縁的コミュニケーションを強化して地域の子育て力、教育力を向上するとともに、地域の様々な問題を住民主体で民主的に解決する。そこに子どもも「参画」させる。

★現状と課題

- ① 地域社会のコミュニケーションが自然に生まれ、発展する仕組みや場所が、現在近隣地域に無い。地縁的地域帰属意識が育たない。地域活動、行事などが盛んに出来ない。(昔の路地や、古いヨーロッパの町の「広場」のような、人々が集うことが出来、自然にコミュニケーションが生まれる場所が、地域社会に是非必要である。)

★どのような取り組みが必要か

近隣地域の公園(ポケットパーク)を整備、利用して「地域交流」と、「地域コミュニティづくり」の拠点をつくる。公園の「茶屋」づくり。

- ① 近隣地域のコミュニケーションや交流が生まれ、豊かになっていく為の「場」を地域内に設定する。地域内の各「公園」を血の通った暖かいものにヨーロッパの「広場的な人がたまるもの」に変えていく。
- ② 各公園に昔の「茶屋」のようなもの(約3坪、江戸風デザイン、伝統工法の建物)をつくり江戸時代の雰囲気をかもし出すとともに、日本茶、お団子、饅頭など伝統的で安全なものを販売提供する。
- ③ 運営は地域の「地域環境コミュニティ再生実行委員会」で行う。
- ④ 実行委員会は「茶屋」の運営を行いながら、イベントリーダー、コミュニケーションリーダーとして活動の企画、情報の提供、街づくり活動、ニーズの収集、を行う。公園の管理、景観整備計画も行う。(皆で考える身近な公園整備)

★達成された姿はどのような状態か

- ① 地域の公園が「茶屋」ができることにより温かみが生まれ何気なく「溜まれる」場所となり顔見知りが増え自然にコミュニケーション・交流が生まれる。
- ② 人対人の血の通った情報伝達が行われ、「住民意識」が高まり、地域行事への参加も活発となり、地域の支えあいや、災害時の助け合いも期待できる。
- ③ 公園に常に人がいるので地域の子どもにも目が行き届き、危険防止に役立つ。「就学前の子どもの居場所」として公園が機能する。
- ④ 「日本の昔からの美しい景観」が各地域社会ないに比較的簡単に再現でき、街に雰囲気生まれる。常に心のこもった管理が行われ公園の景観が乱れない。
- ⑤ 街づくりのデザインコンセプトの基準が示され、街の景観に統一性が出来る。色々な子どものための活動の情報が、直接子どもに届くようになる。

テーマ4 伝統文化の正しい伝承、世界への発信

自然と共存する優れた、伝統文化・技術・美意識・倫理観などを正しく次世代に伝承する。それらをバックボーンにすえアイデンティティを形成、生きる力と豊かな心を育てる。

★現状と課題

- ① 伝統文化軽視、アイデンティティ欠落社会により多くの問題が発生している。
- ② 戦後や明治維新後、日本は欧米文明への同調と追従により経済的繁栄は享受したものの、その代償として、精神や美意識、景観や倫理観など貴重な多くのものを失った。
- ③ 日本らしさが感じられないアイデンティティのない都市。街並みも美しくない。

★どのような取組みが必要か

日本の伝統文化、技術、芸能、芸術、武道、遊びを教える「塾」をつくる。

- ① 子ども達が気軽に習え、伝承していくきっかけ作りとなる「塾」を各地域ごとにつくる。
- ② 同時に「塾」は街の「縁側」的な機能を持たす。世代間交流を育む居場所になる。

★達成された姿はどのような状態か

- ① 子どもが時間を持て余すことなく手軽に参加できる、安全な「居場所」が地域に出来る。
- ③ それを通して家庭、学校以外で子どもを教育することができる。(地域の教育力向上)
- ④ 日本の文化精神に触れる事により、日本人としてのアイデンティティを持つようになる。

テーマ5

★どのような取組みが必要か

ユビキタスシームレスコミュニケーションプラットフォーム(何時でも、何処でも、誰でも可能な情報障壁のないネットワーク)を構築し街づくり活動のデータベースをつくとともに情報格差をなくし、既成メディアによらないコミュニケーションの活性化を図る。

V 子どもの生きる力と豊かな心を育てる

～学校教育の充実のために～

テーマ: スクール・コーディネーターの充実

★現状と課題

「総合的な学習」の導入を受け、学校・地域・家庭が一体となり、児童・生徒の学習活動を円滑に支援する目的で、スクール・コーディネーター制度を導入。各校1名ずつ。現在、小学校は30校中29校、中学校は11校中11校配置。

週1回程度学校を訪問し、総合的な学習に必要な地域の人材探しや、子どもの居場所づくりの推進（土日のイベントなど）活動をしている。

学校からの依頼に応えられる人材を確保するために、地域の情報を集めることの難しさがある。また、学校の実情をできるだけ把握したいが、教職員とのコミュニケーションを図る時間がなかなかとれない。子どもの居場所づくりについては、コーディネーター及びPTAなどで構成する実行委員会として企画・実施しているが、育成会やPTAなど他グループの行事も多く、消化するために無理やりイベントを組んでしまうことにもなりがちで、コーディネーターへの負担、ロスとなっているところもある。

★どのような取り組みが必要か

各学校の教職員やスクール・コーディネーター、保護者が、必要なサポートを選んで受けられるような、学区を越えた横断的な人材サポートシステムが必要である。

★達成された姿はどのような状態か

スクール・サポートバンクづくり

学習や行事の補助、図書室管理、安全見守り、校内緑化や環境保全などの学校へのサポートの他、家庭教育学級など、保護者対象の講演会への講師派遣など、要望に応じて幅広く人材確保ができるようにする。

行政も含め、各分野での専門家や、区内に事務所を持つNPO団体などからも登録を募り、官と民が協働で組織をつくる。

会員登録制とし、資格や希望時間などの必要な項目をデータベース化して、ホームページで検索できるようにする。理事や監事を、官・民・学識経験者など、立場の違う人材で構成する。事務局施設や必要な事務機器は区が提供。学校に関わるボランティアは、教職員や学識経験者からの研修を受ける。ボランティア保険にも加入する。

ボランティア実施後は、アンケート等の記録を残し、成果や問題点をフィードバックさせる。次回に反映させるしくみをつくるのが、より有効に活用できるシステムに育てていく重要なポイントと考える。

忙しい雑務のサポートをすることで負担を少しでも減らすことができれば、その分、教職員は子どもたちに向き合う余裕ができる。学校をサポートする地域力の格差も解消できる。また、区内を横断する組織ができることにより、情報交換や学区を超えた交流にも役立ち、関わる区民がより増えるほど“私たちの新宿”という意識も広がる。そして、子どもたちは、より多くの地域の人と交流することで、支えられて育つ安心感、社会性、市民意識が高まる。

テーマ：学校評議員制度について

★ 現状と課題

平成 14 年度から開始し、平成 17 年度は全小中学校に設置。公募は 7 校（今後も推進）。構成は 1 校平均 9 名。保護者、自治会、社会福祉関係者、学識経験者、企業関係等で構成。開催は学期 1 回程度。

学校を地域に公開した意義はあり、前進したといえるが、定例会は学校からのお知らせやお願いに終わる場になりがちである。評議員には卒業生 O B や現保護者役員、地域の中で肩書きのある人などが選ばれているが、この制度が設置された意義や、自分たちが何をすればよいのか明確になっていないことがその原因ではないか。また、教育についてある程度の専門知識がないと、学校教育について踏み込んだ話し合いやストレートな意見交換をするのは難しい。

★ どのような取り組みが必要か

- ・ 評議員には教職員も構成員枠に入れ、校長を議長として、親・地域住民、教員が対等な立場でよりよい学校づくりのための意見を出し合う場とする。
- ・ 人選においては最終的な決定は校長とし、その際、公募枠を半分程度設ける。
- ・ 教育内容について活発な意見交換ができるよう、評議員会の持ち方や内容は学校単位で協議して年間プログラムをつくる。

★ 区民等と行政の役割

- ・ 行政は、親・地域住民の代表である評議員に、必要な見識を深める研修会を開催する。また、評議員会で要望された内容について、その実現に努める。

★ 達成された姿はどのような状態か

- ・ 日ごろから学校の実態について話し合いができる体制づくりをすることで、学校内で諸問題が起こったときに（起こる前に）学校だけが解決を図ることのないように、関係者間でスムーズな解決策をとることができる。

テーマ：学校選択制について

★ 現状と課題

国の規制緩和の流れや、平成 9 年の文部省通知「通学区域の弾力的運用について」を契機として、「魅力ある教育活動の実現と開かれた学校づくりの促進を目的に」平成 16 年度より導入された。

しかし、個々のイメージによる保護者間の口コミなどで学校が印象づけられ、いわゆる“うわさ”程度の理由で決めてしまう可能性も大きい。結果、定員を大幅に下回る学校ができたり、逆に、定員オーバーで抽選となり、希望校以外の学校に行くことになるなど、いらぬ動揺を広げてしまうことにもなりかねない。

特に、小学校低学年において、登下校時の安全面や放課後の過ごし方について、負担や規制が大きくなることも考えられ、施行目的の実現から離れた方向へ向かうのではないかとの懸念もある。

★ どのような取り組みが必要か

以上のことから、学校選択制については、メリットとデメリットをふまえて検証し、数年後の再検討の可能性が出てくるだろう。

「魅力ある教育活動」や「地域に開かれた学校づくり」の実現に向け各学校において鋭意、努力されている。学校評議員制度、スクール・コーディネーター

制度、学校評価制度などは、そのために施行された制度であり、これらを充実させていく取り組みが大切である。

★ 達成された姿はどのような状態か

学校・保護者・地域住民が、共に子どもを育てていくという理念を広く周知し、安全面にも十分になされた中で、必要な教育を受ける権利がどの子にも平等に保証されるように配慮する。

テーマ： 学校図書の実と有効活用について

★ 現状と課題

新宿区が読書推進運動として「学校図書の充実」と「新宿区子ども読書活動推進計画」を施策テーマにあげている。

昨年発表された国際学習到達度評価では、日本の高校生の読解力が大幅に低下した（前回8位→今回14位）。その結果からも、更なる読書環境の整備に力を入れることで、読解力の向上に資する面が大いにあると考える。

学校によっては、司書の資格をもつ方が週1回程度来て、図書管理等を行っている。それ以外では、図書室担当の教員を中心に読書推進活動を行っているが、十分な指導が行われるにはまだまだ課題が多い。

★ 必要な取り組みについて

全学校の図書の管理をパソコンで行い、各学校が図書情報を共有できるようにする。1校に1人の司書資格（またはこれに準ずる資格）を持った担当者を置き、図書の管理をはじめ読み聞かせや読書の推進など教育的な立場で活動する。

★ 区民と行政の役割

パソコンに入力するための人力として、図書管理の担当者の他、学生や保護者にボランティアとして協力してもらおう。また、中央図書館の管理者等に情報の管理方法の講習を行ってもらおう。区はパソコン購入費（300万円）、各学校の司書の増員（給与α）の予算化が必要。

★ 達成された姿はどのような状態か

他校の図書の内容が共有できることで、学習教材として使用したい図書が学校にないときや、多部数が必要なときに他校との貸し借りがスムーズにできる。担当者を置くことにより、休み時間の読み聞かせ、子どもへの推薦図書の紹介、家庭への貸出し等、細かな指導ができる。

また、開放時間を延長するなどの工夫をすることで、居場所づくりの一策にもなる。

VI 社会を担える青少年の育成

テーマ：「Junior Citizen ジュニアシティズン」

青少年の定義

満16歳～20歳の範囲とし、大人になる一歩手前の年代の若者を対象とする。青少年を市民予備軍（Junior Citizen ジュニアシティズン）と位置づけ、社会的責任を自覚し、自ら選択、決断し、行動できる市民と考える。

★現状と課題

① 青少年の実態

- ・夢や目標が持てずにいる
- ・放課後の居場所がない
- ・コミュニケーション不足
- ・性犯罪や薬物犯罪の被害

② 社会現象

- ・ニートの急増
- ・社会問題に無関心な大人の急増

③ 新宿区の現状

- ・高校・大学と地域のつながりが弱い
- ・次世代育成支援計画の対象の範囲ではあるが、施策が少ない

★どのような取組みが必要か

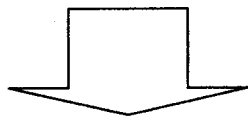
① 門戸を開く

アイデアの採択や実施の委託などを通して、青少年自身や市民に参画の機会を提供する。

② バックアップ体制

上記実施の際に、障害関係や広報関係等の後方支援を行う。そのための体制を整備する。

（規則の緩和、情報公開、各部署の横断的な協力・管理体制等）



全てのジャンルに共通する区と市民の協働関係のあり方

《具体策》

1 ジュニア市民会議

目的

社会の問題点の解決策を自ら考え、実践する機会を提供する。

- ・体験を通じた自己発見や成長
- ・チームワークの体験
- ・コミュニケーション力の向上
- ・社会の一員としての自覚
- ・青少年の居場所づくり（廃校予定地などの活用案）
- ・青少年向けの犯罪防止キャンペーン

方 法

- ・実行委員会づくり（学生、市民サポーター、教師、区職員等）
- ・広報支援（募集、会議や事業報告のツールの提供）
- ・会場提供や予算補助
- ・プロのアドバイザーの配置

具体例

- ・新宿オール・ユース・イベント
- ・まちづくりの提言
- ・ジュニア・オンブズマンの導入

2 世代間交流

目 的

青少年の年代を中心に前後の世代同士が協力し、つながりを強めながら成長し合う。

具体例

- ・教職員志望大学生による学習支援
- ・カウンセリング専攻の大学生による「新宿かけこみ寺」（相談コーナー）
- ・インターンシップ（職業体験）

3 市民・学校・行政・企業の連携

目 的

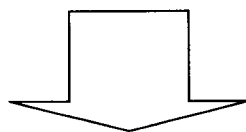
青少年の能力開発の機会を提供する。

具体例

- ・新宿ウォールアート
- ・大学の街なか実践研究
- ・高校評議会
- ・高校の開放

★達成された姿はどのような状態か

- ・自立した市民同士のパートナーシップの連鎖ができる。



- ・持続可能な調和のとれたネットワーク社会の構築が実現できる。

Ⅶ おわりに

1 互いの尊重と参画による協働社会づくりのために

参画を促進するための条件とは？

- ◆ 社会的責任感と批判ではなく尊重を基調としたコミュニケーションができる個人
(子どもから大人まで全ての人を視野にいれた人づくり)
⇒子育て、教育の重要性
- ◆ 参画のための平等な権利(基本的な価値観、支援の本質)
⇒外国人家庭・障がい児等への支援、子どもの参画の権利
- ◆ 情報(機会)の公開(分散から一元へのシステムづくり・多元的なネットワーク構築)
⇒世代間交流や地域交流等から協働のためのプラットフォーム

<参画・協働のための人づくりのために必要なもの>

人がつながるための

- ① 場づくりー開かれた学校づくり、公園・その他新しい居場所づくり
例) 公園内のふれあい広場
青少年サロン
親子の居場所
土日だけでなく放課後も含めた学校開放
学校図書館の充実と開放
プレイパーク
- ② 機会づくりー公開された複合テーマ会議やイベント
例) 新宿区民会議(継続)
学校評議員会議の改良
- ③ ネットワーク(システム)づくりー情報公開と交換が行いやすいシステム、縦割り分割分散からの脱皮
例) 近隣コミュニティ再生支援プラットフォーム(仮)(近隣地域支援組織)
近隣コミュニティ推進ネットワーク(仮)
新宿情報NET(仮)
新宿人材バンク(仮)
- ④ 環境づくりー外国人、障がい者などへの支援
例) 日本語学習の場の提供
学習支援のあり方
バリアフリーのまちづくり
- ⑤ 新しい学び舎づくり
実社会を通した学び(企業体験、まちづくりへの参画等)
例) ジュニア市民会議、インターンシップ

上下世代との関わりを通したライフサイクル学び
例) 大学生と高校生、小中学生と乳幼児
学校開放による社会との接点

これらは、従来のように単に区行政より与えられるものではなく、
必要か必要でないかという意見交換と決断
実施方法の提案と選択
運営方法の提案と選択(時には区民自身が運営団体として認定される場合もある)
実現までの過程のチェック及び評価
といったPDCA全てのレベルにおいての区民のコミットしながら立ち上げる。

2 持続可能な未来のために

人は誰もが、乳児期、小・中学生期、青少年期を経て自己に目覚め、そして社会人となり、新たな家庭を築き、又次のライフサイクルをつくりだし、親として共に成長しながら年をとり、やがて自身の生を全うしていきます。この循環が幾度となく重ねられ、未来が紡がれてきました。

子育てを考えることは、このサイクルを見つめることであり、子供がいる人だけの問題ではなく、「人が人としてどう生きられる世の中であるべきなのか？」ということ、考えることではないでしょうか？人間中心的な発想になり、自然界との共存を軽視してはいけません、こうした、「人を中心とし、一人ひとりの人にとってどう生きられる社会があるべきなのか」を、それぞれのライフステージ別に捉え、又、一連の環として繋げて検証するマクロの視点が重要な気がします。「まちづくり＝未来づくり＝人づくり」一人ひとりのライフサイクルを大切に、そして、人がつながり知恵を出し合える社会――持続可能な未来は、そんな社会づくり＝人づくりにかかっています。

3 今後に向けて

第一分科会では、今後下記の点について留意しながら、より多くの区民の方々の声にも耳を傾けつつ、議論を進めてまいりたいと思います。

- ◆ 各提案事項の実現プロセスの更なる検証
(実行可能にするための必要条件等 例)ゼロベースの新規立上げ or 既存事業の改良)
(論点の共有と再検証)
- ◆ 各年齢別ステージの課題と提案を統合し、全体のビジョンを再確認する。
- ◆ 他の分科会の議論とリンクする部分を参考にする。
(特に、第3分科会:まちづくり、第6分科会:コミュニティ、自治制度、協働・参画、地域安全、多文化共生との連動)
- ◆ 現存する次世代育成支援計画との照合
(外国籍在住家庭や働き方の見直しなど、未だ十分議論されていない点の協議)

VIII 第1分科会活動記録

18.2.19

月日	回	内容
17.6.18	全体会・第1回	第1部 全体会 第2部 分科会 委員の自己紹介
17.7.8	第2回	次世代育成支援計画の概要説明/第1回グループ分け 「地域の中での子育てG」「青少年G」「親への支援G」「子育てのための環境G」「小・中学生G」「乳幼児G」の6グループ
17.7.22	第3回	子育て現場からの報告(ゆったりーの・戸山プレーパーク) グループ討議
17.8.3	グループ活動	青少年G 杉並区児童青少年センター「ゆう杉並」を見学
17.8.9	第4回	グループ討議
17.8.22	第5回	グループ討議
17.9.9	グループ活動	乳幼児G 区内乳幼児施設を見学(新宿成子坂愛育園⇒淀橋幼稚園⇒北新宿第一保育園⇒北新宿第一児童館⇒北新宿第二保育園)
17.9.13	第6回	グループ討議の発表準備
17.9.14	グループ活動	小・中学生G 四谷第四小学校訪問
17.9.15	グループ活動	小・中学生G 落合第一小学校訪問
17.9.16	グループ活動	小・中学生G 大久保小学校訪問
17.9.17	グループ活動	小・中学生G 落合第一小学校 おやじの会見学
17.9.21	グループ活動	乳幼児G 区内乳幼児施設を見学(マミーズハンド神楽坂⇒榎町児童センター⇒薬王寺児童館⇒愛日幼稚園⇒ゆったりーの)
17.9.22	グループ活動	小・中学生G 余丁町小学校訪問及び四谷第六小学校訪問
17.9.26	第7回	グループ討議・地域の中での子育てG発表及び質疑応答
17.9.29	グループ活動	小・中学生G 小学校長会代表との意見交換会 西戸山小学校訪問及びグループ討議
17.10.2	グループ活動	青少年G グループ討議
17.10.5	グループ活動	青少年G 榎町児童センターの中高生会議の見学
17.10.11	グループ活動	青少年G グループ討議
17.10.13	グループ活動	子育てのための環境G グループ討議
17.10.14	グループ活動	小・中学生G グループ討議
17.10.17	グループ活動	親への支援G・乳幼児G・青少年G 各グループ討議
17.10.18	グループ活動	小・中学生G グループ討議
17.10.20	第8回	青少年G発表及び質疑応答 親への支援G発表及び質疑応答 子育てのための環境G発表及び質疑応答
17.10.31	第9回	小・中学生G発表及び質疑応答 乳幼児G発表及び質疑応答
17.11.7	グループ活動	地域の中での子育てG グループ討議
17.11.8	グループ活動	小・中学生G 市谷小学校道徳授業地区公開講座見学
17.11.10	第10回	グループ発表のレポート作成
17.11.15	グループ活動	親への支援G グループ討議
17.11.21	第11回	グループ発表のレポート作成
17.12.1	第12回	各グループ(6グループ)からレポートの要点発表及び質疑応答
17.12.13	第13回	中間発表会に向けたグループ再編成・新グループによる討議 「乳幼児・小学生G」「中学生・高校生・青少年G」「親への支援G」
18.1.10	第14回	中間発表会に向けたグループ討議
18.1.21	勉強会	第1分科会と子育てNPOとの勉強会(子育て支援のひろばづくりとNPOのマネジメントについて)
18.1.23	グループ活動	親への支援G グループ討議
18.1.26	第15回	中間発表会に向けたグループ討議
18.2.1	起草部会	中間発表会の起草委員による討議
18.2.6	起草部会	中間発表会の起草委員による討議
18.2.9	第16回	中間発表会の発表資料の討議
18.2.14	起草部会	中間発表会の起草委員による討議
18.2.16	第17回	中間発表会のリハーサル

新宿区民会議

第2分科会（健康、高齢、障害、介護）

「中間発表会」報告書

平成18年2月19日

I	議論の進め方	2-1
II	今、私たちが感じていること	2-1
III	「介護」について	2-3
IV	「生きがい」について	2-8
V	「こころと社会のバリアフリー」について	2-16
	高齢者、障害者に関するデータについて	2-21
	中間発表会 スライド	2-27

I 議論の進め方

第2分科会では、「10年後の新宿で、私たちはどんな暮らし方をしていきたいのか」「それを実現するためにはどんな課題を解決・改善しなければならないか」という視点にたって、「健康、高齢、障害、介護」にかかわる暮らしのさまざまな課題について議論してきました。私たちは、まず議論を進めるための枠組みとして、1.「介護」、2.「生きがい」、3.「こころと社会のバリアフリー」という3つの大きなテーマを縦軸とし、それぞれのテーマごとに、「個人」「地域」「行政」という3つのレベルを横軸として課題や解決・改善の取り組みについて意見を出し合いました。

議論は、参加者全員が5～10人ほどのグループにわかれ、ひとつのテーマにつき数回にわたって、グループの中で自由に意見を出し合い、話し合いの最後にグループごとに議論をまとめて発表し、それを再度全体として整理していくという方式で行いました。

「中間発表」では、議論する中で生まれてきた私たちの共通の意見として、各テーマごとに、まず私たちの「基本的な考え方」を示し、次に新宿の現状とそこから私たちが暮らしの中で感じている課題を整理しました。最後に、課題解決・改善への取り組みについては、その方向性だけを示し、具体的な提言については、最終まとめに向けて、引き続き検討していくこととしました。

II 今、私たちが感じていること

新宿は、さまざまな生活スタイルや価値観をもち、さまざまな事情を抱えた人たちが暮らす「多様性」を特徴とするまちです。このまちで、誰もが、生きがいを感じながら心豊かに、できるかぎり自立して健康な暮らしを送れるようにするために、これからの10年間、行政と住民がそれぞれの役割を担いながら、一緒になって、どんなことに取り組んでいけばいいのか。それを考えるために、私たちは、まず分科会参加者一人ひとりの個人的な願いと経験を語り合うことから始めました。個人的なことを語りあい、そこから共通の部分を見出し、地域社会全体の目標や課題を見つけ出そうとして議論を進める中で、私たちがまず実感させられたのは、同じ新宿というまちにいらしていても、お互いよく知らなかった部分がたくさんあるということでした。私たちは、よりよいまちをつくっていくために、もっとも大切なことは、人と人の「つながり」であると考えました。そのつながりを作っていくには、何よりも、新宿には実にさまざまな暮らしの形があり、それをよく知り合わなければならない、これが私たちが最初に到達した結論でした。

介護、健康、障害といった問題についても、私たちには知らないことがたくさんありました。介護や高齢について、いくつか例をあげれば、公的介護保険制度ができて介護家族の負担はけっして小さくないこと、高齢者の多数は介護を受けずに暮らしている

が、多くの人たちは高齢になっても社会的な負担を増やさないために自分の健康を保つための個人的努力をしていること、一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増える中で、引きこもりなどの孤立した高齢者のことを気に向け、どうしたら社会的なつながりの場に出てきてもらえるかと思案している人が多いこと、若い世代がいなくなり高齢化が進む集合住宅団地で、高齢者同士が地域でのつながりを取り戻すために様々な努力をしていること、などです。また、障害については、仕事をしたい障害者はたくさんいるのに、雇用の現実はきわめて厳しいこと、障害児と暮らす家族にとって、その子を育てることが、多くの人とのつながりをもたらしてくれる生きがいになっていること、などです。さらに、生きがいについての議論では、「団塊の世代」、特に男性の地域での居場所づくりや経験・能力を生かした活動の場づくりを真剣に考えている人が少なくないこと、誰もが気軽に生きがいづくりの活動に参加できるように、もっと身近な地域で、もっと自由に利用できる施設を多くの人が望んでいること、などです。また、新宿に多いといわれるホームレスの人たちと暮らしの場で接する機会の多い住民は、それぞれの立場で、彼らのことを真剣に考えていることもわかりました。

中間発表では、それぞれのテーマに関連して出された意見をできるかぎり多く盛り込むようにしました。その中には、それを聞いた参加者が初めて気づかされたことが多く含まれています。私たちは、10年後の新宿のあるべき暮らしの姿とそれに向けての課題をまだ明確に描ききれませんが、気づかなかったことに気づくことで、新宿の明日を考える共通の姿勢を固めることはできたと、確信をもって言うことができます。より多くの区民の方々に、私たちと同じ「気づき」を経験してもらいたい、「区民会議」だけでなく、もっといろいろな「気づき」の機会をふやしていきたいというのが、今、私たちが一番感じていることです。

Ⅲ 「介護」について

(1) 基本的な考え方

1 豊かに暮らせる社会とは、介護が必要になっても安心して暮らしていける社会である。

* 高齢社会が進む中で、誰もがいつか介護を受けることが必要になる可能性があります。また誰もが、家族など身近な人を介護する立場になる可能性も大きくなっています。介護を受けることが必要になった時、それを負担に感じたり不安を抱いたりすることなく暮らしていけるようにすることは、これからの地域社会づくりにとって最も重要な課題のひとつです。

* 社会的な介護負担が増す中で、一人ひとりが自分の健康保持や介護予防につとめ、自立した暮らしを維持することが重要な課題になっています。この課題の認識や対応のために、個人の努力とともに、地域社会全体での取り組みが求められています。

* 私たちは、それぞれの人が心身ともに健康を維持して自立して暮らすという自覚を持つとともに、介護が必要な状態になったら気兼ねなく安心して介護が受けられるような社会の実現を願っています。

2 地域交流を活性化し、顔と顔の見える地域の関係を構築することが、誰もが安心して暮らすための基礎である。

* 少子化や核家族化が進み、単身世帯も増加する一方、近隣とのつながりが希薄化する中で、介護や子育てなどの問題を抱えた人が一人で悩んだり孤立したりすることも多くなっています。気軽に挨拶したり話しのできる近隣の関係は、自然な形の見守りによる問題の早期発見や必要な知識・情報の提供、自然な相互援助、地域活動への参加などの基礎になるものです。私たちは、近隣での顔の見える関係が、誰もが安心して暮らせるまちづくりにつながっていることを、あらためて認識する必要がある、と考えます。

3 公的介護保険制度を中心とする社会的介護の仕組みを、利用者や住民の声を十分反映させて改善していくべきである。

* 公的介護保険制度については、介護の状況を大きく改善する一方、さまざまな問題点も指摘されています。また介護保険外の介護サービスについても、よりいっそうの充実を望む声も多く聞かれます。私たちは、自治体レベルで可能な改善策について、行政や介護事業者は利用者や住民の声をよく聞くとともに、民間福祉活動とも連携しながら、いっそうの制度の改善やより良い運用に努めていくことを望んでいます。

(2) 現状と課題

【介護を受ける人と介護者】

○ 介護の問題については、介護を受ける当事者と家族介護者の両方の問題を考える必要があります。

まず、介護を受ける人については、「自分がしてほしいことをうまく伝えられない」「ヘルパーに気を使ってしまう」「他人からの世話になれていない」など、介護を受けることへの気兼ねや不慣れであるための不安を感じる人がいます。また、満足できる介護が受けられなくても、「自分が大変な面倒をかけているから」と我慢してしまう人もいます。こうしたことから、介護を受けることは自然な権利であるという意識やよりよい介護を受けるための心構えや知識などを、多くの人がもてるような学習の機会を作っていく必要があります。

また、介護を受ける本人と介護をしている家族が望む介護に大きな差があることがあり、共通した介護についての意識や知識がもてるようにしていく必要があります。

○ 介護者については、公的介護保険制度ができてから改善されてきているものの、家族介護者はさまざまな身体的精神的負担を抱えています。介護疲れや介護者自身が健康を損なうことも少なくありません。介護者のメンタルケアや介護疲れを予防するための社会的支援が求められています。

【健康増進・介護予防】

○ 心身ともに健やかで、快適に生活を送るためには、それぞれの人の自助努力による健康管理が大切です。そのためには公的な健康診断や運動プログラムをより充実させる必要があります。また、生活習慣病や認知症、老年期うつ病などの理解を促し、予防のための知識を普及させるための健康教育も必要です。

○ 転んでケガをして寝たきりになったり、外出が危険なために閉じこもりになる

ことで、介護度が増すこともしばしばあります。家屋や道路、公共施設などのバリアフリー化を進めることで、介護予防にもつながります。

【介護についての情報提供】

- 「こういうサービスがあれば」という話が出ると、実はすでに区がサービスを行っているという話がよく聞かれます。区だけでなく、NPOや民間事業者などサービス提供が多様化し、複雑化する中で、住民が必要な情報、正確な情報を見つけだすことが多くなっています。知らないことで、サービス利用ができないことのないよう、情報提供の仕組みをいっそう工夫していく必要があります。
- 今後、情報誌やインターネットによる情報提供を充実させていく必要がありますが、活字を読みにくい人やパソコン操作が苦手な人も多いため、多様な情報提供手段を用意していく必要もあります。

【公的介護保険制度とそれ以外の介護支援サービス】

- サービス利用手続きの簡略化や業務の効率化を図り、必要とするサービス・施設が直ぐに利用できるような制度の改善が求められています。
- 介護サービス事業者について、ケアマネージャーにも素人とベテランがいること、またケアマネージャーのほとんどが別々の企業に所属していること、一人のケアマネージャーが抱えているケースが多いことなどのために、ケアマネージャーによってサービスの質に大きな差があるという指摘があります。サービスの質の向上やよりよい人材養成のための仕組みづくりが望まれています。
- 介護施設を利用する状態の人でも、介護者が元気なうちは入所できないとか、家族介護の状況により入所順位に差をつけられるのは納得できないという指摘があります。介護サービスの公正・公平な利用のルールについて、行政は丁寧な説明をしていくことが望まれます。

【地域交流の活性化】

- 多くの方は、地域とのつながりの大切さを感じていますが、現実には少子化や核家族化の進行、日中働く女性の増加、単身世帯の増加、あるいはドアロック付きマンションの増加などによって、地域とのつながりが持ちにくくなっているのが現状

です。

- 数年後には、団塊の世代が「地域に戻ってくる」といわれていますが、この世代の多くは地域とのかかわりが持ちにくい状態になっていると考えられます。これから高齢期を迎える団塊の世代を地域とつないでいくことが、介護問題という面からも重要になってきています。
- 町会、自治会、その他の地域組織では、世話役を担ってきた方が高齢化しても、その役を受け継ぐ次の世代がないという声がしばしば聞かれ、次世代の地域リーダーの育成が課題となっています。
- 個人情報保護が重視されるようになってきている中で、民生委員など、地域で福祉活動を行ってきた人たちが、介護の必要な人を発見する活動が困難になってきたという指摘があります。プライバシーに十分配慮しつつ抵抗感のない形で支援者と援助の必要な人が直接接する方策を講じることが求められています。

(3) 解決・改善の方向性

【介護問題】

- ☆ 介護を受ける当事者になったとき適切な意識や知識が持てるような、教育・啓発活動を推進する。また、認知症や老年期うつ病などの予防や介護が必要になった時の知識の普及に努める。
- ☆ 家族介護者の支援には、介護者の身体的疲労の軽減をはかるとともに、介護してきた人を亡くした時の喪失感を癒す精神的なサポートなど、きめ細かな方策を講じていく。介護家族の会や介護教室などの場で介護者や介護経験者が語りあうことが大きな精神的支えや情報交換の場になるので、積極的に組織化をはかっていく。
- ☆ それぞれの人が暮らしの中で、生活習慣病を予防したり、転倒・骨折しないよう気をつけるよう意識の向上をはかるとともに、自治体として健康診断や健康管理の体制を整備していく。

【介護サービス】

- ☆ ケアマネージャーやヘルパーの資質を向上させ、社会的な介護力の向上をはか

るために、研修や連絡調整を行うような機関を作ることを検討する。

☆ 介護が必要になっても住み慣れた地域で生活できる環境の整備につとめる。たとえば、小規模なグループホームの整備や、多世代同居をすすめ、刺激と見守りがある生活を過ごしてもらうことを考えていく。

☆ 地域全体で介護サービスの質の向上を促すために、制度としての事業評価システムの他に、民生委員や地域の関係者など、地域でも第三者による監視や評価ができるような仕組みを考える。

【情報】

☆ 既存のサービスや資源を有効に活用できるよう、情報を一元的に管理して必要な人々に周知していくシステムを開発していく。

☆ 新宿区独自のケーブルテレビを活用したような仕組みづくりなど、新しい情報提供の媒体を開発していく。

☆ かつての「むらさき手帳」が民生委員と高齢者をつなぐ重要な媒介機能を果たしていたなどを参考に、個人情報の保護に十分努めながら、あらたな媒介の方策を考える。

【地域交流】

☆ 希薄になりつつある近隣関係をよみがえらせるには、まず、一人ひとりの住民が日常的なあいさつやご近所づき合いを自然にできるような雰囲気づくりをすすめることが重要であり、近隣づきあいの大切さを地域の話題として積極的に取り上げていくことが大事です。

☆ 地域での交流を活発にするために、身近な地域で人のつながりや社会参加活動をコーディネーターとする役割を果たす人材の育成をはかる。

☆ 地域の中で気軽に子育てや介護について情報交換ができる身近なネットワークを構築するために、歩いていけるような場所に交流できる場所やたまり場を設置して行く。

IV 「生きがい」について

(1) 基本的な考え方

1 「生きがい」とは、人としての生活の質を高めてくれるものである。

* 人が置かれている状況や人の思いは異なっても、誰もが、それぞれの日々の暮らしの中で、生活の質を高めてくれるものを求めています。この生活の質を高めてくれるものが「生きがい」であり、人が生きていく上で必要なものです。

* 「生きがい」は、生活に余裕がある人だけが求めるものではありません。病気になっても、介護を受ける必要があっても、あるいは誰かを介護する立場になっても、子育て中であっても、障害があっても、生活が苦しい状況にあっても、人は誰でも「生きがい」をもつことで人として生きていくことができます。

* 私たちは、誰もが「生きがい」をもって、豊かな気持ちで日々を過ごし、老いて、終焉を迎える時に、「ここで暮らしてよかった」と思えるような地域社会の実現を願っています。

2 「生きがい」とは、人それぞれで異なる多様なものであり、時間とともに変化するものである。

* 働くこと、学ぶことであり、教えること、人とのつきあい、趣味やスポーツ、起業、地域貢献など、何が「生きがい」になるかは、人それぞれで多様です。「生きがい」は本来個人的なものであり、他人が与えたり押しついたりするものではありません。「生きがい」を考える上で最も重要なことは、個人的であり多様であるそれぞれの人の「生きがい」をお互いに尊重しあう姿勢をもつことです。

* ひとりの人が生きていく時間の経過とともに、その人にとっての「生きがい」もまた変化していきます。それぞれの人が自分の今の「生きがい」だけでなく、将来の「生きがい」についても見通していけるようにすることも重要です。

* 「障害」や「年をとること」など一般にマイナスとして捉えがちなことが、それをきっかけとして、新たな人とのつながりや生きていくことの意味、やりがいのある課題を見つけることで、「生きがい」を与えてくれたと感じることもあります。

* 多くの人が、自分が生きてきた中で得てきたものを社会に還したいと思っています。社会の中で自分の居場所や役割をみいだし、そこで自分を活かすことで、人の役に立っているという達成感をもつことこそ、最高の「生きがい」を与えてくれるものです。私たちは、多様な「生きがい」をもつ人たちが、それぞれの「自分」を社会で活かすことで達成感を感じられるような地域社会の実現を願っています。

3 「団塊の世代」が地域の中でよりよく生きていくことが、これからの地域社会づくりの鍵である。

* これから、いわゆる「団塊の世代」が定年などで勤労の場を離れ、地域社会を主な暮らしの場としながら高齢化していく時代になります。「団塊の世代」が地域社会の中でどのような生き方をしていくかということは、これからの地域社会のあり方を左右する鍵になるといえます。

* 「団塊の世代」の人たちの中には、これまで培った自分の知識や能力、経験を活かして地域で活動し貢献していきたいと考えている人が多くいます。しかし、「団塊の世代」の人たちの中には、現在のところ仕事が忙しかったり、家庭や子供のことに主な関心が向いていて、地域社会の事情にうとく地域との繋がりも薄く、地域活動やボランティア活動の経験もないという人たちも少なくありません。

* 「団塊の世代」の人たちの地域社会に対する関心を高め、この世代の人たちの持ち味が十分発揮できるような多様な活躍の場を地域社会の中に作っていくことが、これからの地域社会の活性化にとってとても重要であると、私たちは考えます。

(2) 現状と課題

【高齢者と生きがい】

○ 人生80年が現実のものとなり、新宿区でも高齢者人口が全体の2割を超えようとしている現在、高齢者にとっての「生きがい」観も大きく変わってきています。一口に高齢者といっても、それぞれの人の生活スタイルや価値観は多様化し、就労、起業、地域での社会貢献やボランティア、学習などに関心を持つ高齢者が増えています。高齢者を全て同じ人として考えたり、高齢者の「生きがい」=趣味的活動と捉えたりするだけでは不十分になっています。

- 人口の4人に1人が高齢者という時代を目前にひかえ、「生きがい」の実現に向けての社会的方策を考える場合、高齢者が何を求めているか、その希望や意志を尊重していくことがいっそう重要になります。高齢者は大きな発言力を持つことになりませんが、高齢者自身も自分たちの暮らし方が社会のあり方を左右するという社会的責任を自覚しながら、自分の「生きがい」を求めていく必要があります。
- 高齢者とは「介護が必要な人」というイメージをもつ人がいますが、実は高齢者の多くは元気に活動できる方です。また健康面に不安を抱えていても、自分できる範囲で何かやってみたいと思っている方も大勢います。要介護認定を受けていない＝元気というわけではないでしょうが、多数の方々は、介護サービスを受けずに自立して暮らしているといえます。こうした現実をよく認識し、まず、「年をとることは、老化して何もできず何もしたくなくなる」というような先入観念を変えていく必要があります。
- 誰もが「生きがい」を持って暮らしているかという視点で地域社会の現状を考えると、介護が必要な状態でなくても、地域社会とのつながりが希薄となっているために、はりのある暮らしができていないか、心配になる人たちがいることに気づきます。健康であっても出るのおっくうで家に閉じこもりがちな人、人づきあいが苦手で自ら人との交わりを避ける人、心身の機能が低下して思うように行動できなくなっている人など、地域との関係が希薄になる理由はさまざまです。それぞれの人の状況や意志を尊重しながら、無理のない形で地域とのつながりを持ち、地域での交流の中で「生きがい」をもってもらえるような社会的な働きかけが必要です。

【「団塊の世代」と生きがい】

- 「団塊の世代」の人たちは、地域とのかかわりについてどんな思いや意見、希望をもっているかは、あまりよくわかっていなので、まずこの世代の人たち自身の声をよく聞く必要があります。
- 都労働経済局「団塊の世代の活用についての調査報告書」によれば、「将来は夫婦のみか一人暮らし」「定年を迎えても働きたい」「今は地域コミュニティとの関係が希薄だが、退職後になったら考えたい」「経験を活かして社会貢献したい」などの意見が多くみられます。
- 「団塊の世代」の感覚や価値観は、従来の高齢者文化とは違っていて、たとえば、「団塊の世代」は、高齢者クラブや町会の活動になかなかなじまないことも考えられます。「団塊の世代」の人たちが地域になじんで地域を理解してもらうためのきっかけ

づくりが必要です。また、「団塊の世代文化」を尊重していくことも大事です。

- 「団塊の世代」に対しては大きな期待が寄せられています。「団塊の世代」には、プロフェッショナルで高い知識や能力がある人もたくさんいます。この世代の能力、実行力を組織やネットワーク作り、環境整備や子育て支援に活かしたり、NPO制度等を活用して、事業を立ち上げるなど、力を活かせる仕掛けづくりが必要です。

【「生きがい」活動のための条件】

- 「平成17年度新宿区民意識調査」によると、高齢者が地域活動に参加しやすくするために必要なこととして、「一緒に活動する友人や仲間がいること」(1位)、「活動に関する情報が得やすいこと」(2位)、「活動が自宅の近くであること」(3位)が上げられています。このことから、地域で「生きがい」を実現するための活動に取り組むためには、次のような要素が必要と考えられます。

- ①身近な地域の活動拠点の確保（既存施設の有効活用も含む）。
- ②活動情報の提供や相談
- ③仲間作りや活動をリードする人材の育成

これらの要素について、新宿区の現状をみていくと、次のような問題や改善点が指摘できます。

<①施設・活動拠点>

- 地域では「ことぶき館」のような身近な地域で利用できる施設がもっとあるとよいという意見があります。大きな施設をひとつ作るより、身近な地域で気軽に利用できる施設をたくさん作るという発想が求められています。
- 行政が整備するそれぞれの施設は、特定の目的にしか利用できないことも多くみられます。その地域の住民が、もっと柔軟に包括的に利用できるような施設のあり方を検討していく必要があります。
- 「ふれあいいいきサロン」や介護予防の活動も、その取り組み方や活動内容などは、地域によってずいぶん違いがあります。それぞれの地域の特性にあった活動拠点施設のあり方を検討していく必要があります。今後設置される「地域包括支援センター」なども、地域の特性にあった施設の運営が求められています。
- 行政がいろいろな施設をつくっても、メニューが単純であったり、作っただけで終わりということもあります。その施設で何をやればいいのか、行政が利用者や

住民と一緒に考え行動していくようにすべきです。

- 「ことぶき館」などの地域の施設で、しばしば利用者のグループが固定化し、施設側からとくに改善の指導もないため、新しい人が施設を利用しにくいという状況がみられます。もっと気軽に自由に加われる活動メニューや施設運営のあり方について、再検討すべきです。
- これから身近な地域に多世代多目的活用拠点を整備していくことが重要になります。現在でも、「ことぶき館」の二階では子供達が遊んでいますが、高齢者との交流はあまり見られません。児童館との併設施設などで、子供を中心に多世代が交流する仕組みが求められています。
- 地域の身近な施設では、高齢者向け活動がどうしても余暇活動中心になりがちです。高齢者もいろいろなことを知りたいという学習意欲をもっています。もっと、税金や年金、介護や災害に対する心構えについての講演などを身近な施設で行ってほしいという意見もあります。
- 地域活動のための施設が不足しているという現状を考えると、廃校になった学校の空き教室など、区施設で利用されなくなった施設を有効に活用する方策を、本格的に考えていく必要があります。

<②情報提供・相談>

- 地域での暮らしに関する情報の多くがインターネットを通じて流される時代になり、高齢者に対するIT利用普及が今後さらに重要な課題になると思われれます。NPOで、パソコン教室を通じた高齢者ふれあいサロンの取り組みで成果をあげているところもあります。行政と民間が協力して、ITをもっと利用しやすい物にしていく必要があります。
- 高齢者で「生きがい」を持てるようになるためには、まず暮らしの経済的な基盤を確保することが先決です。定年退職しても働き口があれば、生活設計もたてられます。高齢者の雇用情報や経済的支援に関する情報提供や相談も、「生きがい」対策という視点から行政の相談窓口などを中心に取り組むべきです。
- 暮らしの情報や地域活動の情報については、量が多いけれども、それが十分区民に伝わっているとはいえないのが現状です。区の広報も、新聞折り込みのほか、施設や駅にも置かれていますが、広報を読まない区民も少なくありません。広報を通じた情報提供についてもっと工夫していく必要があります。

- 情報提供は文字媒体によるものが中心となっていますが、実際に役立つ情報は口コミによって得ていることも事実です。もっと人から人へ情報を伝えることを重視すべきです。
- 人それぞれ「生きがい」は主観的なものであり、自分の価値や人生の意義を見直すことで、自尊の心が湧いてきます。その観点から、高齢者のためのライフレビュー（人生の振り返り）カウンセリング、高齢者同士のピアカウンセリングなど、心理面からの方策を考えるべきです。

<③仲間づくり・リーダー的人材の育成>

- 地域での仲間作りの支援の面で、行政や区社会福祉協議会が重要な役割を果たしていることを、改めて見直すべきです。社会福祉協議会や行政がどんな支援をしているのか、よく知らない区民も多くいます。また、民間企業も、地域の活動にさまざまな協力、支援を行っています、その情報が十分区民に伝わっているとはいえません。もっと、仲間作りをしたい時にどんな支援を利用できるか、区民に知らせていく必要があります。
- 従来高齢者の生きがい施策の中心であった高齢者クラブについては、依然として利用者・参加者は多いものの、年々減少し、とくに新たに高齢者になった方の参加が少ない傾向が見られます。新宿区の高齢者クラブ会員は、かつては1万人を超えていましたが、徐々に下降しています。入会者を増やすとともに、リーダー育成も課題になっています。高齢者クラブの活動の充実やあり方の見直しについて考えていく必要があります。
- 公営住宅団地などでは、若い世代がいなくなって、高齢者だけの団地になってきています。建物の立替などで、それまであった近隣づきあいが切れてしまい、高齢者の孤独・孤立の問題もでてきている。自治会の世話人も高齢化してきています。こうした地域では、近隣関係の復活や仲間作りが切実な課題になってきています。
- 新宿でも町会や自治会は地域で大きな役割を担っていますが、加入率が低下し、従来からの行事や活動が継続できなくなっているところも少なくありません。一方自治会費をとらず、資源分別回収の収益をお祭りの金券で会員に還元し、資源回収の理解も深まったというような取り組みをしている自治会もあります。社会の変化に対応した町会、自治会のあり方を検討していくことも必要です。
- 新宿区はマンションが多いが、マンションの自治会で「メリットがないから」

と町会に加入しないところもふえました。一方マンション側からは、マンション全体でまとまって町会に加入しても、一戸一戸は会員として認めないといわれたというケースもあります。町会とマンション住民との相互理解をどう進めるか、考えるべき時になってきています。

- マンションの住民には、地域の情報が入りにくいのが現状です。マンションには地域のことに関心を持たない人が多いことは事実ですが、「地域とかかわりたい」と思っている人も多くいるはずである。もっと、マンションに地域情報を伝えたり、地域との交流が促進されるような工夫が必要になっています。
- 「団塊の世代」の人たちをはじめ、地域には知的好奇心旺盛な人がたくさんいます。知的満足を高めるような活動の場をもっと増やすべきです。
- 「団塊の世代」の人たち、とくに男性の中には、地域とのつながりをもたないままにきた人たちも多くいます。こうした人たちが地域とつながるきっかけをつくっていくことが、何よりも重要です。

(3) 解決・改善の方向性

【高齢者と生きがい】

☆ 高齢者をひとまとめに考える発想をやめて、ライフスタイルや価値観が多様であるのが高齢者という考え方にたち、地域社会での多様な生きがいづくりのメニューを開発していく。市民カレッジなど、知的好奇心を満足させられるようなメニューも取り入れていく。

【生きがい活動の条件】

☆ 自分のしたいことをして人のために役立つことが真の「生きがい」を与えてくれるという考え方にたち、地域でのボランティアや社会貢献活動を積極的に進めていく。

☆ 地域社会とのつながりをもつことが、張りのある暮らしをしていくための大切な条件であるという考え方にそって、地域の中で孤立し、閉じこもりがちな人たちを、無理のないやり方で、しかし積極的に地域とつなげていくため根気よく努力をしていく。

☆ 高齢者が気軽に行けるような身近な地域の居場所づくり、たまり場作りの活動を積極的に進める。

☆ 「遠くの親戚より近くの他人」ということの意味を考えながら、近隣の間人間関係作りを進める。とくに、マンション住民と町会、新しく入ってきた住民と古くから暮らしている住民の相互交流を促進するような方策を進める。

☆ 身近な地域で気軽に自由に利用できるような施設の数を増やしていく。とくに、廃校など利用されなくなった公的施設の有効活用について、行政と住民が協力して進めていく。

【「団塊の世代」と生きがい】

☆ 「団塊の世代」の人たちが地域とかかわるきっかけづくりを進める。たとえば、「地域デビューの集い」「第二の成人式」「人生の厄払いとして還暦を祝う集い」など、新しい発想のイベントを考えていく。

☆ 「団塊の世代」を含め、働いている人たちが参加しやすいよう、休日、日曜のイベント開催や、休日、夜間の公的施設利用などを促進する。

☆ アンケート調査や懇談会などを通じて、「団塊の世代」の人たちの思いや意見を聞く機会を増やす。

☆ 「団塊の世代」の人たちが、自分の経験や技術、プロフェッショナルな能力を生かせるような仕掛け、あるいは若い頃の夢を叶える機会をもてるようなシステムを作り出していく。

☆ 世代間交流が地域社会を活性化させるという考え方にたって、地域の施設運営や活動の工夫をしていく。

☆ 「生きがい」は本来個人的なものだが、誰にとっても必要なものであるという認識にたって、行政は「生きがい」づくりの活動のための条件整備に努める。

V 「こころと社会のバリアフリー」について

(1) 基本的な考え方

1 バリアフリーとは、一人ひとりを、人として大切にしていける社会をつくることである。

* 障害があるから、外国人だから、働いていないから、貧しいから、病気だから、一人暮らし高齢者で社会的なつながりを失ってしまったからなど、いろいろな理由で社会的ハンディを負い、社会参加をはばまれたり、権利を行使できない状況に置かれている人たちがいます。人は、どんな境遇にあっても、生きる意味、価値は同じです。人は誰も完全ということはないのだから補い合うという姿勢で、社会参加をはばむバリア（障壁）をとりのぞいていくことが大切です。

* バリアフリーの問題は、障害者の問題だけにとどまらず、社会的にハンディを負っていることで、社会から取り残されたり、社会から排除されがちになる人たちの問題として、幅広く考えていく必要があります。障害者は、障害が社会的ハンディとされてしまうことで、教育、就労、生活に困難がでていますが、同様に、外国人は言葉のハンディ、ホームレスは住所要件の欠如、ニートは教育の欠如といったことで、就労や社会参加の機会を失うことがあります。私たちはこうした問題にも関心を向けていく必要があると考えます。

2 物理的バリアだけでなく、社会的、心理的バリアを取り除くことが重要である。

* バリアフリーというと、どうしても物理的なものと捉えがちですが、社会活動の輪の中に、ハンディのある人のことを理解し受け入れようという気持ちが人びとの中になければ、あるいは受け入れるための社会的条件が整えられていなければ、物理的なバリアフリーが達成されても、ハンディのある人が社会参加することは困難です。私たちは、もっと心や社会のバリアフリーに目を向けるべきだと考えます。

3 バリアフリーをはばんでいるのは、私たちの無関心や無知、「他人事」という意識である。

* 今自分に障害がなくても、いつか病気や事故、高齢化によって障害を持つ可能性は誰にでもあり、自分でなくても家族の誰かが障害を持つ可能性もあります。

また、失職、破産、病気等の要因で貧困な状態に追い込まれ、社会から孤立してしまう可能性は誰にでもあります。私たちは、社会的ハンディを負う人たちの問題に、「他人事ではない」という意識をもち、たんなる同情心を超えて、同じ人間という立場に立って取り組むことが大切であると考えます。

- * 私たちは社会的ハンディを持つ人たちにとってのバリアに関して、あまりに関心であったり、無知であったりするのではないのでしょうか。障害者の社会生活や就労の実情、ホームレス ニートなどについて、日頃常識とと思っていることと、実態にはしばしば大きな開きがあります。私たちは、知識を持たなかったり、不正確な知識や偏見を持つことで、問題を放置し、結果として社会的な排除につながって問題を悪化させてしまっていることがあります。私たちは、正しい知識をすべての人が持つ機会をもっと増やすべきだと考えます。

(2) 現状と課題

【一人ひとりを大切に社会】

- 私たちは、さまざまなハンディをもつ人たちについて考える時、「どの人も人として大切、どの人も社会の担い手」「たとえ迷惑をかけ合いながらも、共に生きていくことが大事」「人間お互い完全ということはないのだから補い合うことが大切」「障害をもつことは、不便ではあるが不幸ではない」といった見方が基本となるべきであると考えています。しかし現状では、このような見方は、残念ながら、社会の中に深く浸透しているとはいえません。あらためて「一人ひとりを大切に社会」とはどのような社会かを広く社会に問いかけていくことが必要になっています。

【物理的、制度的、心理的バリアフリー】

- 物理的なバリアフリーについては、駅でのエレベーター・エスカレーターの設定や建物での身体障害者用トイレの設置など、以前に比べてかなり進んできましたが、物理的なバリアを除いても、制度的、心理的なバリアがあれば、ハンディをもつ人が社会参加することは困難なままでしょう。例えば視覚障害が学校で学べるためには、設備的な対応だけでなく、試験・授業で点字図書を用意するなど制度的な保証が必要ですし、また精神障害者が就労していくためには、周りの人が障害のことを理解して受け入れていく姿勢をもつことが必要です。
- どのような施設改善もすべての障害者にとって同じように使いやすいとはかぎりません。たとえば、視覚障害者にとっては必要な点字ブロックも、車椅子で移動すると

きは非常に大変であるという場合もあります。障害の種類や度合いなどの違いによって事情が異なっており、この点についてよく理解し配慮していく必要があります。

- 高齢者や乳幼児が住居の中で事故にあい、大ケガをしたり命をおとしたりするケースは決して少なくありません。これからは、公共的な建築物や交通施設などだけでなく、日常的な暮らしの環境のバリアフリーを進めていくことが必要です。
- ハンディをもつ人とかかわる時、同情心をもつことは自然なことかもしれませんが、「かわいそうだから」という上からのあわれみ的な関係での援助が、ハンディをもつ人にとってかえってバリアーになっているかもしれません。たとえば、親や福祉施設の職員が過剰な配慮をしてしまい、「福祉」という言葉でかえって障害者の自立を阻んでいるという指摘もあります。障害にかぎらず、ハンディをもつといっても、人はみな違う存在であり、その人にとって本当の自立とは何かを考えた支援をしていくことが大切です。
- 障害を持つ人が普通に生活する上で就労の問題が重要です。障害者の多くは一般企業へ就労して働きたいという希望をもっていますが、実際に、企業に就労できる人は多くありません。障害者の多くは、収入をほんのわずかしかえられない福祉的就労に従事しているのが現状です。法定雇用率（全従業員のうち法律で雇用しなければならないとされている障害者の割合、官公庁 2.1%、民間企業 1.8%）の制度があっても、民間企業の6割が法定雇用率未達成であり、また企業が望むのは多くの場合若くて高学歴の身体障害者で、高齢障害者や知的障害者、精神障害者の就労はいつそう困難となっています。障害者雇用の問題は、基本的に国の制度の問題もありますが、地域では障害者雇用を積極的に進めている企業もあり、行政でも独自の取り組みをしており、福祉的就労の場に対する支援も含めて、地域社会でできることは何かを考えていく必要があります。

【社会的ハンディについての幅広い理解】

- 現在の社会状況では、バリアフリーの問題を、障害者の問題にとどまらず、社会的にハンディを負うことで社会から取り残されたり社会的に排除されたりし、孤立化している人たちの問題として考えていく必要がでてきています。一人暮らし高齢者で、社会とのつながりを失い、孤独死に至るといったケースは決して少なくありません。また、ニートと呼ばれる人々は教育の欠如、ホームレスの人は住所要件の欠如といった社会的ハンディを抱えています。それらについてはしばしば「そういう状態になったのはその人個人の責任」あるいは「怠け者の問題だ」という意見があります。しかし、そうなった事情はどうであれ、その人たちを結果として社会から排除していくことになれば、問題は改善されず、かえって深刻化していくことになります。難しい

問題ではあっても、社会的ハンディをもつ人たちを社会の中にどのように包みこんでいくかを考えていくことが必要です。

- 障害についても、近年、学習障害やADHD、対人関係の障害など、社会生活に支障をきたすような特徴を抱えた人たちの問題を広く障害の概念でとらえるようになってきています。また精神的疾患やうつ病、高齢期の認知症などは、本人や家族、あるいは周囲の人たちがそれを病気や障害として認識するのが困難な場合もあります。これらのいわば「見えにくい」障害についても、正しい理解を広め、適切な社会的対応をはかっていくことが必要です。
- バリアフリーをはばむ一番大きな要因は、多くの人が社会的ハンディの問題を自分自身の身近な出来事や経験として感じたことがなかったり、知識を持つ機会がなく、結果として無知、無関心になってしまい、問題を放置してしまうことではないでしょうか。また、障害者施設を地域に設置しようとする時に起きる反対運動も、誤解や偏見に基づく場合が少なくありません。こうした事態を克服するには、たとえば、子ども頃から障害のある人と接したり、交流する機会をふやすなど、学校教育や生涯教育の課題として取り組んでいくことが考えられます。ハンディをもつ人たちの多くは、同じ地域の中で暮らしているのであり、日常的にふれあいながら、わからないことは相手に率直に聞くといった姿勢で社会的ハンディの問題を理解していくことが大切です。

(3) 解決・改善の方向性

【バリアフリーについての理解促進】

- ☆ 小・中学校の段階から、障害（ハンディ）に対する正しい知識を学ぶ機会をつくる。また、生涯学習、普及啓発活動等、様々な機会を捉えて社会的ハンディに対する知識を得る機会を作る。
- ☆ 日々の交流のふれあいの中で社会的ハンディの問題を体験的に理解することが大事であり、学校、職場、生活の場を通じて、体験交流する場を設ける。

【バリアフリーへの具体的取り組み】

- ☆ 新宿区が取り組んでいるような障害者インターシップや職場実習の試みを多くの民間企業でも取り入れてもらい、障害者の雇用につながる機会をふやしていく。
- ☆ 団地などでの孤独死を防ぐために、住民レベルのネットワーク化をはかり、日常的

なふれあいの中での見守りや助け合いを促進する。

☆ ホームレス対策については、国や自治体が有効な支援策を推進することが基本だが、ホームレスと地域住民を対立的に捉えるのではなく、人間としての共通の視点に立った解決策を考えていくことも必要である。

☆ 福祉施設をより地域社会に開かれたものにし、ボランティア体験やイベント、日常的交流を通じて、施設利用者と地域住民との相互理解を促進する。

☆ 権利を行使しにくい人たちのための権利擁護について地域住民の理解を促進し、より使いやすい権利擁護の仕組みへの改善をはかる。

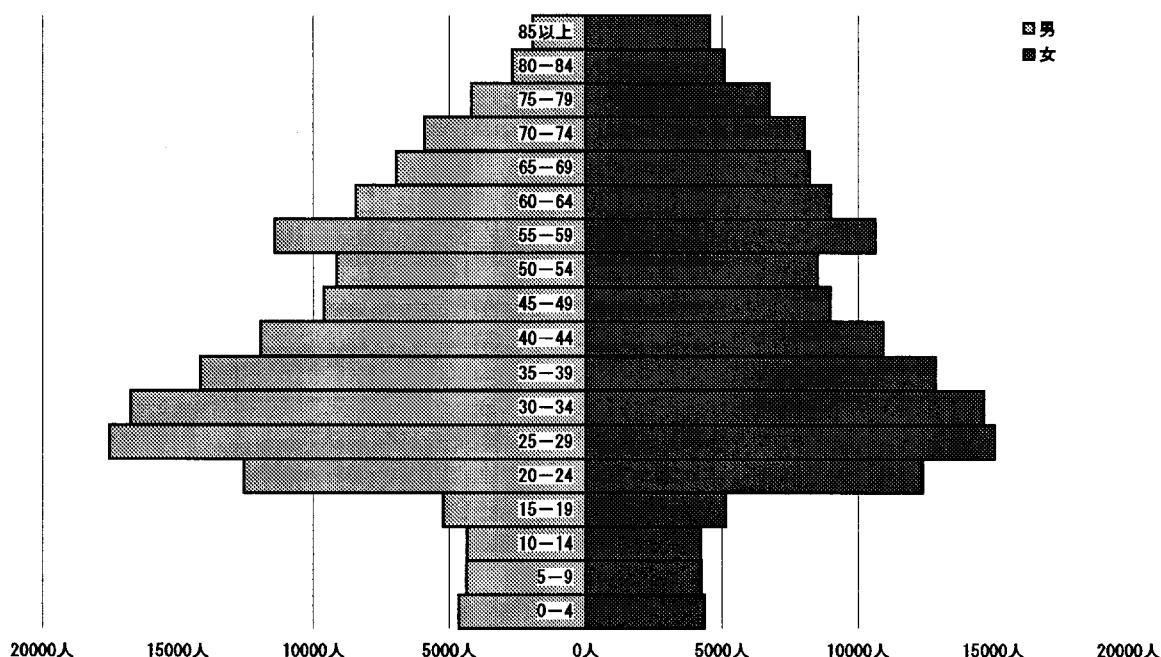
☆ 行政は、制度を作り運営する中心的な役割を担っており、住民の声をよく聞いて制度の整備・充実をはかる必要がある。まず、問題が多岐にわたる場合でも適切に対応できる行政の総合的な相談窓口を設け、行政が住民と一緒に問題に取り組む姿勢を確立する。

☆ 高齢者や障害者に対する介護技術については、たとえば車椅子の扱い方など、障害者と介護者だけでなく、また社会全体が知識や能力を身につけることで、随分使いやすくなることから、介護技術の向上とともに、社会全体への知識の普及を促進する。

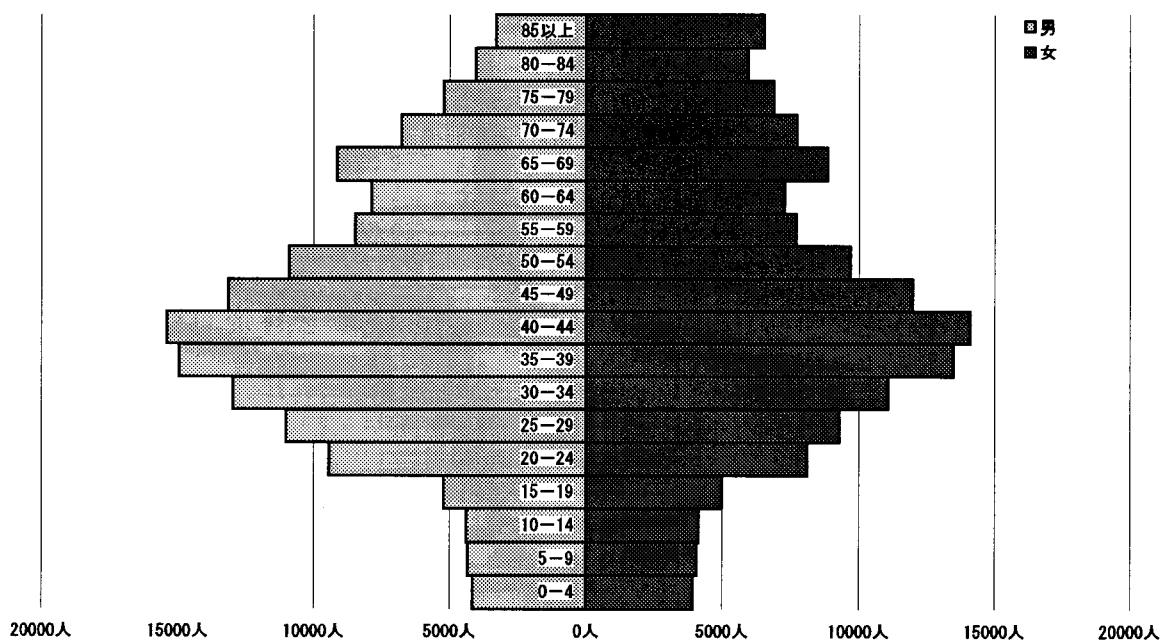
以上

高齢者、障害者に関するデータについて

男女別5歳区分別総人口構成（平成18年 現在）



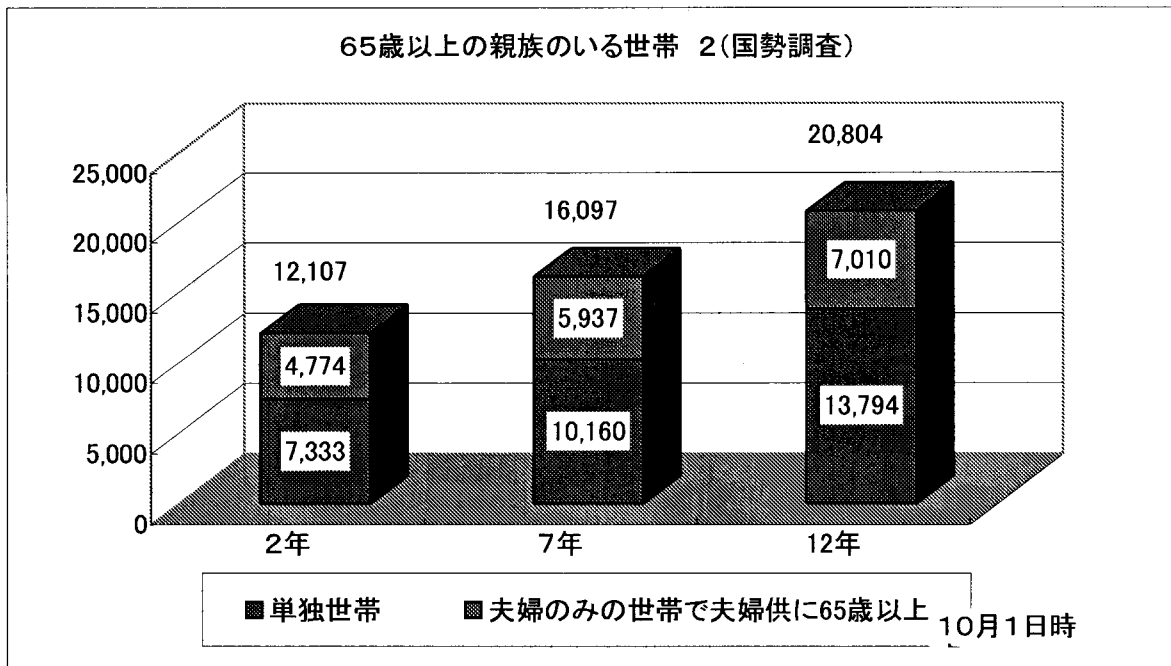
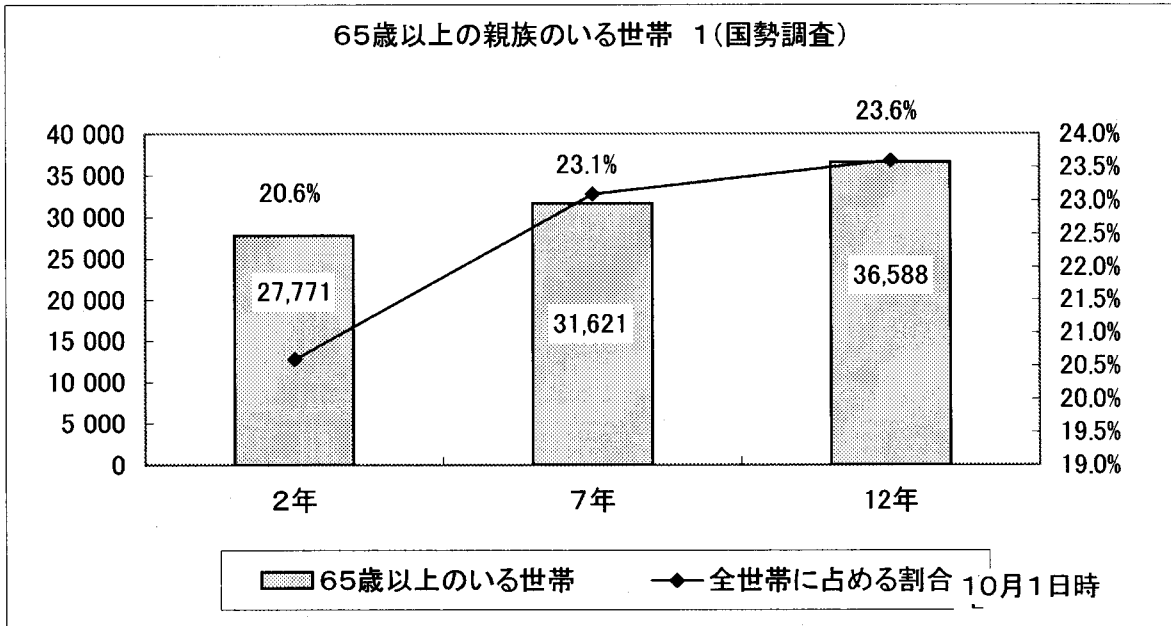
男女別5歳区分別人口構成（平成27年 推計）



平成18年1月1日現在、新宿区には65歳以上の高齢者は54,355人で、総人口の17.8%を占めています。高齢者のうち、75歳以上の後期高齢者は25,223人で総人口の8.3%となっています。（外国人登録人口を含む）

これが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成27年には65歳以上の高齢者は64,366人、21.7%となります。75歳以上の後期高齢者も31,890人、10.8%となります。4.6人に1人が高齢者、9.2人に1人が後期高齢者ということになります。

高齢者のいる世帯

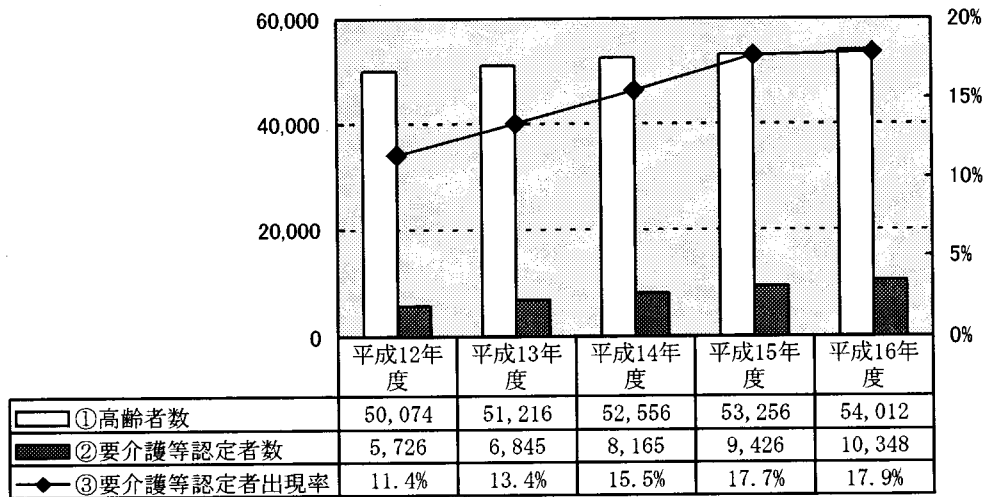


国勢調査によると、高齢者がいる世帯は平成12年10月1日時点で36,588世帯で全体の23.6%を占めています。このうち、高齢者一人世帯、夫婦のみ世帯で夫婦共に高齢者の世帯はそれぞれ、13,794世帯、7,010世帯、合わせて20,804世帯となります。高齢者のいる世帯の半数以上(56.9%)は、高齢者だけで生活していることとなります。

介護保険

実績等の増減傾向（年度末現在）

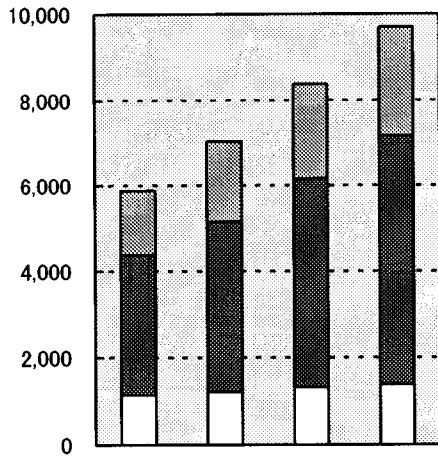
(人) 高齢者数に対する要介護等認定者の比率



※表中③の要介護等認定者の出現率は、高齢者数（第1号被保険者（65歳以上）数）に対する第1号被保険者の要介護等認定者数の割合。第2号被保険者（40歳以上65歳未満）は含まない。（介護保険事業状況報告、ほかより）

☆ 平成16年度の高齢者人口は平成12年度と比べ7.9%増（50,074人→54,012人）であるのに対して、要介護等認定者数のそれは80.1%増（5,726人→10,348人）になっており、高齢者人口の伸びに比べて著しい伸びを示している。この結果、新宿区の要介護等認定者の出現率は、平成12年度の11.4%から平成16年度の17.9%に上昇した。ただし、要介護当出現率は、平成16年度に入って鈍化してきている。

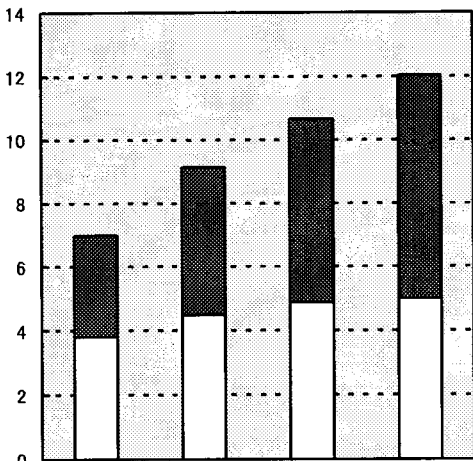
(人) サービス利用者数



	12年度	13年度	14年度	15年度
■ 未利用者	1,491	1,879	2,219	2,524
■ 居宅サービス	3,237	3,931	4,846	5,795
□ 施設サービス	1,142	1,218	1,310	1,366

(十億円)

介護保険給付額の推移



	12年度	13年度	14年度	15年度
■ 居宅(千円)	3,176,579	4,621,714	5,766,529	7,031,798
□ 施設(千円)	3,804,592	4,494,357	4,897,883	5,013,882

※未利用者とは、要介護等認定を受けているが、介護保険サービスを利用していない者のことである。

☆ サービス利用者数は、制度開始以来一貫して増え続けている。サービス利用者の割合を、居宅サービス、施設サービスの別に見ると、施設サービスの利用者の平成15年度は対12年度で1.2倍と緩やかな伸びであるが、居宅サービス利用者は同1.8倍になっている。

介護保険給付額の推移を見ると、居宅・施設別のサービス利用者の推移を反映して、保険給付額も同様の推移をたどっていることが分かる。

高齢者クラブ

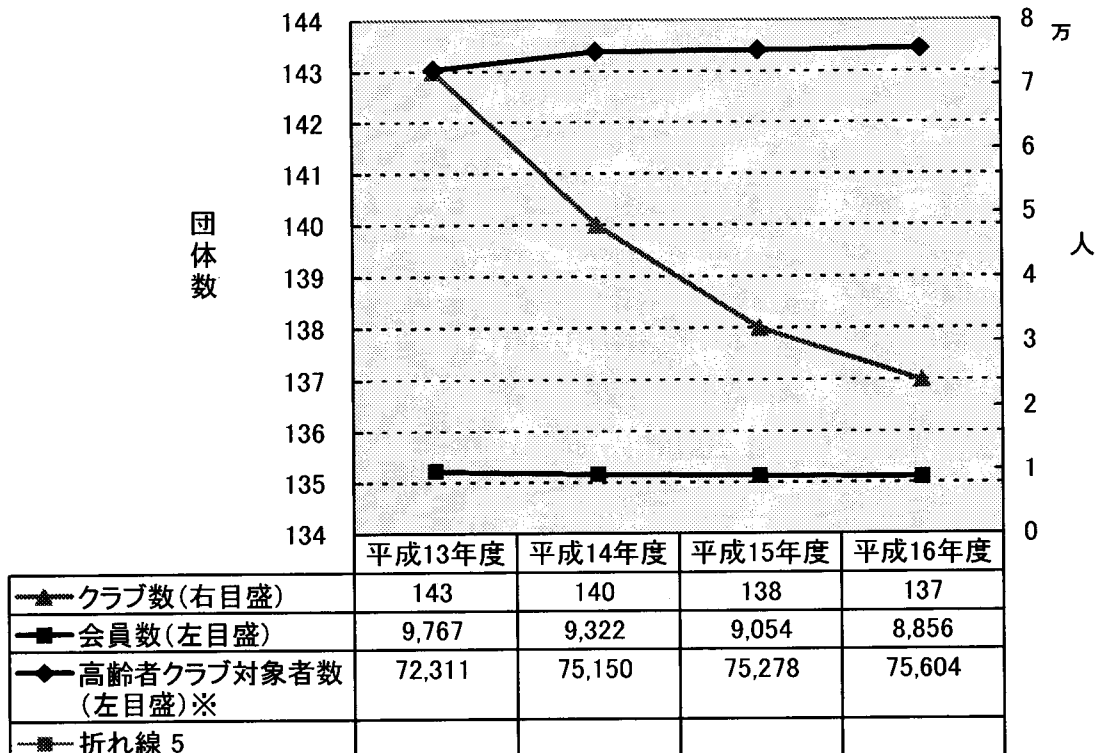
1. 事業概要

目的：老人福祉法第13条第2項に基づき、高齢者クラブ活動における地域との連携を促進し、地域との交流の場として積極的な社会参加を図り、以って地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. 基礎データ（平成16年度実績値）

(1) 連合会数1団体、(2) クラブ及び会員数：138団体、8,856人

3. 実績等の増減傾向

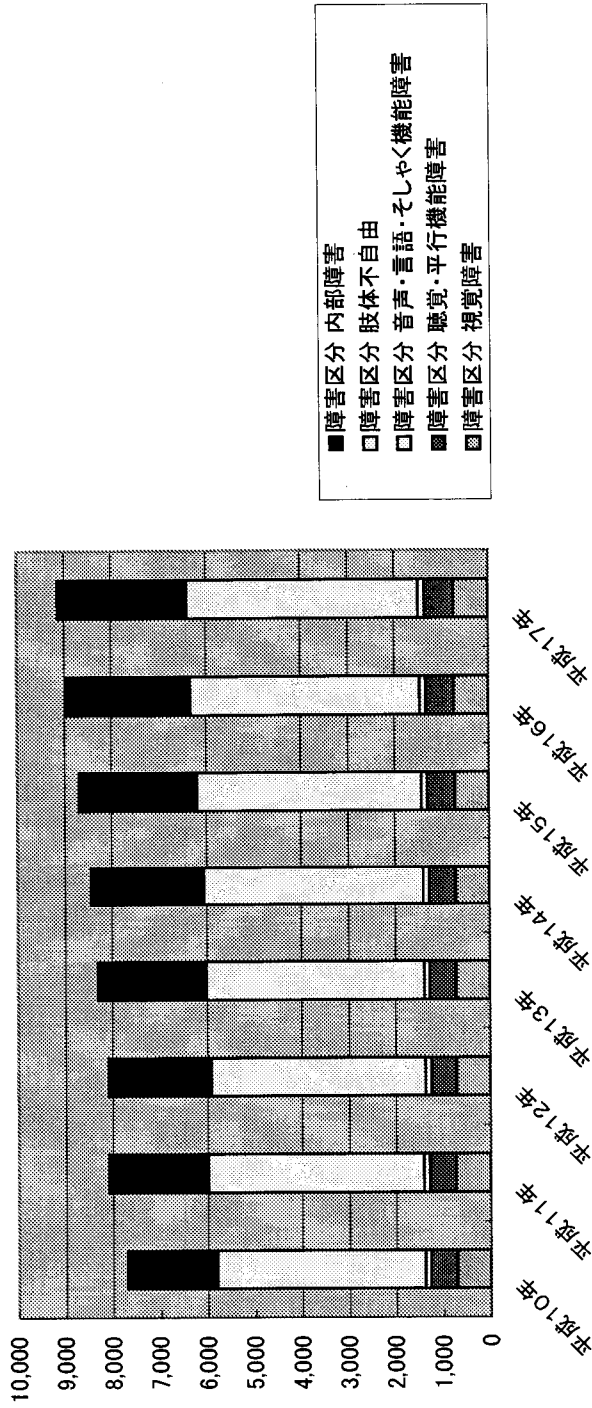


☆クラブ数及び会員数は減少傾向にある。

※高齢者クラブは、区内在住の58歳以上の者で構成されている。

身体障害者手帳所持者の推移 (各年4月1日現在)

障害種類別の推移



単位：人

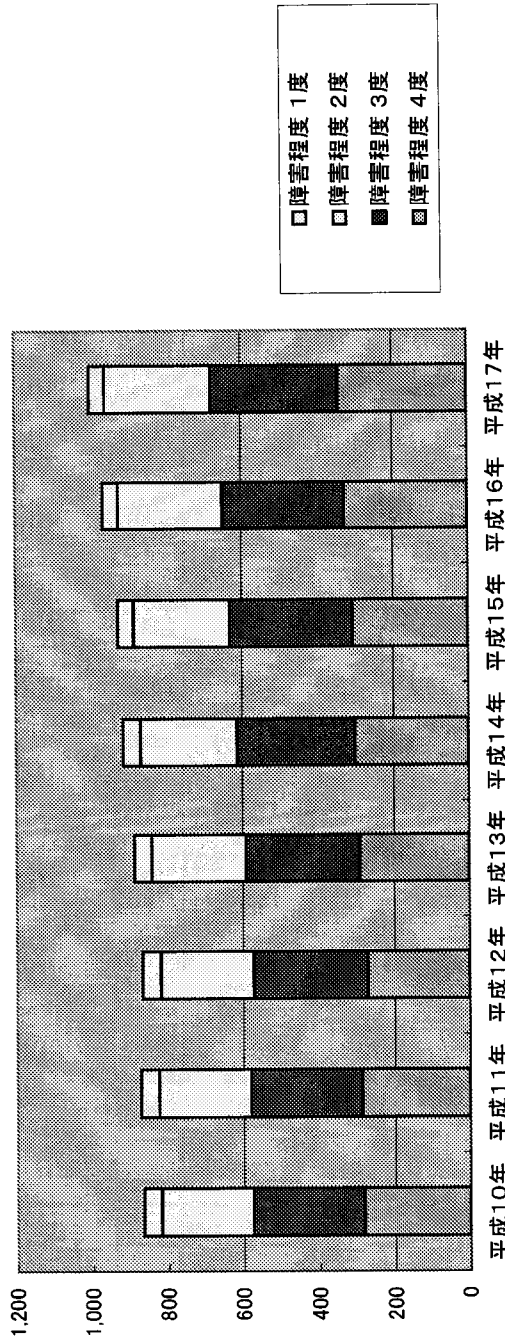
区 分	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
視覚障害	712	732	705	709	711	725	738	734
聴覚・平行機能障害	558	561	553	564	570	586	589	611
音声・言語・そしゃく機能障害	120	120	120	118	120	125	135	135
肢体不自由	4,406	4,573	4,539	4,632	4,659	4,753	4,868	4,918
内部障害	1,913	2,098	2,164	2,276	2,381	2,494	2,623	2,740
合 計	7,709	8,084	8,081	8,299	8,441	8,683	8,953	9,138

障害の種類別で過去7年間の推移をみると、内部障害者が、平成10年にヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害が加えられたことにより43.2%と大きく増加しています。また、肢体不自由が11.6%、音声・言語・そしゃく機能障害が12.5%、聴覚・平行機能障害が9.5%、視覚障害が3.1%とそれぞれ増加しています。

愛の手帳所持者の推移

(各年4月1日現在)

障害程度別の推移



単位：人

区分	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
障害程度4度	282	288	272	290	303	307	328	341
3度	293	291	300	301	310	323	321	337
2度	242	244	245	248	255	255	275	280
1度	47	47	48	47	47	42	42	41
年18歳未満	155	161	165	168	183	199	197	226
18歳以上	709	709	700	718	732	728	769	773
合計	864	870	865	886	915	927	966	999

愛の手帳所持者は過去7年間の増加率は15.6%となっています。障害程度別で見ると、1度△12.8%、2度で15.7%、3度で15.0%、4度で20.1%と増えており、軽度が増加傾向となっています。平成17年4月現在の愛の手帳所持者総数に占める中軽度者（3・4度）の割合は67.9%と半数以上を占めています。新宿区人口（302,479人）に占める手帳所持者の割合は0.3%となっています。

新宿区民会議第2分科会中間発表

健康、高齢、障害、介護

委員数： 79名

男女比 男性30名：女性49名

年齢層 60歳代 34%

70歳以上 22%

50歳代 25%

40歳未満 19%

総論①第2分科会(健康、高齢、障害、介護)

議論の枠組み

10年後新宿で、
どんな暮らしを送るか



改善・解決すべき課題



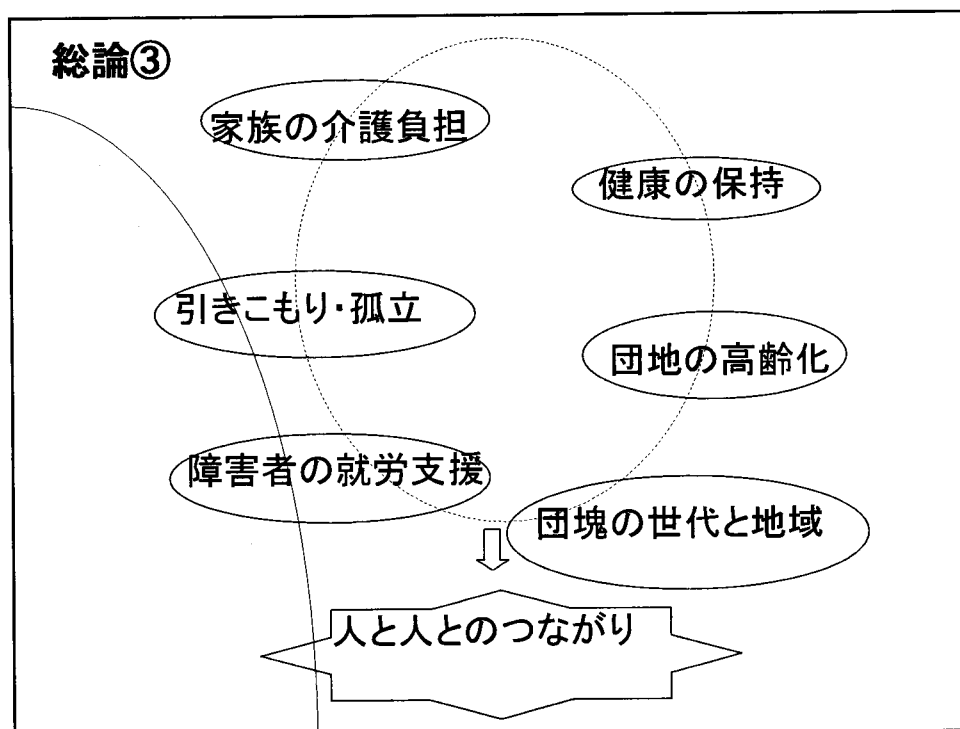
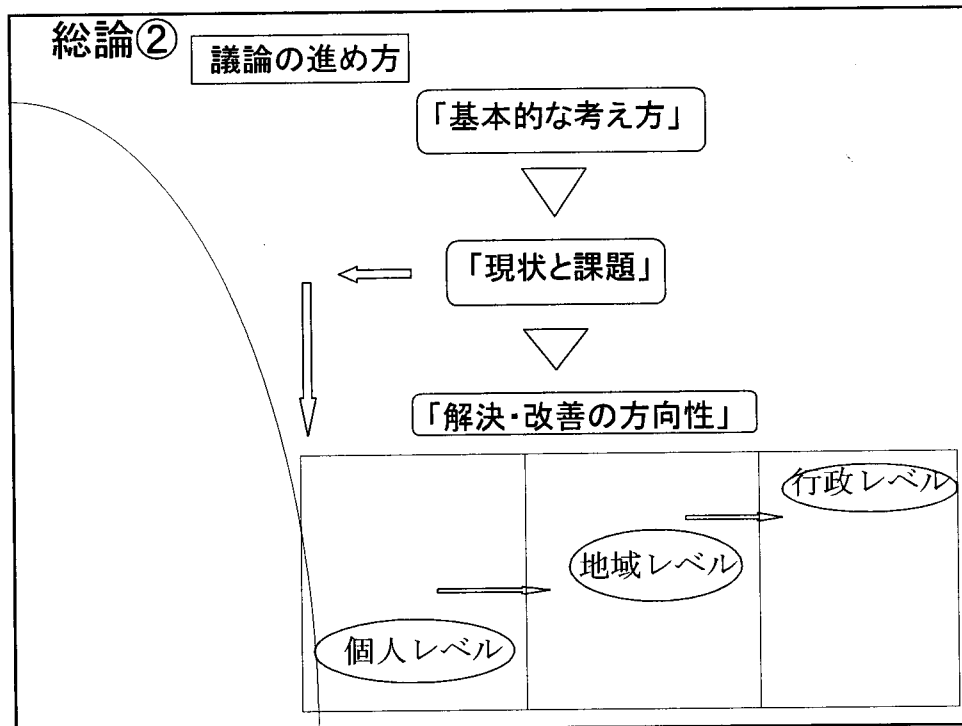
介護

生きがい

こころと社会の
バリアフリー



提言



介護 ①

基本的な考え方

「高齢や障害になっても豊かに暮らせる社会」の実現

- 豊かに暮らせる社会とは、介護が必要になっても安心して暮らしていける社会
- 地域交流を活性化し、顔と顔の見える地域の関係を構築する
↓
誰もが安心して暮らすための基礎
- 公的介護保険制度を中心とする社会的介護の仕組みを、利用者や住民の声を十分に反映させる
改善へ

介護 ②

現状と課題

- 介護を受ける人と介護者
- 健康増進・介護予防
- 介護についての情報提供
- 介護保険制度とそれ以外の介護支援サービス
- 地域交流の活性化

介護 ③

解決・改善の方向性

- 介護問題
- 介護サービス
- 情報
- 地域交流

生きがい ①

基本的な考え方

- 生きがいとは、人としての生活の質を
高めてくれるもの
- 「生きがい」とは、人それぞれで異なる
多様で変化するもの
時間とともに変化するもの
- 「団塊の世代」が
地域の中でよりよく生きていくこと
↓
地域づくりの鍵

生きがい②

現状と課題

- 高齢者と生きがい
- 「生きがい活動」のための条件
 - ★ 施設・活動拠点
 - ★ 情報提供・相談
 - ★ 仲間づくり・リーダー的人材の育成
- 団塊の世代と生きがい

生きがい③

解決・改善の方向性

- 高齢者と生きがい
多様なライフスタイル、価値観
多様な「生きがい」
↓
- 「生きがい活動」のための条件
人の役に立つ 社会貢献活動
地域と積極的につなげていく
身近な居場所づくり、たまり場づくり
新住民と旧住民の相互交流
- 団塊の世代と生きがい
地域にもどるきっかけづくり

こころと社会のバリアフリー ①

基本的な考え方

- 「一人一人を、人として
大切にしていける社会」の実現
- 物理的バリアだけでなく
社会的、心理的バリアを取り除く
- バリアフリーを阻んでいるもの
無関心・無知・他人事

こころと社会のバリアフリー ②

現状と課題

- 「一人一人を大切にする社会」
これほどよい社会なのか
広く社会に問いかける
- 「物理的、制度的、心理的バリアフリー」
日常的な暮らしの環境のバリアフリー
障害者の就労の問題
↪ 地域でも何かできるのでは
- 社会的ハンディについての幅広い理解
無知、無関心から問題を放置
日常的なふれあい・交流・教育

↪ 理解への第一歩

こころと社会のバリアフリー ③

解決・改善の方向性

- 「バリアフリーについての理解促進」
知ることの大切さ
学校教育・生涯学習
普及啓発活動
- 「バリアフリーへの具体的取り組み」
体験交流
障害者インターンシップ
福祉施設をより地域社会へ開く
介助技術の知識や能力を身につけよう

第3分科会

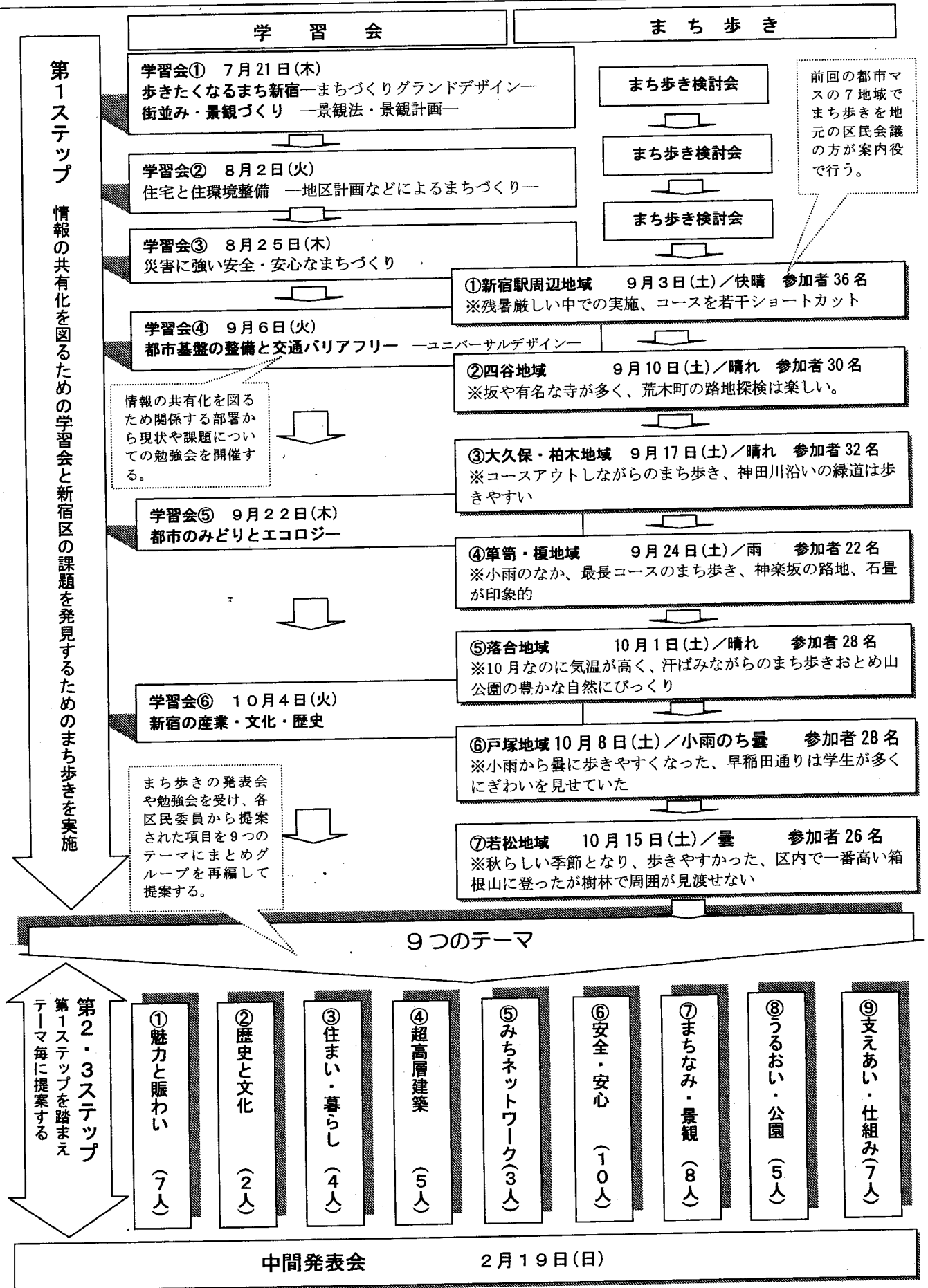
まちづくり、防災、景観



目 次

1	第3分科会における検討の進め方	3-1
2	発表会資料	3-2
3	9つのテーマ別グループのレポート	
(1)	魅力と賑わい	3-9
(2)	歴史と文化	3-13
(3)	住まい・暮らし	3-17
(4)	超高層建築	3-21
(5)	みち・ネットワーク	3-25
(6)	安全・安心	3-28
(7)	まちなみ・景観	3-32
(8)	うるおい・公園	3-35
(9)	支えあい・仕組み	3-38

1 第3分科会における検討の進め方



新宿区民会議第3部会

まちづくり、防災、景観

～区民の参加、協働による、地域主体の
都市整備とまちづくり課題の解決～

中間とりまとめ報告
2006. 2. 19

1

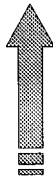
第3部会における検討の進め方

【第1ステップ】

- ・ まちあるき：区内各地区のまちの状況確認と情報共有
- ・ 学習会：①区担当部署からの説明による、現在の都市計画の状況と事業実施状況等の把握
②専門家からのテーマに応じた新しい計画視点や情報の紹介
③全員によるテーマ別の議論

【第2ステップ】

- ・ 9つのテーマによるグループ討議



本日の中間報告

2

新宿区民会議第3分科会の進め方

第1ステップ	9つのテーマ	第1ステップを踏まえテーマ毎に討議
学習会 学習会① 7月21日(木) ① 来たくなるまち新宿・まちなみ景観づくり 学習会② 9月 2日(火) ② 住宅と住環境整備 学習会③ 8月25日(木) ③ 災害に強い安全・安心なまちづくり 学習会④ 9月 8日(火) ④ 新年産業の整備と交通/リアフリー 学習会⑤ 9月22日(木) ⑤ 都市のみどりエコロジー 学習会⑥ 10月 4日(火) ⑥ 新宿の産業・文化・歴史	新宿区まち歩き 前回の都市マップの7地域で実施 ① 新宿駅周辺 9月 3日(土) 参加者36名 ② 四谷地域 9月10日(土) 参加者30名 ③ 大久保・柏木地域(9月17日) 参加者32名 ④ 東町・喜多町 9月24日(土) 参加者22名 ⑤ 海合地域 10月 1日(土) 参加者28名 ⑥ 戸塚地域 10月 8日(土) 参加者28名 ⑦ 若松地域 10月15日(土) 参加者26名	③ 住まい・暮らし(4人) ⑤ 安全・安心 (10人) ⑨ うるおい・公園(5人) ⑨ 支えあい・仕組み(7人)

3

議論の始めとして:

これまでのハード中心の 都市計画への反省

- ・ 生活者としての区民の視点の盛り込み不足
- ・ 地域のニーズ、地域の資源が尊重されていない
- ・ 地域毎のまちづくりのイメージやビジョンが明確でない
- ・ まちづくりの地域主体が見えない
- ・ まちづくりに必要なツールがない。使いこなせていない

4

提案の方向性

- ◆ 地方分権時代に相応しい「区民—地域—行政協働」により、「区民の、区民による、区民のため」の「都市づくり、まちづくりを実現する」
- ◆ まちが集まって地区・界限となり、地区・界限が集まって新宿区ができているという認識の上で、都市計画づくり、地区マネジメントの方法を考える
- ◆ 区民や地域のアイデンティティと誇りの源である、新宿区内の地域資源（自然、文化、歴史、産業、コミュニティなど）を活かし、継承する計画とする
- ◆ 区民の視点から、中長期的地域課題を解決するための創意ある施策を提案する

5

視点1：魅力と賑わい

- ・ 地域の資源を魅力あるまちづくりに活かし、新宿区らしい賑わいを創り出す。
- ・ 区は、自立した行政団体としての地位を確立して、賑わい創出のための景観事業の促進、デジタルインフラ設備の設置、イベントや撮影等の道路空間活用など、地域活性化ニーズを受けた、都市環境を整えていく。

6

■ 魅力と賑わいのための主な事業提案

- ・ 地域情報発信システムによりまちとの交流を促進するユビキタスマちづくり
- ・ 訪れたくなるまちづくり(花見の散策路整備、界隈や地区の魅力的なまちなみ整備、地区コミュニティの核となる商店街等の再生・活用)
- ・ 歩いて楽しい回遊性のあるまちの整備
- ・ 新宿駅周辺(東西広場、バスターミナルの再整備、東西連絡自由通路の整備、新宿通りのモジュール化)の活性化
- ・ その他

7

視点2：歴史と文化

「新宿区の、土地の歴史、人間の活躍、産業の活躍を基とした、持続可能な文化創造都市」を実現する

- ・ 土地の記憶を呼び覚ます
- ・ 人の記憶を呼び覚ます
- ・ 産業の記憶を呼び覚ます

8

■ 歴史と文化のための主な事業提案

- ・新宿の“森”づくり(藩邸跡地、公園、屋敷林等を活用して7つの森から14(都市)の森へ)
- ・歴史文化拠点の整備(漱石山房の復元等)
- ・界隈の保全
- ・路地、坂道、街道、遊歩道の整備
- ・緑を守り育てるトラスト基金、信託型の税金の使い方を活用した新たな財源づくり
- ・その他

9

視点3:住まい・暮らし

- ・住みやすく、誰にも優しい、“ユニバーサル”社会の実現と住み続けるまちづくり
- ・生活者の視点から、きめ細やかな身近な住環境整備
- ・新宿に相応しい魅力的な都心居住
- ・協働による自発的な住環境づくり

10

■ 住まい・暮らしのための主な事業提案

- ・ユニバーサルデザインによるまちの整備とサービスの推進
- ・住民による緑や景観整備、裏通りの交通規制や「裏通りさわやか心の散歩道」などによるコミュニティ空間・施設の整備
- ・高齢者に優しい住み続けられる住宅政策と仕組み作り
- ・その他

11

視点4:超高層建築

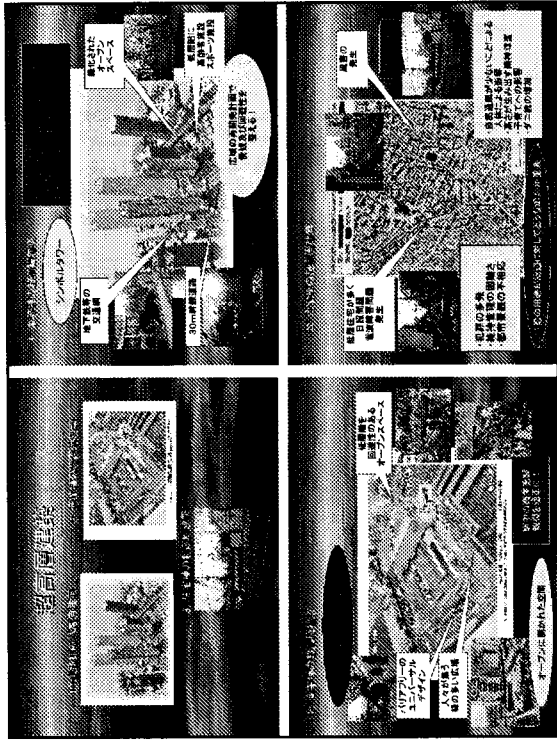
- ・新宿区内における超高層建築の位置づけ
- ・どこなら良くて、どこならダメか。超高層建築の建築を地域で受け入れる時のルール作り。新宿区の高さ規制ルールにおける例外規定取り扱い(地域合意の原則)
- ・超高層建築建設可能とする場合の条件とは何か

12

■ 超高層建築についての主な事業提案

- 地元のまちづくり協議会や地区協議会等が策定する地区計画における超高層建築の受け入れについての調整システムづくり
- 地区別計画方針の提案(戦略的整備導入地区としての西新宿)
- 業務系、商業系、住居系といった分類による超高層建築の計画とデザインに関するガイドラインづくり
- その他

13

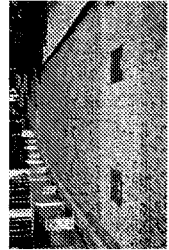


視点5:みち・ネットワーク

「車中心から人間中心へ」

～誰もが快適(安全・便利・楽しく・気持よく)に利用できるみち・交通機関～

「新宿」に車で行くと不便。自転車が便利。ゆっくり歩いて街を楽しもう」というイメージ作り
(パーク&ライドの発想)



15

■ みち・ネットワークの主な事業提案

緑の風を新宿に流そう

河川沿いを緑の路と土の遊歩道で囲む

ここに車は進入できません

新宿通り～御苑まで通年歩行者天国にして

小川(水を流す)をつくりベンチを置く

人が安心して歩けます

歩道にはあらゆる障害物を置けません

歩道に道案内のペイント

福祉重点地区にはアーケード

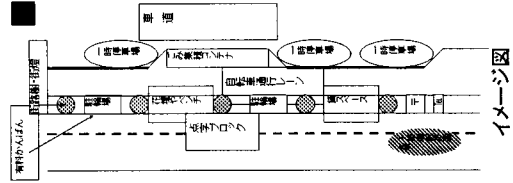
歩道に景観に合わせた有料広告スペース

自転車で来ても危険な道はありません

幹線道路には軽車両レーンと一時駐輪所

細い路地も楽しく歩く

情報ある細い路地は防火防犯システム設置で残したい



16

視点6:安心・安全

- 地域協働による身近な安全安心の解決
- 大規模災害(地震、風水害)への備え
- 地域防災計画、復興計画等との整合
- 多発する都市犯罪に対する対策
- 地域の特殊性を考慮した地域ごとの防災・防犯対策

17

■安全・安心のための主な事業提案

- 地域の視点、区民の視点からの地区の安全安心課題のチェックと対策案づくり
- 大規模災害に強い都市整備
- 地域防災計画や復興計画と整合ある地区毎のマスタープランづくり
- 防犯を考えた公園整備と多目的スーパー防犯灯設置
- 高齢者等の安全のための都市空間や施設のバリアフリー化の推進
- 地区組織やNPOの力を活用した防犯・防災態勢づくり
- 外国人居住者の非常時の支援方策(情報弱者を意識したサインや施設整備)
- その他

18

視点7:まちなみ・景観

- 新宿区が景観法の景観行政団体となり、地域と協働した景観施策を推進する。
- 単に昔ながらの景観を守るだけでなく、地域の特性がもたらした景観資源を保全、再生、整備する。
- 景観を消費し、周辺から環境を奪う開発でなく、魅力ある地域の共有財産を創り出す。

19

■まちなみ・景観のための主な事業提案

- 住民、地域、NPOと協働した、新宿区景観計画の策定、景観地区の指定
- 身近なまちなみの改善や整備(まちかどアメニティスポットづくり、景観を乱す道路不法使用への対策、不調和な看板の対策、ゴミ対策、不法駐輪)
- 防災対策と連動したまちなみの整備
- 散策ルートの整備と緑・水等の自然資源の景観的保全
- その他

20

視点8：うるおい・公園

- 身近な都市施設、公共公益施設を利用した潤いある環境づくり
- 地域で考え、地域の考えで整備する公園づくりと自主運営管理体制づくり
- 景観法等を活用した、既存都市空間の環境改善
- ヒートアイランド等への環境対策

21

■うるおい・公園の主な事業提案

- 新宿区の公園のあり方の全面的見直しと区民や地元ニーズを重視した既設公園のリニューアル
- 公園のサポーターや地元住民による公園利用ルールづくりと管理
- 事故や犯罪のない公園整備、プレイリーダーの育成
- 学校校庭等の芝生化によるヒートアイランド対策
- 拠点におけるうるおい改善(新宿駅西口ロータリーの立体公園)

22

視点9：支え合い・仕組み

- 地域の課題を地域で解決していく地区毎のまちづくり協議組織と地区のマネジメントの仕組みをつくる
- 従来の税だけに頼らない新しいまちづくり支援財源の確保
- 区民会議による都市マスタープラン等の実現の担保の仕方

23

■支え合い・仕組みづくりのための主な事業提案

- 地区別まちづくり協議会の組織化と仕組みづくり、地区マネジメント制度の導入、区内の各地区間の協働体制づくり
- 地域ニーズを基とした地区内まちづくり事業の優先付けと予算化
- まちづくりの新しい財源確保手法の開発や導入(区民指定の税の使い方制度、まちづくりファンド、企業スポンサーによる地域施設整備、トラスト基金など)
- 区民会議での都市マスタープラン等の実現を見守り、必要な修正を加えるためのチェック制度(区民会議と地区協議会の連携、都市計画審議会等への地区協議会からの参加)
- その他

24

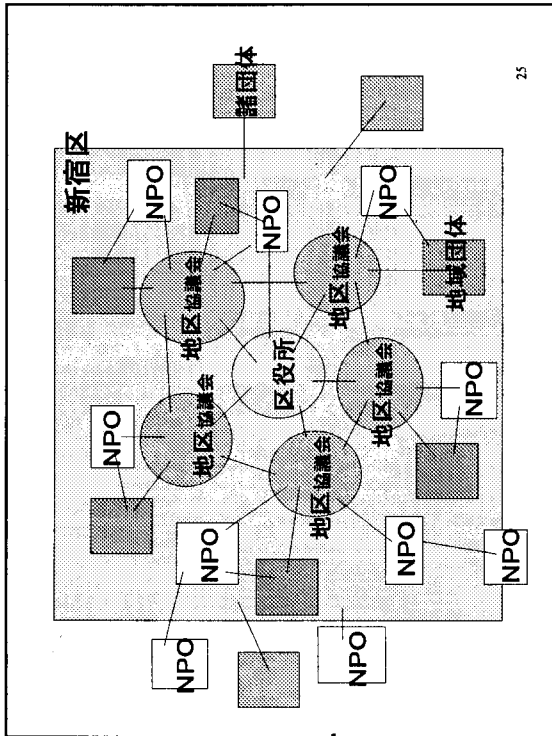
※以上の提案について

※以上の提案は、現在までに全体およびテーマ別グループにおいて議論されたものの中から、主な提案の一部について整理したものです。

※詳細な提案は資料に記載してありますのでご参照下さい。

※今後、必要な事項を追加しながら最終提案に結びつけていきます。これも付け加えたいという提案は、後ほどの交流会にて提案箱にお願いいたします。

26



(1) 魅力と賑わい

新宿区

(都市の縮図のような新宿区)

皇居から丸の内、霞ヶ関の官庁やビジネス街を中心とすれば、それを取り巻く地域のひとつであり、ビジネス街（副都心）から住宅地（落合、牛込など）、学校集積地区（早稲田）、一大商業地域（新宿駅周辺）、そして歓楽街（歌舞伎町）など、多くの都市機能を抱える。また、最近では都心回帰にともなうマンション建築増加による周辺住民とのトラブル、周辺地域での大規模優良開発によるビジネス街としてのグレード低下、そして歓楽街の治安低下など、多くの課題も抱えている。

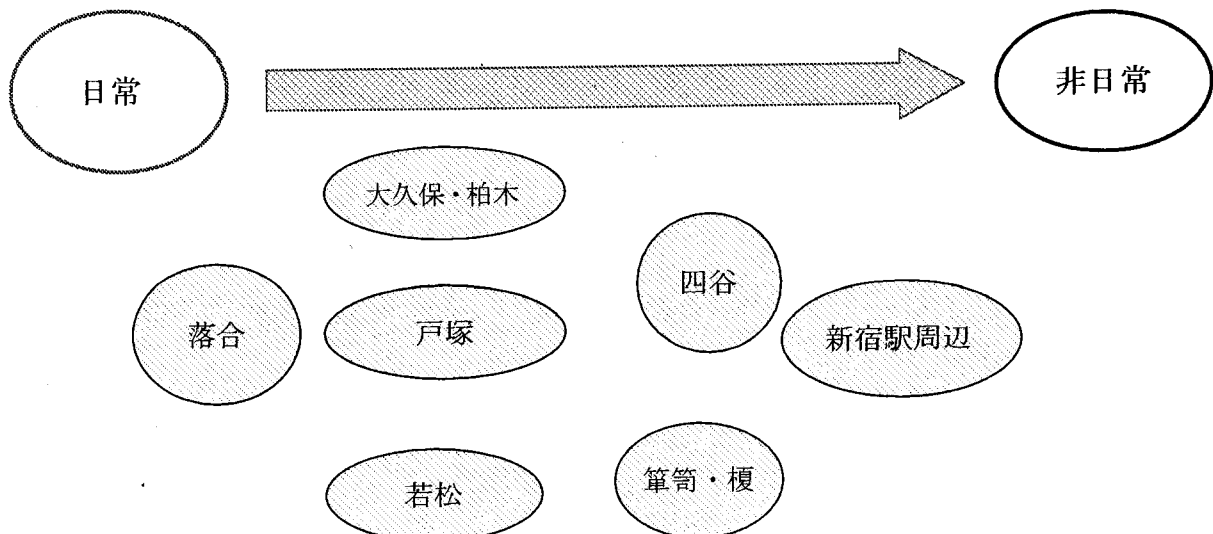
魅力・賑わい

このような状況と、さらに環境、安全、少子高齢化などのキーワードを思い、そこから「やさしさ」をバックグラウンドとした「魅力・賑わい」を考えたとき、頭に思い浮かべるのは、家族と、友達と、または一人でも「歩きたくなる街」「歩いて楽しい街」が賑わいのある魅力のある街であると考えた。

「歩きたくなる街」「歩いて楽しい街」

地域特性

地域の特性を、人間生活の「日常」（家庭・生活）と「非日常」（仕事・娯楽など）という捉え方で分けてみると





地域特性によりハード及びソフトの使い分けが必要

「歩きたくなる街」「歩いて楽しい街」にするために

◇人と車の棲み分けが必要

- ◇ モール化
- ◇ 歩行者天国の拡大
- ◇ 回遊しやすい
- ◇ バリアフリー化

◇興味を引くものがある

- ◇ 新しいものが買える
- ◇ 珍しいものが見れる
- ◇ 景観行政団体として確立

◇アクセスが便利である

- ◇ 駅から便利に行ける
- ◇ 駐車場・駐輪場の整備

◇楽しいイベントがある

- ◇ オープンショップ
- ◇ フリーマーケット
- ◇ 大新宿まつり
- ◇ 新宿エイサー祭り

◇きれいである

- ◇ 道がきれい
- ◇ 季節の植物が咲いている
- ◇ 空がきれい

◇休“足”の場がある

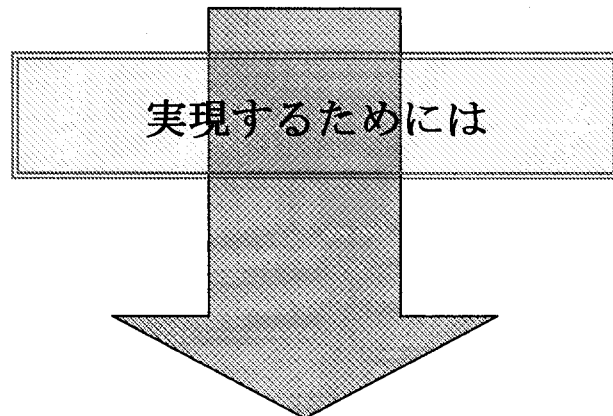
- ◇ ポケットパーク
- ◇ ベンチ
- ◇ コーヒーショップ（路上）

◇観ながら歩ける

- ◇ 緑・水
- ◇ ユビキタスの情報発信
- ◇ ディスプレー
(ウィンドウ・ライトアップ)

◇安全である

- ◇ 治安がいい
- ◇ 子供を遊ばせる事が出来る



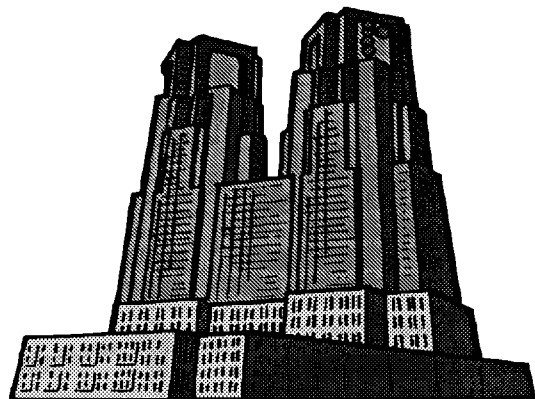
地域特性を考慮したハードとソフトを揃える必要がある

○ ハード

- ・ インフラ（道の整備、駐車場等の整備、新宿駅東口駅前整備、新宿駅東西自由通路の設置）
- ・ 景観行政団体としての立場の確立（新宿区として認可出来る事が多くなる）
- ・ 新宿駅西口広場（バスターミナル）の整備
- ・ ITの活用（ユビキタス）
※ ハード整備に当たっては積極的に民間ノウハウと資金を利用すべきである。

○ ソフト

- ・ 情報発信（地域情報、イベント情報）
- ・ 法の整備（民活導入、区役所の事業参加）



具体的な提案

新宿区として景観行政団体の認可（立場の確立）が出来れば、下記に掲げる事項及びその他多くの事項について、許認可を出すことが可能となり物事がスムーズになる。

1. 新宿駅東口の歩行者優先地区の拡大

（場所）JR線・靖国通り・明治通り・甲州街道に囲まれた地区すべて

（時間）全日の12:00～21:00まで

そのために

- （1）歩行者優先地区の集配荷は早朝又は深夜とする。
- （2）優先地区を囲む道路下の駐車場は現在あるものを含めて2層化し、公共駐車場として一体運営とする。
- （3）駐車場から歩行者優先地区及び優先地区内には、低速・環境対応型のバスを走行させる。
- （4）各エリアにユビキタスによる情報発信を行い、訪問客のヘルプをする。
⇒ 全エリア（新宿区どこでも）に対応可能にする。

2. 新宿駅東西自由通路の設置 ⇒ 東西地区の回遊を良くする。

3. 新宿駅西口に歩行者優先地区の設置

（場所）京王百貨店前道路・甲州街道・新宿郵便局の西側道路・駅前ロータリーへの西からの進入道路に囲まれた地区すべて（時間）全日の12:00～21:00まで

そのために

- （1）歩行者優先地区の集配荷は早朝又は深夜とする。
- （2）西口駅前道路下の駐車場は現在あるものを2層化し、公共駐車場として一体運営とする

4. 新宿駅西口から新宿公園に至る地上を歩行者が歩けるように道路を整備（現在は地下を）

5. 歌舞伎町の活性化・老若男女が集まり、一日中楽しめる町にする・風俗の街から脱却

- ① 治安の改善 歌舞伎町は怖いという不安を取り除く、違法風俗産業の取締、治安改善状況のPR
- ② 風俗産業広告規制 卑猥な看板、道路・歩道上の通行障害となる看板の撤去規制
- ③ 状況改善後の安全・安心・明るい街のPR
- ④ 多種多様な文化の体験できる街に 韓国・中国・インドなどの食体験
- ⑤ 新たな文化、産業の誘致
- ⑥ 新たな投資が出来る街へ環境整備 風俗の街からの脱却は、新たな投資が出来るかに掛かっている。
- ⑦ 小區画土地の再開発の実施 自治体による再開発組合設立の支援、土地利用規制の緩和

(2) 歴史と文化

「歴史と文化」を活かしたまちづくり

1. 基本的考え方

「新宿の土地の歴史と人間の活躍、産業の活躍を基とした、持続可能な文化創造都市」

2. 3つの視点

i 土地の記憶を呼び覚ます

新宿区の地形は台地（30～40m）と下町低地（10m）から成り、水辺が外周を取り巻いている。台地は良好な環境を継承し、下町低地は水害や課題の多い環境を継承してきている。

ii 人の記憶を呼び覚ます

日本の文化、芸術の最先端の成果が、新宿の人々から生まれ、常に大きな熱気に包まれてきた。

iii 産業の記憶を呼び覚ます

新宿区はコンテンツ産業の発祥の地であり、現在も多くの企業が集積・活躍している。印刷・出版、染色業などの地場産業の集積は、特色あるネットワークを形成している。商業は売上高日本一を誇っている。国際的ノウハウを持った企業が集積している。

3. 問題点・課題

下町低地の水害危険、宅地の細分化は次世代に継承すべきではない。歴史の発掘、文化のさらなる発展、産業の環境整備、地場産業の活性化を図ることが課題。

4. 3つの取組

(1) 面としてのまちづくり

i 文化と品格のまちづくり

①創造文化都市づくり

■デジタル新宿文化村

Web上でアーティストの活動の場の提供、コンテンツを求める企業への橋渡し

■オープンカフェでの文化芸術活動

②水と緑の環の整備

新宿区の外縁部の縁取る水辺と緑―妙正寺川、神田川、外濠、神宮外苑、新宿御苑―を新宿区の「水と緑の環」として保全を図り、それぞれを結ぶ緑の回廊を新宿区の緑の骨格として整備する。

③「藩邸」を新宿の森へ

■「七つの森」―台地の緑の整備、保全

新宿中央公園周辺、落合斜面緑地、戸山公園、早稲田大学周辺、外濠周辺、明治神宮外苑、新宿御苑

■+7つの「藩邸」を「新宿の森」へ―十四の森へ

迎賓館周辺（上屋敷）、矢来町公園周辺（上屋敷）、砂土原町周辺（上屋敷）、東京女子医大周辺（中屋敷）、歌舞伎町周辺（下屋敷）、信濃町周辺（中屋敷、下屋敷）、総務省第二庁舎周辺（中屋敷）

ii 下町低地のまちづくり

防災性を向上し、地場産業と居住の共存するまちづくり

①歴史的に危険な「下町低地」の環境保全

台地に挟まれて東西に伸びる標高10m程度の下町低地は、江戸時代の沼地の埋立地が市街化したなど、江戸時代から今日まで水害の危険に晒され続けてきている。またこれらの地域は細街路、狭小宅地が多く、防災上、居住環境上望ましくない。オープンスペースの確保による防災性の向上が必要である。

■オープンスペースの確保―連担建築物総合設計の特例制度の活用

歴史的建造物を核とし、複数の小宅地を同一敷地とみなしオープンスペースの確保を図る。

② 地場産業＋居住の共存するまちづくり

出版・印刷工場の集積地は、江戸時代から神田川、妙正寺川の低湿地に立地し、住・工・業務の混在する市街地となり、細街路を荷捌場として利用するなど、交通安全上の問題を抱えている。さらに近年ではマンションの乱立が起これ、防災上、居住環境上好ましくない市街地を形成している。

■ 地場産業＋居住の共存するまちづくり－市街地地場産業総合設計制度の制定

敷地内に確保された公開空地があり、下町低地の環境改善に役立つ建築物であり、主たる用途が住宅、地場産業である建築物については、容積率を高くできる制度「市街地地場産業総合設計制度」を新設する。

iii 歴史地区のまちづくり

新宿区固有のテーマ性のある地区を歴史地区として指定し修景、再整備を図る。

① 路地を活かしたまちづくり

神楽坂界限、荒木町界限、早稲田大学界限など繁華街界限や寺社界限、大学界限など魅力的な施設や場所を中心として、各時代に生き生きとした生活が営まれてきた地区がある。これらの地区の多くは路地が街区を形成し、それが街の魅力となっている。

■ 界限構造改革特区

界限を構造改革特区として、路地を活かしたまちづくりを行う（建築基準法の緩和等）。

② 地域個性の発信

繁華街の魅力、藩邸周辺の魅力、イベントなど歴史・文化に根ざした地域個性を広く提供していく。

③ 広告のマネジメントを行う組織の創設

広告の内容、デザイン、発信の方法（Web、石碑、金属プレート、ユビキタス・コミュニケーター、冊子、ビラなど）、更新などについて、まちの個性に合わせたマネジメントを行う組織を創る。まちの個性に相応しくない屋外広告についての規制も行っていく。

(2) 線としてのまちづくり

i 水辺のまちづくり

① 水と緑の環

■ 神田川、妙正寺川の整備

防災性を確保し、親水性に富んだ緑の散歩道として整備

■ 外濠の整備、再生

・ 水面の再生－現代の都市生活機能が徐々に外濠を侵食し、濠は埋め立てられている。これらの機能を移転し、埋立によって失われた水面を蘇らせ再整備していく。

・ 水質の改善－神田川との水の循環を行う。

・ JRの地下化－鉄軌道の地下化を要請していく。

② 玉川上水の復活

江戸時代の飲料水供給のため多摩川の羽村堰から四谷大木戸に至る43kmの上水路。淀橋浄水所の廃止に伴い現在浅間橋～四谷大木戸間はその多くが暗渠となっている。この区間を開渠化して復活する。

③ 神田川上の高速道路の地下化

神田川は江戸川橋以西が首都高速5号線の架橋下となっており、周辺に振動、大気汚染など多くの問題を与えている。首都高速を地下化することを要請し、緑の遊歩道を整備していく。

ii みちのまちづくり

① 街道の整備

甲州街道、青梅街道の歩道を史跡や公園などを組み入れた遊歩道として整備する。

② 散歩道の整備

史跡、文化財、歴史的建造物等をネットワークした新宿区史跡めぐりコースを「歴史の散歩道」として整備していく。江戸時代の道路整備の由来など、新宿区民の発案によりコースを設定・再考していく。

③坂の整備

■斜面緑地再生ガイドラインの制定

台地と下町低地の境界にある斜面緑地の保全を図り、開発により失われてしまっている斜面緑地の再生を図る斜面緑地ガイドラインを制定する。

■坂の緑化ガイドラインの制定

新宿区には「神楽坂」や「浄瑠璃坂」をはじめ50余りの美しい坂がある。坂の景観の変化が際立つ場所である坂を歴史資源として位置づけ、擁壁の石垣化や緑化など坂に面した建造物のガイドラインを策定する。

■歴史的石垣の再生ガイドラインの制定

江戸時代の藩邸跡に一部残る石垣の再整備ガイドラインの制定を行う。

iii デジタルネットのまちづくり

① ユビキタス社会への対応

いつでも、どこでも、個別ニーズにあった文化的都市生活が楽しめるユビキタス社会への対応

■緊急時情報インフラの復旧

インテリジェントインフラの構築により緊急時の社会資本、情報インフラの保全・復旧を行う。

■ハイブリッドネットワークの構築

異なった種類のネットワークを組み合わせ、高速高密度、大容量の通信。エネルギーの需給管理、分散制御、エコ環境の実現など高度な文化を楽しむまちづくりを実現する。

② ITの活用によるバリアフリー

■連続行動を可能にするユニバーサルデザイン

肢体、視覚、聴覚などへの個人差に対して、連続的な行動を可能とするためITを活用し、文化を楽しむまちづくりを行う。

■ITを活用した外国人ガイドシステム

街角の案内版に多言語を表示するタグを埋め込みガイドシステムとする。

③ デジタルデバイドのない共生社会づくり

情報技術が社会的な格差を拡大、限定化する現象が生じないようなまちづくりを行う。

(3) 点としてのまちづくり

i 歴史・文化の掘り起こしと発信

① データベース、ガイドプレート、ガイドマップ

歴史、文化、産業、人財など、それぞれの地域の資源を区民が掘り起こし、新宿区指定文化財、登録文化財として指定していくことや、地区ごとの文化財として記録、発信していく。

■データベースの整備

区民による歴史、文化、産業、人財などの発掘・データベース化

■ガイドプレートの設置

歴史資源のガイドプレートを要所に設置

■ガイドマップの作成、配布

駅などのビジターの多い場所に地区住民の協力によるガイドマップ作成、配布

② まちのコンシェルジュ

ビジターのためにまちの歴史・文化や買物を案内するコンシェルジュ制度を設ける。

③ 歴史ある町名の維持・復活

■歴史ある町名の維持・復活

地域や地区のアイデンティティとしての町名を維持し、地区の合意を得て町名を復活する。

■町名由来のガイドパネルの設置

ii 文化資源の保護と文化環境づくり

① アートミュージアム

■アートミュージアム

美術をはじめ、アニメやCGなどのコンテンツ産業やファッション産業、伝統

産業などにおける芸術文化を基盤とした新しい試みを創造型産業として育成し、コラボレーションによる創造を可能にする国際的発信拠点を提供する。

②文化的シンボル性を持った公共施設整備

新宿駅、区役所など公共施設の再整備には文化的・シンボル性を持たせる。

③ミニ博物館

■地区の資源を地区住民が発掘

地区住民が地区に伝承されてきた史跡や彫刻・絵画・工芸品等の有形文化財及び伝統行事・民俗芸能などの無形文化財、加えて埋蔵文化財や歴史的地名など、貴重な文化資源を総合的に把握し、その保護に努める。

■社寺等の活用

区内に点在する社寺を利用したミニ博物館など、地区単位での文化財を展示説明する施設の拡充を図る。

iii 歴史的建造物等の保全・活用

①地区レベルでの登録文化財制度の創設

■地区登録文化財

新宿区指定文化財。東京都指定文化財以外で、地区住民が重要と思われる文化財を地区登録文化財とする。

②歴史的建造物の保存修復へのインセンティブ付与

■インセンティブの付与

同一敷地内において、歴史的建造物の保存・修復を行う建造物について、その重要性、規模及び地区環境への貢献度、外観保存により街並景観の向上に資するなどを考慮し、容積率の加算を行う。

③漱石山房の復活－新宿区の文化行政の拠点

■漱石公園の再整備

漱石公園の再整備に合わせて、夏目漱石の業績の紹介等を研究者やNPOと連携しながら行う。

■牛込文学散歩コースの整備

漱石公園を核として牛込文学散歩コースを設定し、サイン等の整備を実施する。

■新宿区の文化行政の拠点

将来的には、区営住宅の建替の機会に漱石山房を復元し、新宿区の文化行政の拠点としていく。

5. 実現のために

(1) まちづくりの担い手

NPO、PPP（区、住民、企業協同）によるまちづくりを行う。

(2) まちづくりの財源

■B I D－地区改ざんのための費用を受益者である地区内の不動産所有者が負担し、この負担金を区が徴収する。

■まちづくり基金の創設－住民税の1%を選択する基金へ寄付するなどの制度を創設する。

(3) まちづくりの優先順位

防災危険度の高い「下町低地地区」に重点的に資源を投入するまちづくりが必須であるとともに、やる気のあるところへまず資源を投入し、それを周辺に広げていくまちづくりが必要である。



キーワード1

ユニバーサルな新宿区社会の実現

新宿区都市マスタープラン「将来都市像」に加え

なぜユニバーサル社会なの？

あらゆる面で、行政のサービスが限界にきている現在、区民は自分たちの地域での暮らし・住まいをよくするために、自分たちが声をあげていくことが必要です。

また、マンション等が建ち並び、住み替えに伴う移動などで地域の連帯意識が希薄になっていきます。古くからの住民と、新しく参入した居住者との地域でのつながりが保たなくなっています。

人は、人とのつながりの中で安心し、しかもいきいきと暮らせる場所が必要です。昔からの伝統やその価値観などをよみがえらせ、あたらしいまちを創り出すためにも、そして、地域での連帯を深めるためにも、地域住民は声をあげて行政と協働で行動を起こすことが必要です。

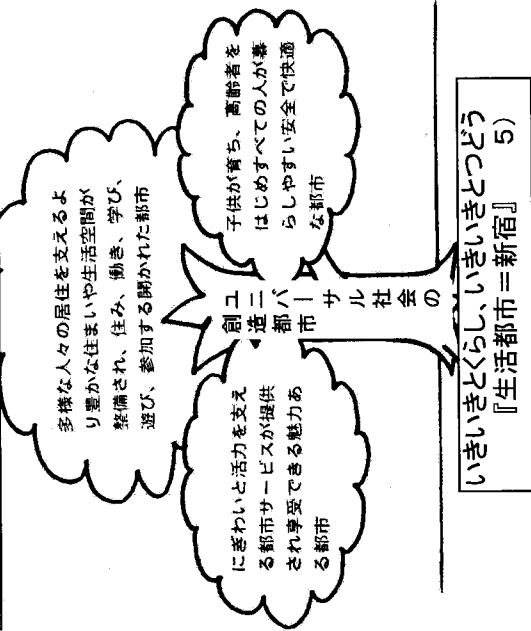
その結果、不便や不自由と感じていた建物や交通施設をはじめ、各種の設備やサービスが整備されることで、今まで以上に出かけやすく使いやすくなります。これは、高齢者や障害者だけのためではなく、すべての人が幸せに暮らせる社会になるということです。

そして、人とのふれあいや支え合いを実践していくことで、自分が相手の立場に立った時のことを想像し、自分のこととして理解することが求められ、互いに多様性を認めあい、一人ひとりが当事者として関わるようになります。

これまでの、「する側」から「される側」という固定的な考え、一方通行なとらえ方、こども・高齢者・障害者というたてわりの考え、それらを前提にしたしくみや制度などを見直し、すべての人が社会の一員としての役割を持ち、持てる力を発揮し、支えあう社会を「ユニバーサルな社会」と考えます。

参考：1)2)3)

- 参考：1) とうべユニバーサルデザイン広場、引用
- 2) 神戸市ユニバーサルデザイン推進係、
- 3) 三重県が進めるUDのまちづくり、
- 4) UD@people、
- 5) 新宿区都市マスタープラン



ユニバーサルデザイン(UD)は、アメリカ・ノースカロライナ州立大学教授ロナルド・メイス氏のグループが提唱した考え方です。

ユニバーサルデザインは「みんなにやさしいデザイン」という意味で、年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つ様々な個性を超えて、一人ひとりが互いに多様性を認め合い、はじめから、だれもが利用しやすいように、また建物、製品、環境、サービスづくりを行っていくこととする考え方をいいます。

定義では、『あらゆる人が利用可能なようにデザインすること』と唱っていますが、現実にはほとんど実践不可能なことであり、『できるだけあらゆる人が利用可能なように努力してデザインすること』と考えることが適切です。このように『ユニバーサルデザイン』は理念を持った開発行為であり、デザインされたものを指しているわけではありませんが、製品を指して『これはユニバーサルデザインだ』というのは誤解を生むことになるので、『ユニバーサルデザインの考えで開発されたもの』というべきであることをご理解ください。

ユニバーサルデザインの考えをうまく取り入れている事例

実現に向けた取り組み
(意識づくり・しくみづくり・まちづくり・ものづくり)

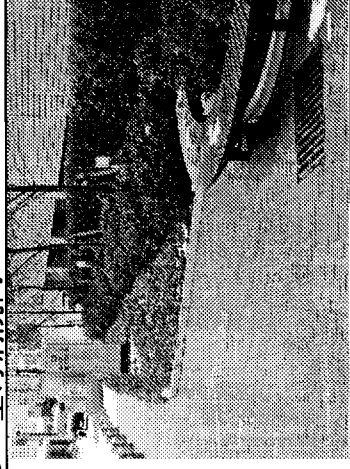
1. 区との協働による「ユニバーサルデザイン研究会」を立ち上げ、ユニバーサルデザインの考え方を正しく理解するとともにその考え方の普及を図る(意識づくり・しくみづくり)
2. 区に専管組織を作ること要望し、区の壁を取り払い統合してユニバーサルデザインの推進に取り組める職員の配置(意識づくり・しくみづくり)
3. 区役所内にユニバーサルデザインの商品の展示・情報の紹介のコーナーをつくり、啓発と情報交換の場を作る。各地域の特別出張所との連携を図る。(意識づくり・しくみづくり)
4. 行政や福祉施設、学校等においてユニバーサルデザイン商品を積極的に利用する(まちづくり)
5. 関連企業・事業者とのユニバーサルデザイン商品の積極的な開発商品化をめざす。(ものづくり)
6. 「ユニバーサルデザイン」「バリアフリー」ですでに活動している市民団体や行政とのつながりを大切にす。(しくみづくり)
7. 社会の様々な制度や基準・情報・サービスの仕方などをユニバーサルデザインの視点から見直しをしていく。(しくみづくり)
8. 地域の高齢者や障害児・者や子どもたちの触れ合えるだれでもサロンのような場づくり(意識づくり・しくみづくり)
9. ユニバーサルデザインのシンボルマークの全国統一をよびかけ、UD化を東京都へ発信して、都全体での共通の認識を持てるように働きかける など



エレベーター内で、必要な時にだれでも利用できるはね上げベンチー聖母病院内



見えにくい人にも使いやすいだれでもトイレー聖母病院内



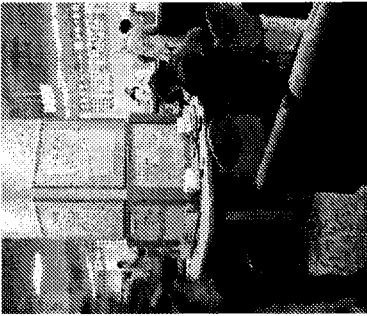
段差の無い歩道・植栽・休憩できるベンチー見やすい看板ー聖母病院公開空地

区役所内のユニバーサルデザインを活かした受付

ユニバーサルデザインをいかしたまちづくりを、まず
新宿区役所から始めると、こんな風になります…!!

例：～新宿区役所発 ユニバーサルデザインの考えによるサービスと協働～

- 行政の全職員・施設職員の研修の実施(ユニバーサルサービス接客術(井上滋樹著)・公共サービス窓口に於ける配慮マニュアル障害のある方に対する心の身だしなみ(障害者施策推進本部発刊))、
- バリア体験などを行い、全職員の意識改革が期待できます。
- ユニバーサルサービスは、あらゆる人に対して公平な情報やサービスを提供することで、バリアが残っている建物や交通施設でも人の対応がよければ気持ちよく利用できるようになるし、費用もかかりません。逆にユニバーサルデザインを活かした施設でも対応が悪ければ台無しになるので、接客対応に気が付くことが大切です。
- 区役所内の「かべ」を取り除いた接客サービスの大切さに気がつき、横との連携が取りやすくなるし、みづくりにもむけて動き出します。
- 区民へは、引き続きバリアフリー講座や疑似体験のほかユニバーサルデザインアドバイザー養成講座で区民への普及啓発を行い、区民の目で見えたユニバーサルデザイン情報やユニバーサルサービス情報を収集し、ユニバーサルデザイン化を奨励していきます。
- そして、区民によるユニバーサルデザイン点検やアンケートなどによるユニバーサルサービスのベスト賞を発表して行きます。
- 事業所との連携で、区役所内にユニバーサルデザインによる商品・情報等の展示場所を設けます。
- 区民やまち全体へ働きかけを続けて、区民・行政・事業所・学校がそれぞれの役割に気が付きま



車椅子対応可能な高さの筆記台
—1階部分



車椅子対応可能な受付・点字ブロックによる誘導—2階部分



車椅子対応可能なテーブルが物置になっていました…おしい!

職員の方は、すぐに「ユニバーサルな対応
になっていないですね、残念…」と気がつ
れました。意識が変われば、お金をかけ
ずに、ユニバーサルデザインの考えをい
かした受付へとすぐに変えることができま
す。

←←←← 他
の階では…?

キーワード2

裏通りを含めた住宅街をうるおいのある・住む人にやさしい地域にする

具体的な提案

- 1、生垣の奨励作強化
- 2、裏通りへの自動車の侵入の原則禁止(交通事故多発・騒音防止)
- 3、「裏通り・さわやか心の散歩道(仮称)」
(公共施設、公園、児童遊園、神社、仏閣、史跡、民有緑地などに沿ったルート)を各地区数ヶ所ずつ区で指定
- 4、ガーデニング賞など、緑の表彰制度の拡大
- 5、ミニパークなどを新設
- 6、話し合いや相談等気軽に集まれる、ミニ拠点を多数確保(高齢者など)が歩いていける範囲内に点在)

湘南地域のように、住民が花を植えたりして景観をよくする工夫をした箇所に市が景観の賞をあげるようにすると、住民がまたきれいにしていく、といったお金をかけなくても緑を増やし、きれいな通りができるのではないかと、裏通りに面した垣根を作る人へ奨励賞を出すなど、協働でできることがあるのではないかと？

キーワード3

魅力ある都心住居の実現

(新宿区都市マスタープランより)

少子高齢化が進む社会、10年後には更に高齢社会が進むことは確実です。区民、特に高齢者にとってユニバーサルな住まい、暮らしやすい環境作りが一つのポイントです。マンション等の開発業者だけでなく、区や住民も一体となって高齢者をサポートすることが必要です。

「ライフステージ等に応じた多様な住み替えが、円滑に行える条件整備につとめる」(新宿区都市マスタープラン93ページより引用)とありますが、区の公共住宅の提供の仕方では、ファミリー住宅をお年寄りになっても住み続けている現状です。各ステージ(単身・夫婦・ファミリー・3世帯同居・高齢者世帯・高齢単身者等)ごとに、コミュニティの中でスライドしながら提供していくシステムを、住み替え支援センター(日本賃貸住宅管理協会)などを参考に考えます。

キーワード4

よりよい協働のために

区と住民との協働に際して、区からの働きかけの重要性・コーディネート支援・持続性のある支援・一緒に取り組む姿勢等が不足しないことが重要です。そして、区民の側も同様、「する側」「される側」という認識を取り払い、当事者として主体的に、自主的に関わるのが大切です。

災害時のみならず、区民の生活時間・住環境を共有し理解できる職員を増やすために、区在住者を増やすなどの方策が必要だと感じます。

(4) 超高層建築

テーマ 「超高層建築」

メンバー 伊藤、森田、島、中村、和田弘

進め方 11月24日 業務棟の課題と提言「西新宿三丁目西地区計画」の事例で検討
 12月6日 商業棟の課題と提言「新宿駅南口JRビル計画」の事例で検討
 12月22日 住宅棟の課題と提言「市谷本村町マンション計画」の事例で検討
 1月10日 グループ発表にて上記事例を検討する中で下記提言。(3頁分)
 1月26日 グループ発表に対する意見、提案(新たな視点)の検討(4頁目)

西新宿三丁目西地区準備組合が目指す超高層建築の事例

(ブロック単位の大規模な街区の「まちづくり」を展開するなかでのするシンボル性のある「超高層建築」を建設することは必要と考えられる。)

- ①(みち・ネットワークの観点) パークタワーからオペラシティまでの一体の拠点地区を形成する基盤のインフラとして水道道路の位置付けが重要性となる。NSビルから角筈の交差点までは整備されているので山手通りまであとわずか延伸できないか。又、西新宿四丁目南地区にも再開発の気運が盛り上がり「地域整備と将来のまちづくり」のなかで必須ではないか。遅々として進まない幹線の都市計画道路と違い距離も短かく西新宿三丁目、四丁目、五丁目の甲州街道、山手通り、青梅街道、十二社通りに囲まれた大ブロック地区との将来構想のなかで「都市計画サイドの支援」が必要である。尚、西新宿四丁目南地区にセブシティ跡地の新築工事が進捗しているが将来を考えた水道道路からの後退は大変意義のあることではないか。
- ②(まちなみ景観の観点) 景観については新宿区内の各地で景観対立が生じているが今回の場合敷地が広く制約も少ないので超高層ビルと中高層ビルの配置により街並み形成、建物デザイン、色彩(屋外広告物も含む)について比較的統一し易く良好な都市景観を創造することが可能である。その場合、周辺、特にこれから再開発の気運がでてくる西新宿四丁目、五丁目への配慮が必要である。
- ③(みどりの観点) 超高層ビルを建設する場合オープンスペースに質の高いみどりを整備することは必要条件だと考える。みどりの配置は周辺住民も含めて歩いて楽しい歩行者ネットワークとセットとして欲しい。又、これからの再開発は広場以外に低層部のビルの屋上緑化も検討して欲しい。又、維持管理については開発者だけに任すのではなく区民のサポート及び行政のサポートにより公共財産として守る仕組みを考える必要がある。
- ④(防災の観点) 再開発に伴い災害に強い地区が生まれ変わる事となるが超高層ビルは防災設備等のハード面は技術の向上がみられるが活用する人的な面では従来と変わっていない為避難安全対策の向上が求められる。
- ⑤(文化の観点) 世界に誇れる新国立劇場、東京オペラシティのオープンはこの地域が今後文化の街として集積が見込まれ関係施設が連続的に流入してくる潜在力を持っている。

る。については、シンボルタワーとしての超高層ビルの施設ミックスを考える中で実現して欲しい。

⑥（高齢者関連施設の充実）超高層ビルではないがこの地域には高齢者関連施設がふそくしている。街づくりの観点からかのような施設も並存して欲しい。特に、関連施設には予防上の観点からのスポーツ施設も含まれる。

⑦（鉄道等の交通網の整備）西新宿三丁目、四丁目、五丁目の面的開発には地下鉄、私鉄の新駅づくりをサポートすることが必要である。

商業棟の課題と提言「新宿駅南口JRビル計画」の事例

（道路事業としては大変意義のある事業につき積極的に推進して頂きたい。）

①（みち・ネットワークの観点）東口、西口、南口の3箇所の回遊が可能な歩行者空間を創出する計画とあるが特に、西口地区と南口地区との関係及び東口地区と南口地区の関係をJR以外の敷地、公道、民有地を含めて総合的に魅力ある空間を創出することが重要である。南口の立地のみ高める計画は避けて頂きたい。この回遊性はビルの低層部の設計に当たっては周辺に対してできるだけオープンに開かれた空間を演出して頂きたい。

②（施設のコンセプト）商業系だけではせいぜい15階位しか成立しないだろう。（50階の商業ビルは見かけない。）あとの35階をどんな施設構成にするか。

シンボルタワーとしての超高層ビルは問題ないが問題はこの事業が公共性のある事業であり又JR東日本も公共性の強い会社なので魅力ある施設がつくれるかどうかにかかっている。魅力ある商業施設だけではなく周辺への波及効果のある誰もが訪れたいという集客力のある複合施設を提案して頂きたい。一般的に言われる「周辺への配慮、地域社会への溶け込み」はまさにこの点にあり、買い物等は本施設だけで賄え、周辺へ人が流れなくなることは是非避けて頂きたい。

（都心型水族館、美術ギャラリー、〇〇博物館等上野公園の施設をコンパクトにしたようなイメージや若者からデートコースとして選ばれる空間づくり等）

商業施設は百貨店をキーテナントとする専門店群がふさわしいか。

③（類似施設との対比）京都駅ビルや名古屋駅ビルの施設構成を比較するなかで反省点も踏まえ魅力ある空間、施設を考える必要がある。

又、9月27日の地元説明会によると基盤事業の施設でバス台数、駐車台数の確保の根拠が良く分からなかった。不足している感じがする。

④（駅中の商業施設）説明会図面によると約1600㎡の施設がある。大宮駅では施設の拡充で乗り換え客が駅中で買物を済まして地元の商店会に影響を及ぼしていると言う。適度の施設は利便上必要であろうが規模を適正にして欲しい。

⑤（改札口の工夫）駅が東西を分断して障壁となっている。自由通路をメインに考え将来的には改札を無くす方向も検討できないか。（京都駅の2F通路も参考となる。）このバリアは障害者の移動も妨げている。駅中を通過して移動する方が楽ではないか。

住宅棟の課題と提言「市谷本村町マンション計画」の事例

(多くの人の区分所有となる超高層マンションは住む住民と周辺の住民の両方に様々な課題を残しており積極的に取り組むべきではない。)

1. 超高層住宅に住むことによる害

海外では次の理由から中止、禁止している国は少なくない。

- ① 犯罪の多発。低層の倍以上
- ② 維持管理の困難さ。修繕の仕方又は費用が高額
- ③ 都市景観の不相応。

更に、居住性から人間の健康への影響を含めて次の問題点が指摘されている。

- ① 風が強く窓の開放の頻度が少なく自然通風が少ないことにより人体による影響
- ② 高さが生み出す精神障害発生率の高さ(家族で過ごす時間の長い人に多い)
- ③ 子供を外へ連れ出す頻度が少なく子育ての成育環境への影響
- ④ 通風のなさによるダニ数の増加

2. 周辺住民への影響

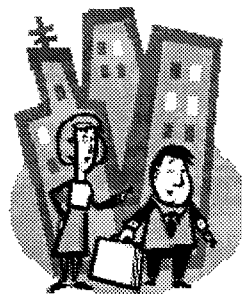
- ① (都市景観から)用途が業務用ビルでは経営上成り立たない低層住宅地域に突然100m以上のビルが誕生する異質な景観とは「高さ」(超高層ビルができること自体ヒューマンスケールの街並みに適さないという考え方)であり「まちなみ」に合わせることは物理的に不可能である。又、一步譲って計画が変更できないのであれば低層部分、特に、1階の用途が周辺に対してどうなるのかが重要である。周辺の景観に合わせるには2又は3棟に分けて計画することが常識的である。その場合、オープンスペースは減り、緑も少なくなるが景観のプライオリティが優先するのであるならばやむを得ないだろう。緑、自然を大事にするならば、公有地を民間へ払い下げするときに新宿区が買い取り、緑、自然保護に活用する選択肢はないか。
- ② (1階の用途について)よく「楽しく散策できるまちづくり」と言われているが歩行者ネットワークの形成に機械室、駐輪場、駐車場へのアクセスの位置関係を入居者だけでなく地元住民にも配慮した生活環境とする必要がある。
- ③ (日影について)北側に低層住宅が多いが超高層ビルと中層ビルでは日影の影響の範囲がどう違うか計算してみなければ不明であるが近隣住民への配慮したプランにするのは当然である。

グループ発表に対する意見、提案(新たな視点)の検討

- Q 業務棟、住宅棟においてどのようなガイドラインを作ってどのようにチェックしていくのか(区内の超高層建物の位置付け、不立地とするルール作りも必要等)
- A 区内で超高層建物(高さ100mの定義)が建築可能な地域を定めればよいのではないか。例外として一定の面積を占めまちづくりの再開発のシンボルタワーとしての超高層建物は認めてもよいのではないか。現在、住宅地の超高層建物計画は1

棟（市谷本村38Fの125mのみであり、夏目坂上は30Fの97mである。）
今後、100mに抑えれば良いという計画も出るかも知れない。超高層建物建築不可能地域の高さ20Fから30F位のクラスの住宅棟については「支えあい・仕組み」のチーム提案の地区協議会の制度的整備にて住民の一定の理解を得る方法や地区毎のマスタープランに基づきルール化することでどうか

- Q 住宅における超高層建築について積極的に取り組むべきではないとの提案であるがある世代層、職種層での必要はないのか
- A 事例では住宅地に突如出現した超高層建物であり、西新宿の一定の地域では積極的に取り組むべきではない理由のひとつの「周辺の影響」は問題ないと考えます。もうひとつの理由の「住むことによる害」については害を除く要素がカバーできれば取り組み可能です。
- ① 過半を占める所有者がいて責任ある維持管理ができる。
 - ② 建物で過ごす時間の短い人が利用する。（子育てには利用しない。）
 - ③ 超高層業務棟との職住接近型の利用
 - ④ 住居系以外の使い方
- Q 公共建築の使い方、管理方法の切り口で新たな提案はないのか
- A 業務棟の事例の隣接地である西新宿4丁目南は利用者が少ない小中学校、老朽化して容積率の未消化の都営住宅等公共用地が存在する。民間主体の再開発に積極的に民の建物と公の建物が複合して活性化を図ることが考えられる。建物がある程度汎用性のあるもの（時代のニーズに可変可能な工夫）としての地域の公共センター、児童館、ことぶき館、小、中学校を配置するのはどうだろうか。又、幼稚園と小学校の分離、学校敷地、公園、歩道と車道の分離の固定観念をなくして新たなまちづくりをすることが考えられる。
- Q 建て替えができないがどうするのか
- A 超高層ビルは100年ビルでなければならない。今の世代での建て替えはない。次の世代で考える課題であろう。過半を占める所有者がいて責任ある維持管理ができることが重要である。区分所有者が多数存在する超高層ビルは修繕積立金が少なくメンテ不十分に陥りやすい。



(5) みち・ネットワーク

「車中心から人間中心へ」

～誰もが快適（安全・便利・楽しく・気持ちよく）に利用できるみち・交通機関～

「新宿に車で行くと不便。自転車か電車が便利。ゆっくり歩いて街を楽しもう」
というイメージ作り（パーク&ライドの発想）を。

＝中間発表用検討事項概要資料＝

1. 緑の風を新宿に流そう。

- ◆森（新宿御苑・戸山公園・おとめ山公園・哲学堂公園・中央公園等々）を樹で繋ぎ、路を使って新宿区内に緑の風を循環させる。
- ◆外苑通り神田川～河川沿いを緑の路で囲む。
- ◆河川に水はけの良い土か芝生の遊歩道を通す。ささやかにアスファルトからの開放。

2. ここに車は進入できません。

- ◆新宿通り～新宿御苑までを通年歩行者天国に。
⇒小川をつくり、ベンチを置いて、完全防備の喫煙所を設け、いつでもゆっくり家族で街を楽しめます。
- ◆月に一回の週末、指定した地域が面での歩行者解放区に。
⇒地域全体（ブロックに分けて持ち回り）が歩行者天国。
その日は車両が入れないため、道路で遊んだり、高齢者がゆっくり歩いてお散歩したり…。
路上での企画を街毎に実現。地域内での持ち回りだから、週末毎に歩いて行けます。顔見知りが増えるし、活気が出ます。
- ◆車は、大型立体駐車場へ。
街の中へは、レンタルサイクルかレンタルバイク（電気）を利用。

3. 人が安心して歩けます。

- ◆歩道の素材はベビーカーや車椅子利用が快適なものを。
- ◆全ての路に点字ブロックを。（ブロック幅は現在の1/2の物を）
- ◆歩道と車道の段差は1cm。
- ◆進行方向にはあらゆる障害物をおきません。
（不法設置看板・ゴミ・はみ出し商品・宝くじ売り場・自転車・バイク等）
- ◆歩道に道案内等のペイントを。
- ◆ベンチや花壇の設置（ゴミ置き場になる低木は撤去）。
- ◆近所（店舗）のトイレを気軽に借りることができるシステム。
- ◆福祉重点地区にはアーケード。その屋根にはソーラーパネル。
公共の電気をまかさないです。
- ◆歩道に景観に合わせた有料広告スペース。収益で歩道管理者を設置します。
- ◆防犯・通報システムの設置。

4. 自転車でも駐輪所が沢山あります。危険な道はありません。

- ◆自転車と電動車椅子は許可制度に。(軽車両のルールと技術・マナーの徹底)
⇒全ての「車両」は車庫証明が必要では？
「自転車税」のようなものを導入すれば、もっと自転車を大切にするのは？
- ◆目的地まで自転車で。
⇒23区内は電車移動と自転車移動、時間はそんなに変わらない。
全ての公共施設(商業・ビル・鉄道・学校含む)は駐輪所を設置義務。
設置できないところは、未利用地を協同借り上げし、「ここへ置いてください」と案内できない商店等は、「自転車での来店ご遠慮ください」のポスターを貼って。
- ◆幹線道路には軽車両レーンと一時駐輪場を設けます。

5. 細い路地も楽しく歩く。

- ◆拡幅ばかりではつまらない。情緒ある細い路地は、残したい。
- ◆細街路を残す地区は電線地中化最優先。
火災感知自動通報及び消火システムを設置。

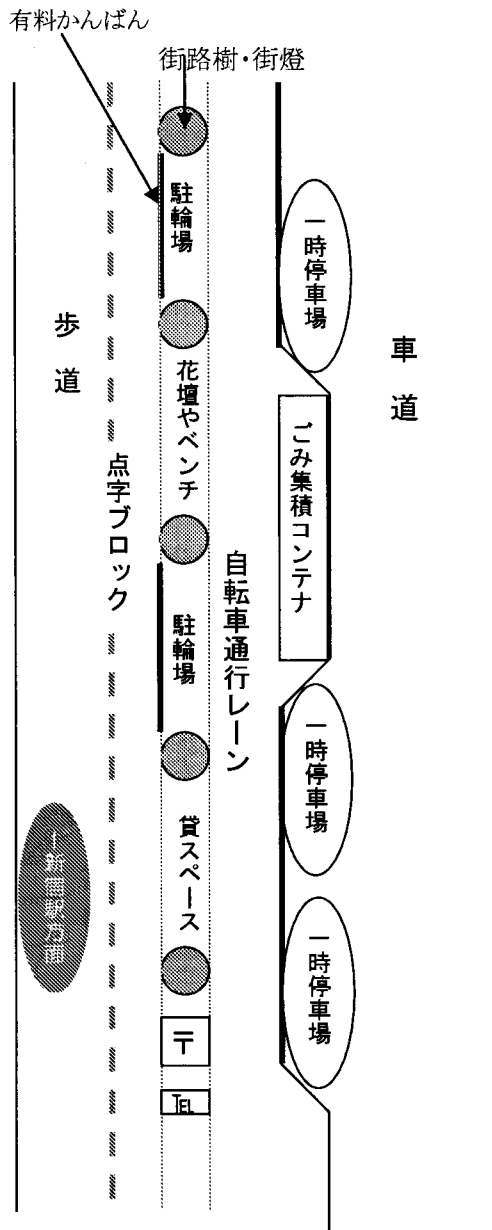
6. 「みち」の目的は？利用方法は？

- ◆幹線道路
 - ・歩道、軽車両、車両の完全棲み分け。
 - ・路上駐車完全禁止(タクシー等や荷捌き、パーキングメータ含む)
⇒代わりに一時停車場所を指定。
 - ・24時間のゴミコンテナ設置。
 - ・バス停留所は待合室を設置。
- ◆8.5m以下の道路
 - ・歩道(ガードレール付)を設置。
 - ・一方通行
- ◆6m以下の道路
 - ・一方通行
 - ・狭さくでスピード制限
 - ・路面は歩道仕様
 - ・ボラードで反対からの乗り入れ対策(裏道通り抜けを防ぎます)

7. 電車の乗り降りが安心・簡単。バスは小型のハイブリッドかソーラーバス。

- ◆ホームと電車間の乗降が安心してできるように。(JR飯田橋のようなホームは×)
- ◆どこの出入り口も、ベビーカーや車椅子で利用できるような工夫を。
- ◆乗り換えの案内や道のりを便利に。
- ◆バスを小型化。エコバスでタクシーバスの充実、路線図やダイヤの見直し。
- ◆開かずの踏み切り対策。
- ◆客待ちタクシーはタクシープールのある場所のみで。(路上には停車しない)

☆参考図☆



- ★ 路上駐車の撤廃、又は車道を1車線減らし、歩道拡幅。
- ★ 街路樹の間に必要な設置物を
⇒通行の妨げになるものを置かない。
- ★ 不法設置看板を無くし、有料広告スペースを設置。(道路管理費に)
- ★ パーキングメーターをなくし
一時停車場を設置。
⇒荷捌きや緊急車両停車、バス乗り場
外々もここで乗降。
- ★ 駐輪場をランダムに設置し、
不法駐輪を無くす。
- ★ 花壇を設置し、子どもや高齢者等、行政
の監督の元、責任を持って管理してもら
い、街づくりの参加と楽しさを意識して
もらう。
- ★ ベンチを置き、ゆとりを
- ★ 有料貸しスペースで露店を
- ★ ポストやTELボックスもこの空間に設置。
- ★ 歩道上に道案内ペイント。
- ★ 24hごみ集積コンテナ設置で時間外ゴ
ミ出しに対応。
⇒歩道側から入れ、車道側から出す。
威圧感の無いデザインを公募
- ★ 福祉重点地区にアーケード。
ソーラーパネル設置で電力を賄う
- ★ 街燈にカメラ・通報システムを設置。
防犯対策。

- * 空気を駐輪・駐車・バイクを止めるスペースに。
- * 自転車利用のシステムを要検討。(免許制度?)
- * 生活道路の人の安全確保を中心とした車両の扱い
- * 避難経路のわかり易い誘導策の検討
- * その他

災害に強い安心・安全なまちづくり

防災都市・新宿は進化をとげる！「安心・安全」安全新宿プラン 行政対応の防災支援事業系統図



災害に強い安心・安全なまちづくり

地震に負けない都市・新宿の実現への提案（第三分科会・防災☆☆）

耐震診断の負担を半減し、耐震改修に助成を

都市防災不燃化促進事業

- 一般民間住宅の耐震診断を促進するため、国や自治体による助成制度を創設し耐震診断費用の個人負担を二分の一（半減）程度に軽減する必要がある。
- 地震の一撃による圧死者を出さないため、1981年（昭和56年）以前の旧建築基準法で建てられた住宅や防火地域・木造密集地域などの耐震診断費用を全額、公費で負担する制度が必要である。
- 民間住宅の耐震改修・補強を促進するために、耐震改修にかかる工事費を国・自治体が補助する制度をつくり個人負担を軽減する必要がある。（特に防火地域・木造密集地域など）

容積率などを規制緩和し、木造住宅の建て替え促進を

木造住宅密集地区整備促進事

- 地震に弱い木造住宅密集地域の容積率などの規制緩和をし「準耐火建築物」レベル以上の燃えにくい住宅への建て替えを進める必要がある。「ミニ地域開発」

災害時の避難道路の確保と、大火からまちを守る。

防災生活圈整備事業

- 幹線道路のほかに生活道路や小規模公園などを「ミニ延焼遮断帯」として位置づけ災害時の避難経路を確保
- 幅4メートル未満の狭い道路沿いの建物を建て替える際、道路の境界線から一定距離を後退させて建築（セットバック）する場合その部分の道路整備費用を国・都・区が補助し狭い道路の解消をする必要がある。

ライフラインの耐震化促進。学校、病院などの公共施設の耐震化を義務付ける。

- 災害時に避難場所や防災活動の拠点となる、学校や病院などの公共施設を緊急耐震化する必要がある。
- さらに、駅・デパート・スーパー・ホール・劇場など多くの人達が集まる準公共施設に対する耐震改修も義務付けを
- 上下水道・電気・ガスの耐震性を国と連携して進め、特に電柱の地中化で災害避難道路を確保する必要がある。

地域共助による防災会（区民組織）への育成・支援と災害弱者の避難を支援

- 地域における防災教育、災害時の初期消火や救助活動が的確に行えるよう、区内201防災会（防災区民組織）を充実させ、情報・資機材の提供や防災リーダー（サポーター）の育成によって地域共助の支援強化が必要である。
- 災害時の避難所運営や食料・多目的貯水槽・下水道型トイレの増設など、防災会と出張所との連携が必要である。
- 東京都では高齢化の進展とともに、一人暮らしの高齢者や自力では避難が困難な障害のある人達が増えています。こうした災害弱者を守るため避難支援計画をつくり高齢者、障害者などの[地域での支え合い]を促進する必要がある。
- 水害対策として河川・遊水池の整備と共に監視装置の近代化と都市型水害に対する雨水排水下水管の整備を

帰宅困難者対策を充実させ、企業・自治体・大学との災害協定の促進を

- 首都直下地震によって帰宅が困難になる人は東京都で390万人、（死者800人・負傷者2万6千人）新宿区で35万人と推定されます。こうした人が徒歩で帰宅できるよう、企業などが連携して情報などの帰宅支援を行う仕組みづくりや、都立高校を核とした「帰宅支援ステーション」を整備し 企業の従業員や学生が被災者の救援活動に当れるよう、自治体と企業、大学との災害協定の促進が必要。
- 都・区民の足となる地下鉄網や各鉄道、また橋や高架橋などの耐震化をさらに進める必要がある。

犯罪を許さないまちづくり。空き交番を解消しスーパー防犯灯の設置を

- 新宿・区内の空交番は、ほぼ解消されているが、警察官の増員や警察官OBの再雇用を進め交番の機能強化を
- 緊急通報ボタンを押すとインターホンで警察官と通話できるカメラ付スーパー防犯灯（現在都内で109基設置）や子供緊急通報装置を区内140箇所の公園・児童公園に設置し死角のないまちづくりを進めると共に、この防犯灯を応用したデジタル防災無線に通報・発信を完備したスーパー防犯・防災無線の設置が可能か検証する必要がある。
- 振り込め詐欺やハイテク犯罪の予防や取り締まりの強化のため、警察組織の再編や整備・人材の育成が必要

学校の安全へスクールガードや警察OBを活用

- 専門知識を身につけたボランティア、（スクールガード）学校安全警備員を小学校・幼稚園、保育園に配置し構内と通学時の児童の安全を確保する必要がある。
- 警視庁のスクールサポーター制度を拡充し、警察官OBによる巡回や安全指導の充実で学校安全対策を強化。
- 犯罪発生や不審者などの情報をメールや携帯電話を活用して提供するシステムを強化整備する必要がある。
- 防犯カメラや侵入防止システムを充実して学校の安全を見守る環境を整備し地域の防犯活動を支援。

自助(個々人、家庭)・共助(地域コミュニティー)・公助(行政)協働の役割

自助

自分の身の安全は自分で守る

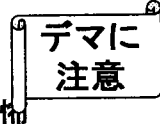
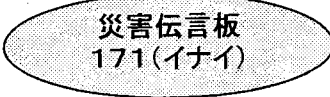


◎ 防災住宅新システム・緊急地震速報(発生約10秒前に警報 P波→S波)

我が家の建物耐震診断	耐震診断・耐震補強工事の実施で倒壊しない家づくり
我が家の防災対策	家具の耐震固定・ガラス飛散防止・消火器設置・地震保険の任意加入
防災持ち出し品の備え	水・食料などの備蓄(三日分)・懐中電灯・携帯ラジオ等の防災備品
家族防災会議を	避難所や避難経路の確認・防寒対策・緊急連絡や安否確認方法
ブロック・石塀の倒壊防止	災害時に倒壊しない塀づくり、助成金制度かつようし生垣などに

共助

地域ぐるみで防災対策



◎ 初期消火・・・協力しあって大火を防ぐ!・・・火災旋風の恐怖
◎ がれきの下敷きから生存者の早期救出、当日8割・2日目3割の生存率

災害発生時の初期対策	消火活動・人命救助・災害弱者・被災者救済など
防災区民組織の育成	(防災会、非町会加入者含む)の徹底した組織育成とシステム化
防災教育・訓練の実施	区、消防等の関係機関と防災区民組織の協働で実施
地域防災マップの作成	防災区民組織と区地域出張所で地域総点検
防災アドバイザーの育成	相互協力、消防団や防災会代表者の積極的参加
避難者対策	防災カード(要援護者)避難完了シール・旗、安否確認票の作成配布
避難所運営方法	水・食料・毛布等の配布や鍵の管理・被災者の掌握・トイレ・ペット対策
負傷者、死亡者の対策	救護所、遺体収容所(区民センター)と搬送方法

公助

災害に強い街づくり/減災社会の実現に向けて(行政の役割)

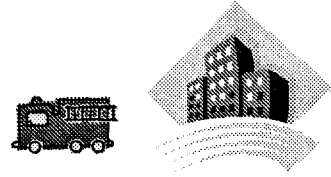
◎ 災害に備え、防災関連事業の速やかなる調査と実施

危機管理室の災害対応システム化	各種防災計画及び災害時各機関と共に緊急対策支援の実施
広域避難所の整備と避難路の確保	(10箇所)建物の不燃化・電信柱地中化推進プロジェクトの立上げ
一時集合場所の整備 (139箇所)	近所の公園・神社仏閣など(区民組織防災倉庫の資機材の補充)
避難所の整備(一次52・二次62)	災害備蓄品の供給大型貯水槽・下水道トイレ型の設置
防災アドバイザーの育成	現36名を防災区民組織の201名以上に早急なる増員、育成
防災対応マニュアル・マップの配布	地域住民へ平成15年改定後の避難所の周知徹底(多言語対応)
防災無線(デジタル化)の情報提供	地震発生時(震度5以上)の、スーパー防災無線で情報提供を
避難所運営方法のシステム化	避難所運営委員会(鍵の管理・食料配布)の支援育成(多言語対応)
木造密集地域の整備促進	木造住宅の耐震予備診断・建替え・耐震不燃化改修の費用を補助
旧建築基準法上での建築診断	昭和56年以前の建物の耐震改修・補強の促進、費用の補助
各種防災整備事業の推進	災害危険地域や場所(まち・道路・交通)の調査と防災事業の実施

新宿区立防災センター(市谷仲之町2-42)区役所本庁舎と同等機能装備

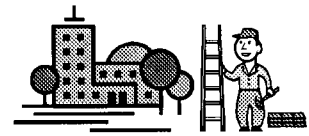
関連整備事業

防災生活圈整備事業
市街地再開発事業(都市計画部)
木造住宅密集地区整備促進事業
都市防災不燃化促進事業・など



行政対応

災害に強いまちづくり



震災予防条例

都市防災機能の向上 (都市計画・環境土木部)

- ①不燃化建替促進助成……木造密集地域の防災、不燃化の共同・個別建替助成(若葉町など)
- ②広域避難場所の機能強化…百人町三・四丁目地区のポケットパーク・避難道路の整備推進など

避難所(学校)の耐震対策 (区長室・福祉部 教育委員会事務局)

- ①教育・福祉施設の震災対策…第一次避難所である区立小・中学校校舎・体育館の耐震補強工事の実施(第二次避難所・保育園・児童館・幼稚園・ことぶき館の耐震工事)
- ②職員防災住宅の整備……現況2箇所(西早稲田、下落合)を3箇所に(加賀町住宅の改修)

避難所機能の充実 (区長室)

- ①避難所運営管理……避難所運営態勢や設備の充実、避難所専用備蓄倉庫の設置(避難所・54箇所、備蓄倉庫空教室40箇所・近隣倉庫14箇所)
- ②災害用トイレの整備……大震災時の避難所の強化、下水道利用型災害用トイレの整備(下水道利用型災害用トイレ・現30箇所、19年度末52箇所目標)
- ③災害対策用各種水利の確保…(現在)飲料水・区内3区外7箇所、防火貯水槽5トン225箇所・40トン94箇所、雨水型貯水槽1・多目的小型貯水槽4箇所
生活用水浅井戸187・深井戸11箇所公衆浴場協定井戸10箇所

その他の災害対策

多くの人が働き、集い来る、わが新宿区では昼間の人口は80万人を越え、住民のおよそ3倍にもなり事業所の災害対策も不可欠となります。

(区の備蓄食品は全区民の三食1日分約米50万食乾パン30万食)

○ 事業所・準公共施設の災害対策

ビル、建物の耐震化及び災害時の看板・ガラスの落下等の防止策を又、企業百貨店・劇場・超高層ビル・地下街・鉄道などの災害対応(避難誘導)訓練や事業者間と区民防災会による防災備品・水・食料等の備蓄や情報協力を

○ 帰宅困難者支援ステーションの設置

(新宿区の帰宅困難者予想35万人・通勤21万・通学6万・買物8万人)
災害情報、帰宅支援情報、民間協定による水・食料の支援、一時休息場所

○ 企業の経済被害の軽減と企業防災の役割

各企業における経済被害の軽減措置対策(災害倒産の軽減)

○ 行政府(警察・消防・病院・各機関)の対応

消火、救援、救護(トリアージ)、治安の維持と情報提供、防疫対策

○ ライフラインの耐震化と普及対応

電気・ガス・水道・通信等の大規模災害時の対応と速やかなる普及対策

○ 災害後の地域、都市の復興計画の公表

災害復興対策本部の開設(震災三日後)と復興活動(被害状況掌握や瓦礫撤去)
各種災害支援と応急仮設住宅の建設(公共用地・公園などに1381戸予定)

風水害対策

近年、温暖化傾向による首都圏の集中豪雨や地面の雨水浸透能力の低下による集中豪雨被害が拡大傾向にある。

集中豪雨に対する妙正寺川、神田川の護岸、遊水池(環七遊水トンネル)の早急なる整備。
都市型路上鉄砲水(h/雨量75ミリ以上)に対する雨水マス・排水管・排水溝・地下室浸水の対策
下水道幹線整備(第二妙正寺川・十二社・戸山幹線)

水位警報装置の改良設置 (17年度・環境土木部)

水害を警戒、防御し被害を最小限に食い止めるための水位警報装置の改良。

災害援護資金の無利子貸付(被害状況により国・区制度の貸付制度)や見舞金などの援助



(7) まちなみ・景観

持続可能な都市を目指して 地区の景観のルール作成

単に昔ながらの景観を守るだけでなく、地域の特性がもたらした景観資源を保全、再生、整備する。

景観を消費し、周辺から環境を奪う開発でなく、魅力ある地域の共有財産を作り出す。

景観法の活用

新宿区を景観法に基づく景観行政団体とする。

総合的な大規模開発でなく、地域に密着した細かな景観計画を区と地域住民とで作成、実施する。

景観行政団体

景観法（2004年6月制定、12月施行）に基づく諸施策を実施する行政団体。

地方自治法上の指定都市、中核市の区域にあつてはそれぞれ当該市が、その他の区域にあつては都道府県がなるが、その他の市町村も都道府県との協議・同意があれば都道府県に代わって景観行政団体になることができる。

新宿区が東京都においては初の市区町村レベルでの景観行政団体となる。

景観行政団体は、景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制の他、景観協議会を設立・運営、景観形成に取り組むNPO法人や公益法人を景観整備機構として指定するなどの業務を行う。

景観計画の策定

住民やまちづくりNPOが直接「景観計画」の素案や変更案を提案することが可能となる。

（NPOがその提案主体となる場合は、地権者の人数と面積において3分の2以上の同意が必要）

建物の高さの統一や、見晴らしを悪くする建物の制限、周囲にそぐわない色の制限、壁面位置の統一等。条例を定めて変更命令。

景観上重要な公共施設（道路、河川、公園など）の整備。

景観面から守るべき建物（景観重要建造物）や樹木（景観重要樹木）を指定。これらの増改築や伐採には自治体の許可が必要となる。さらに、所有者が規制により増改築ができなく

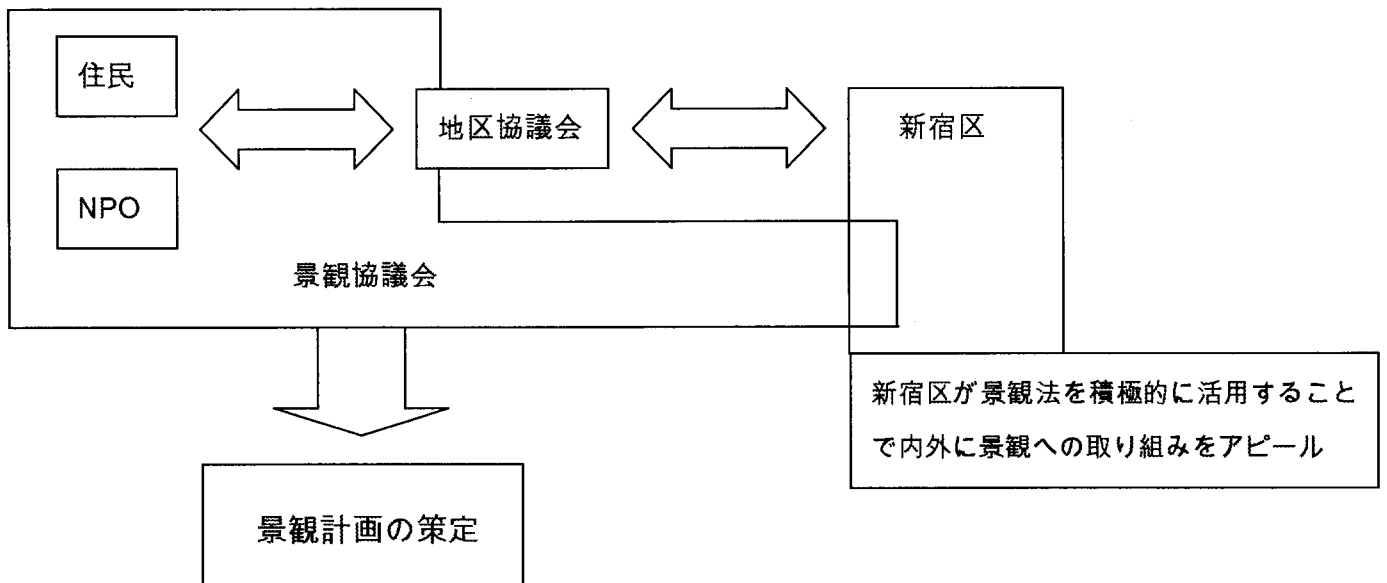
なった場合に生じた損失に対して、金銭的な補償をする。一方、景観重要建造物や景観重要樹木の所有者が管理できない場合には、所有者に変わってまちづくり公社、公益法人、さらにはNPO法人が管理することが可能となる。

景観地区の指定

いままでの景観条例では限界のあった景観規制を強制的に守らせることが可能となる。

景観協議会の設置

住民、NPO、行政、公共施設管理者などが景観に関するルール作りを行う。



- ・ 住民が身近な課題として景観計画を提案する。
- ・ 地区協議会が先導し NPO を含め計画ごとの景観協議会を設置する。

部分から全体へ。

計画単位が小さく、合意できたところから実施する。

景観法の制度の枠にとらわれず計画を実施できる方策を探る。

ex. 住民が事業主体となる開発。まちづくり会社

住民が主導する外部事業者の開発誘導

資金集め→景観資源の証券化

NPO の活用

ex. 自転車道の整備に自転車愛好者団体の協力を仰ぐ。

広域にわたる計画は隣接区、都への働きかけ。

ex. 神田川上の高速道の地下化

具体案 例えば落合住宅地区で

西落合防災道路計画

一定地区（この場合西落合地区）の防災拠点、広域避難場所を繋ぐ道路を整備して災害時の避難、緊急車両の通行、情報、救急活動が円滑になされるよう街並み景観を改善する。電線地中化、街路樹植栽整備、歩道整備、自販機等邪魔物、ガードレール等の再検討。

落合崖線緑地整備

公園緑地整備。宅地緑化助成、住民による保全。

落合文化村の風情を残す街並みの保全。

妙正寺川沿岸遊歩道

哲学堂から下落合まで妙正寺川沿岸を途切れなく歩ける遊歩道を整備する。一部サイクリングロードを併設する。中井駅周辺はオープンカフェが営業できる道路管理とする。染め物工場（二葉苑）への散策路を整備する。

例えば大久保、新宿の高密度商業地区で

大久保商店街

看板、ゴミ、道路不正使用等景観を阻害する要因の改善に住民、外国人ボランティアの活動を計る。

街路樹の整備＝「緑のにじみだし」商業地区でヒートアイランド化しやすい大久保、新大久保駅前周辺へ向けて、戸山公園等周辺の緑地帯から空気の流れを導けるように街路樹、植栽を整備する。

新宿通り

新宿の代表的区道として特徴ある街路樹、植栽の整備をする。

車道に自転車専用道を設ける。

新宿三丁目から駅までモール化。

(8) うるおい・公園

1. 公園施設の現状と今後の方向性

① 公園広場の目的要件

公園は休息・散歩・遊び・スポーツ・催しの場・祭り・デモンストレーション・レクリエーションや市民的行事など、戸外生活が行われる場所として必要である。また、人間生活の生存に好ましい環境条件を与え、自然的要素としての樹木や草花の存在、そして空気の浄化や地域の美観や風格を高めることに役立っている。また、その規模に応じて防火帯・遊水池・避難場所などとして有効に利用される場所として大切である。

② 新宿区内の現有の公園等について

新宿区内には、国が管理する公園・都立公園・区立公園と分けられている。今回私たちが対象として取り上げるものは、主として区立の公園を中心として検討していきたい。

現行の区の施設の方向性としては、適切な配置と地域のニーズを踏まえた整備と言うことであるが、区内に新しく公園を設けることはなかなか難しい問題もあるので、どちらかと言えば後者の地域のニーズに合ったものと言うことに主な視点を置いて考えてみたい。

区立公園と言っても、100㎡に満たない小公園（児童遊園）から、中央公園（敷地90,000㎡）のような大規模なものがあって、その数も児童遊園61ヶ所、公園90ヶ所となっている。

③ 公園・広場の再整備と他施設との整合性について

①・②のことを踏まえて、公園の再整備を行う。

私たちがまち歩きとして一部触れた所もあるが、その地区にある公園が現在どのように利用されているか・いないか、地域の人々・諸団体の人たちの活用しやすいものとするため、色々な形で意見を収集して、本当に人々が充分活用出来るものに再整備をしていきたい。

また、公園と隣接する他施設（学校校庭・寺・社等）との整合性も含めて、充分検討していきたい。

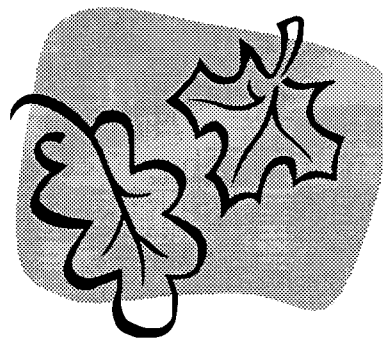
2. 公園の再生備、維持・管理等について

① 公園の再整備

- ・区内の全ての公園の見直しを行って、地域の人々の意見を求めて改修を行う。
- ・現在区の方で定めている児童遊園・一・般公園の区分をはずす。
- ・公園のあるその地域の人々（子供～老人）が、充分活用出来るものとする。
（現在ある施設、ブランコ・すべり台・砂場という均一パターンでなく、本当に必要と思われる施設に変えていく。例えば、近隣の人々や老人などが四季折々の草花を植えたりするスペースを組み込む・・・など）
- ・公園の再整備ワークショップ形式一地区協議会等が中心となって、町会・PTA・老人会・青少年育成会・地域の一般住民等が一体となって協議する。
*実例として、西落合地区（あかね児童遊園）、柏木地区（しんかいぼし児童遊園）が現在検討・協議中である。
- ・災害時に於ける公園の避難場所としての機能等については、関連する他部署と十分に協議する。

② 公園の維持・管理について

- ・公園の管理を利用者である地域の区民と協働で行う。
- ・公園のサポーター制度について、基本的事項につけて見直しをし、拡大する。
（仮称：公園のプレイリーダー＜利用者にとって事故や犯罪から守る為、常に目を向ける＞的なものを設ける）
- ・公園の清掃、樹木の管理については、公園の規模にもより、地域住民の協力も大切であるが、場合によっては業者委託・シルバー人材センター等の活用も考えられる。
*具体的な管理方法は、別途提案事項で検討する。



3. 提 案

① 新宿駅西口広場（ロータリー）の空中公園化

西口の広場に四方向またはビルからビルへ結ぶ通路（ペDESTリアンデッキ）などを設けて、その空間に人々の集い・憩える場所、緑や草花を植え込んだ広場、トイレ、オープンカフェ等を設けて、空中公園化することを提案いたします。

② ポケットパークの推進

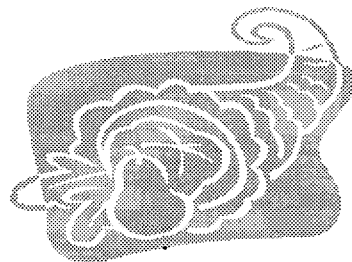
- ・民有地・公有地にポケットパークを設ける。
- ・通路前をパブリックスペースとして利用し、ちょっと休める場所として考える。

③ 公園の再整備と維持・管理

・役割分担

<p>◎行政 (区)</p> <p> 土木課 3. 公園管理事務所</p> <p> 区内 10. 出張所</p>	}	行政側の役割
<p>◎民間 (区民)</p> <p> 各地区協議会（各種団体）</p> <p> サポーター等のグループ</p>	}	区民側の役割

- ・一般に公園と言っても、各地域また規模等によってその内容も区分されるものと考えられるが、実際に利用する側に立った再整備や維持・管理を行っていききたい。
- ・手法としては、各出張所ごとに発足した地区協議会を核とした形で検討するようになりたい。
- ・改修等の順位は、各地区から出されたものについて、緊急性を要するものから行うこととする。
- ・維持・管理については、各公園ごとにどのようなグループ（サポーター）がどこまでやるかを協議して決定する。これに対する費用は予算化して行政の方で考えてほしい。



(9) 支えあい・仕組み

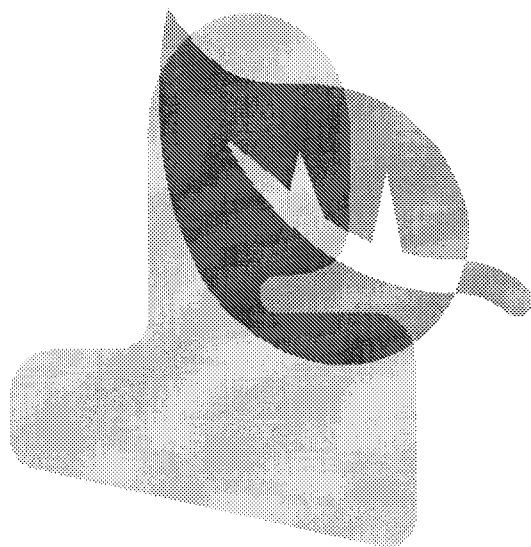
◎8つの問題意識

- ・まちづくりの意識が共有されていない
- ・様々なプロジェクトが市民の十分な参加もなく進められている
- ・建築審査会・都市計画審議会の運営のあり方
- ・税金の使われ方が区民に十分に理解されていない
- ・区民とNPO、学校、企業、行政の開かれた連携
- ・区民会議での議論の成果を将来的に担保するための仕組み
- ・イニシャル中心の予算からランニング中心やイニシャル+ランニングの予算立てへ
- ・市民、企業、行政、学校それぞれ短期的な効果を重視する傾向にある

◎18の提言

- ・隣接する地区協議会との連携と区内各協議会全体としての調整
- ・短期的な視点と中期的、長期的、超長期的視点の組み合わせ
- ・隣接する区との連携
- ・協議会の機能の中核となるエリアマネージメント機能
- ・地域に関わるプロジェクトについて、官民に関わらず早い段階から議論出来るようにする
- ・地区毎にメリハリのある区内分権の推進
- ・作りっぱなしではない、単なる行政計画でない社会計画としての総合計画
- ・審議会等で行われる委員の選任過程の透明化
- ・審議会等のうち公開されているものの議事録について、氏名も明記する
- ・地区別予算の確保
- ・地区計画に基づいた許認可に、地区協議会が関われる状況をまちづくり条例の下で作る（そこまで至らない地区では、地区白書・地区カルテの作成等の活動で熟度を高める）
- ・調査・構想・計画・実施・評価という段階への開かれた参加の仕組み
- ・歴史性の連続と積層を実現する為、建物の新設時から景観的に資源を継続的に管理する
- ・区民会議の活動を活かす為の公募型の組織による運営機構の設置
- ・地区の協議会が地区にかかわる様々な分野の具体的な事業に関わるための仕組み
- ・地方分権一括法に基づく都・区・地区協議会の対等・平等な関係の構築
- ・建物単体と街区としての保全整備の推進（連担制度の活用）
- ・自治会運営の透明性を高める審査制度

第4分科会



みどり・環境、リサイクル

《メインテーマ》

ハード・ソフト・ハートのバランスがとれた環境配慮型都市

第4分科会資料 目次

レポート

■環境と美化

私たちはどんなまちに住みたいか考えてみた……………4-1

■資源循環

ごみと資源について現在の課題を考えた……………4-6

■温暖化

温暖化防止について「市民」として何が出来るかを考えた……………4-11

■緑化

新宿という都市が抱える「みどり」について未来像を考えた……………4-14

■Eco-Eco

経済的な視点からヒントがないか探った……………4-19

■環境教育・学習

「市民」みんなが理解しやすい方法を考えた……………4-22

参考

■当日発表用資料……………4-28

環境とまち美化班

一人間本位のまちづくりー
美しくごみのない、訪れたいくなるまち

はじめに

- ・ 複雑化・多様化する社会の中、これからは経済効率重視ではなく、環境重視の社会、つまり量から質への時代が訪れるものと思われる。
- ・ 区民として暮らしやすい、区民として誇りを持てるまちづくりを目指し、そこからさらに新しい夢を描けるようなまちづくりをしたい、という意識をもち討議してきた。
- ・ 新宿区に点在する11名のメンバーから、各人の身近な問題について取り上げることで、議論をはじめることとした。これについては、以下の表に示す。
- ・ そして現況の改善、将来に向けてのマナールール作りなどを考えた。
- ・ なお、まだ中間発表の段階なので各メンバーの意見がすべて一致しているわけではない。一部は意見を並列して発表する。

・まちのごみ	・路上喫煙	・歩道にはみ出した商品看板	・放置自転車
・路上駐車と抜け道	・公園の美化	・災害時に予想される倒壊(特にブロック塀)	・狭い表道と歩道
・電柱の地中化	・大気/騒音/臭気	・24時間営業の弊害	・ホームレスの問題
・外国人との共存共生	・自動販売機	・諸々の犯罪(不法入国者、覚醒剤等)	

ハード面からのまちづくり(その1)

① 高層ビル・大気汚染

- ・ 現状:これ以上の高層ビルの増加は住民にとって不必要である。風害・日照・ヒートアイランド現象などが解決されていない。様々な規制があるのにも関わらず、特例などで見過ごされている。ビルの下にも住民がいるのです。
- ・ 対策:設計以前の段階で住民・行政との話し合いが必要です。

② 大気汚染、酸性雨、温暖化の問題

- ・ 対策1:自動車などのクリーンエネルギーの普及、自動車の都心乗り入れの規制。そのための交通機関の整備が必要。原則として都・国との密接な連携を取る。都・国からの指示待ちではなく、新宿区から積極的に情報発信して、都・国を動かす。環境宣言都市に相応しい、リーダーシップを発揮することが望まれる。
- ・ 対策2:京都議定書の発効などにより、関心を持つ人が増えている。地域ぐるみの省エネを考えていく。
- ・ 対策3:新宿区全体の緑化を推進。(特に新宿駅付近の緑化)

ハード面からのまちづくり(その2)

③ 道路について

- ・ 現状1:路肩はびっしり路上駐車で埋り、その結果、慢性的な交通渋滞を引き起こしている。生活道路はその抜け道になっているし大気汚染の原因ともなっている。
- ・ 現状2:長時間駐車をする車の大半は買い物、行楽、駐車場代わりに使うなどが多い。これらは全面駐車禁止にしてもさほど不便は感じないだろう。
- ・ 事例:大久保通り(明治通り~小滝橋通り)では、一部の商店主からは買い物客が減る。商品の搬入ができないといった理由で反対の声もあったが、地元と警察による徹底した取り締まり、路肩にカラーコーンを置くなどの方法で実施しある程度の効果が得られた。また、買い物客の減少にはつながらなかったと聞く。
- ・ 対策1:自動車の都心への乗り入れの規制が重要である。都心は電車の便がよいから、行楽・買い物客は電車を利用するように周知する。
- ・ 対策2:生活道路への抜け道の規制の全面的な実施をすべきだ。
- ・ 対策3:狭い道は原則として一方通行、通学路は時間規制をすべきだ。
- ・ 対策4:環境への負担の軽い、自転車は大いに活用しよう。そのために自転車専用レーンを増設する必要がある。

ハード面からのまちづくり(その3)

③ 道路について(前シートの続き)

(別の意見として)

- 対策5: 幹線道路の駐停車を全面禁止する代わりに、その他の道路の駐車規制は大幅に解除すべきである。これで、幹線道路に駐停車して渋滞の原因になっていた車は、裏道に駐車できる。
- 対策6: 幹線道路以外の道は、すべて車道を狭くしてその分、歩道を広げるべきである。
- 対策7: 自転車専用道路を設け、あるいは、ごみ箱など、公共的な置場スペースとして利用する。生活道路は「車のための道」ではなく「人間優先」に発想の転換が必要である。
- 現状3: まちの要所、要所に、大型のごみ箱が設置され、出勤前の単身者が、回り道でも、ごみ箱にごみを捨てている。
- 対策8: これまでの収集日以外のごみだしトラブルがなくなるように取り組む。
- 現状4: 飲食店の前の歩道に山のように積み上げられている。商業地の歩道へのごみ出し。
- 対策9: 現状4のようなごみをなくす。また、看板は禁止する。

ハード面からのまちづくり(その4)

③ 道路について(前シートの続き)

- 対策10: 路地の保全・美化。
一概に狭いからといって防災上危険ということにはならない。表通りに消防車が入っていければいい。路地は、生活の一部であり、子供の遊び場だ。又、植木の置き場でもあるし、近隣のコミュニケーションの場だ。それが、目・耳となり防災効果になる。「年寄りと猫のいる風景」は都会における癒しの一シーンである。

④ 水辺の復活

- 現状: 下水の流れ込みが減って水質が改善されてきた。
- 対策1: 水質改善の次の段階として川の形を変える。一部に、下に降りられる場所を作り、そこに水草を植える。現在、暗渠となっている小河川を掘り起こし公園とする。(玉川上水、新宿御苑から渋谷方面へ向かう川・歌舞伎町の四季の道など)

ソフト面からのまちづくり(その1)

⑤ まち美化について

- ・ 現状1: 町会、自治会、商店街などで清掃は行っているが、多くは月に一回程度。
- ・ 対策1: 自分の家、商店、会社の前を清掃することは当たり前のことだ。住民みんなが地域をきれいにということが重要だ。長期的に継続的になおかつ強制はしないで行うことが大切である。
- ・ 対策2: 住民・企業・地域団体・行政とが一緒になって行うようにする。そのことが、区全体の環境意識の底上げにつながりモラルマナーの向上ということにもなる。
- ・ 現状2: 歩道にはみ出した商品・看板が歩行の妨げになっている。
- ・ 対策3: これにはどうしても、警察・消防・道路管理者、区の力が必要。歌舞伎町・大久保通りなどの例にならい、協議会などを組織し、長期的に徹底を図るべきである。
- ・ 現状3: 放置自転車がが多く、駐輪場が少ない。
- ・ 対策4: 歩道に「整理区画」を設けられない道路では、車道に「整理区画」を設けるべきである。さらにJR・外口その他の私鉄など、区内に駅を設けている鉄道事業者は勿論のこと区内の企業に対しても、区は熱意をもって駐輪場を設けるように依頼すべきである。

ソフト面からのまちづくり(その2)

⑤ まち美化について(前シートの続き)

- ・ ホームレスの問題は主として福祉の問題として捉えるべきで、住居と仕事の確保が先決である。新宿区ばかりではなく都・国に働きかけることが必要。ホームレス住宅の建設には地元住民の十分な対話が重要である。
 - ・ (別の意見として)
 - ・ 公共的なビルや公園に追い込んだ状況にあるホームレスを一掃するには、彼らの宿舎の確保が先決である。社会保障事業として、宿舎と仕事の確保をすべきである。区民には、その必要性を十分周知すべきである。ホームレス住宅建設に関わる地元の反対には、新宿区は毅然とすべきである。
- ### ⑥ 予算について
- ・ 現状: インフラ整備もそうだが、清掃費に関してはゼロに近い。環境都市宣言をしたわりには、おそまつと言わざるを得ない。
 - ・ 対策1: 区民が納めた税金が区民のためのまちづくりに使われるには徹底した情報開示が必要で、住民参加にも繋がる。
- ### ⑦ 防犯について
- ・ 対策1: ハード面では、防犯カメラが有効だが、生かすも殺すもソフト次第ということ。それに経済面、個人のプライバシーの問題など重なる。各防犯団体の強化・協力が必要。
 - ・ 対策2: 子供はまちぐるみ(家庭・学校・PTA・地域)で安全を確保したい。

ソフト面からのまちづくり(その3)

⑦ 防犯について(前シートの続き)

- ・ 24時間営業の弊害
- ・ 対策3: 路上の過剰な自販機は、反省エネであるだけでなく、青少年犯罪の温床になりかねない。設置の規制、夜間営業の規制をすべきである。
- ・ 対策4: 成熟した社会では、深夜以降は全ての営業は終了すべきである。コンビニの24時間営業は無駄の見本である。深夜から早朝までは閉店するように、規制をすべきである。繁華街の飲食店も同様である。
- ・ 対策5: 新宿区の繁華街が、「不夜城」であることを、繁栄の象徴であるがごとく捉えた時代は終わった。繁華街のネオンサインは深夜以降は消灯するよう規制すべきである。

(別の意見として)

- ・ 夜の時間をどう使うかは個人の問題である。青少年犯罪云々とは別の問題で昼間でも同じことだ。ただし、自販機については設置場所、空き缶の処理など管理責任を問われることは多い。これは夜に限ったことではない。

⑧ 環境サポーター制度創設

- ・ 現状: まちの環境保全・まち美化促進は、区民との協働なくしては成り立たない。ごみの不法投棄、自転車の放置、商店の歩道へのはみ出し看板や商品の取り締まりは、区職員が区内を継続的にまちを見回るのは不可能である。
- ・ 対策: そこで、環境サポーターが区内を見回り、状況を把握し、区に報告する制度を創設すべきである。
第一段階は、サポーターからの情報で、区がしかるべき対応をする。
第二段階では、サポーターに区職員の権限を委嘱して、職員の代わりにサポーターが対処できるようにする。サポーターは有償ボランティアとする。

ハート面からのまちづくり

⑨ 文化都市としての新宿

- ・ 現状: 江戸の郊外として、また宿場として発達した新宿区は(それ以前にも縄文時代からの歴史がある)歴史のまちだ。それゆえに寺や神社の数が多し。また、数多くの文化人、芸術家、作家が住み明治・大正・昭和と常に日本の文化をリードしてきた。
- ・ 対策: これらのことを踏まえ歴史と文化を身近に感じられるまちとして、東口歌舞伎町の現状を打ちくづし新しい文化の発達地として発展させたい。

⑩ これもあり、あれもあるまち

- ・ 現状: 多文化共生
新宿区の人口の10%は外国人、大久保ではなんと50%に近づいている。以前に比べると拒否反応は少なくなってきたようだが、まだ共生というにはほど遠い。
- ・ 対策: しかし、これは多文化に触れられるチャンスなのだと思うようにしたい。若い人、お年寄り、日本人、外国人などという問題を異質のものと考えない。雑多な人種・文化の共存ができるまち。これが新しい文化を生む原動力だ。

10年後の新宿区のあるべき姿

— 資源循環型システムのあり方 —

《拡大生産者責任の徹底》

持続可能な資源循環型社会を目指すためには、第一に発生抑制し、循環のすべての段階で省エネ、省コストで環境負荷も少ないシステムを構築しなければならない。

それには税金で廃棄物の処理をするのではなく、企業・生産者が物の生産から廃棄までの責任を持つ拡大生産者責任を徹底する法の整備を、他自治体とも連携しながら国に強く求めていく必要がある。

《ごみから見た新宿区の現状》

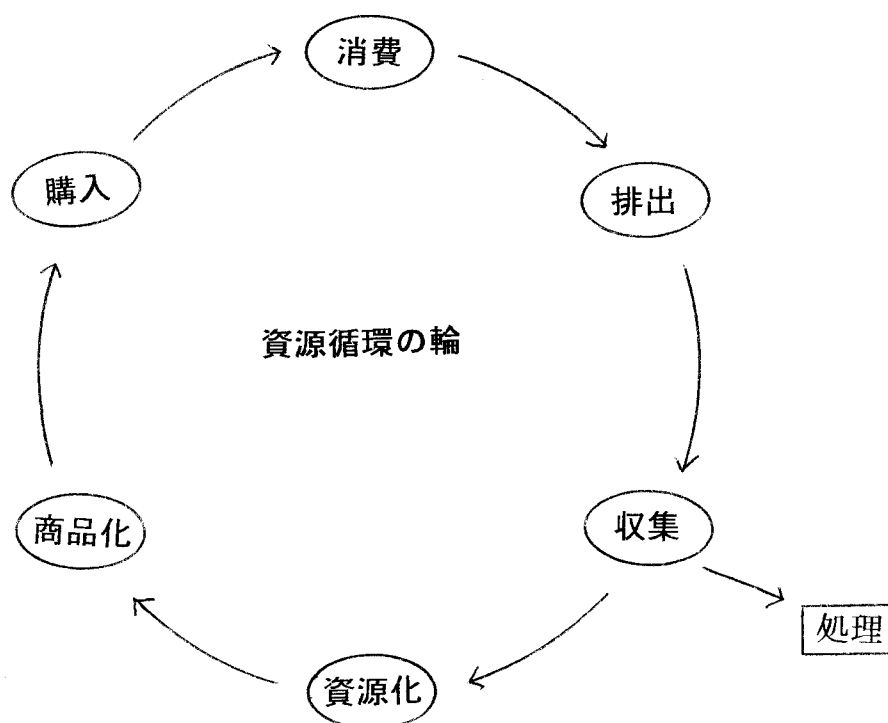
夜間人口の3倍の昼間人口を持つ新宿区では、年間総ごみ量約20万トンの3/4を事業系ごみが占めている。このうち大規模事業者が排出する持ち込みごみは10万トン、清掃事務所が収集する中小規模事業者のごみが5万トンである。

他区の清掃工場へ運ぶため運搬コストが嵩み、ごみ処理費はトン当たり6万円から7万円と23区平均を上回り、清掃事業費は総額70億円と新宿区の年間予算の7%にも及ぶ。

今後少子高齢化への対応、福祉、教育等々の分野で予算が増すことを考えると、事業系、家庭系ともごみ処理にかかるコストはできるだけ削減しなければならない。

《ごみ量削減目標値の設定》

今後10年間に区内から発生するごみ量を1/2に減量し、ごみ処理にかかるコストエネルギー、環境負荷を削減する。年度毎に目標値を設定し達成度を確認していく。



《協働のあり方》

区内の資源循環システムを機能させるためには、区、区民、事業者、業者及び関連するNPO等との協働が不可欠である。

◇区の役割

- 1 資源循環のシステム作り。
- 2 協働がスムーズ、かつ効率的に行われるよう仲介、調整する。
- 3 必要な条例を整備する。
- 4 資源や廃棄物が適正なコストで適正に処理されるようチェックする。
- 5 必要な情報を発信し、区民に周知徹底する。
- 6 意識の高い区民を育成し、組織化する。

◇区民の役割

- 1 システムを動かす主役は区民であるとの自覚を持って、主体的に協働に参加する。
- 2 大量消費、大量廃棄型の生活を見直し、Refuse、Reduce、Reuse、Recycleを実践し、家庭から出る廃棄物を減らす。
- 3 再生品や環境に配慮した製品を選んで購入する（グリーンコンシューマーになる）。

◇事業者の役割

- 1 本業の分野で環境に配慮した事業活動を行う。
- 2 事業活動に伴う廃棄物の減量化、資源化の促進に努める。
- 3 地域活動等を通して、区民の環境意識の向上に寄与する。

◇業者の役割

- 1 廃棄物や資源を適正なコストで収集・運搬する。
- 2 廃棄物や資源を適正なコストで適正に処理する。

I. 排出段階

○分別の種類

可燃ごみ

不燃ごみ

粗大ごみ

資源の拡大 …… 古紙（新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・雑古紙）
古着・古布、びん、スチール缶、アルミ缶、ペットボトル
その他プラスチック（将来は事業者回収）…………… ※1

将来的には

- ・生ごみについてはまず区内約3000の中小飲食店の生ごみの資源化を図り、可能な地域で資源化のモデル事業を進めながら技術開発の進展を待ち、区として可能な資源化方法を検討していく。
- ・乾電池、蛍光灯は電気店で回収する。
- ・老人施設や在宅医療から出る医療系ごみ、廃油、布団綿、飲み残しの薬等の処理方法は今後の課題である。

○分別排出についての周知方法

外国人が多く人口の流動性も高いことから周知方法については特に工夫が必要である。ポスターやチラシ、パンフ等紙だけに頼らず、転入者への説明、区のホームページ等のほか、区職員やごみ・環境・リサイクル関連団体の住民が現場に出向いて分別指導に当たるのがよい。

○家庭ごみの有料化

今後ますます外国人が増加し人口の流動性も高まり、ごみのルール of 徹底や減量化が困難になると思われる。このような区の特特殊性を考えると、ごみの有料化はごみ減量化の有効な策と考えられる。

有料化導入にあたっては、料金設定についての検討、弱者のための十分な福祉対策、ごみを減量するための施策の併用、区民の理解や協力を得るための十分な事前説明が必要である。

II. 収集段階

○収集は民間業者に委託する。

歌舞伎町等繁華街を手始めに、事業系ごみは全て許可業者が収集する。将来的には家庭系ごみ収集も民間業者に委託する。…………… ※2

○集団回収の見直しと資源回収の一本化

集団回収は良質の資源を低コストで回収できる日本固有のシステムであるが、世話人の高齢化、ライフスタイルの変化、集積所の数が少ない、住宅事情から1カ月分の資源を保管できない等の理由で継続が困難な団体が出てきている。週1回の行政収集は3倍以上のコストがかかり、資源の抜き取りも多い。

集団回収については目黒区の収集方式が参考になると考える。…………… ※3
新宿区内の業者数とストックヤード数の不足については、近隣区との連携や現在集団回収に携わる区外の業者にも参加してもらうことで解消できる。

びん・缶・ペットボトル・その他プラスチック類等の回収もここに組み込んでいく。

III. 処理段階

○ごみの処理は今後も共同処理されると思われるので、他区との連携はもちろん、ごみの分別の徹底や減量化には他区以上の努力が必要である。

○できる限り環境負荷の少ない処理方法をとるべきである。

IV. 資源化段階

○区は省エネ、省コストで環境負荷の少ない資源化方法を選ぶ。

V. 商品化段階

○企業・事業者は環境負荷の少ない商品を開発する。

VI. 購入段階

○グリーン購入の促進

- ・公共施設では再生品、非塩ビ製品を選んで購入する。
- ・再生品販売に熱心な販売店を表彰し公表する。
- ・小・中学校入学時に再生文具の使用を勧める。
- ・区の施設に再生品を展示し、販売する。
- ・イベント等で再生品の普及をする。

資源循環班では、資源循環型システム作りというソフト面の検討が主であったが、このシステムを機能させるには次のハード面、ハート面の施策も重要である。

◆ハード面の施策

- ・ごみや資源の集積所の整備
- ・資源の保管場所、ストックヤードの整備
- ・中継所の活用

現在不燃ごみは大久保の中継所に集められ、1/9 に圧縮されて江東区の不燃ごみセンターで破碎され、埋め立てられている。最終処分場の逼迫から東京都が廃プラスチックの埋立を中止するので、これをできるだけ資源化して焼却量を最小限にしなければならない。

資源として回収された廃プラスチックを中継所で圧縮梱包することができれば貨車で例えば新日鉄の君津工場等に搬入することが可能になる。

◆ハート面の施策

- ・ごみや資源は日常家庭から排出されるものであり、資源循環システムは私達区民が主体となって参加しなければ機能しない。そのために大人、子供すべての意識啓発が前提であり、環境学習、グリーン購入等々ハート面の施策が重要である。

※1 杉並区の廃プラスチック収集（17年10月16日見学）



23区の中で4区が廃プラ資源化モデル事業を実施している。豊島区は大誠産業に委託してプラスチックに再生し、杉並、中野、文京の3区は新日鉄君津工場でコークスに資源化している。中でも杉並区では杉並病の原因とされる中継所を10年以内に閉鎖するために、ごみ半減プランを掲げ、区、区民一体となってモデル事業が進められている。

集積所に朝8時までにペットはネットに入れ、その他プラは透明袋に入れて出される。きちんと分別され汚れもない。やはり分別の徹底した古紙等と品目毎に収集車が路地を走り回る。

※2 歌舞伎町の事業系ごみ収集(17年10月3日見学)



資源循環班では佐藤清掃事務所長の案内で、午前6時頃から歌舞伎町の事業系ごみ収集現場を見学した。

歌舞伎町事業系ごみの約5/6は許可業者が、残りは清掃事務所が収集している。民間の場合収集料金は28.5円/kgで未分別の場合は分別料金が上乗せになる。区収集ではリットル数に応じたシールを貼ることになっているが守られていない。区の場合実際の処理費は60円から70円/kgかかっている。

業者の車両は6時頃から走り回り、区の清掃車が回収を開始する8時迄の間にカラスが袋をつつき回る。(現在は歌舞伎町1丁目は区も早朝収集している)

この日、歌舞伎町見学の後、大久保の中継所と渋谷清掃工場を見学した。

※3 目黒区のステーション収集方式(17年12月8日取材)

目黒区環境清掃部の村上清掃計画課長、清掃事務所の石黒資源・計画係等4名の方から目黒区の集団回収「ステーション回収方式」についてお話をうかがった。

ごみの集積所を使って民間業者が毎週資源回収するというこの目黒ステーション方式を拡大することを平成8年に決定。ルールI導入後も日をずらすなどして実施

現在82町会中8割の67町会が参加。古紙(新聞・雑誌・段ボール・パック・その他紙)のほか古布を回収している。これらには5円/kgの報奨金がつき、平均的町会で年100万円ほどになる。200弱の子供会、PTA等の団体はストックヤードに資源がたまると業者に回収にきてもらう。

回収業者数は20(内区内の業者は3)。雑誌、段ボールは6円を下回ると補填しており、区が集団回収にかかるコストは報奨金を含め7円から8円。それプラスPR費である。

温暖化対策の全体像

理想像、戦略、アクションプランの3構成です。

3つの理想像

➤ 温暖化対策に向けて、省エネルギー(新エネルギー)の視点から、ハード・ソフト・ハートの3つの理想像を描きます。

4つの戦略

➤ 理想像に導くための有効な戦略(方向性)を4つの視点から定めます。

5つのアクションプラン

➤ 戦略に基づき、理想像を描くために効果的なアクションプラン(行動計画)を描きます。

地域から地球環境を考えるまち

ハード＝技術、設備

- ・ 省エネルギー機器やクリーンエネルギー自動車普及し、日常で使うクリーンエネルギーの割合が増加している。
- ・ 必要なエネルギーを身近でつくるオンサイト型エネルギーシステムが区内の主要施設や地区に導入されている。
- ・ 自動車に乗らなくてよい交通環境が整い、クリーン輸送システムが整備されている。

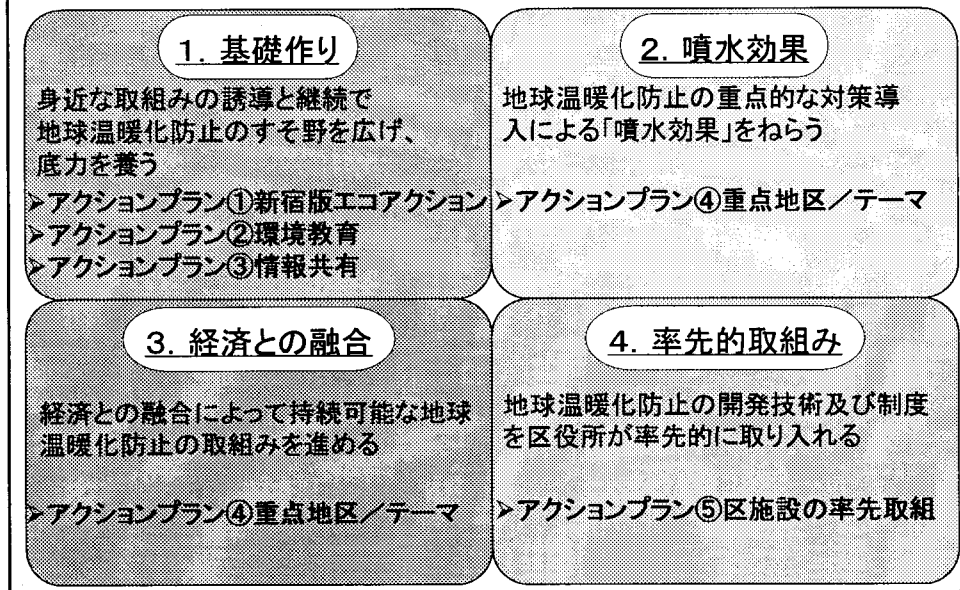
ソフト＝仕組み

- ・ 区民、事業者が一体となって新宿版エコアクションで、暮らしや経済が有利になる仕組みができている。
- ・ 新宿区をはじめとし、23区との環境政策の連携がとれている。
- ・ 地域通貨と連結して、エコ生活が楽しい、得をすると実感できる仕組みができている。
- ・ 区内の住宅地、商業地、オフィス街に根付いた地域ごとの仕組みができている。

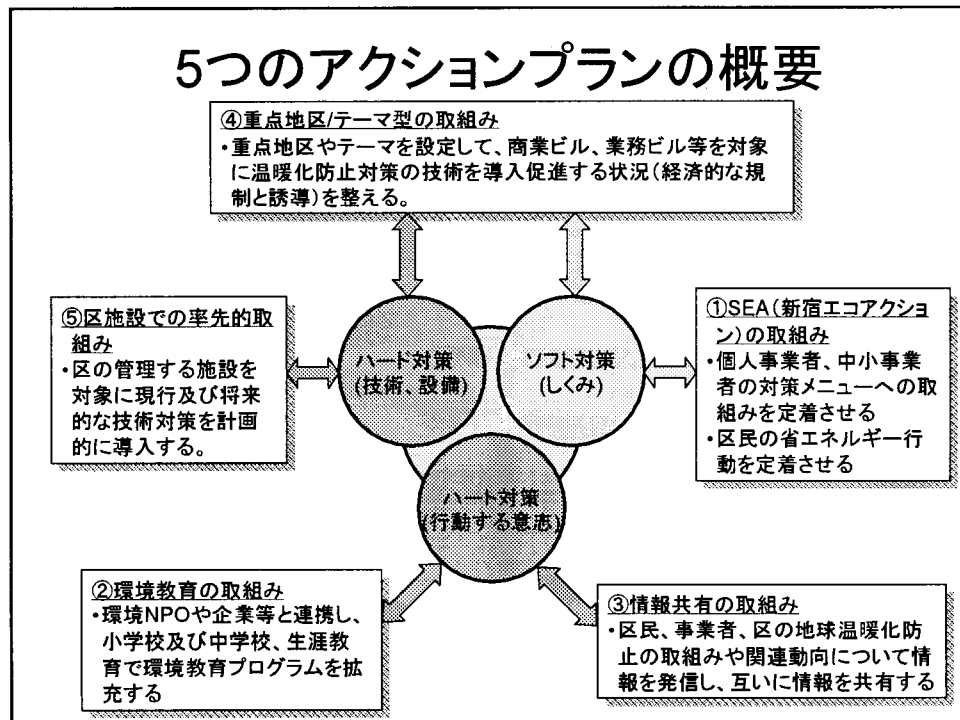
ハート＝行動する意思

- ・ 区内の小学校や中学校では地球環境に関する授業が用意されていて、子どものときから温暖化問題について学んでいる。
- ・ 温暖化問題をみんなが認識し、CO2削減が特別なことでなく、当たり前のことのように実感している。

4つの戦略と5つのアクションプラン

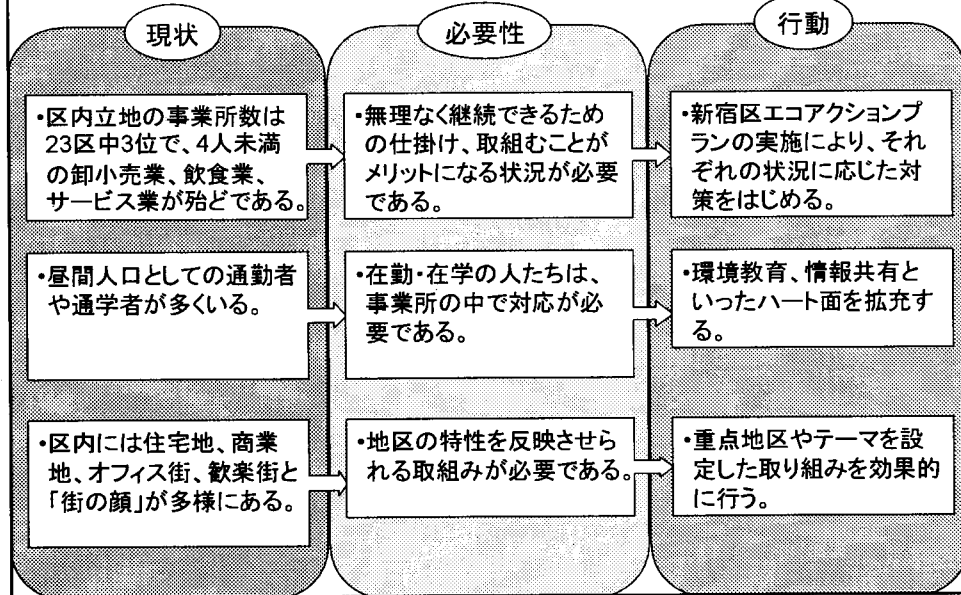


5つのアクションプランの概要



新宿区の現状と課題

新宿区の抱える現状に対し、効果的であるといえます



温暖化チームの経緯

No.	日程	内容
1	8月27日	○温暖化を防ぐために、家庭および事業所における電気、燃料、自動車利用の省エネルギー対策を考えることを目標とし、温暖化チームが発足
2	9月8日	
3	9月24日	○ネット、書籍などから得られた情報を基に、温暖化について勉強
4	9月30日	○新宿区地冷センター見学。新宿区職員と意見交換。
5	10月5日	○ネット、書籍などから得られた情報を基に、温暖化について勉強 ○高齢者とエネルギーの関係について議論
6	10月7日	
7	10月23日	○エコアクションプランの枠組みの検討
8	10月25日	
9	11月5日	○板橋区へのヒアリングについて協議
10	11月11日	○板橋区ヒアリング
11	11月25日	○ヒアリング内容を基に新宿版エコアクションプランを協議
12	12月9日	○エコアクションプランの行動計画について協議
13	12月23日	○温暖化チームが描く未来像と理想の生活シーンについて協議
14	1月13日	○中間発表に向けて話し合い ○エコアクションプランの議論

1 新宿区における環境－1－

□ 理念と共有価値

私たちが目指すもの

新宿区が目指す「環境都市」－環境配慮型都市－

- ・人やみどりに対するやさしい心を育む街（ハート）
環境やみどり、自然と人の保護
- ・「市民」相互のふれあいとコミュニケーションのある街（ハート）
- ・だれもが訪れたいくなる地球環境に配慮した街（ハード）
- ・ごみの排出とエネルギー消費の少ない街（ソフト）
「市民」のマナー向上、街の美化
- ・EcologyとEconomyのバランスのとれた街（ソフト）

1 新宿区における環境－2－

□ 自然環境の循環システムの再構築

水とみどりと太陽を取り戻し、
自然環境のシステムを回復させる活動

「自然との調和」

- ・物質文明の発達により都市化を著しく進展させたが
都市化の進展は大切な「みどりの環境」の犠牲の上に
成り立ったといえます。 みどりは都市に
における良好な市民生活を保障してくれます。 残されている
みどりを守り、積極的に「創造」し 自然環境サ
イクルを元に戻すことが重要です。
- ・都市と自然との調和のためには、区民も行政も事業者も
自然環境に対する配慮を常に心がける必要があります。

□ 緑化

大気中のCO₂を除去し、地球温暖化を抑制する自然循環システムの担い手として樹木、草花は重要な役割を担います。

「森林のはたらき」

・森林は森林内の木々や土に水を貯えるはたらき、空気をきれいにするはたらき、都市の騒音を防ぐはたらき、強い風から家を守るはたらきなど、私たちの生活を影から支えてくれています。

動植物のすみかや生育の場となり、私たちにはレクリエーションの場として、“やすらぎやいこい”をあたえてくれるものです。

緑化班で行ってきた検討結果

主な検討	<ul style="list-style-type: none"> ・都市における自然環境システムの再構築 ・水とみどりと太陽を取り戻し、みどりを増やし自然環境のシステムを回復させる活動
ハード	<ul style="list-style-type: none"> ・いのちを守る ・森と水あふれる豊かなまち
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・環境意識の向上と自然豊かなまち
ハート	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民」相互のふれあいとコミュニケーションのある水とみどりの豊かなまちづくり
提言案構想	<ul style="list-style-type: none"> ・区民による区民ふれあいの森育成構想

提言 1. 緑化活動の支援

新宿区が取り組むべき緑化活動の重点を、新宿区
関係者との協議を踏まえ、活用する
公園や花の道を整備し、街路樹の整備、
公共施設の植栽を推進し、緑化公園の造成
と学校施設と自然との調和のとれた都市計画

公園(森林)

街路樹

生け垣

神田川・妙正寺川整備

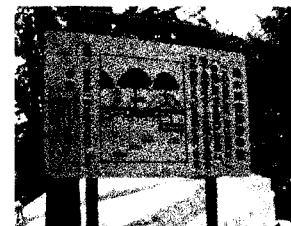
壁面・屋上緑化

外濠公園の整備

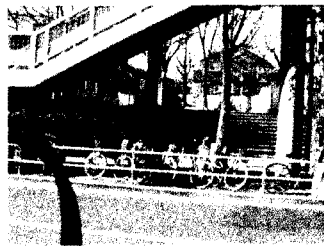
提言 1. 緑化活動の支援

I. 公園について

- ・公園の中に新宿区があるような環境
- ・公園と公園を繋ぐ遊歩道がある。
- ・画一的な公園でなく、設置場所、広さ、周辺的环境に応じた特徴を持たせる。
(子ども専用、ペット専用、花の公園、森林公園、親水公園)



(白銀公園)



(西落合公園)

(高田馬場駅西児童公園)

(みなみもとまち公園)

提言 1. 緑化活動の支援

II. 街路樹について

- ・新宿駅周辺を整備し、緑豊かな地域とする。
- ・道幅によって植える街路樹の種類を変え、「・・・通」通称でもわかるようにする。
- ・画一的な公園でなく、設置場所、広さ、周辺的环境に応じ、特徴を持たせる。
(子ども専用、ペット専用、花の公園、森林公園、サイクリング公園、親水公園)
- ・街路樹を植えるには、前以って十分な道路幅を確保することが重要である。
(歩道の確保のための道路拡張、道路の不法占拠の撲滅)
- ・歩道は雨水が良く浸透する材質を使用する。



(四谷1丁目)



(若葉1丁目)



(西落合2丁目)

提言 1. 緑化活動の支援

III. 生垣について

- ・コンクリートの壁を撤去し、緑の塀(生垣)、やネットフェンスとする。そのためには資金援助や税法上の優遇措置を行なう。

IV. 壁面・屋上緑化について

- ・一般家庭、ビルの緑化については、税負担の軽減、補助金の交付等の措置をとり、促進を図る。



(四谷1丁目周辺)



(哲学堂公園)



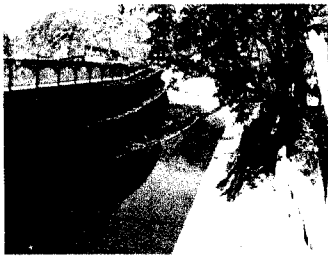
(神宮外苑周辺)

提言 1. 緑化活動の支援

V. 神田川・妙正寺川の整備について

両河川の源流および流域の整備を行ない、延長線上の公園は親水公園化を図る。

- ・現在の川水路を出来る限り、原型に戻していくこと。
- ・神田川・妙正寺川のコンクリート護岸については、川の水の再生機能が付加されておらず、再考の必要がある。
- ・川水路に使用する水は下水処理水を更に浄化した高度処理水を活用する。
- ・遊歩道を整備し、安心してゆっくりと散歩の出来る“憩いの道”とする。
- ・河川の整備を行ない、サイクリングロードを設置し、川岸まで降りて川の水に直接触れることの出来るエリアを設ける。



(妙正寺川・西落合2丁目)



(神田川・小滝橋)



(神田川・下落合)

提言 1. 緑化活動の支援

VI. 外濠公園の整備について

対岸の千代田区をベンチマークとするが、まったく同じコンセプトの必要はない。

- ・水質の改善
- ・街路樹と歩道の整備



(外濠通り・新宿区)



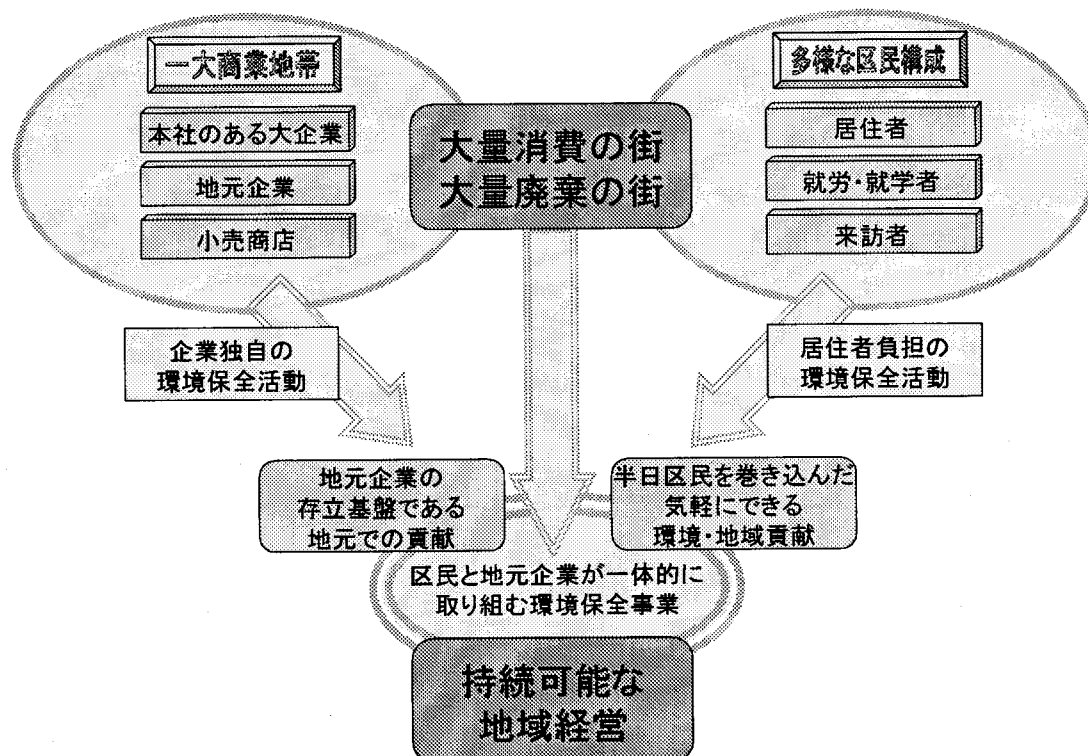
(外濠公園・左新宿区、右千代田区)



(外濠公園・千代田区)

Eco-Eco班(環境と経済のハーモニー)

新宿区における環境と経済の背景

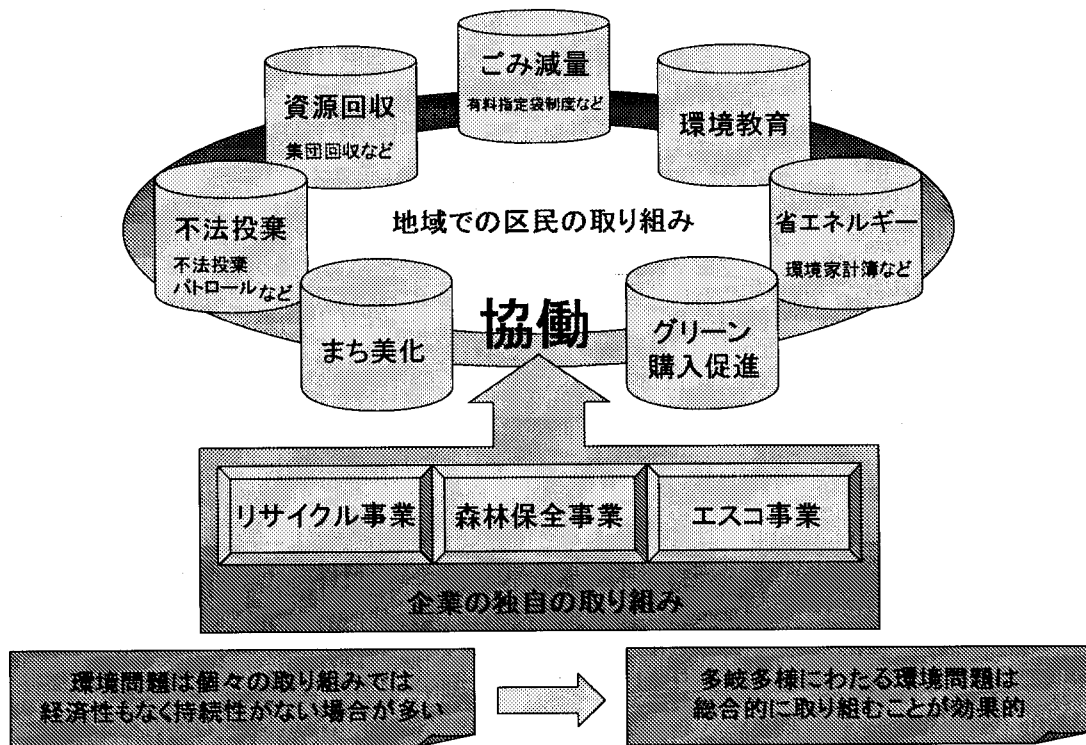


新宿区の特徴として、大小さまざまな企業、地域商店街の集積があり、また、区民の構成が多様であること、特に居住区民だけでなく非居住である半日区民の存在が、大量消費、大量廃棄の街を象徴しています。

こうした背景の元、企業はこれまで行ってきた独自の環境保全活動の取り組みを、地域に目を向けることで地域貢献とし、また、居住者負担の地域環境保全活動に、半日区民を巻き込むことで地域の一員である一体感を創出し、これらの動きが合流することで、持続可能な地域の経営を考えていくことが重要であると考えます。

大量消費、大量廃棄の街というイメージから、どのようにしたら持続可能な地域社会を経営して行けるかが重要な課題です。

区民・地元企業の協働の仕組みの必要性



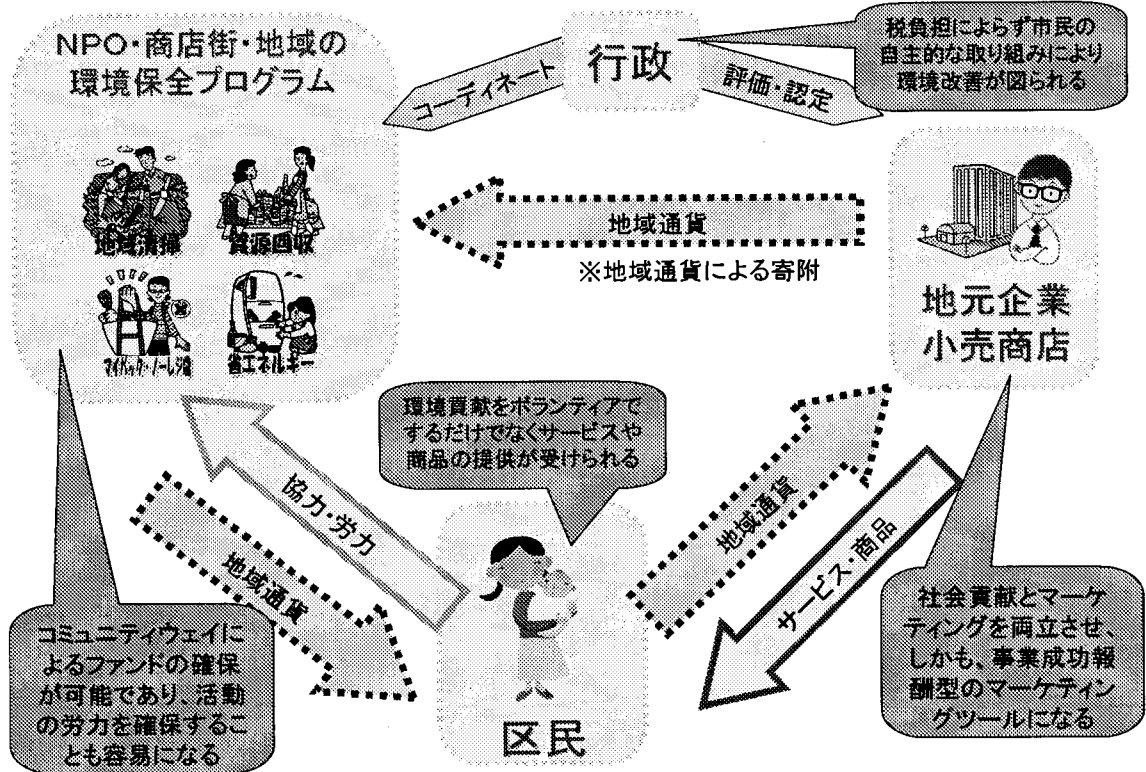
環境保全の取り組みは、単独の取り組みで見ると、なかなか経済性と両立が難しく、環境配慮と経済性の両立が可能である好循環の取り組みはまれであると言えます。特に地域での環境保全の取り組みや、一般ゴミの回収は自治体の税負担で行える領域を超えており、市民の協力無くしては成立しません。

一方で企業は独自に環境保全の取り組みや、それにつながる環境事業を行っています。これらはどこかで経済的なバランスをとりながら行われていますが、企業独自の取り組みにとどまることなく、市民の支持を得ることでその経済的な価値が増大すると考えられます。

そこで、これからの企業の環境保全の取り組みは、地域の中で市民（区民）と協働して「市民の尺度」で進めることが、取り組みの経済性をあげ、また併せて地域の環境問題も総合的に取り組むことで、持続性を担保していくことが効果的であるといえます。

私たちの考える10年後、20年度の新宿区は、この地域で、さまざまな区民と地域に基盤を持つ企業が、地域の環境を保全し、さらには地球の環境を考える協働の仕組みが成立し、それぞれが必要と思われる環境保全の取り組みに積極的に参加できる基盤が成立していることを期待しています。そこでは環境と経済性が好循環の中で、区民の営みが持続的に行われる社会を想像しています。

例：地域通貨を使った環境保全ネットワーク



ここに示す地域通貨による環境保全ネットワークの一例は、新宿区の中だけで循環する地域通貨を創設し、環境に関係する市民の協力や労力と、環境に関係するサービスや商品とを交換するものです。

区民、企業、NPO等、それぞれにメリットのある形でつながることで、WIN-WINの関係ができ、地域の環境と経済の好循環を生もうとするものです。

地域通貨を用いることで、今までよく見えなかった地域でのボランティア活動や企業の貢献をわかりやすくし、環境貢献の取り組みと、市場的価値のあるものを交換するなどの方策も可能になります。

少しずつ、環境と経済の好循環ができあがっていくように架け橋をするのが地域通貨の役割です。

以上

私たちは「環境・教育・学習」というテーマで話し合い、思い思いの構想を描き夢を語り、こうあるべきだ、ああしていこう、と論じてきました。

その中でまず子供たちの教育が大事だという観点から、小学校では今どんな取組をしているのかを調べてみました。その結果、学校は子供たちに対して熱心に環境学習・教育を行っていました。すぐそばで生き物の育成や小さな自然を直接目に出来るビオトープ、都会では目にすることの少ないお米作りさえも体験学習をしている現状をしっかりと観てきました。屋上に水田を作り土を運び込むことは大変な労力と作業ですので、先生方の努力も並大抵のものではありません。しかしこういった苦勞の集大成を子供たちに感じ取ってもらうことこそが本当の教育、そして学習のように思えました。また「歩きたくなるようなまち新宿」にするためにはどうすればよいか、まずは自分たちの足で歩いてみようと考え、落合地区から新宿までの路を歩いてみました。単純なことですがこの経験で、環境への取組という大きなテーマを意識することが出来ました。

私たちのまちを住み良くしていくには、そこに暮らす全ての人が「住み良い環境」という共通の意識を持つことが必要だと思います。そんな「共通の意識を育てるにはどうすればよいか」それが私たちの班が取り組んだ解決への方向性です。その結果「市民の意識を少しだけレベルアップすること」をねらいとした「新宿区のみどりと環境保全の持続可能な社会システム」を地域より発信できるのではないかと考えるに至りました。以下4ページの資料参照が私たちの勉強させていただいた結果です。どうぞご覧下さい。

H18.02

これまで行った検討経過のまとめ

人とみどりにやさしい心を育むまち

現状	・学校教育だけでやさしい心を身につけるのは難しい
問題点	・ごみ問題の教育は受けていても、公園で菓子袋をポイ捨てしている現状
検討事項	・自然やみどりに対する子供の感動体験が少ないのではないかと ・このため感動を体感し仲間と共有できる企画が欲しい
方向性	・子供も大人も誰もが、感動を体験できる機会や場所を提供する (子供のうちから体験学習を ・ビオトープへの参加)

地域から地球環境を考えるまち

現状	・学校以外でまとまった教育をしようとしても方法が難しい
問題点	・一般には京都議定書(CO2)などの専門的な勉強をする機会がない
検討事項	・環境に対する学校教育の実態を知りたい ・環境意識に対するアンケートをやったら ・雨水利用促進策のあり方は？
活動	・ビオトープ取材(小学校のビオトープ見学)
方向性	・水再生処理センターを見学出来るようにする ・環境ポスターやカレンダーによるPR ・環境に関する研修参加記録と環境インストラクター(仮称)としての任用 ・環境教育のための雨水タンクを教育現場へ設置

「市民」相互の協力で成長するまち

現状	・環境保全に無関心の人が多かったが、最近興味を持ち始めてきた人が増えている ・夏休みに地域ぐるみで子供たちとラジオ体操を行っている ・放置地自転車が多い
問題点	・市民ボランティアが有効活用されていない→活躍の場を提供する ・自転車利用する人のマナーが不足している
検討事項	・地域で問題解決できる態勢作りを整えたい ・自転車を利用するのに講習を受けることを義務づけることはどうだろう
方向性	・環境について市民が話しあえる機会や場所を地域ごとに細かく提供する ・エコリーダーの効果的な活用 ・区民みんなで意識向上(少しのレベルアップ)をはかれる環境を整える ・多数に参加してもらい、小さな理解活動を増やしていく ・市民のための自転車利用マナー教育をはかり、駐輪場の整備を促進する

美しくゴミのない訪れたくなるまち

現状	・タバコの投げ捨てが多い ・地域ぐるみでからす対策を行っている例がある
問題点	・住民や市民がお互いに「顔の見える地域」を核にした街美化が出来ないか
検討事項	・街の見学ツアーを行い、歩いてみよう、何かが見えてくるかも (落合～高田馬場～大久保～新宿)
方向性	・歩きたくなる街新宿にしたい ・職場でごみ分別学習をして欲しい ・キーワード // 「コミュニケーション」で街の「コミュニケーション」 ・ゴミから自然の尊さを学ぶ機会が出来たらよい

「Eco-Eco」に取り組むまち

現状	・地域単位レベルで見ても相互協力がまだまだ少ないのでは無いが ・しかし何か面白いもの(インセンティブ)がないと参加は長続きしない
問題点	・環境保全や理解活動に参加することへのインセンティブがほしい ・地域において相互協力をいかに作り出していくか ・参加した人に何か還元されるメリットを与えられる仕組みを考えていく必要性
検討事項	・環境保全や理解活動に対する「参加ポイント制」を導入する ・地域エコ通貨(基金)のあるいはボランティア貯金(仮称)制度の検討
方向性	・楽しくメリットのある環境保全にみんなで協力

ビオトープの見学／2校／小学校の環境教育としての効果を体験

1. 津久戸小学校／屋上の花壇

～ 狭いスペースにも季節の花々が咲き蝶や野鳥を呼ぶ ～

○紫式部、梅もどき、しこしぎ、みかん等の植物に蝶や昆虫が育ち、それらを餌にする鳥があつまります。（新宿区内に野鳥は55種類。めじろ、シジュウカラ、もず等）小さな庭からも自然との共生を感じる事ができます。それは気持ちの良い、心楽しいことです。

○子ども達は花壇の土運びから作業に参加。まだ少し寒い季節だったにもかかわらず、全員が裸足で土の中に入り客土作りを体験する。実に楽しそうに！（底面はビニールシート）

○この花壇を見ながらのランチルームがあります

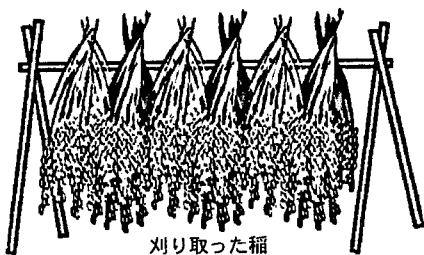
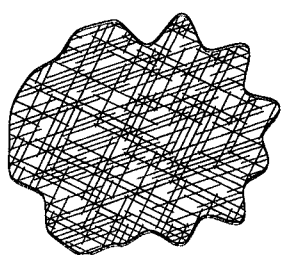


津久戸小学校／屋上の花壇

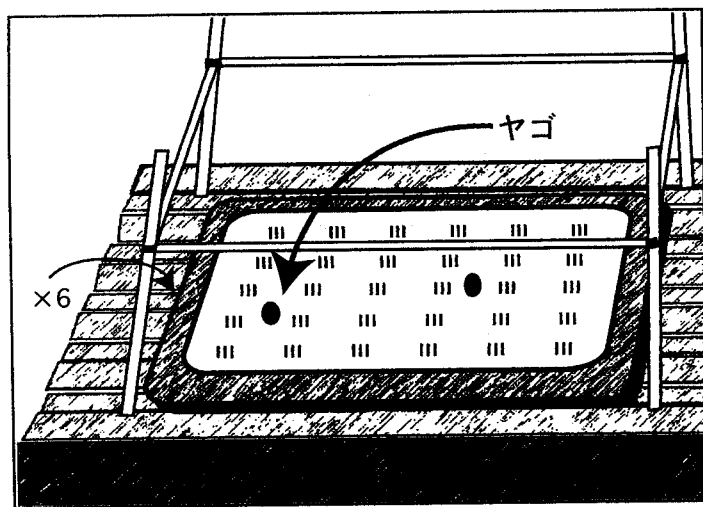
2. 余丁町小学校

屋上の水田／校庭のトンボ池

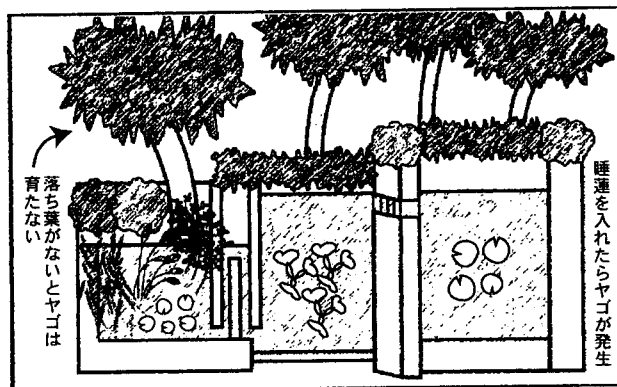
いないはずのバッタがやって来た！



↑網を掛けないと鳥に食べられてしまうのです↓網掛けの柵



余丁町小学校／屋上の水田／60㎡



余丁町小学校／トンボ池／30㎡

←刈り取った稲は校舎の広い廊下に干されていました

○泥んこになりながらの水田作り

先生の話「子ども達は一瞬、土にさわることをためらう、でもすぐ慣れて後はおおはしゃぎ。稲を育てていく過程で学ぶことが多い。稲の刈り取りの時は子ども達の歓声が上がりました！」

○子供たちは夏休みも交代で水撒きに学校に来ました（屋上に雨水タンク）

←刈り取られた水田にはヤゴが何匹も！

○2回目の収穫です「もうちょっと規模を大きくして地域の方たちと共同で作業をしたい」

（指導をした熱心な先生の夢です）

○今回は3キロのお米がとれました。少しお米を足して、おにぎりを作り稲作りをした5年生が食べます。

◎未来ある子ども達にこのような体験をた〜くさんさせたい！より多くの機会を作ってあげたい！



住宅街もマンション化



自宅に保存樹木のある家



整備された小公園



目白駅から下落合地区へ

屋上緑化だ



静かな住宅街地区

都会のオアシス
おとめ山公園



大久保付近
ごちゃごちゃしていてもきれいな街並



壁面緑化も



高田馬場 繁華街



日頃歩き慣れた街も、視点を変えて見学すればいろいろな事実が見えてきます。今回身近な場所にたくさんの緑があることに気づきました。多くの市民が歩くことで環境に対する理解が深まるのではないかな？ そんな感想と期待を持ちました。

私たちが考えた一つの提案です
「緑の街新宿 市民による 散策見学・システムの提案」

緑の街システムセンターの運営 / 人とみどりにやさしい心を育むまち

ハード	・インフォメーションセンターを設置し運営する ・ビオトープや公園の充実整備
ソフト	・見学のためのガイドや案内標識など、分かり易いものの整備
ハート	・個人の意識レベルの底上げ ・自然とのふれあい

環境関連施設の見学 / 地域から地球環境を考えるまち

ハード	・見学先を発掘し、ルートマップを整備(標識案内板)する
ソフト	・見学先の多様化 ・関係する公共施設や企業との協力
ハート	・環境保全に関する理解度合いを高める

市民ボランティアの参加 / 「市民」相互の協力で成長するまち

ハード	・ボランティア市民と行政による相互協力 ・環境について参加者が話せる場所を地域ごとに細かく用意する
ソフト	・市民ボランティアが中心になりツアーや見学ガイドを行う ・参加実績に応じたボランティアリーダーなどの任用を行い位置づけを明確に
ハート	・参加形システムの導入 ・誰もが自由に参加することで市民協力に対する理解を深めよう ・環境について参加者が話しあえる環境をが出来る

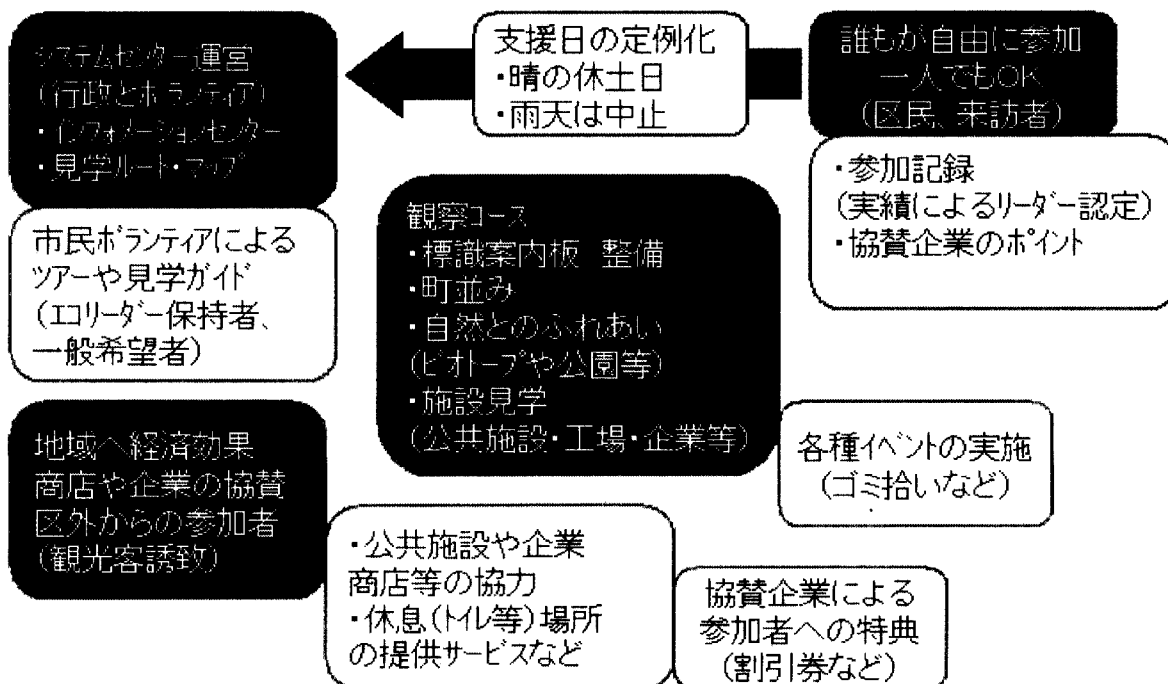
ボランティア活動への参加 / 美しくゴミのない訪れたいまち

ハード	・インフォメーションセンターでゴミ拾いグッズを準備し配布する ・持って来て楽しくなるようなものを用意する
ソフト	・参加者による「ゴミ拾いイベント」の実施
ハート	・みんなで取り組もう ほらキレイになった

企業市民による支援 / 「Eco-Eco」に取り組むまち

ハード	・企業や公共施設などにおける休息場所や見学場所の提供支援
ソフト	・参加者が特典を受けられるようなエコマネー制度を導入する ・自転車を利用した見学コースの設定
ハート	・地域一体になった参加で新宿市民として活性化をはかろう

緑の街新宿 市民による 散策見学・システムのイメージ



まとめ

第1回全体会から班会・学校ビオトープ見学など30回近く集まり、検討を重ねてきました。僅か18.23h k mの面積の新宿区ではありますが地域によってそれぞれ環境が異なり、そこに暮らす人々のその意識の違いもみえてきました。意識の違いはあっても区民すべてが少しのレベルアップを心がけるようになれば、第4分科会のめざす五つのサブテーマに近づくのではないかと考えました。大きなテーマの「ハート」「ソフト」「ハード」にそって、行政でこれまで検討している基本計画、実施計画、その他資料なども参考にしながら提案させていただきました。

大きくとらえるならば1994年（平成6年）に出された新宿区環境都市宣言の通りと考えます。

第4分科会では環境を考える上で資源循環・地球温暖化・まち美化・緑化、生態系の保全・環境と経済の5つの項目に分けて検討してきました。それぞれ私たちが、健康と、安全そして快適な環境で生活するためには考えなくてはならない問題です。新宿のまちを細かく分けると、その地域で5つの項目のうち力を注ぐ度合いも違ってくると考えます。重きをおく対象も違ってきます。区ではごみの有料化を検討していますが、今回の有料化対象は家庭ごみです。しかし家庭ごみは区内で排出される量の四分の一にしかありません。環境保全を考えるなら有料化以前に、そうした立場の異なる市民（区民・在勤・一時区民？）・企業などの意見や協力、要求の声をきめ細かく拾い集めそれに添った行動、企画が必要と考えます。

区の実施計画（03.3）に環境保全思想の普及と啓発に学習情報センターの整備とあります。大いに進めて行きながら個人でも参加できるセンターを地域ごとにたちあげ、これまで育成してきた環境保全委員やエコリーダー・区の職員に援助が受けられるシステム作りが必要と考えます。



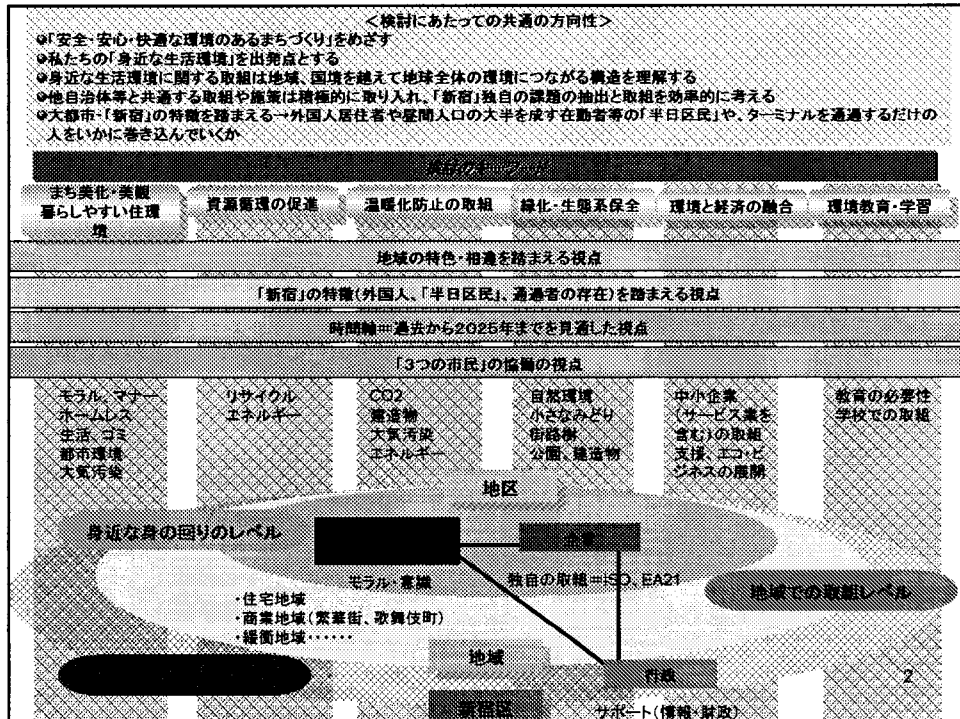
第4分科会

みどり・環境、リサイクル

ハード・ソフト・ハートのバランスがとれた
環境配慮型都市

平成18年 2月 19日(日)

1



各班で検討した事項のとりまとめ

キーワード	検討の方向性	これまで行った検討
環境と美化	私たちはどんなまちに住みたいか考えてみた	・現在の問題点を見据え10-20年後の新宿を語った ・課題解決には多くの困難が予想されるが市民の力で解決策を考えよう
資源循環	ごみと資源について現在の課題を考えた	・資源循環の輪の中でそれぞれの段階別のぞましいあり方を検討 ・歌舞伎町や先進自治体の収集状況を見学・取材
温暖化	温暖化防止について「市民」として何が出来るかを考えた	・20年後のあるべき姿を想定し実現のためのアクションプランを考えた
緑化	新宿という都市が抱える「みどり」について未来像を考えた	・都市における自然環境循環システムの再構築を検討 ・水とみどりと太陽を取り戻し、みどりを増やし自然環境のシステムを回復させる活動
Eco-Eco	経済的な視点からヒントがないか探った	・環境と経済の背景を理解し、地域経済との好循環を目指した社会システムを検討
環境教育・学習	「市民」みんなが理解しやすい方法を考えた	・区民みんなの意識を向上しよう ・ほんの少しのレベルアップで歩きたくなるまち新宿を目指そう

3

第4分科会 構想の確認

私たちが目指すものは何かを確認

目的

ハード・ソフト・ハートのバランスがとれた環境配慮型都市

美しくゴミのない訪れたいくなるまち

地域から地球環境を考えるまち

サブテーマ

人とみどりにやさしい心を育むまち

みどり;新宿区にとっての自然

「Eco-Eco」(環境と経済のハーモニー)に取り組むまち

Ecology & Economy

「市民」相互の協力で成長するまち

3つの市民;住民、企業、行政

環境と美化班 検討結果 要約

超高層ビルの規制
車社会の見直し
歩行者本位の歩道整備

生活環境の改善
住民・行政の協働によるまち美化

人間本位のまちづくり
これもありあれもあるまち

環境サポーターの創設
自転車レーンの整備

5

環境と美化班 検討結果 要約



資源循環班 検討結果 要約

集積所・ストックヤードの整備
中継所の活用

ごみの発生を抑制し省エネ省コストで
環境負荷の少ないシステムの構築

市民相互(行政、区民、事業者、回収業者)
間で役割を協働する

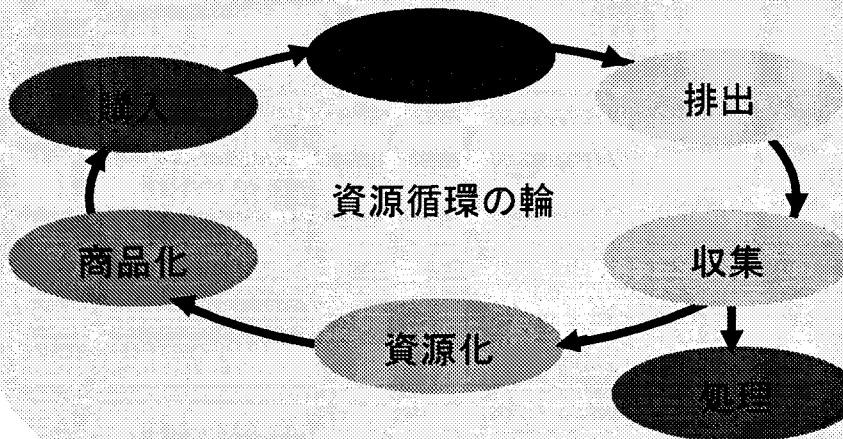
持続可能な資源循環型システムを提案

資源循環班 検討結果 要約

7

資源循環システムの提案

- ・ 拡大生産者責任の徹底 (法の整備)
- ・ 持続可能な循環型社会のために (省エネ/省コスト/負荷小)
- ・ ごみ削減量目標値を決める (10年で半減)



資源循環班 検討結果 要約

7

温暖化班 検討結果 要約

省エネルギーとクリーンエネルギー利用の技術と設備が身近に普及している

温暖化防止に取り組む区民・事業者が有利となる仕組みがある

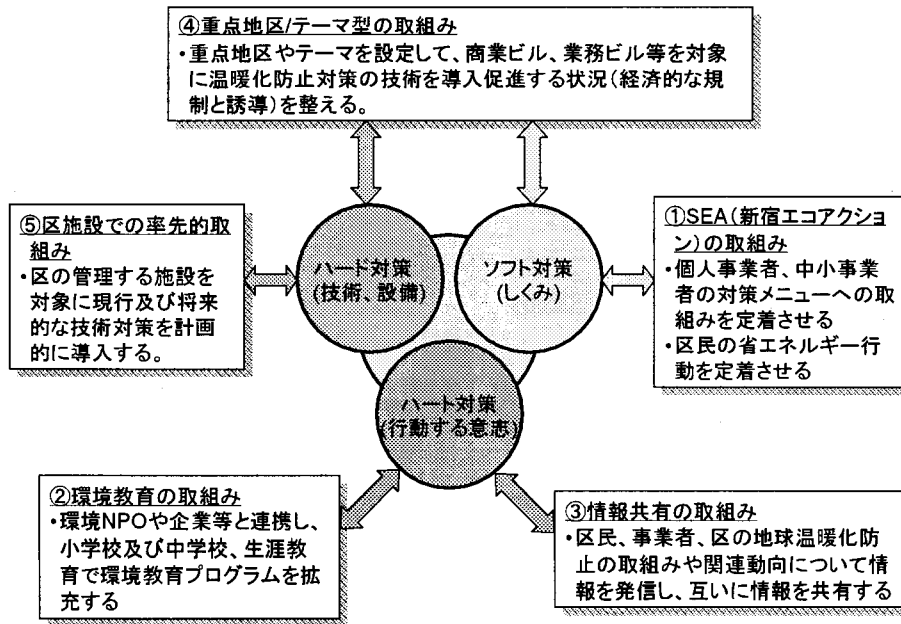
温暖化問題、CO2削減の取り組みが当たり前のように実感している

3つの理想像に連結した4つの戦略
(基礎作り、噴水効果、経済との融合、率先的取り組み)
5つのアクションプラン

環境区民共済 環境にやさしい暮らし 環境にやさしい経済

9

5つのアクションプランの概要



緑化班 検討結果 要約

いのちを守る
森と水あふれる豊かなまち

環境意識の向上と自然豊かなまち

「市民」相互のふれあいとコミュニケーションのある
水とみどりの豊かなまちづくり

区民による区民ふれあいの森育成構想

新宿区生活課 まちづくり部 緑化班 検討結果 11

提言 緑化活動の支援

水とみどりと太陽を取り戻し、
自然環境のシステムを回復させる活動

新宿区を利用する人と企業が基金を出し合い
「新宿みどりの環境を良くする」ために使用する

- ・公園や花の道整備
- ・街路樹の整備
- ・公共施設の跡地を利用した森林公園造成
- ・学校施設と自然との調和のとれた都市計画

公園(森
林)

街路樹

屋上、壁面
上緑化

生け垣

神田川、妙正寺川
整備

外濠公園の整備

新宿区生活課 まちづくり部 緑化班 検討結果

Eco-Eco班 検討結果 要約

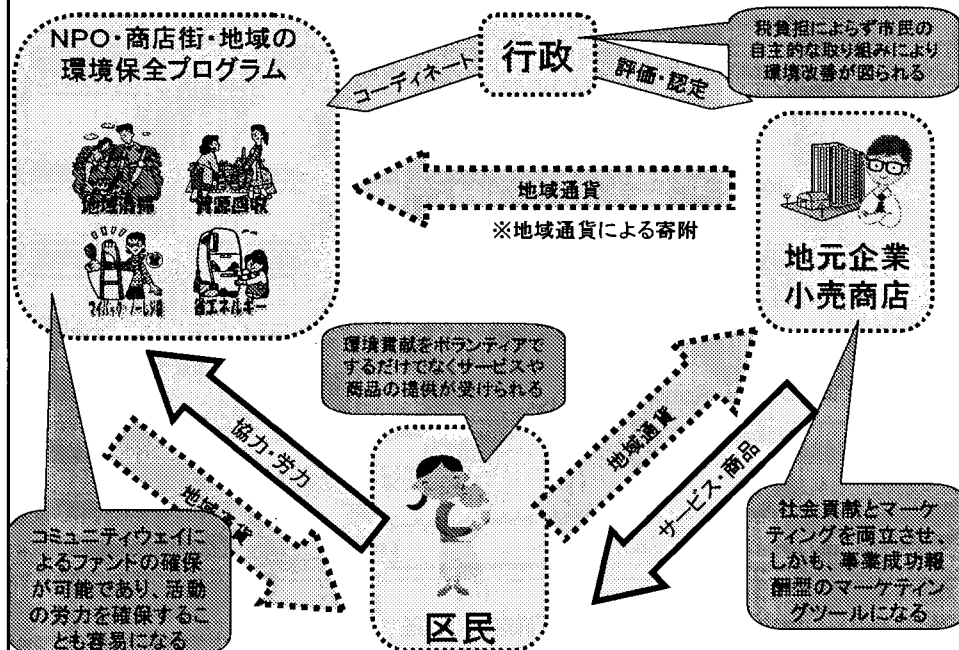
市民に環境情報を提供するシステムの
インフラ整備

商店街や企業の自主的な取組に対する
バックアップ
さまざまな取り組みができる仕組み

区民・地域企業・外来者が共に取り組める
単純でわかり易く楽しくて
誰にでもメリットのあるもの

環境保全ネットワークの構築
例) エコマネー(地域環境通貨)の導入

例: 地域通貨を使った環境保全ネットワーク



第4分科会のまとめ

最終報告に向けて

- 第4分科会としての共通事項が見えてきた
- 今後は提言事項の詳細な検討を行う
- 提言内容相互の有機的な結びつきをはかりひとつのシステムとして完成させていきたい

以上

17

環境教育・学習班 検討結果 要約

みどりのまち散策
インフォメーションセンターの構築

地域コミュニケーションセンター
の設置

市民ボランティア主体による
自主運営

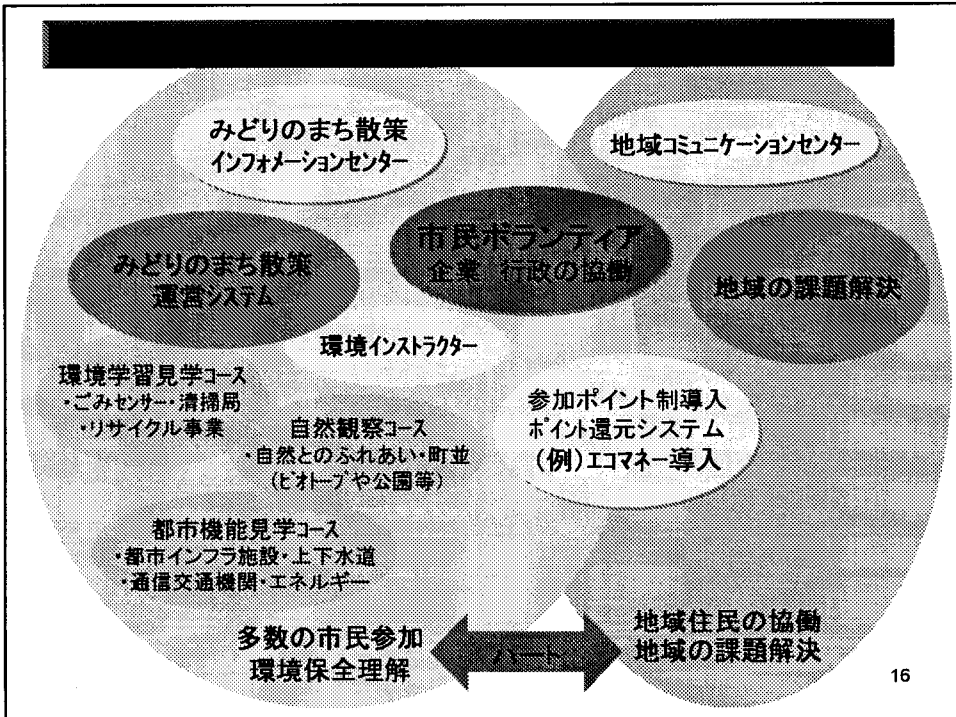
地域の問題解決を目指す
(住民や企業を含む地域一体化)

多くの人に参加してもらい
みどりと環境の保全に対する
理解を広める

地域住民の共感
(共同体意識)を育み
地域の課題解決とともに
環境意識を育成する

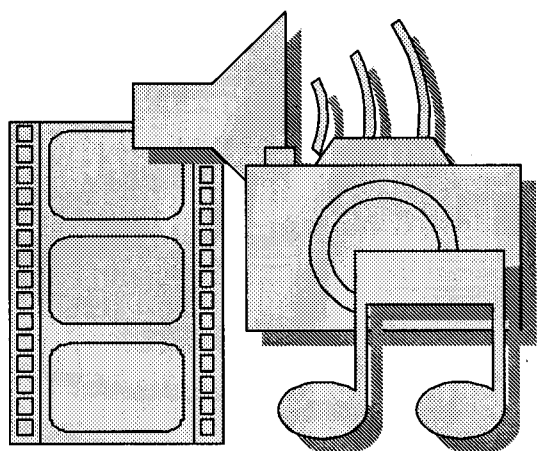
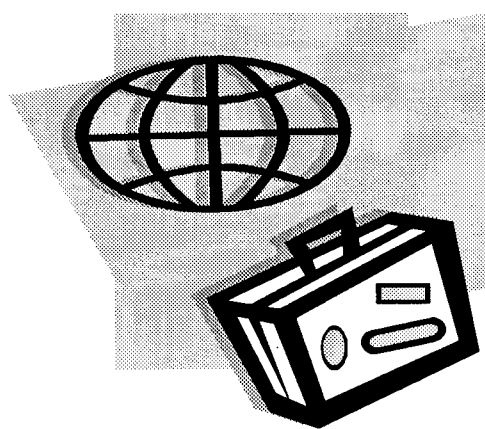
センターの設置と運営システムの構築
参加によるポイント制の導入と還元システムの構築
みどり環境インストラクター制度の創設

環境教育推進委員会 環境教育推進部 環境教育推進課



☆☆☆ 第5分科会 ☆☆☆

[産業、文化・観光]



第5分科会 中間発表会 資料

(目 次)

I	中間報告にあたって	……	5-1
II	発表資料	……	5-3
III	基本的な考え方（イメージ図）	……	5-5
IV	中間報告（一覧表）	……	5-6

I 第5分科会 中間報告にあたって

1 はじめに

キーワードは「伝統と創造」

新宿は、内藤新宿が開けたときから深い歴史が刻まれている一方、戦前戦後の新宿周辺の繁華街に作家、映画関係者、画家、演劇人が来訪し、芸術文学論を戦わせた文化のまちであります。伝統的な産業も大いに盛んであったが、とくに近年、新宿副都心の完成以降は、最先端のIT産業の集積も増大し、長い産業文化や伝統文化と現代産業や現代文化が共存するまち、すなわち「伝統と現代が共存するまち」になっています。

新宿ブランドは、常に伝統と創造のなかで培われ、練磨され、日々、誕生しているともいえるでしょう。

わたしたち第5分科会は、新宿のいちばんの要である「産業、文化・観光」の現状分析と将来像に向けて、参加者全員の熱心な議論と交流を経て、中間報告にいたっています。

2 分科会の課題

第5分科会のテーマは、「産業、文化・観光」です。

それぞれを独立したテーマとして考えずに、有機的な結びつきのあるテーマとして捉えていこうと確認し、今回の中間報告にもその考えが色濃く反映しています。その枠組みが、結果的に6月の提言では、特色のある方向性や結論を得られるものと考えています。

3 分科会の委員や性格

第5分科会は、議論もするがともに遊びもします。委員にクラシック、オペラや郷土史講座などの関係者がいて、委員有志が公演や研究会に出かけたりして、「産業、文化・観光」などを直に体験しています。頭でっかちにならない、実践的な楽しい分科会になっています。

4 活動と作業

平成17年6月より、毎月2回の定例会を開催しています。

当初は、相互に知り合うため、さまざまな書類や報告を提出し、委員の背景や活動なども紹介し合いました。その際、いろいろと試行錯誤も試みました。産業班、文化班、観光班と分かれて話し合っても、班のメンバーを固定せず、数回ごとに入れ替えして、多くの委員が相互に知り合えるようにしました。これもよかったことだと思います。

5 勉強と準備

新宿にどんな産業があるのか、自分達のまわりにいかなる観光資源があるのか。それを知りたいとき、行政が資料を用意するのではなく、委員自らが調べ、報告する方法をとりました。これは調査方法の訓練にもなり、優れた準備方法でもありました。

テーマに関する数値を統計資料から作成したり、産業体験、地域体験など、委員自らがスピーカーとなって発表もしました。委員それぞれが作成した「素材シート」と呼ばれる資料もとても参考になっています。そのなかには、多彩なアイデアやヒントがあるので、今後も参考になるのではないかと思います。

6 おわりに

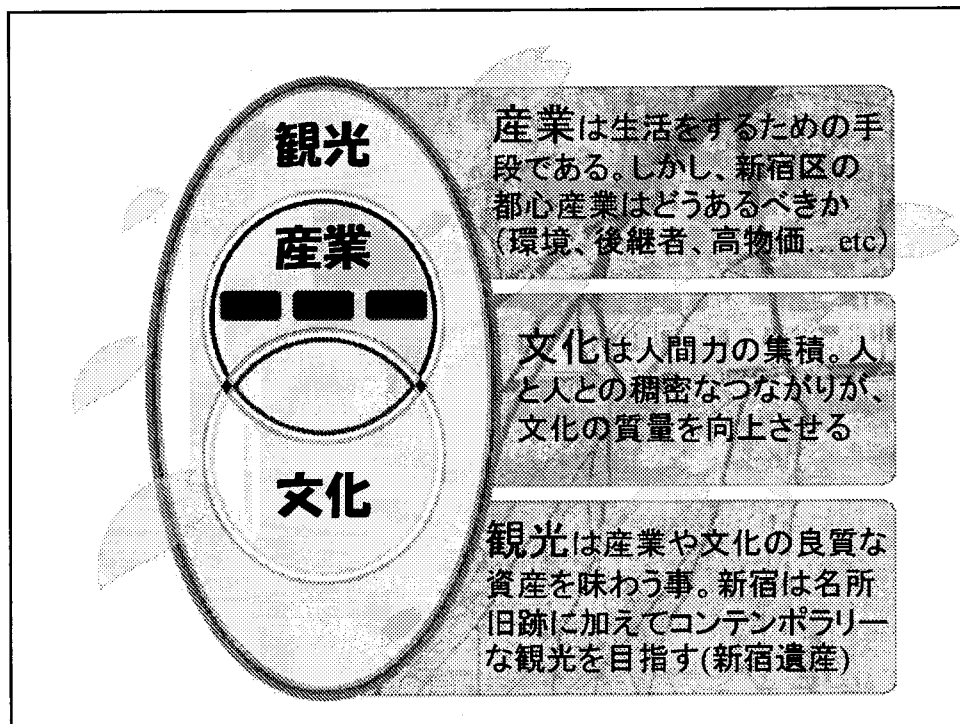
今回は中間報告ということで、議論の中で多く出てきたことを中心にまとめられています。課題や問題点の抽出、方向性、解決方法などまだまだ足りない視点、必要と思われる視点がたくさんあります。

6月の提言に向けて、中間発表会で皆さんからいただいた意見も参考にしながら、今後の分科会で、おおいに議論、検討していきたいと思っています。

新・しんじゆく

伝統と創造

2006/2/19 第5分科会中間報告



どうしたいのか？

新旧共存の
産業

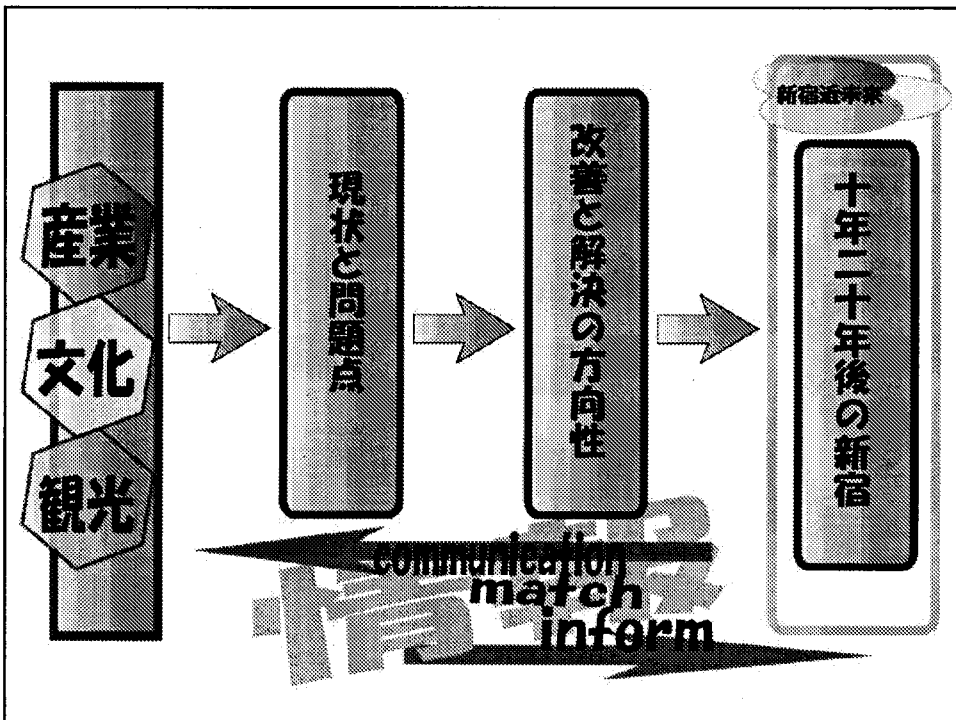
- 産業の再構築
- ・商店街の活性化
 - ・伝統産業の継承
 - ・新産業の創出

高度な質量の
文化

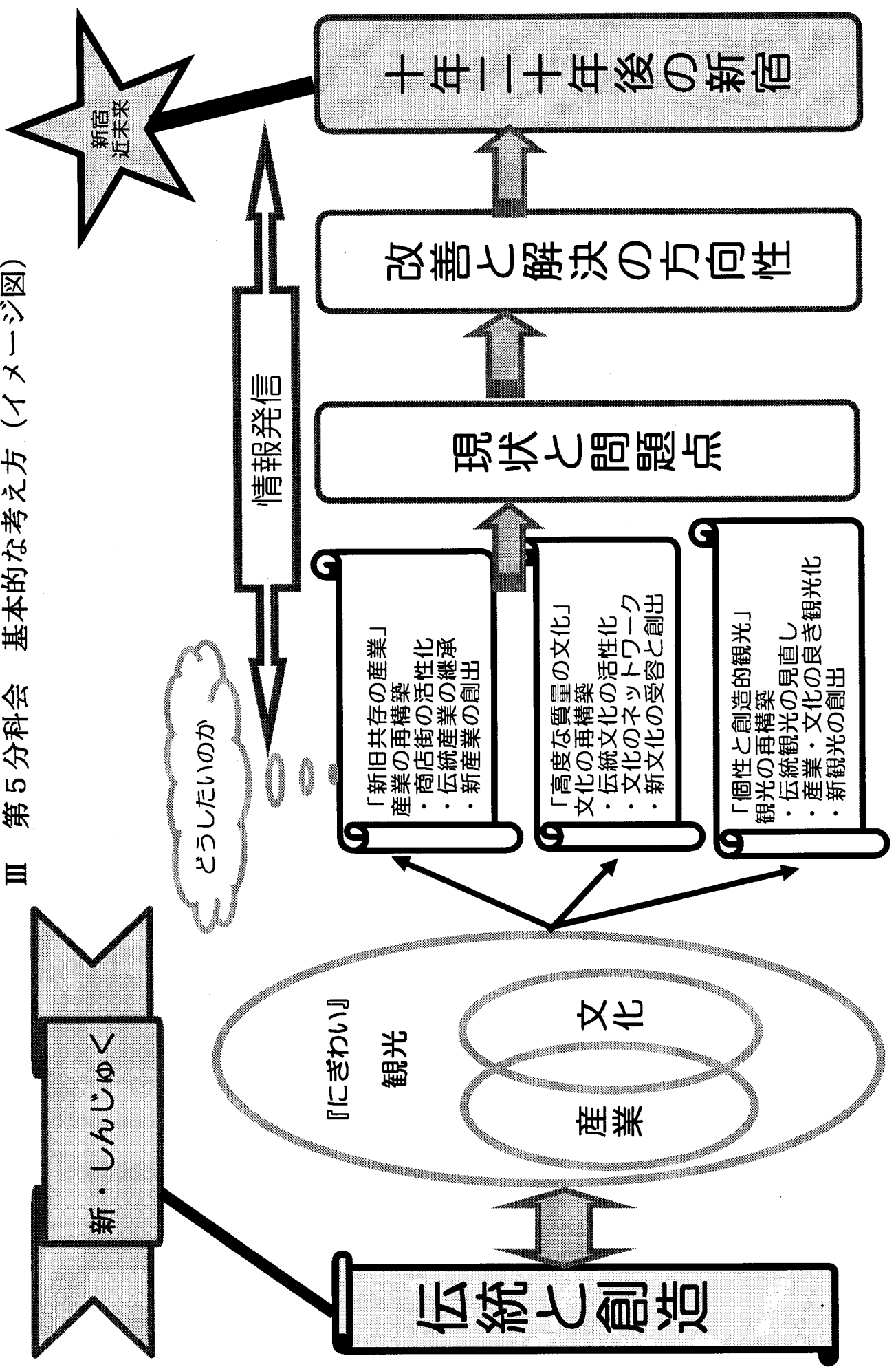
- 文化の再構築
- ・伝統文化の活性化
 - ・文化のネットワーク
 - ・新文化の受容と創出

個性と創造的
観光

- 観光の再構築
- ・伝統観光の見直し
 - ・産業・文化の良き観光化
 - ・新観光の創出



Ⅲ 第5分科会 基本的な考え方 (イメージ図)



IV 第5分科会 中間報告(一覽表)

	どうしたいのか	現状と問題点	改善と解決の方向性	十年二十年後の新宿
産業	<p>産業の再構築</p> <p>(商店街の活性化)</p> <p>(新産業の創出)</p>	<p>時代や客層の変化に対応できていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模商店街が苦しい ・シャッター商店街 ・顧客との交流不足 ・後継者がいない(高齢化) ・高齢者が利用しにくい商店・商店街 ・対面販売が少なくなっている <p>情報発信の拠点が無い</p> <p>消費生活センターが活用されていない</p>	<p>地域の特色がある商店街</p> <p>御用聞き・配達制度の拡充</p> <p>こだわり大賞のPR・活用</p> <p>人材育成制度・若者を引き入れる</p> <p>インターンシップ制度</p> <p>個人のニーズに合わせた販売(商品説明をきちんとしていく)</p> <p>新しい産業、特徴のある産業の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT産業 ・ふれあいのあるビジネス <p>商業の発信基地を作る(魅力ある見せ場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区立産業会館(BIZ新宿)の活用等 <p>消費者ニーズを調査し産業観光へ活かす草の根団体を活用する</p>	働きたくなくなるまぢ

IV 第5分科会 中間報告(一覽表)

	どうしたいのか	現状と問題点	改善と解決の方向性	十年二十年後の新宿
産業	(伝統産業の継承)	生業として成り立たない ・プロのこだわりが生かされていない ・職人の高齢化 ・後継者がいない ・転廃業による連携不足 ・新しい時代の流れに伝統を活かしきれっていない	プロの認定 マスター制度の導入 人材育成制度 若者、後継者を引き入れる 人材・財政支援 職人同士の連携を深める 一・二次就業希望者の創業支援 (新しい形態の産業後継者育成) 自分たちの仕事(のれん・価値)の情報発信を図っていく のれんを活かす 伝統の革新	働きたくなくなるまぢ

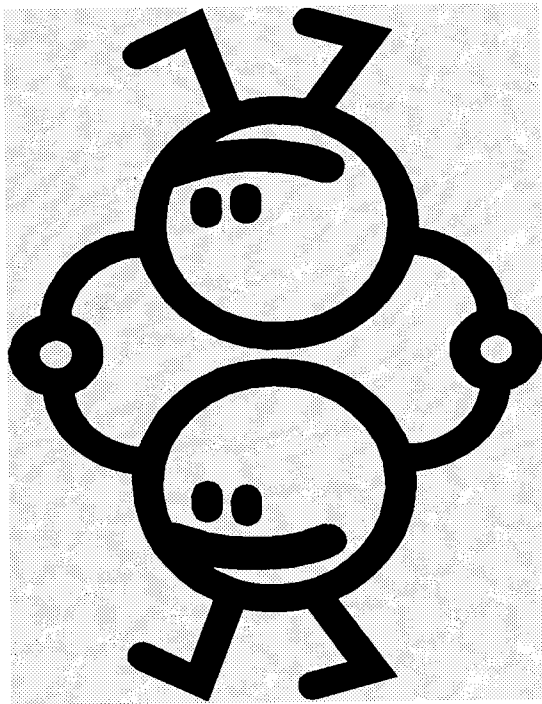
IV 第5分科会 中間報告(一覽表)

	どうしたいのか	現状と問題点	改善と解決の方向性	十年二十年後の新宿
文化	<p>文化の再構築</p> <p>(伝統文化の活性化)</p> <p>(文化のネットワーク)</p> <p>(新文化の受容と創出)</p>	<p>区内の文化活動情報がいきわたっていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新宿は文化活動が不在のまちと思われがちである ・情報の拠点がない ・劇場・音楽ホール等の情報不足 <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般の市民レベルまで情報がきいていない ・区内芸術家・文化人の交流の場が少ない ・区内の芸能・芸術・音楽家等が活用されていない <p>-----</p> <p>異文化共生が進んでいない</p> <p>-----</p> <p>モラルが欠けている</p>	<p>図書館をまちの情報センターとして活用する</p> <p>「新宿文化芸術貢献者認定制度」の創設</p> <p>情報発信の仕組みを考える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財・史跡など <p>児童・生徒に文化教育の場を作る (行政・民間の連携により)</p> <p>区民主催の「新宿芸術祭」の実施</p> <p>区民主催の文化・芸術育成 ・「新宿劇場」 ・区民主体の管理運営</p> <p>-----</p> <p>国際理解教育</p> <p>-----</p> <p>コミュニティの形成</p> <p>-----</p> <p>豊かな精神文化を育てる 異世代間で伝える仕組みをつくる</p>	<p>住みつづけたいくなるまち</p>

IV 第5分科会 中間報告(一覽表)

	どうしたいのか	現状と問題点	改善と解決の方向性	十年二十年後の新宿
観光	<p>観光の再構築</p> <p>(伝統観光の見直し)</p> <p>(産業・文化の良き観光化)</p> <p>(新観光の創出)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名所・旧跡だけが観光資源と思われがちである ・地域文化・観光資源のPR不足 ・観光地をスポットとしてとらえている ・人材(人財)が活かしきれていない ・人的ネットワークが繋がっていない ・今ある情報が活かされていない 	<p>産業や文化が最大の観光資源である</p> <p>一つ一つの店舗を観光地と考える</p> <p>観光資源の洗い出し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちは観光資源の宝庫 エリアごとでとらえる ・芸術村 <p>地域マップ(産業・文化)の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光ミニコースの新設 <p>来街者にやさしい案内板設置、インフォメーション</p> <p>「新宿シテイクガイド認定制度」の創設とポランテイクガイドとしての活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新宿まちなちの駅」情報発信地 ・新宿すべての駅に案内所を設置 <p>「新宿学」の構築・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神楽坂学や四谷学等の地域学 <p>「新宿遺産」の認定(ハード・ソフトの両面)</p> <p>区内シャトルバス・モノレールの運行により、まちへの車の乗り入れを減らす</p>	<p>行ってみたいくなるまち</p>

第6分科会



《検討分野》

多文化共生 地域安全 協働・参画
コミュニティ 自治制度

第6分科会資料 目次

★はじめに	6-1
★これまでの活動経過	6-2
★資料作成方針	6-4
レポート	
★多文化共生について	6-5
★地域安全について	6-17
発表用パワーポイント資料	6-27
※発表用パワーポイントの計画体系部分は、学識委員からの資料提供に基づき作成	

はじめに

「これからの10年後の新宿区のまちを、どう創っていくことが望ましいのか」

新宿区は、今後の方向性を決めていく新たな基本構想や基本計画、都市マスタープランの策定にあたって、私たち区民やNPOや企業などを巻き込んでいく「協働・参画」ということに着眼しました。そして設置された区民会議、私たちの分科会は、76人の大人数でスタートしました。

第6分科会のテーマは「多文化共生」「地域安全」「協働・参画」「コミュニティ」「自治制度」の5つです。どのテーマも、とても範囲が広く、正体が掴めないようなものばかりです。その上、メンバーは、みんな熱い思いを持って参加しているので、言いたいことは尽きず、意見の集約もたいへん難しいものです。

それでも、出てきた意見のとりまとめは、安易に多数決で意見集約をしないで、1つの提言になるように合意形成を目指してきました。

また、会議の運営にあたっては、区に頼るのではなく、私たちの自主的で自立した会議とするために、各班から運営委員を2名選出し、会議時間以上の時間を掛けて、意見の交換や検討を行う運営委員会を設けています。

私たちの5つのテーマは、それぞれが関連し合っていて、また他の分科会テーマとも密接な関係を持っています。それは、これからの新宿を考えたときの、区のあり方、地域住民のあり方、区と地域のあり方、つまり意識やシステムをどうしていくのかということに尽きるのかもしれない。

このことは、今回発表する「多文化共生」と「地域安全」の意見交換と意見集約をしていく中で、「協働・参画」「コミュニティ」などのテーマと分離して考えることではないことと、皆の共通の認識になってきています。

私たちは、新宿区の構想・計画に、「魂」とも言える『区民の意識・協働参画する心・地域を愛する熱意』を入れていくために、ここに集結して提案していきます。

さらに、「我がまちは、こうありたい」と皆が心から思い描ける新しい基本計画や都市マスタープラン等を提案するには、「体系的」に考える必要があると思います。

基本計画の中でいうところの、計画の体系図《大項目・中項目・小項目》や施策の方向など、分かりにくい“役所言葉”をいかに区民が理解しやすい言葉に変えるか。

施策がどうあるべきか、その方向を明確にしていくことが必要だと考え、第6分科会は提案して行きたいと思います。

今後できれば、計画などの「評価」という、わかりやすいシステムの提案や他のテーマとの関連づけまでしていきたいと思います。

これまでの活動経過

回	分科会会議開催月日	主な内容	参加者数
1	17年6月18日(土)	運営方針、会議開催方法について	58
2	17年7月9日(土) 午後1時～3時20分 (フォロー会議) 7月16日(土)	各班での自己紹介の後、当面の会議運営方法を確認し、自由な議論へ。KJ法をベースに第6分科会の検討分野全般について、日ごろ感じていることなどを話しあいました。	43 (15)
3	17年8月6日(土) 午後1時～3時 (フォロー会議) 8月10日(水)	前回に引き続き、第6分科会の検討分野全般を総論として検討。次回(8月20日)の発表に向けて、各班ごとに役割分担や資料作りなどの準備をしました。	38 (12)
4	17年8月20日(土) 午後1時～3時50分	第2回会議以降に第6分科会の検討分野を「総論」として捉え検討してきた結果を、11班ごとの創意工夫により発表しました。発表終了後、「歩きたくなるまち新宿」「都市マスタープラン」について、区から説明。	37
5	17年9月3日(土) 午後1時～3時 (フォロー会議) 9月7日(水)	「地域安全」について、学識委員、区民委員、区職員からそれぞれレクチャーを受けた後、新しい班での検討を始めました。今回は、当面の運営方法では、検討結果の発表としていましたが、再度、検討を重ね、後半は運営委員会について話し合うこととなりました。	33 (8)
6	17年9月17日(土) 午後1時～3時	運営委員会の設置の必要性と役割、運営委員の人数と選出方法などについて検討しました。後半は、班毎にテーマ検討を行いました。	42
7	17年10月1日(土) 午後1時～午後3時	7つの各班から運営委員会委員を2名選出し、学識委員とあわせて17名の運営委員会を設置しました。その後、多文化共生について、NPO活動をしている委員からの活動と現状の報告、区職員から外国人登録者の推移や「しんじゆく多文化共生プラザ」の説明、外国人の委員から見た多文化共生についての報告を受け、質疑等を行いました。	45
8	17年10月15日(土) 午後1時～3時	第6分科会の運営委員会(座長:三田学識委員)についての報告の後、多文化共生について各班	38

		<p>の検討を行いました。</p> <p>検討にあたっては、今までの検討成果について資料に基づき、先ず評価を行い、各班ごとに「現状、問題点・課題、10年後のあるべき姿、改善方法、その他」としてまとめることとしました。なお、今回から運営委員が進行を担当。</p>	
9	17年11月5日(土) 午後1時～3時	<p>第6分科会の運営委員会(座長:三田学識委員)についての報告の後、地域安全について各班の検討を行いました。(世話人会の取り扱いと、第6分科会のリーダー、サブリーダーの選出。中間発表会のワーキンググループメンバーの選出。今後のスケジュールなど。)</p> <p>「地域安全」の検討にあたっては、今までの検討成果について資料を踏まえ、各班ごとに「現状、問題点・課題、10年後のあるべき姿、改善方法、その他」としてまとめることとしました。</p>	33
10	17年11月19日(土) 午後1時～3時	<p>第6分科会のリーダーとサブリーダーの選出後、「地域安全」「多文化共生」について各班でまとめたレポートに基づき、次の事項について検討を行いました。(他の班への質問・行政に確認したいこと・学識委員に尋ねたいことなど)</p>	32
11	17年12月3日(土) 午後1時～3時	<p>運営委員会の報告後、「協働・参画」「コミュニティ」に関する事例検討として「新宿中央公園ビオトープ地区推進の整備」が報告されました。その後、事前配布資料などの説明、学識委員から今回テーマに関する進め方の説明を受け、班別の検討に入りました。</p>	33
12	17年12月17日(土) 午後1時～3時	<p>運営委員会の報告及び中間発表会WGの報告を行いました。また、分科会のテーマ検討のまとめを担当する起草委員の選出を行いました。その後、「協働・参画」「コミュニティ」に関する班別の検討に入りました。</p>	31
13	平成18年1月21日(土)午後1時00分～午後4時00分	<p>運営委員会の報告後、中間発表会に向けた「多文化共生」「地域安全」の起草原稿(案)について班毎にチェックをしました。</p>	36

★現第6分科会委員数(18年1月末現在):71名

多文化共生・地域安全の資料作成方針について

★この資料作成にいたる過程はおおよそ次の流れによります。

- 1 分科会の5つのテーマについて、それぞれの関係性と個別の課題など総論的に検討しました。検討にあたっては、分科会内に7人程度の班を設け、同一テーマを全員で、KJ法を用いて検討し、その結果を発表しました。
- 2 新たに班を再構成し、個別のテーマについて検討を深めました。検討にあたっては、総論検討での意見集約集を参考に、また学識委員、区民委員、区などのレクチャーと事前作成資料に基づき、検討し班別にレポートを作成しました。
- 3 分科会内に設置した運営委員会の協議により、6月の提言作成に向けてテーマごとに「まとめ(案)」を作成する起草委員を置くこととしました。
- 4 「多文化共生」と「地域安全」を担当する起草委員により、中間発表会用にテーマ別資料(原案)を作成し、分科会全体で意見調整を図り、この資料を作成しました。

★資料作成方針

- 1 テーマ別資料の構成は、分科会内で検討に際して分類した「現状」「問題点・課題」「10年後のあるべき姿」「改善方法」の4つの視点(項)を基本としました。
 - 2 資料は「政策提言」を目的としているため、「実施計画」に相当する意見は、付記事項「事業に対する具体的な要望」としてまとめました。
 - 3 提言に向けて意見の合意形成など議論の継続が必要とする事項については、「重要であり、さらに議論が必要と思われる意見項目」として位置づけました。
- ※「多文化共生」の定義など、さらに意見の集約が必要な内容は協議継続します。

★その他、資料を読むにあたって・・・

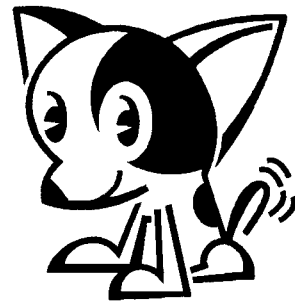
- 1 「多文化共生」「地域安全」「コミュニティ」「協働・参画」「自治制度」の各テーマは、相互に関わる課題・問題点があるという認識を持って現在検討しています。
 - 2 資料については、新宿区全地域で共有されるべき課題との認識から、分科会での意見のうち、特定地域(大久保など)の名称は文中から削除しています。
 - 3 類似する言葉は、(居住者>住民、街>まち)など表現の統一を図りました。
 - 4 多文化共生については、「外国人」「日本人」双方の視点に立って、新宿区における外国人の急速な増加という現実を踏まえ、今後のあるべき姿を検討しました。
- *第6分科会での協議内容は、現行の施策体系で「第2章:ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち」のなかに位置づけられているが、今後の議論の展開として、新たな章立てとすることも検討したいと考えています。
- 5 地域安全については、区民が安心して暮らし続けられるために、区の組織を改善し、区民の連携をもって進めていくことが重要であるとの視点に立ち検討しました。

多文化共生について

《構成》

【現状】

- 1 外国人の現状
 - (1)統計からみる外国人の現状
 - (2)日本人の視点
- 2 区取り組み
 - (1)行政計画
 - (2)現状への疑問など
- 3 その他の視点や背景
 - (1)日本に住んでいる理由等
【来日の理由等】
 - (2)現状の分析



【問題点・課題】

- 1 コミュニケーション形成への障害
- 2 安全に対する懸念
- 3 問題への対処や制度の不備
- 4 区への課題
- 5 その他の課題

【10年後のあるべき姿】

- 1 居住する地域住民にとって、「安全」で「安心」して「快適」に過ごせる“多文化共生社会”のモデル地区を実現する。
- 2 外国人の人権の尊重と区政参加の機会が保障される。
- 3 外国人が地域の一員として、積極的に参加出来る「地域ネットワーク・地域コミュニティ」が構築されている。
- 4 住民同士の情報の伝達・共有化がスムーズに進み、必要に応じて情報が多言語で伝達できる。
- 5 区は長期的な視野で多文化共生社会に向けた施策・運営・業務を行う。

【改善方法】

※10年後のあるべき姿に対応

【事業に対する具体的な要望】 付記意見

【重要であり、さらに議論が必要と思われる意見項目】

【現状】

新宿区における外国人の急速な増加は、それまでの地域社会や日常生活の中に新たな変化や課題をもたらした。このような中で新宿区は「国籍や民族などの異なる人々を地域社会の一員として受け止め、地域における外国人との交流や異文化理解の促進を通じて、国際社会に開かれた地域社会の形成を図る。」という“多文化共生”の考え方を示し、推進している。しかし、一方では生活習慣などの相違による日常生活でのトラブルが懸念されている。

新宿区が“外国人との関係”に限定して“多文化共生”という考え方を定義することには、第6分科会でも議論のあったところではあるが、本項ではあえて“外国人との関係”を基本に住民視点から新宿区の10年後における“多文化共生”のあるべき姿を検討することとし、まず現状について以下のとおりまとめた。

1 外国人の現状

(1) 統計からみる外国人の現状

① 区民の1割が外国人

新宿区の外国人登録者数は、昭和61年に1万人を超え、平成17年4月1日には109ヶ国の28,637人、区内人口302,479人(住民基本台帳登録数273,842人)の約1割(9.46%)を占める。総人口に対する占有率は東京都他区(2.9%)及び全国水準(1.5%)と比較し顕著である。

② 韓国・朝鮮及び中国籍が多数派

新宿区はアジア系の登録者の占有率が高い。韓国・朝鮮(11,764人)及び中国(9,273人)で全体の73%を占め、以下フランス(901人)、ミャンマー(838人)、フィリピン、アメリカと続く。近年、韓国(特別永住者を除く)、タイやミャンマーなどのアジア系国籍住民の増加が目立つ。

③ 20～40代の若中年世代年齢が大半

男女ともに生産年齢人口(15歳～64歳:26,638人(89.5%))で占め、年少・高齢人口は低い。女性の最高率年齢層は20-24歳、男性は25-29歳。

④ 大久保地区と柏木地区に4割弱が集中して居住

外国人の約1/3が、大久保・柏木地区に集中している。所管内総人口に占める割合も21.9%と5人に1人は外国人である。

(2) 日本人の視点

①外国人の多い地域と少ない地域では、現状に対する認識に大きな違いが見られる。

②新宿区は「多文化共生」を避けて通れない現状にあり、プラス思考で進めていく

必要がある、との意見が多い。

- ③外国人が増えたという現実をプラス指向で考えたいが、どのようにしたら多文化共生ができるのか。異文化を理解しようとする心と姿勢、日本人・外国人の双方への正確な情報提供、コミュニケーション・交流の促進、コミュニティ参加の機会づくりなどが必要であるが、その方法論がわからないというのが現状ではないか。いずれにしても、多文化共生の芽は芽吹きつつあると思われる。
- ④特定の地域では、治安・防犯の問題が大きく取り上げられている。
- ⑤一部に外国人に対する正確な知識や情報の不足、偏った情報による誤解、感情論、外国人に対する感傷的意見などがみられるが、概ね、多文化共生(定義が不明確との意見がある)を肯定的に捉えよう、という意見が多い。
- ⑥日本人と外国人とが同じ住民としての交流・コミュニケーションが非常に不足している。(日本人の受け止め方、対応の仕方に戸惑いがある。)

2 区の取り組み

新宿区の取り組みとしては、新宿区後期基本計画(平成15年～19年度)に基づいた、第三次実施計画(平成15年～16年度)での「異文化理解の促進と国際交流」の取り組みがある。現在は、急速な少子高齢社会が進む中、互いに民族や国籍の異なる人々が文化的違いを認め理解し合い、ともに生きていく“多文化共生のまちづくり”を推進する、第四次実施計画・第二次行財政改革計画(平成17年～19年度)が実行段階にある。

(1)行政計画

①新宿区後期基本計画

(a)平和事業の推進、(b)国際化に対応した地域社会作りを掲げ、外国人のための環境整備(ex.外国人のための相談窓口設置、外国人留学生学習奨励基金設置)や国際理解を深める事業の推進(ex.新宿文化・国際交流財団運営助成)などを行っている。

②平成17年度実施中の多文化共生に関する事業

平成17年度は、(a.)しんじゅく多文化共生プラザを新設し、(b.)日本語学習の支援、(c.)外国語による生活情報の発信、(d.)外国人相談窓口の運営、(e.)児童生徒保護者への経済負担軽減など、外国人の暮らしを支える段階への取り組みが徐々に始まっている。

(2) 現状への疑問など

- ①新宿区の「第四次実施計画」では、「…外国人が増えて新たな課題も生じますが…」と表現されているが、もう一度、区が現実の部分を見直す必要があるのではないか。
- ②NPOや地域のボランティアが、この問題に何十年となく真剣に取り組んでいる事が分かったが、そういう方達や組織を区は有効に活用して、区が多文化共生に対する土壌づくりをすることが大切だ。
- ③“多文化共生”のスローガンはあっても中身が不十分。具体的な対策が見えてこない。
- ④区の最大の問題である外国人問題について、区の専門部局があるのか、専門部署、専門職員がいるのか、総合的に色々なことを知っている人がいるのか、という指摘がある。
- ⑤多文化共生について区職員には知識が少なすぎる。外国人が抱える諸事情に関する認識が薄い。外国人の実態を表すのは数字だけではない。
- ⑥在住留学生の声を一例にすると「外国人の受け入れは低賃金労働力の確保・留学生政策の達成率(人数・公的住宅)が良くない・地域社会の受け入れが希薄」、そのような意見を区サイドが、どこかで集約していく。そしてNPOやボランティアの方達が情報を提供しながら何かを創りあげていくことが必要ではないか。
- ⑦施設として、「しんじゅく多文化共生プラザ」はハイジア 11 階であり、文化国際課は区役所1階と離れている。また、外国人が多く住む地区の需要に対応した言語の書架が、図書館に少ない。

3 その他の視点や背景

(1) 日本に住んでいる理由等

地域社会における外国人は、以下のような理由等で来日しているが、それぞれの人々が一人一人その立場やおかれた環境によって、見えてくる日本社会はおそらく一様なものではない。

受け入れる側の日本社会も、多様な価値観を持った人々の集まりであり、日本社会そのものが多文化共生社会といってもいいほどに変化してきている。今や、国籍・宗教など異なる文化を持った人々が様々な目的を持って、数多く生活するようになってきている。

【来日の理由等】

- ・日本で勉強するために来日している人
- ・日本で起業し、事業を目的とする人
- ・日本で賃金を得るために、出稼ぎのようにくる人
- ・企業の駐在員として仕事をしている人
- ・日本の経済政策として受け入れてきた人
- ・上記の理由で来日している人の家族としてきている人
- ・歴史的経緯から日本に住むこととなった人

(2) 現状の分析

- ①新宿の特徴である、外国人との共生を如何に進めるかは日本の将来課題である。
- ②共生の視点として、「ルールを守る」と「他者を認める」ことの必要がある。
- ③日本人も外国人も双方の風俗習慣を知らない人が多い。
- ④一部の日本人に外国人イコール犯罪者との意識がある。



【問題点・課題】

多文化共生社会を実現するには、外国人との間で多くの問題が発生しており、対処するためには現状の機関やシステムに課題が残されている。

地域、まち、日本の将来像を見据え、また前述の現状を踏まえて、多文化共生を進めるにあたっての問題点・課題を以下のとおり捉えた。

1 コミュニケーション形成への障害

- ①言葉の壁がある。
- ②日本人は、異なる文化や習慣の体験が少ないため、多様性の受容、多文化共生への理解が乏しい。

2 安全に対する懸念

- ①犯罪のグローバル化、外国人による組織犯罪への脅威。
- ②外国人に住宅を賃貸することへの不信がある。

3 問題への対処や制度の不備

- ①日本人の外国人に対する問題や苦情は聞こえるが、外国人側の声が聞こえにくい。
- ②特定の地区への対処に集中しているようである。他の地区では、問題がないのか。

4 区への課題

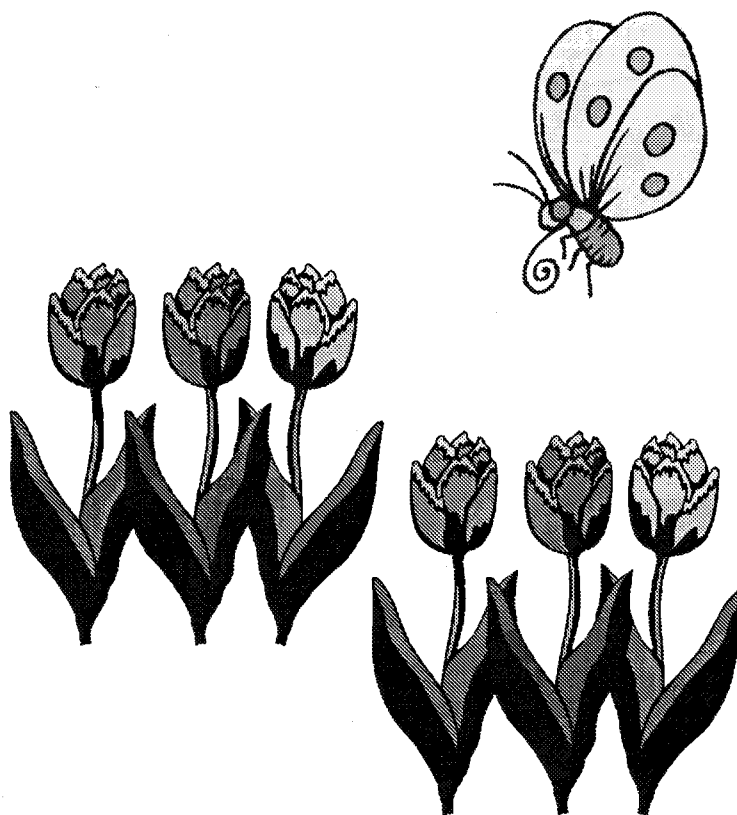
- ①「多文化共生」とは何か、もっと議論を進める必要がある。新宿区の新基本構想・新基本計画において「多文化共生」という用語を用いるならば、「多文化共生」の定義を明確にすべきである。区職員が「多文化共生」をどう理解し、考えを持って外国人問題を具体的に何処までやろうとしているのか。
- ②議会、区、所管警察、入管、関連組織団体、非営利支援団体(NPO や NGO)、有職者などの連携がスムーズではない。
- ③後期基本計画・第二次行財政改革計画など行政計画が見えてこない。また計画の定量的な目標が明瞭化されておらず、その効果や事業評価については疑問の声がある。
- ④区役所部署のどこに相談していいかわからない。外国人への対応に総合的視点を持った職員が少ない。区の役割認識の明確化が必要。
- ⑤在住外国人の実態把握と現状理解の不足がある。
- ⑥区は、外国人が安心して区内で生活できるよう、「生活環境・労働環境」に関わる

社会保障の整備と、「公的年金・保険」への加入を促すなどの諸施策が必要である。

⑦区施設「しんじゅく多文化共生プラザ」に求められる役割の明確化。

5 その他の課題

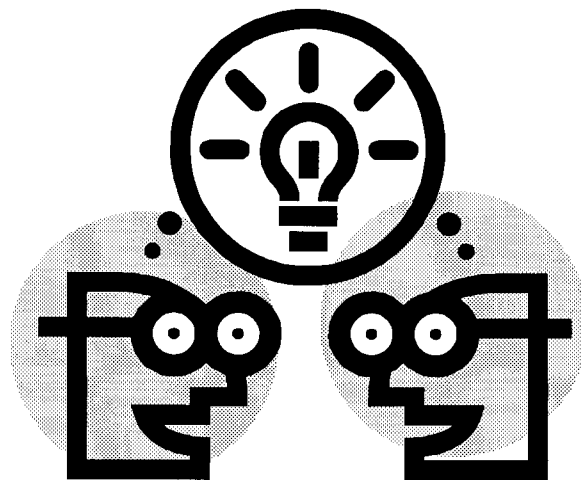
- ①根幹の課題としては、共生へのプロセスが見えていないこと、外国人が増えている地域では、まちの将来像が描けてないことが挙げられる。外国人と日本人がともに地域社会の一員として「まちづくり」を進めることに対して拒否反応を示す人がいることも踏まえて共同で行うまちづくりが必要である。
- ②日本人と外国人が地域社会で共に生活するための生活ルール、風俗習慣等を理解するための方策、相互理解を深めるための方策を探る。
- ③現在のNPOやボランティア団体、商店街の有志等で進んでいる多文化共生のための個々の活動の支援が必要である。



【10年後のあるべき姿】

今日、国際的な人々の流入に於ける諸問題は地方自治にも及び、新宿区もそのときを迎えた。世界の動きと新宿区を結ぶ多文化共生のあり方は、10年後のあるべき姿として将来像がわかりにくい点もある。しかし、新宿区民が区全体の問題として多文化共生を捉えることは重要である。10年後の平成27年(2015)における多文化共生社会のあるべき姿を下記の様に想定する。

- 1 居住する地域住民にとって、「安全」で「安心」して「快適」に過ごせる“多文化共生社会”のモデル地区を実現する。
- 2 外国人の人権の尊重と行政参加の機会が保障される。
- 3 外国人が地域の一員として、積極的に参加出来る「地域ネットワーク・地域コミュニティ」が構築されている。
- 4 住民同士の情報の伝達・共有化がスムーズに進み、必要に応じて情報が多言語で伝達できる。
- 5 区は長期的な視野で多文化共生社会に向けた施策・運営・業務を行う。



【改善方法】

多文化共生社会を実現するために、現状の問題と課題をどのように改善していくか、以下のとおり、方向性をまとめた。

1 居住する地域住民にとって、「安全」で「安心」して「快適」に過ごせる “多文化共生社会”のモデル地区を実現する。

- ①区と区民は、外国人が発信する講座やプログラム推進と支援の強化を行う。
- ②区と区民は、多文化共生社会の実現が、“まちの成熟度”を示す指標として広く認知されるように意識改革を図る。
- ③企業は、異なった国の人達が共に働ける職場を提供する。
- ④区は、外国人への施策、多文化共生の現状の情報を区や関係者に留めず、幅広く区民・教育現場・地域で活動している諸団体等に提供し、理解を深める。
- ⑤区と区民は、まちの活性化に向け、多文化共生のまちを研究や観光に生かされるよう、長所を育て、プラスイメージを発信する。

2 外国人の人権の尊重と行政参加の機会が保障される。

- ①区と区民は、異なるバックグラウンドを持つ人々を受け入れるために、必要な知識の普及を図り、共生への理解を深める。
- ②外国人に閉ざされる賃貸住宅市場の改善が求められる。
- ③在住外国人二世の母語(注)保持教育、日本語教育、進学への支援を図る。
- ④区と区民は、10年後、20年後の新宿区を担う子ども達の地域育成を促すため、日本人と外国人が共に協議に臨むことを図る。
- ⑤区は、外国人の声を聴き、区政に参加出来る機会を設ける。

(注)母語とは、日本語以外で両親またはいずれかの親が日常的に用いてきた言語。必ずしも“母国語”を意味しない。

3 外国人が地域の一員として、積極的に参加出来る「地域ネットワーク・地域コミュニティ」が構築される。

- ①区は、関連NPOや在留留学生の組織化と活用を図る。
- ②区民は、お互いの地域社会を理解するための足掛かりとして、日本人と外国人の協同作業(例えば、地域清掃活動、コミュニティ・スポーツなどへの参加)を進める。

- ③区民は、バックグラウンドの異なった人たちと理解し合うため、地域団体のネットワーク化を推進する。合わせて外国人(民族グループ)ネットワーク化が必要。
- ④区民は、外国人のボランティアを育成する。

4 住民同士の情報の伝達・共有化がスムーズに進み、必要に応じて情報が多言語で伝達できる。

- ①区は、関係団体との連絡調整を促す。
- ②区と区民は、コミュニケーションを円滑にするために、情報伝達の多言語化を図る。

5 区は長期的な視野で多文化共生社会に向けた施策・運営・業務を行う。

- ①区は、外国人増加の原因分析・洞察を行った上での問題定義が必要。
- ②区は、多文化共生は“文化政策”ではなく“総合政策”として捉え、多部署において多面的に推進する。
- ③外国人の居住に関する総合的な対応を行う専門部局を設置し、専任職員を養成・配置する。
- ④区は、「関連知識・情報(生活実態・宗教・伝統文化等)」の収集、蓄積・分析を行う仕組みを作る。
- ⑤区は、区施策・事業評価基準の提示をする。
- ⑥外国人問題は区内の地域性を顕著に表す問題でもあり、一定の地域では、切実な問題となっている。区は、教育、医療、福祉、雇用、犯罪、コミュニティ、文化等、重要で新たな課題を直視し解決を図る。
- ⑦区は、人道的見地から在留資格のない超過滞在外国人へのサポート施策を講じる。
- ⑧区は、関連行政機関との連携(文科省,法務省,外務省,厚労省,JICA,東京都,他自治体,各国大使館,警察,医療機関等)を進める。
- ⑨区は、多文化共生のための基盤整備を先行し、超過滞在などの指摘はこれらの施策の後に行う。

【事業に対する具体的な要望】 付記意見

- ① 区は、区長室に専門部局(共生タスクフォース)を設置する。
- ② 区は、関連行政マニュアル作成。職員研修(生活事情、衛生事情、「法」的事情等)を実施する。
- ③ 区は、新宿文化・国際交流財団の役割を見直す。
- ④ 区は、しんじゅく多文化共生プラザを利用者にとって便利な運営、立地にし、NPOが運営する。
- ⑤ 異なった人たちと理解し合うため、地域団体のネットワーク化が必要。外国人(中国人、タイ人、韓国人など)の、さまざまな民族グループのネットワーク作りを区が支援する。
- ⑥ 区は、関係団体(外国人の団体も含む)との連絡調整会議を設置する。
- ⑦ 区は、外国人が発信する講座やプログラム推進と支援を行う。
- ⑧ 区は、外国人が日本の法律、社会的ルールを学ぶ場所を作る。
- ⑨ 区は、外国人に対する日本人の接し方のセミナーを開催する。
- ⑩ 区と区民は、区内の学校施設を利用し、交流、学習、サークルの場を設ける。
- ⑪ 区は、区民を対象に、多文化共生に対する意識・満足度調査を行い、必要に応じてギャップ分析を実施する。
- ⑫ 区と区民は、外国人問題(教育、医療、福祉、雇用、犯罪、コミュニティ、文化、等)に対処するオンブズマンを設置する。
- ⑬ 区は、自治制度の決定に外国人も「住民投票」参加ができるようにする。



【重要であり、さらに議論が必要と思われる意見項目】

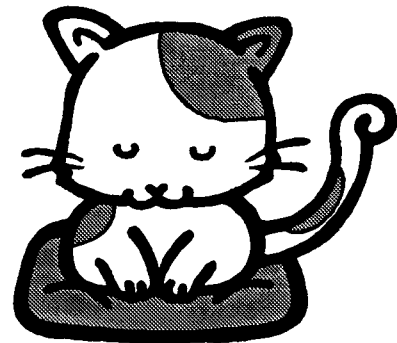
1 コミュニティに関する問題

- ①外国人の地域活動への参加のあり方。
- ②商店街や町会、各業種組合など既成組織のルールへの理解。
- ③町会・商店会が多文化共生のために機能していない、もしくは機能できない現状がある。
- ④区に多文化共生への明確な定義・施策がないため町会等、地域では活動できない。
 - ・町会・商店会など地域活動に於いて、その活動責任はあるのか。
 - ・区を乗り越えての活動は、区と町会の間で摩擦が起こるのでないか。
- ⑤「多文化共生」は、宗教問題が絡むのか。
 - ・外国人は生活根拠に宗教があり、宗教施設を中心に社会活動をしている場合が多い。
 - ・日本人は生活根拠に宗教があるのか。
 - ・相方で共生するのは難しいのか。

2 外国人の受け入れに関する課題

- ①一部の外国人に対し、永年に亘る差別意識、無意識的な差別がある。
- ②外国人(=区民)が、納税者であるとの認識が不十分である。
- ③外国人が、家族滞在者(=生活者)であることへの視点が不十分である。
- ④在住外国人の言語習得に関する有効な施策の実行。
二世教育:母語教育(※「改善方法」2-④注を参照)、小中学校での教育、高校進学支援、日本語学習支援など。

3 多文化共生の定義とは ← 提言に向けての整理が必要



地域安全について

《構成》

【現状】

- 1 新宿区の政策について
- 2 新宿区役所(行政)に関連する区民意識
- 3 地域社会や区民の考え方・感じ方

【問題点・課題】

- 1 地域安全を確保するには
 - (1)行政
 - (2)区民意識・区民組織
- 2 防犯
- 3 防災



【10年後のあるべき姿】

- 1 都内随一の「安全安心を誇れるまち新宿」となっている。
- 2 犯罪のないまちができています。
- 3 防災に強い都市づくりができています。
- 4 「都市型コミュニティ」ができています。
- 5 住み良い生活環境ができています。
- 6 子どもが元気に育つまちになっている。
- 7 地域安全に関する行政のハード対策及びソフト対策、情報伝達の整備がなされている。

【改善方法】

- 1 地域安全を確保するには
 - (1)行政
 - (2)区民意識・区民組織
- 2 防犯
- 3 防災

【重要であり、さらに議論が必要と思われる意見項目】

【現状】

新宿区は、歴史と伝統と活力を備えたまちであり、新宿区に住み、働く人々によって形成され、護られてきた生活環境がある。これを護り、向上させていくことは、先人からこのまちを受け継いで新宿区に住み、働き、集い、憩うすべての人々の責務である。

経済成長に伴う人口の東京への一極集中は、新宿区的生活環境にも急激で大きな変化とひずみをもたらした。

生活環境の悪化は、そこに住み、働き、集う人々の日常生活を荒廃させ、犯罪の多発、地域社会力の衰退といった深刻な事態を招きかねない現状がある。

平成7年阪神淡路大震災、平成13年6月の池田市小学校内の児童殺傷事件、9月の歌舞伎町雑居ビル火災での大惨事、今市市や広島市の通学途上の小学生誘拐殺人事件等、想像をはるかに超えた事件や事故が多発している。

このような世相の中で、区民が安心して安全な住み良い地域社会を実現するためには、自然災害や事故、犯罪事件等突発的事態に際して、円滑かつ迅速・的確な措置をとるため、危機管理の強化は区政の最重要課題であり、区民の期待が大きくなってきた。

今こそ区役所、事業者、区民など、新宿区に関わるあらゆる人々が、知恵を集め、総力を挙げて生活環境を改善し、安全で安心かつ快適な全国に誇れるまち新宿区づくりをめざした主体的かつ具体的な行動を始めていくことが求められている。

1 新宿区の政策について

具体的には、各部課が対応するが、早期に区の総力を発揮できる態勢を整えることが重要である。

区は、区長が司令塔として役割を効果的に果たすため、平成14年度に防災課を改組・充実し、危機管理室(現在:危機管理課)を設置した。

ここでは防災対策の他、突発的な事態に対する初動措置や対策活動の指示、幅広い情報収集が行えるよう、平素からの協力体制の構築、地域住民や地域団体との連携を図る業務などを担当している。

新宿区は、区民の安全な生活を確保するため“新宿区民の安全・安心の推進に関する条例”(15年6月)の制定など、区民と共に、諸施策を実施してきた。

しかし、価値観の多様化に伴う人々(住民・企業・行政)のモラルの低下やルール無視、マナー欠如などから、安全・安心・快適な生活環境を保全や改善するために、大きなエネルギーの投入を余儀なくされているが、その効果は未知数である。

新宿区は上記条例で、“私たちのまち新宿は、乗降客数日本一の駅、高層ビル群、大規模な地下街、さらには木造家屋の密集する地域も抱えており、ひとたび大地震

や都市型水害に見舞われれば、大惨事にまで発展しかねない危険性を有している。

私たちには、自然災害や事故、犯罪がもたらす被害から新宿のまちを守り、このまちを誰もが安心して暮らすことのできるまちとして、後の世代に継承していく使命がある。この使命を果たすためには、区民、事業者及び区が、それぞれ自らの役割を自覚し互いに連携、協働し合って、安全なまちづくりに取り組んでいかなければならない。ここに、私たちは、自立と助け合いの精神に基づき、誰もが安心して暮らすことのできるまち、訪れる人にとっても心から愛着の持てるまちを、区民、事業者及び区が一体となって創造していくことを決意しこの条例を定める。”とし、新宿区の決意を表明している。

2 新宿区役所(行政)に関連する区民意識

- ①「地域の安全」を管轄する「地域安全課」が設置されていない。
現在は、危機管理課が自然災害(水害や地震)、犯罪対策、テロ対策など全てを担当し、課題を各部署に振り分けている。
- ②縦割り行政の弊害がハード面(例えば、都市生活のインフラ整備等)、ソフト面(例えば、官民の様々な組織の機能・実績・存在などの情報)が整理できていない。
- ③区の「地域安全」の施策(地域の防犯、地震、災害対策)や具体策(防犯・防災対策づくり、災害時活動体制、救護救援体制)が見えない。
- ④施行計画の実行にあたっては、条例策定には曖昧語が多く、文章が誰にでも理解しやすい簡潔な文章に作っていない。
- ⑤「子ども安全ネット」が機能していない。
- ⑥災害時要援護者に対する災害時の様々な問題に十分な協議がされていない。
- ⑦区は、区民への安全講習会・安全マップ配布・幼児への防犯ブザー等、広範囲な情報提供や防犯啓発活動を積極的に実施している。
- ⑧新宿警察署管内は犯罪多発地域となっている。
- ⑨警察・区・区民が一体となって、犯罪防止活動の「歌舞伎町ルネッサンス」が大きな成果を挙げている。

3 地域社会や区民の考え方・感じ方

- ①歌舞伎町及び西新宿の繁華街を抱える新宿は刑法犯認知件数(平成17年度上半期)において都内第3位と犯罪の件数が高く、薬物等の汚染、売春・不法滞在などが多発している。
- ②新宿区区民意識調査では、7割の区民が不安を感じている。
- ③高齢化・少子化・核家族化が急速に進むにつれ、地域社会の人と人との関係が希薄化している。

- ④マンション住民と旧住民との両者の中でコミュニケーションが不足している。
- ⑤国勢調査に協力しない人がいる。
- ⑦ボランティア組織(消防団・災害支援ボランティア・消防少年団・交通少年団・青少年育成委員会・社会福祉協議会、自警組織等)の連携が不十分である。
- ⑧地域安全の担い手が、高齢者・主婦・商店会等が中心となっており、地域住民全体の取り組みとなっておらず、特定の人への負担が重くなっている。
- ⑨子どもに対する犯罪(加害者・被害者共になる可能性をもっている)。
- ⑩高齢者の一人暮らしが多い。
- ⑪監視カメラとプライバシーの問題がある。
- ⑫放置自転車、バイク、ゴミの不法投棄が後を絶たない現状がある。
- ⑬一般的にモラルの低下ルール無視、マナーの欠如が目につく。



【問題点・課題】

地域安全とは、私たちの日常生活に危険を及ぼす 1 生活環境の劣化 2 犯罪等
がもたらす被害(被害者・加害者・防犯やモラル) 3 自然災害(地震・水害)や火災、
事故等が想定される。

これらを未然に防ぎ、安全で安心な住み良い地域社会を実現するためにどのよう
にすれば良いかを、第6分科会で検討した結果、問題点・課題としては、《1 地域で
の安全を確保するには》《2 防犯》《3 防災》の3項目に分けて考えた。

1 地域での安全を確保するには

(1)行政

- ①行政(区)は、いわゆる縦割り組織であり、区民に対する情報の一元化がされて
いないので、利用しやすく活性化することが課題である。
- ②区役所の窓口が単なる、窓口機能としか考えていない職員が多く、区民と区中
枢のパイプ役になっていない。
- ③行政の防犯対策は、主として情報提供、活動資金援助などで、犯罪撲滅への積
極的な施策がない。

(2)区民意識・区民組織

- ①区の施策が、区民に具体的に伝えられていない。見えない。
- ②区民に見えないために、地域安全に関心のある人も行動に移れないでいる。町
会やその他の団体をフルに活用していない。
- ③町会組織が旧態化して、十分に機能が発揮されていない。
- ④区民の多数の意識は、安心・安全に不安を感じるが、対策は人任せの他人事で
あり、当事者意識がない。
- ⑤少子高齢化により、担い手が少なくなる。
- ⑥住民間の交流が少なく、全員参加による防犯・防災への地域安全活動ができな
い。
- ⑦他人に注意するとトラブルになることがある。
- ⑧何の権限もない町会が、区民の安全に貢献していることを区長や担当部署は、
しっかり把握することが大切であり、区民から学ぶ姿勢を持つことを求められる。
- ⑨町会と町会連合会は地域安全にとって重要な担い手であることには間違いない
が、地域格差があり、町会組織を取り巻く環境は厳しくなっている。(高齢化・活
動人口・加入率)
- ⑩町会への過度の期待。
- ⑪新しい住民への防災訓練等の参加や啓発活動の難しさ。
- ⑫地区協議会について認知度が低い。

2 防犯

- ①匿名性の強い都市生活(例えば、各戸の表札が出ていないマンションも多い)都会に暮らす魅力であると同時に、犯罪に対して地域の目が行き届かない社会を生み出している。特に新宿区のように流動人口が多く様々な職業の人がいて、価値観や生活時間・生活様式が異なる住民が暮らしていると、地域に於ける防犯をどのようにしたらよいかが課題である。
- ②警察官の常時不在交番がある。
- ③人々の心が乱れ、他者への関心を示さなくなったことにより、社会的弱者(子どもや高齢者)への犯罪が増える要因になっている。
- ④言葉の壁により、外国人に対して注意・啓発がしにくく、その結果、微罪が増える可能性もある。
- ⑤危険を感じるまち、麻薬、脱法ドラッグ、ホームレス、ひったくり、詐欺の巧妙化、痴漢、窃盗、安全環境整備(街路灯、防犯カメラ、警報装置、標語の掲示、防犯体制(パトロール等)、外国人犯罪多国籍化・凶悪化、歌舞伎町問題等)。
- ⑥交通の危険なまち、歩道、路上障害物(違法駐車・自動車・バイク・放置自転車・違法広告・置き看板、のぼり旗)
- ⑦子どもを取り巻く教育環境(家庭、学校、地域)の問題
- ⑧ポイ捨て条例の効果は？
- ⑨公園の環境整備がなされていないと犯罪の温床となりかねない。

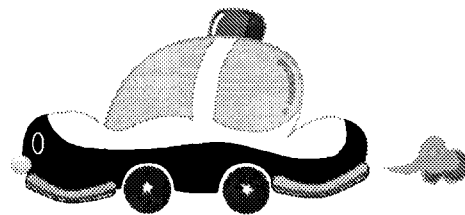
3 防災

- ①自然災害(地震・水害)がひとたび発生した場合、広範囲に亘り罹災する可能性が大きいため、区民は常に不安感を抱いて生活をしているのである。そこで、事前の「備え」と災害発生後の速やかな対応が最大の課題である。
- ②大都市における防災を検討する場合、都市の過密状態、自動車社会(自動車・道路・高速道路等)、防災体制(住民への周知・防災訓練・避難路・避難所・避難場所)、老朽化家屋の建て替え、ライフラインの確保(雨水の利用・自家発電等)大きな問題である。
- ③情報の伝達方法、経路がわかりにくい。その際、災害時社会的弱者(子どもや、お年寄り、障害者、外国の人)への配慮が課題である。
- ④防災システムの活用等、実際に大災害が起きたときには、シミュレーションどおりに機能しないことが問題となる。
- ⑤災害時の情報伝達はスピードが肝心だが、警察・消防・区の連携のあり方に問題を感じる。
- ⑥被災者個人の連絡体制に不安を感じる。

【10年後のあるべき姿】

私たち新宿区民は、新宿区と新宿区民が協働して一人一人の命を大切にする、災害に強く、犯罪のないまちづくりを目指し、「都市型コミュニティ」の中で自主的に交流連帯し、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の醸成がなされ、それぞれの地域の特性を活かしながら連帯して、「ともに生き、集うまち」「ともに考え、創るまち」の新時代を10年後に区と区民が共有することができるまちになっている。

- 1 都内随一の「安全安心を誇れるまち新宿」となっている。
- 2 犯罪のないまちができている。
「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識が醸成され、お互いの顔の見えるネットワークが構築されている。
- 3 防災に強い都市づくりができている。
災害時には、区と区民の協働で、救護救援体制が整い、災害時要支援者に対して人間尊重の配慮がされる。
- 4 「都市型コミュニティ」ができている。
国際化して、多種多様な価値観や文化や生活様式を持つ人々が、自分らしく生き、ゆるやかに地域とつながっていける「都市型コミュニティ」ができている。
- 5 住み良い生活環境ができている。
地域に心を癒すオアシスがあり、歩きたくなる公園や、人にやさしい道路やまちなみができている。
- 6 子どもが元気に育つまちになっている。
子どもを安心して育てられ、地域で見守る体制ができている。
- 7 地域安全に関する行政のハード対策及びソフト対策、情報伝達の整備がなされている。



【改善方法】

1 地域での安全を確保するには

(1) 行政

- ①区は、新宿区内各地域に区職員を多く居住させる。(区内情報理解、情報伝達、中心的活動が速やかになる)
- ②区は、「地域安全」における区、区民、事業者、関係行政機関などの責務を明文化し、組織の管理マネジメントの一元化をする。
- ③区は、政策立案、財政の裏付け、施設維持、ソフト面の充実をはかる。
- ④区は、自助、共助、公助の連携と協働を充実させる。
- ⑤区は、地域安全のために分かりやすく無駄のない区政のしくみづくりに改善する。
- ⑥区は、外国人の生活実態の把握、障害者・高齢者・子どもの実態把握をして対策をする。
- ⑦区は、防犯対策として防犯カメラなどハード面の整備を行う
- ⑧区は、地域の子どもや高齢者の安全を進める施策をつくる。
- ⑨区は、縦割りでなく、横割り組織とし、地域安全課、各地区担当係を設置する。
- ⑩区は、区から発信する情報の提供・情報の共有化の充実と広報・啓発活動の徹底を図る。
- ⑪区は、非常時の情報伝達体制を徹底強化する。
- ⑫区は、人々が安全に生活できるように公共施設のバリアフリー化に努める。
- ⑬地域コミュニティが基盤として存在していることが基本であり、地域の安心・安全は、区が条例を定め、住民意識の改革をめざす。
- ⑭区は、地域安全をテーマにしたイベントや研修を多くの住民が興味を持って参加する企画を計画して開催する。

(2) 区民意識・区民組織

- ①我がまち新宿を自慢でき、誇れる街にしていく。
- ②新宿の将来は外国人を抜きには語れない、区役所、ボランティア団体、区民が、どこまで外国人の問題に関心があるか疑問である。実感のない人は他人事という感じである。地域安全は、いかに国籍に関係なく挨拶が出来るか、日本語で「こんにちは」と声を掛ける勇気が井戸端会議に発展すれば、その輪が広がっていくことが重要である。
- ③人と人との関わりの大切さを知り、命の大切さを再認識する。
- ④一般区民やNPOが参加出来るように既存自治組織(町会・自治会)を見直し、活性化して地域の連帯をはかる。

- ⑤町会に防犯標語を募集する。
- ⑥町会以外の窓口で(地区単位でという声あり)地域安全委員会の配置を考える。
- ⑦町内会別防災時行動マニュアルを作成する。
- ⑧区民は、防犯パトロールや、声かけ運動、挨拶運動をはじめて犯罪抑止に努める。
- ⑨区と地域の住民は地区協議会の広報強化と構成メンバーの見直しをする。
- ⑩区と区民の協力で安全マップをつくる。
- ⑪子育てをしながら働き続けることの出来る環境、子ども達を犯罪に巻き込まないように地域で見守る、「地域の見守り隊」を結成する。

2 防犯

- ①区は、街灯を区内隅々に設置し防犯に努める。
- ②区は、新宿駅周辺および駅の改築をすすめる時は犯罪を一掃できることも含めると同時に犯罪が他の地域に移ることにならないような施策も必要である。
- ③区は、ニューヨークの街の浄化につながった、ブロークン・ザ・ウインドウ理論を進める。
- ④一人一人に声掛け運動や街の美化に努め、環境浄化を進め、犯罪がおこしにくい状態にする。

3 防災

- ①区は、災害時の行動指針を作成し、区と区民の役割分担を明確化し、災害時の弱者救援、救護体制をつくる。
- ②区は、災害時に迅速に対応できるよう、日頃から区と区民、警察、消防及び国や都と連携して防災訓練の演習を行う。
- ③区は、防災訓練を頻繁にする。
- ④区は、情報の伝達方法経路を整備する。
- ⑤区は、情報伝達をIT化する。



【重要であり、さらに議論が必要と思われる意見項目】

- ①いざという時に支援してもらえないはずの、民生委員、児童委員、区議会議員の活動が見えない。
- ②民生委員・区議会議員・町会はその機能を十分発揮していない。
- ③町会については、住民の安全を守ってもらえない。
- ④外国人による犯罪の増加を懸念する声がある。一方で犯罪増加に関するマスメディア(新聞やテレビ等)の情報は、現場の実態とは異なるという声もある。
- ⑤町会と町会不参加住民、新住民と旧住民、外国人登録者と住民間の情報伝達・情報の共有の不足が問題。
- ⑥自警組織・NPO・番犬等防犯活動にどのように寄与出来るか課題。
- ⑦国際化に伴い、結核やエイズなど、様々な感染症が海外から持ち込まれている。(実際に感染症になって亡くなる外国人もいる)。日本人は、日常生活が既に、そのような危険にさらされているという認識が足りなく、行政として対策が打たれた。
- ⑧テロや防疫対策は、国のレベルで考える課題である。しかし、情報伝達や生活環境の整備に区民として関心を持つことが大切である。
- ⑨地区協議会への参加。
- ⑩町内会の単位を10世帯単位のミニ防犯・ミニ防災にしてみる。
- ⑪地域安全を改善するため、多くの新しい条例案が出てきた。
「生活環境安全条例」、美化条例、新宿区景観条例などの策定。
「生活環境条例」の早急な策定と施行の徹底。
「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」の発展的改正。
- ⑬まちづくりに対する声あり。
(例)東西自由通路の完成に合わせ、新宿駅の改築に大企業を巻き込み新宿の新しい街に象徴的建設物として、薬物の販売や犯罪の温床になりやすい現在の新宿駅東口近辺を一新する計画の早期着工。
- ⑭国際化、多国籍化する新宿区だからこそ防疫は大切で、国や都との連携強化し、併せてすでに持ちこまれている感染症に行政が対応する。



新宿区民会議中間発表 第6分科会

平成18年2月19日

目次

- はじめに
- 資料作成方針
- 課題報告
 - 1. 多文化共生について
 - 2. 地域安全について
- おわりに

はじめに

- ▶ 総勢区民76名が参加
- ▶ KJ法に基づき、5つの課題を自由議論
 - (1)多文化共生、(2)地域安全、(3)協働・参画
(4)コミュニティ、(5)自治制度
- ▶ 合意形成強化のため、運営委員会を設置
 - 各班から選出した委員(14名)+学識委員(3名)

どうしたら、共に暮らす新宿を良くするために、区民一人一人の意見を、これからの新宿区の構想・計画に取り入れられるか？

資料作成の方針 (1)

- ▶ 運営委員会の協議により、テーマごとのまとめ案を作成する起草委員を設置
- ▶ テーマ別資料の基本構成
 - 「現状」
 - 「問題点・課題」
 - 「10年後のあるべき姿」
 - 「改善方法」
 - 付記事項「事業に対する具体的な要望」
→実施計画に相当する意見を集約
 - 「重要であり、さらに議論が必要と思われる意見項目」
→提言にむけた今後の議論課題を集約

資料作成の方針 (2)

▶「多文化共生」における視点

- 外国人と日本人双方の視点を考慮
- 今後、外国人人口が急速に増加することを前提とする検討

▶地域安全における視点

- 区民が安心して暮らし続けるために、区の組織を改善し、区民の連携をもって進めていくべきである

課題報告

1. 多文化共生について

急速な外国人増による問題・課題

- 言葉の壁があり、コミュニケーションがうまく取れない
- 外国人が地域活動にあまり参加しない
- 外国人犯罪への不安がある
- 日本人の苦情は聞こえるが、外国人の声が聞こえない
- 安心して外国人が住める仕組みが不十分
保険、賃金、生活環境、健康維持など

10年後のあるべき姿

- 新宿区に住む日本人と外国人にとって、「安全」で「安心」して「快適」に住める、多文化共生のモデル地区が実現されている
- 外国人の人権の尊重と行政参加の機会が実現されている
- 外国人が地域の一員として積極的に参加できる「地域ネットワーク・地域コミュニティ」が構築されている
- 住民同士の情報の伝達・共有化がスムーズに進み、必要に応じて多言語で情報が伝達できている

具体的な施策案

- 区民は外国人との相互理解を深めるため、新たな地域団体のネットワーク化を推進する
例)日本人と外国人の共同作業(種々行事への積極的な参加)
- 行政は、多文化共生を縦割りの文化的施策から総合的な居住施策を推進する
- 行政は、外国人の生活に関する専門部局を設置し、専任職員を育成し総合的な施策を推進する
関連行政機関(文科省・法務省・外務省・厚労省・警察・医療機関)と積極的に連携し、課題解決を図る

基本構想 第二章：ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち

現在の
基本計画
での体系

【大項目】2-1 生涯学習、スポーツの推進

【中項目】 1 学習・教育環境の充実
2 開かれた学校づくり

【小項目】 1 学校開放の推進
2 国際理解教育の推進

2-5 平和の推進と国際化への対応

1 平和事業の推進
2 国際化に対応した地域社会づくり

1 外国人のための環境整備
2 国際理解を深める事業の推進

基本構想に関する第6分科会としての 体系的な整理・考え方

- 外国人と共生することは、新宿区ならではの重要な課題
- 外国人が多く暮らすことを区の特徴として積極的にとらえる



1. 相互に連携・協力し、地域ネットワークの拡充や地域コミュニティの育成
2. 外国人市民委員の参加を積極的に進める
3. 多様な相互交流の場の確保
4. 外国人の居住など生活全般に関する総合的な対応を行う専門部局の設置

第二章：ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち

他の分科会との兼ね合いで、違う位置づけも？

**基本計画
新たな体系**

修正

新設

【大項目】2-1 生涯学習、スポーツの推進

【中項目】 1 学習・教育環境の充実
2 開かれた学校づくり

【小項目】 1 学校開放の推進
2 国際理解教育の推進

2-5 平和の推進と国際化への対応

1 平和事業の推進

2-6 外国人と共生する豊かなまちづくり

1 外国人の区政への参加・協働
(①地域ネットワーク ②代表者会議設置)
2 外国人の生活環境整備
(①相互交流の場 ②居住への総合的対応)

課題報告

2. 地域安全について

地域安全は、第3分科会テーマの「防災」と深く関連していますが、今回の中間発表は地域安全について特に発表します

問題点・課題

- 地域安全の担い手が、特定の人への負担が重く限界
町会・高齢者・主婦・商店会となっている(昼間もその地域いる人々)
特に、町会が高齢化・活動人口・加入率の視点で組織基盤の維持が困難
- 地域の人々の関係が希薄化しており、他力本願
高齢化・少子化・核家族・単身者増が急速に進んでおり、個人主義が蔓延
- 区の施策が、体系的にかつ積極的に伝えられていない
意欲のある人が行動に移れない

10年後のあるべき姿

- 「自分たちのまちは、自分たちでまもる」という意識のもと、都内でトップクラスの「安全安心を誇れるまち新宿」となっている
- 多種多様な価値観・文化・生活様式をもつ人々が地域ともつながりを持ち「安全安心」に関わる地域活動に参加している

具体的な施策案

- 区民主体の防犯活動を積極的に推進する
警察・区との連携のもと、今まで地域活動に参加していない住民を新たに取り込み、地域ぐるみの「地区内防犯パトロール」を実施
- 区に「地域安全課」を新設し、統合的に地域安全施策を推進する
防犯に向けた行政組織の密接な連携を実現する

基本構想

第三章：安全で快適な、みどりのあるまち

現在の 基本計画 での体系

【大項目】3-1 計画的なまちづくりの展開

3-2 災害に強い安全なまちづくり

【中項目】1 防災都市づくり

【小項目】

- 1 都市防災機能の向上
- 2 総合的な治水対策の推進
- 3 安全・安心なまちづくりの推進

2 地域ぐるみの防災体制づくり

- 1 地域の防災体制の強化
- 2 救援・救護体制の整備
- 3 災害活動体制の整備

3-3 快適な生活環境づくり

基本構想に関する第6分科会としての 体系的な整理・考え方

- 災害に強く犯罪の少ない人間尊重社会を地域住民が手を取りあって築く
- 多種多様な価値観や文化、生活様式をもつ人々が自分らしく生きることができ、かつ、ゆるやかに地域とつながっていく都市型コミュニティを市民の協働で創設

1. 防災のためには、なにより「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の醸成を
2. 都内随一の安全・安心を誇る街をめざし、住民相互の協力によって犯罪の抑止を

第三章：安全で快適な、みどりのあるまち

他の分科会との兼ね合いで、違う位置づけも

基本計画 新たな体系	【大項目】3-1 計画的なまちづくりの展開
	3-2 災害に強い安全安心なまちづくり
	【中項目】1 災害に強いまちづくり
	【小項目】1 都市防災機能の向上 2 総合的な治水対策の推進 3 人に優しいまちづくりの推進
	2 地域ぐるみの防災体制づくり
	1 地域の防災体制強化 2 救援救護体制・災害活動体制整備
	3 安全安心のまちづくり
	1 コミュニティを基本とした防犯体制づくり 2 犯罪のない街づくり
	3-3 快適な生活環境づくり

修正

修正

新設

おわりに

- 以上は、検討内容のほんの一部です。
配布資料集の
【重要であり、さらに議論が必要と思われる意見項目】
6-16ページ および 6-26ページをぜひご覧ください。
- 提言までには、まだまだ議論と合意形成が必要です。
他の分科会の皆さん、地区協議会の皆さん、区の職員
の皆さんも一緒に検討しましょう！

新宿区民会議
～中間発表会～

印刷物作成番号

2005-17-2101

発行年月日
編集・発行
新宿区民会議事務局

平成18年2月
新宿区民会議
新宿区企画政策部企画政策課
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
電話 03-5273-3502 (ダイヤルイン)



古紙配合率100%再生紙を使用しています
白色度70%再生紙を使用しています